

平成23年度

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査

報告書

平成24年3月

文 部 科 学 省

目 次

序 章	調査の概要	1
1	事業実施経緯	1
2	調査の目的	3
3	調査の対象・方法・項目等	3
4	調査結果の概要	5
第1章	地震による被害状況と対応について	7
1	東日本大震災における地震による被害状況について	7
2	『地震』に対する各学校等の対応について	11
3	各学校等における情報収集・発信の状況について	35
4	帰宅困難な状況の発生状況について	47
第2章	津波による被害状況と対応について	55
1	東日本大震災における津波による被害状況について	55
2	『津波』に対する各学校等の対応について	60
第3章	安全管理・防災教育などの実施状況について	64
1	各学校等での避難訓練の実施状況について	64
2	各学校等での防災教育の実施状況について	71
3	各学校等での安全管理の実施状況について	75
第4章	避難所の運営状況について	87
1	避難所の運営状況等について	87
2	震災後の児童生徒等について	112
調査結果のまとめ		113
1	初期対応（一次避難）について	115
2	二次対応（二次避難、三次避難）について	115
3	津波対策について	115
4	安否確認及び引き渡しと待機について	116
5	校内の体制整備について	117
6	避難訓練及び防災教育について	117
7	教職員研修について	117
8	避難所運営について	118
9	心のケアについて	118

参考資料

自由回答集

調査票①：地震による被害状況と対応及び安全管理・防災教育などの実施状況について

調査票②：津波による被害状況と対応について

調査票③：避難所の運営状況について

序 章 調査の概要

1 事業実施経緯

(1)事業実施経過

実施時期	計画事項		備 考
	調査委員会の開催	調査の実施	
平成 23 年 12 月上旬	委員選定・委員委嘱 第 1 回委員会の開催 12 月 13 日 14:00-16:00	事業計画書の提出・委託契約の締結 文部科学省との打ち合わせ 調査実施方針の検討 調査票案の設計・委員会資料の作成	
平成 23 年 12 月下旬		調査票の修正 調査票配布先データの収集	
平成 24 年 1 月上旬		調査票の修正 調査の実施・調査票の配布(1/12ー)	
平成 24 年 1 月下旬		調査票の回収・入力 文部科学省との打ち合わせ	
平成 24 年 2 月上旬		調査票の回収・入力 調査結果集計シートを作成	
平成 24 年 2 月下旬		調査の集計・分析	
平成 24 年 3 月上旬	第 2 回委員会の開催 3 月 14 日 10:00-12:00	文部科学省との打ち合わせ 委員会資料作成 調査結果のとりまとめ	
平成 24 年 3 月下旬		成果とりまとめ（報告書作成） 文部科学省との打ち合わせ	

(2)事業実績

調査対象：被災 3 県(岩手・宮城・福島)の国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全ての 3,127 校。

調査期間：平成 24 年 1 月 12 日(木)～平成 24 年 1 月 31 日(火)

依頼方法：文部科学省からの調査依頼文を各県市教育委員会から各学校等へ送付してもらい、協力を得た。

調査方法：原則として、インターネット上へのアクセスにより、調査票をダウンロードして、メールに回答票を添付することにより回収を行った。
この内、メール添付による返送が困難な学校等においては、返送用封筒を送付して、郵送回収を行った。

：私立幼稚園(全園)、及び一部インターネット環境が未整備あるいは復旧していない学校等については、印刷された調査票と返送用封筒を送付し、郵送配布、郵送回収の方法により実施した。(約 450 校)

調査票回収状況：2,617 票(校種不明等 3 票含む)の回収、回収率は 83.6%(校種不明等含まず)。

(3)運営方法

① 委員会構成メンバー

氏名	所属	役職	備考
堺 茂樹	岩手大学工学部長	教授	
源栄 正人	東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻	教授	
中村 晋	日本大学工学部 土木工学科	教授	
兼平 龍太郎	岩手県教育委員会事務局教育企画室企画担当	主査	
福田 功	宮城県教育庁スポーツ健康課	指導主事	
宗形 俊二	福島県教育庁学校生活健康課	指導主事	
清野 俊也	仙台市教育局教育指導課教育課	主任指導主事	

② 委員会開催経緯

回数	日時	場所	議事内容
第1回	平成23年12月13日 14:00-16:00	宮城県自治会館 202 会議室	1.調査概要について 2.調査項目及び調査票について 3.調査の実施方法について
第2回	平成24年3月14日 10:00-12:00	宮城県自治会館 209 会議室	1.調査実施概要について 2.調査集計結果について 3.安全管理・防災教育について(意見交換) 4.報告書のとりまとめについて

2 調査の目的

我が国においては、これまでも地震・津波による被害が発生してきており、今後もその発生が見込まれる。

学校においては、児童生徒等の安全の確保が最優先であるが、同時に地域の防災拠点としての役割も求められている。

阪神淡路大震災においては、児童生徒等が学校にいない時間帯に生じた災害であったため、その後の避難者の受け入れや避難所の開設、避難所の運営と学校教育の調整などに多くの課題がみられた。

一方、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震(H23.3.11)、及びそれに伴って発生した津波の被害）は、地震の規模が阪神淡路大震災を大きく上回る巨大地震であるとともに、巨大津波の被害が大きかった点、また学校教育現場としては、平日の昼間時の発災であったため、児童生徒等の避難行動のあり方や発災後の帰宅困難児童生徒等の対応、関係機関との連絡等、新たな課題が発生している。

本調査では、まず学校等における被害状況と発災時、発災後の対応状況について詳細に整理することを第一の目的とし、さらに、学校等での防災体制や防災教育の実施状況について把握し、被災状況への影響等を検証し、今後の防災教育の効果的展開について検討を行うものである。

3 調査の対象・方法・項目等

(1)調査の対象

調査の対象は、被災3県(岩手・宮城・福島)の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全て(本校・分校別)の3,127校を対象とした。

平成22年度の学校基本調査の学校数(3,190校)に比較して、調査対象校は、被災による休校、休園などにより63校減少している。

東日本大震災における学校等の対応に関する調査 対象学校数

上段:各県市教育委員会調べ(H23.12)

下段:H22年度学校基本調査

		岩手県	宮城県	仙台市(市立)	福島県	3県計
幼稚園	配布数	144	280	2	354	780
	学校数	147	299	2	357	805
小学校	配布数	378	316	126	509	1,329
	学校数	394	329	126	513	1,362
中学校	配布数	189	160	64	245	658
	学校数	193	160	64	246	663
高等学校	配布数	82	96	5	113	296
	学校数	82	97	5	113	297
中等教育学校	配布数	0	1	1	0	2
	学校数	0	1	1	0	2
特別支援学校	配布数	17	21	1	23	62
	学校数	16	21	1	23	61
学校数総計	配布数	810	874	199	1,244	3,127
	学校数	832	907	199	1,252	3,190

注:学校数には分校を含む(=本校+分校数)

(2)調査の方法

調査期間：平成 24 年 1 月 12 日(木)～平成 24 年 1 月 31 日(火)

必要に応じ、未回答校への回答依頼を行い、平成 24 年 2 月 29 日(水)の回収分までを集計対象とした。

依頼方法：文部科学省からの調査依頼文を各県市教育委員会から各学校等へ送付してもらい、協力を得た。

調査方法：原則として、インターネット上へのアクセスにより、調査票をダウンロードして、回答後、メールに回答票を添付することにより回収を行った。

この内、メール添付による返送が困難な学校等においては、返送用封筒を送付して、郵送回収を行った。

：私立幼稚園(全園)及び、一部インターネット環境が未整備あるいは復旧していない学校等については、印刷された調査票と返送用封筒を送付し、郵送配布、郵送回収の方法により実施した。(約 450 校)

(3)調査の項目

調査項目は、大きく下記の 3 つから構成されている。

- ① 地震被害など(地震による被害状況と対応及び安全管理・防災教育の実施状況)
- ② 津波被害など(津波による被害状況と対応)
- ③ 避難所運営など(避難所運営状況)

このうち、項目別の調査対象校は以下のとおりである。

- ① 地震被害などについては、調査対象学校等の全てを対象とした。
- ② 津波被害などについては、ハザードマップ等により津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、実際に津波が到達した学校等を対象とした。
- ③ 避難所運営などについては、宮城県(仙台市立校を除く)及び福島県の学校等を対象とした。

実際の調査票を参考資料として巻末に示す。

4 調査結果の概要

(1)調査結果の概要

調査票の回収は2,617票(校種不明等3票含む)に至り、回収率は83.6%(校種不明等含まず)となった。特に特別支援学校98.4%、小学校88.3%と高い回収率を確保することができた。

なお、このうち地震による児童生徒等に人的被害のあった学校は10校(0.4%)、建物等に物的被害があった学校は77.2%、学校等で備品の被害があった学校等は68.7%を占めている。また津波による被害は、対象校149校に対して児童生徒等に人的被害のあった学校は30校(20.1%)を占めている(詳細は第1章、第2章参照)。

		岩手県	宮城県	仙台市(市立)	福島県	3県計
幼稚園	総数	144	280	2	354	780
	回収票数	92	211	2	271	576
	回収率	63.9%	75.4%	100.0%	76.6%	73.8%
小学校	総計	378	316	126	509	1,329
	回収票数	315	269	126	463	1,173
	回収率	83.3%	85.1%	100.0%	91.0%	88.3%
中学校	総計	189	160	64	245	658
	回収票数	143	131	64	217	555
	回収率	75.7%	81.9%	100.0%	88.6%	84.3%
高等学校	総計	82	96	5	113	296
	回収票数	67	79	5	96	247
	回収率	81.7%	82.3%	100.0%	85.0%	83.4%
中等教育学校	総計	0	1	1	0	2
	回収票数	0	1	1	0	2
	回収率	-	100.0%	100.0%	-	100.0%
特別支援学校	総計	17	21	1	23	62
	回収票数	17	21	1	22	61
	回収率	100.0%	100.0%	100.0%	95.7%	98.4%
学校等総計		810	874	199	1,244	3,127
	回収票数	634	712	199	1,069	2,614
	回収率	78.3%	81.5%	100.0%	85.9%	83.6%

資料:各県市教育委員会資料(休校中など除く)

その他・不明 =3

注:学校数には分校を含む(=本校+分校数)

(2)留意点

本調査における留意点を下記に示す。

- ・本報告書では、調査対象とした幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を総じて「学校等」と記載する。
- ・震災当日は、被災3県の多くの中学校では、卒業式当日、あるいはその前後の学校が多かった。また多くの高等学校は入試の採点日で休業日にあっており、在校する生徒等は少なく、部活等で校外活動を行っていたケースが多かった。
- ・集計において、中等教育学校は調査対象が2校と少なく、回答が特定されるおそれがあるため、高等学校に含めて集計を行った。
- ・集計結果に示す「問」の表記は、実際の調査票の設問と同一としている。また、複数回答の設問には「(MA)」、単一回答の設問には「(SA)」と示した。

- ・集計において、沿岸部市町村と内陸部市町村に区分を行っているが、沿岸部市町村としては、太平洋沿岸に接している市町村を全て対象としており、海岸線からの距離等については考慮していない。

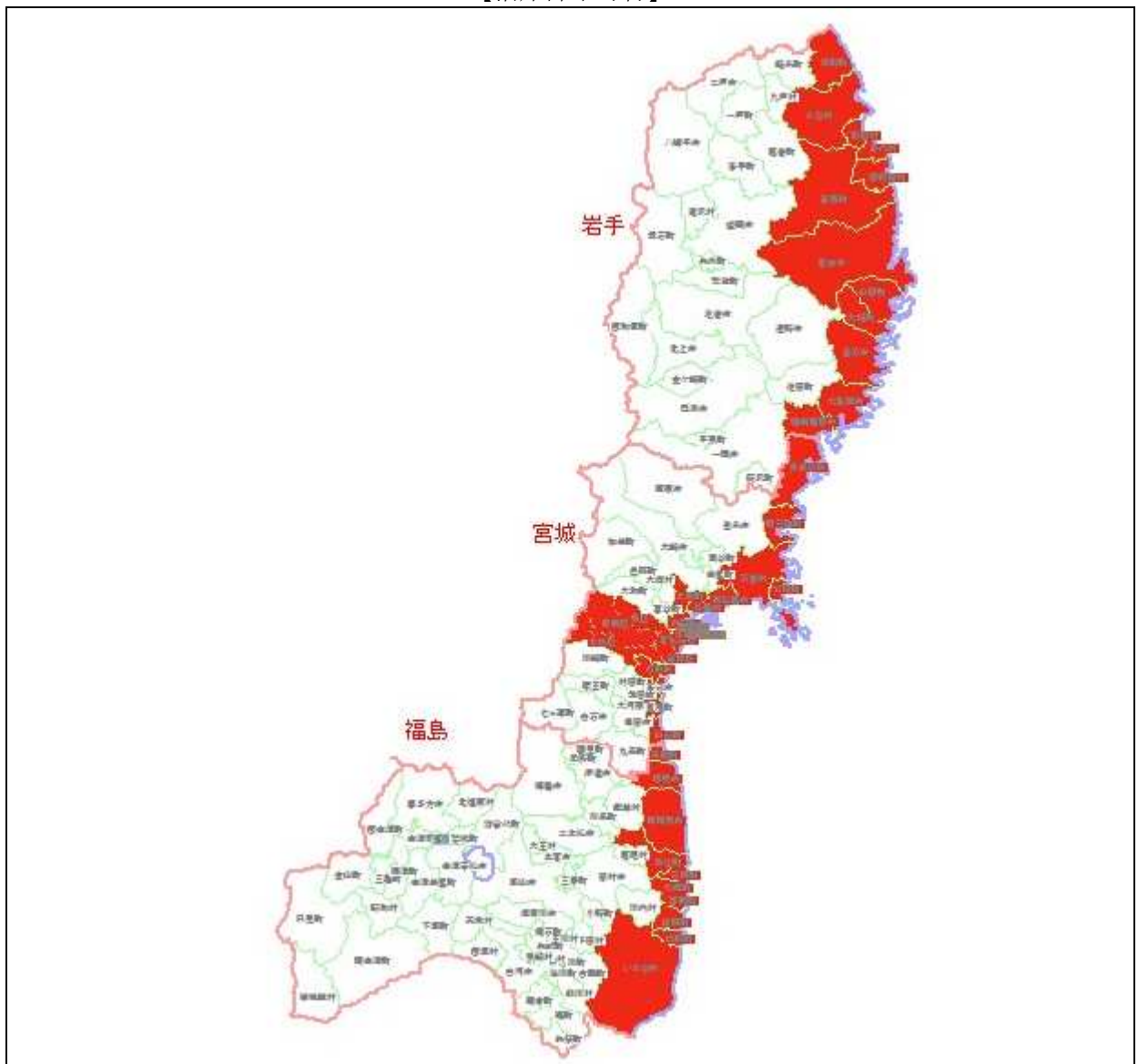
【沿岸部市町村】

岩手県：洋野町、久慈市、野田村、譜代村、田野畑町、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

宮城県：気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、亘里町、山元町

福島県：新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、いわき市

【沿岸部市町村】



第1章 地震による被害状況と対応について

1 東日本大震災における地震による被害状況について

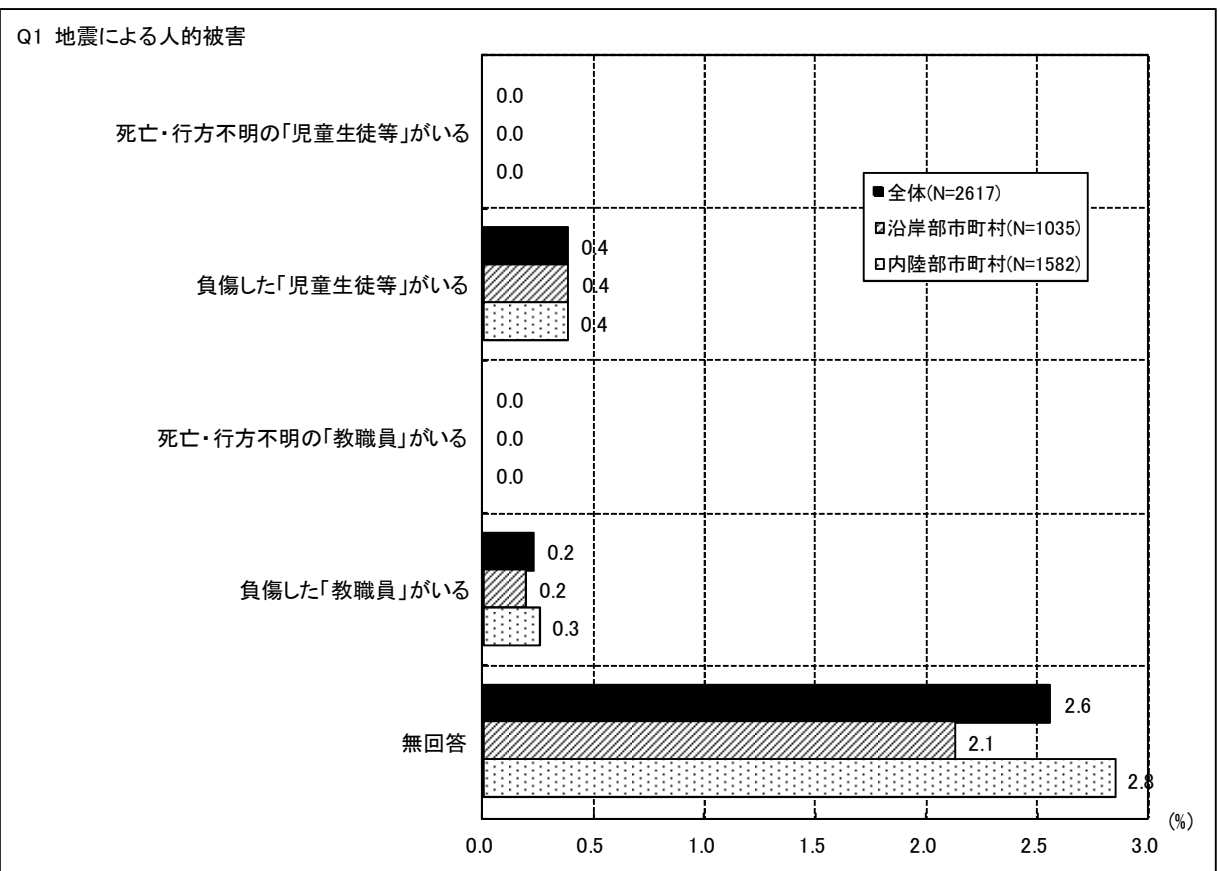
(1) 地震による人的被害

問1 貴校(園)では、3月11日の地震の揺れによって、学校(園)内にいた教職員や学校(園)の管理下や下校中に被害にあった児童生徒等はいましたか。(MA)

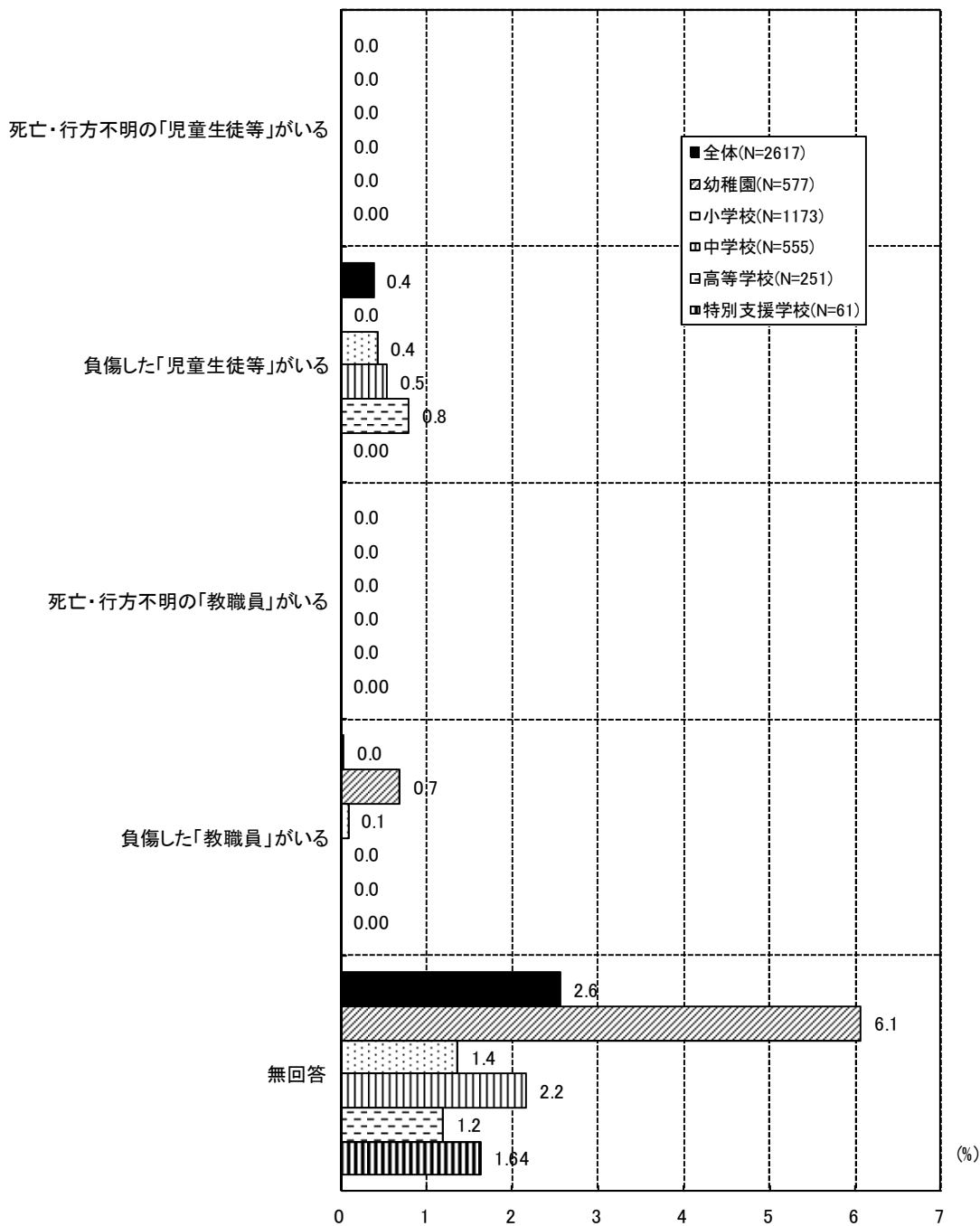
地震の揺れによって死亡・行方不明の「児童生徒等」がいる学校等はなく、負傷した「児童生徒等」がいる学校等は全体で10校あり、全体の0.4%を占める。

注：調査では、死亡・行方不明の「児童生徒等」がいると回答した学校等は30校あったが、個別の確認により、「津波」の被害によるものを含んでいたため修正を加えた。また、各県市の教育委員会への報告でも、学校管理下で地震による死亡・行方不明の児童生徒等及び教職員はいないことと報告されている。

- 3月11日の地震の揺れによって、負傷した「児童生徒等」がいる学校等は全体で10校あり、0.4%を占める。
- 地域別にみると負傷した「児童生徒等」がいる学校等は、沿岸部で4校あり0.4%、内陸部で6校あり0.4%を占める。
- 学校種別にみると、負傷した「児童生徒等」がいる学校等は、高等学校の0.8%、中学校の0.5%、小学校の0.4%を占め、幼稚園、特別支援学校ではいなかった。



Q1 地震による人的被害



SQ1-1 児童生徒等どのような状況で被害を受けましたか。死傷、行方不明になった場所や原因など把握されていることがあれば、主な被害についての場所や原因などについてご記入下さい。

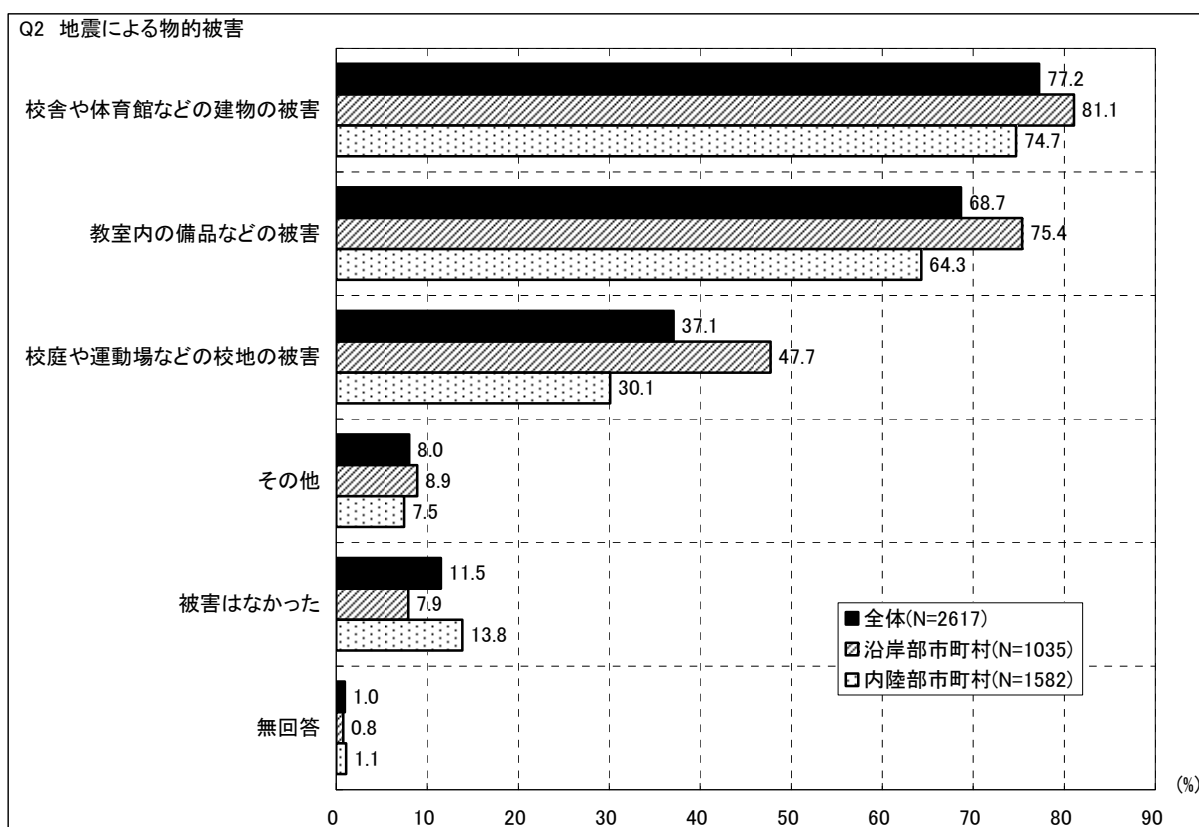
校内の備品の倒壊による骨折、落下物による負傷などが主である。(参考資料 p1)

(2)地震による物的被害

問2 貴校(園)では3月11日の地震によって、どのような物的被害を受けましたか。(MA)

約8割の学校等で建物、約7割の学校等で備品などの被害を受けた。特に、沿岸部や高等学校での被害の割合が高い。

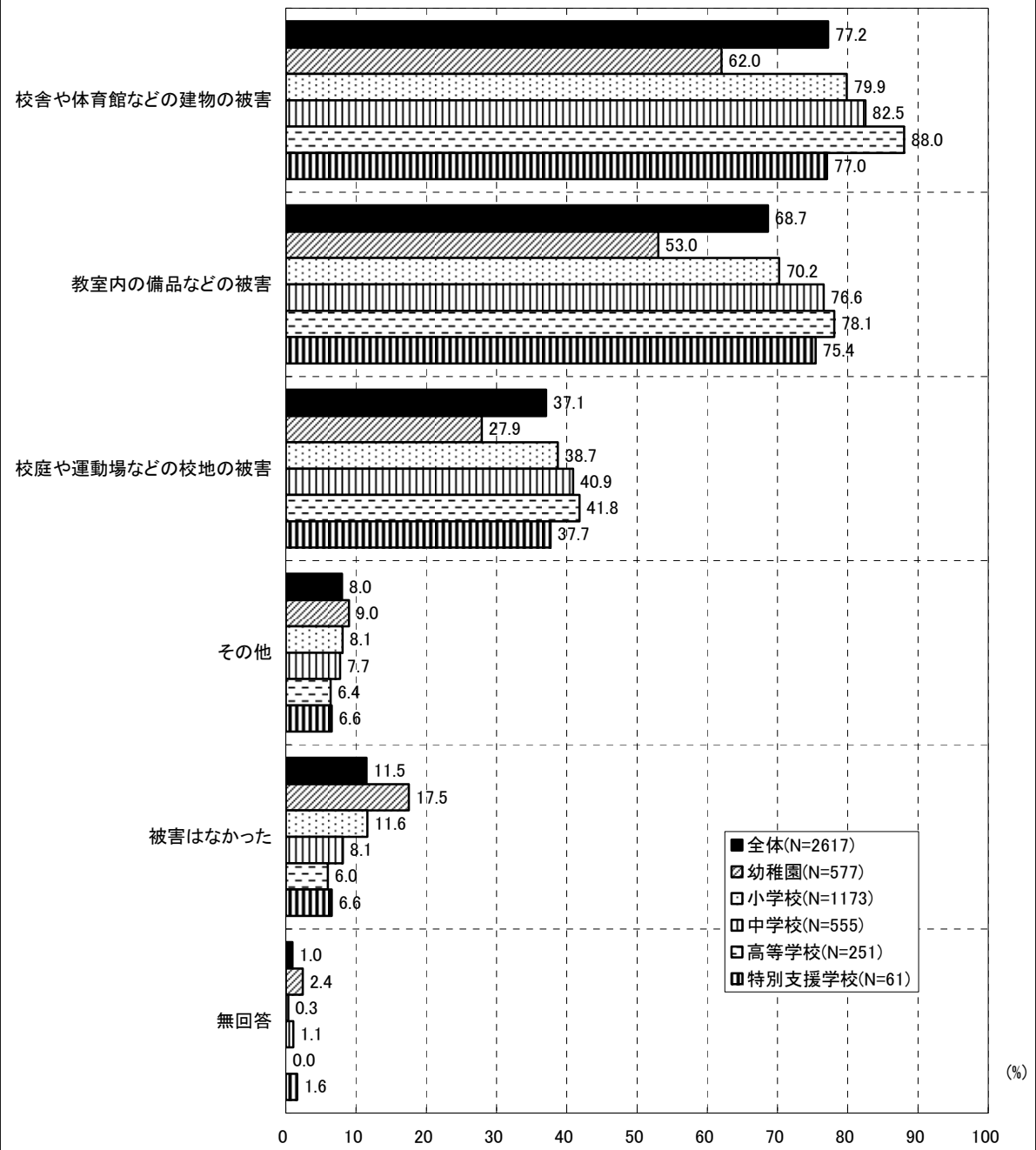
- 3月11日の地震による物的被害は、全体では77.2%の学校等で建物の被害、68.7%の学校等で教室内の備品などの被害が発生した。また、校庭や運動場などの校地の被害も37.1%の学校等で発生した。
- 地域別にみると、建物、備品、校地の被害を受けた学校等は沿岸部より、内陸部の学校等の割合が低い。特に、校地の被害は内陸部の学校等の方が、沿岸部の学校等と比較して18ポイントほど低くなっている。
- 学校種別にみると、幼稚園の物的被害が最も低く、高等学校の被害が最も高くなっている。



その他の回答 (参考資料 p1)

- ・ライフラインの損壊 (水道、電気、ガス、下水道、給水槽、浄水槽等) (44件)
- ・プールの損壊(27件)
- ・建物、教室等の壁面の亀裂など(17件)
- ・門柱、記念碑(二宮尊徳像等)の倒壊、損壊(17件)
- ・実験機器、図書、食器等の破損(12件)
- ・校庭、駐車場、その他校地での液状化、亀裂、浸水など(8件)
- ・ブロック塀等の倒壊、亀裂など(7件) など。

Q2 地震による物的被害



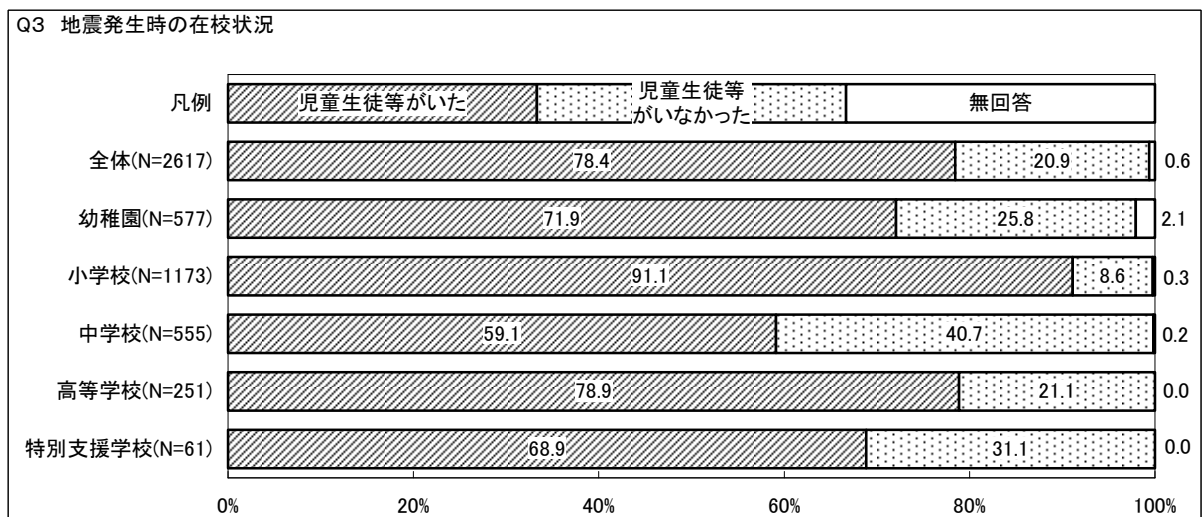
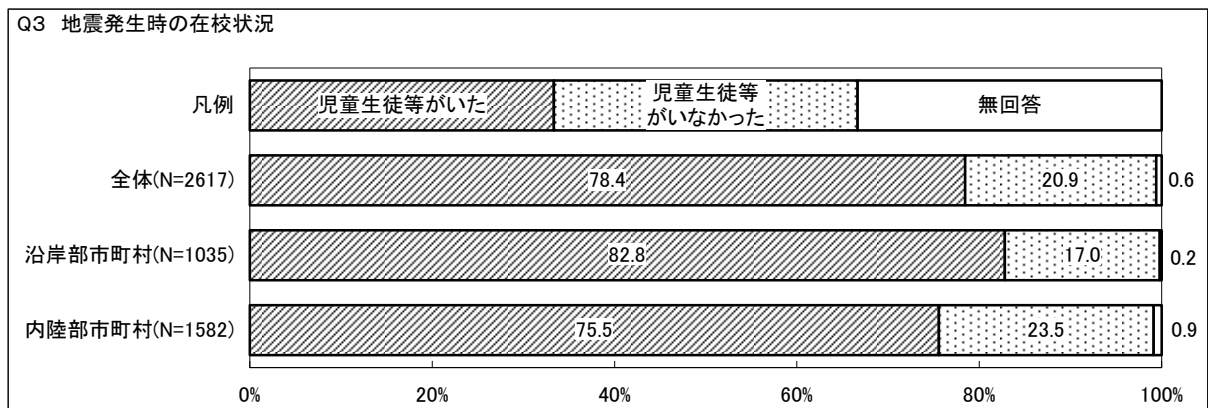
2 『地震』に対する各学校等（園）の対応について

(1)地震発生時の在校状況

問3 地震発生時に貴校(園)の校(園)内には児童生徒等がいましたか。(SA)

約 8 割の学校等で地震発生時に児童生徒等が在籍していた。特に、小学校では 9 割の学校で児童が在籍していた。

- 地震発生時には 78.4%の学校等で児童生徒等が在籍していた。
- 地域別にみると、沿岸部の 82.8%の学校等、内陸部の 75.5%の学校等で児童生徒等が在籍していた。
- 学校種別にみると、児童がいた割合は小学校が最も高く 91.1%を占める。一方、中学校では、卒業式等のため、生徒がいた割合は低く 59.1%となっている。

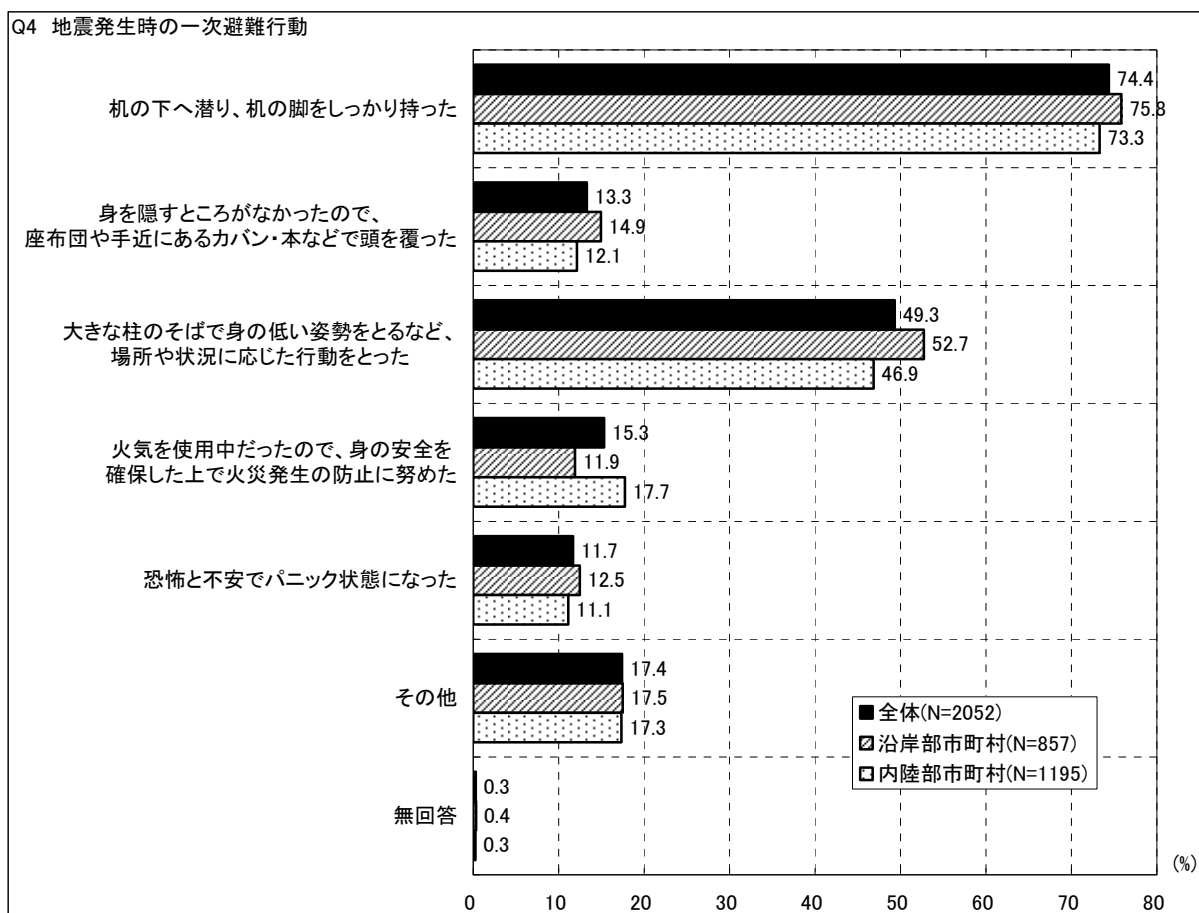


(2) 地震発生時の一次避難行動

問4 貴校(園)の児童生徒等は、地震発生時の一次避難(揺れが続いている間の避難)でどのような行動をとりましたか。(地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等(2052校)を対象:MA)

一次避難行動として約7割強で机の下、約5割が場所や状況に応じた行動をとった。

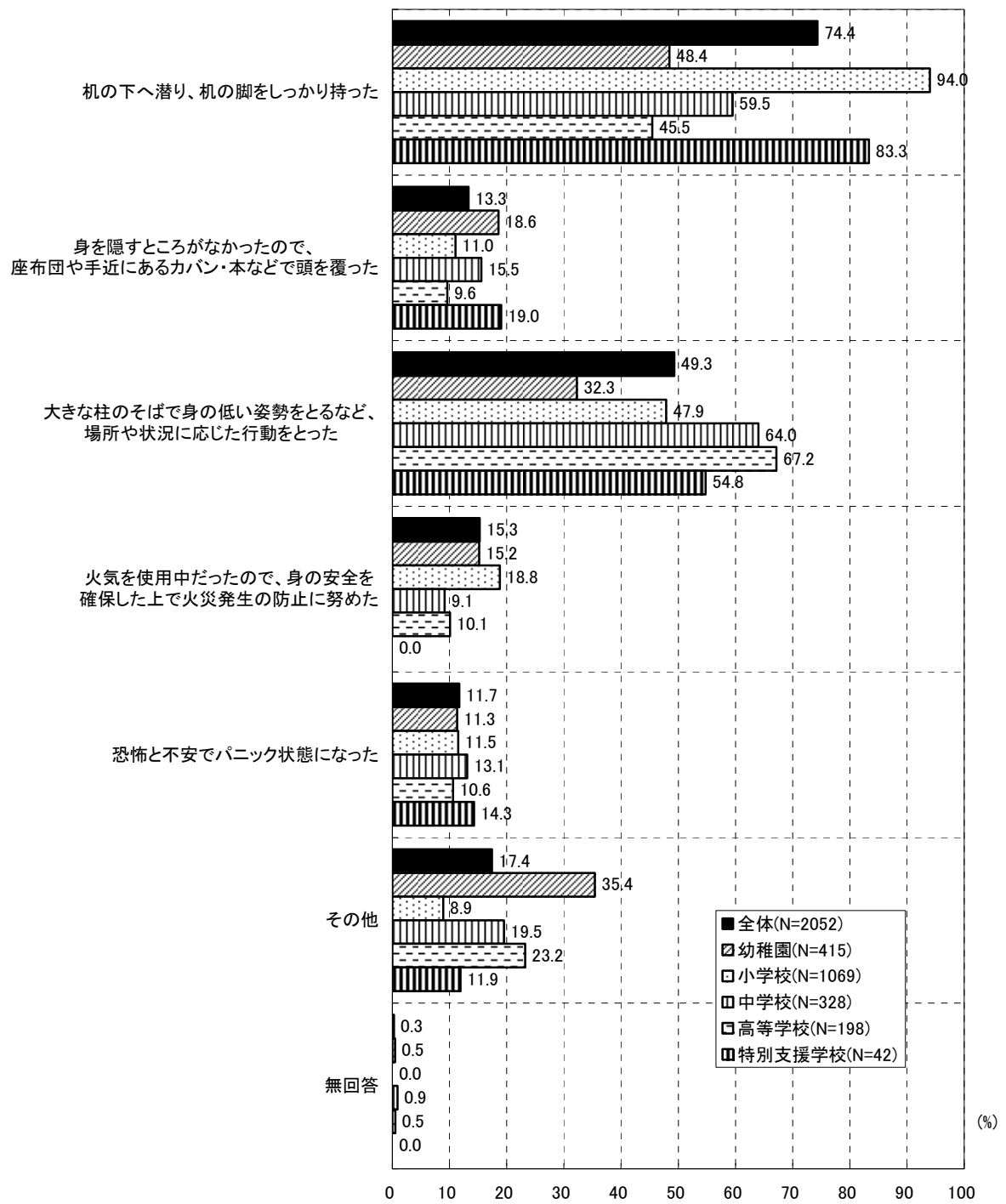
- 地震発生時の一次避難行動として、「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」が74.4%の学校等で実施され、次いで、「大きな柱のそばで身の低い姿勢をとるなど、場所や状況に応じた行動をとった」が49.3%の学校で実施された。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で一次避難行動に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、小学校や特別支援学校では「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」が9割の学校で実施された。一方、中学校や高等学校では「大きな柱のそばで身の低い姿勢をとるなど、場所や状況に応じた行動をとった」の割合が高くなっている。



その他の回答(参考資料 p2)

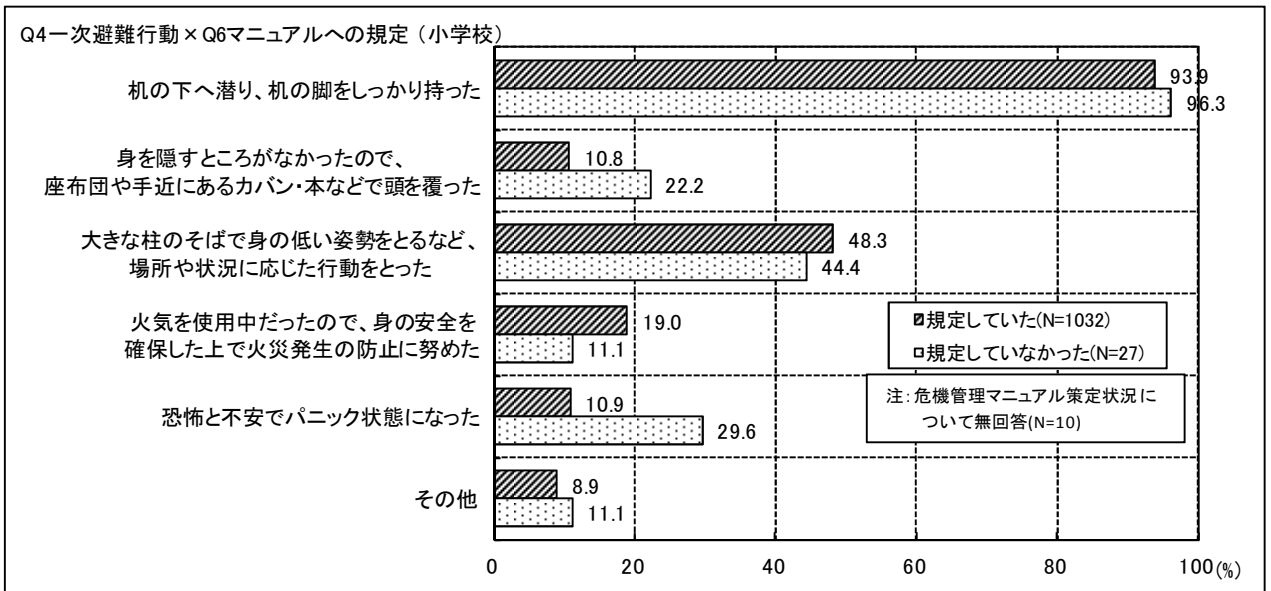
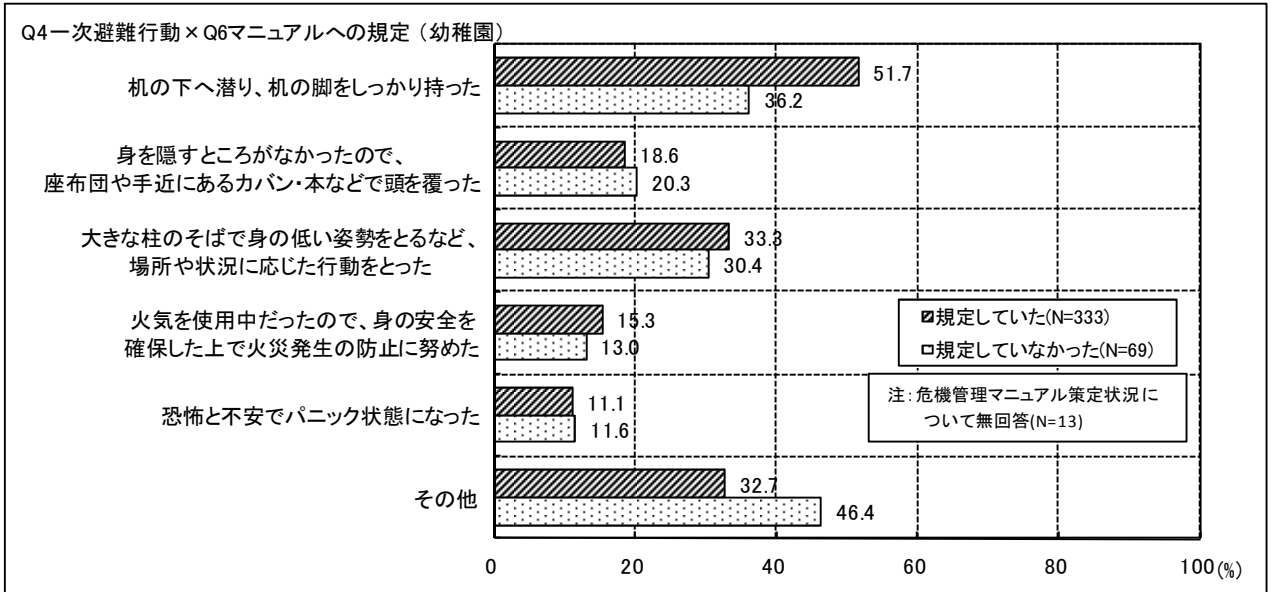
各校種共通として揺れが大きかったのですぐに校庭に避難したが多く、幼稚園の場合は午睡中だったので布団を被って防護した、教職員が抱きかかえて避難したなどが挙げられている。

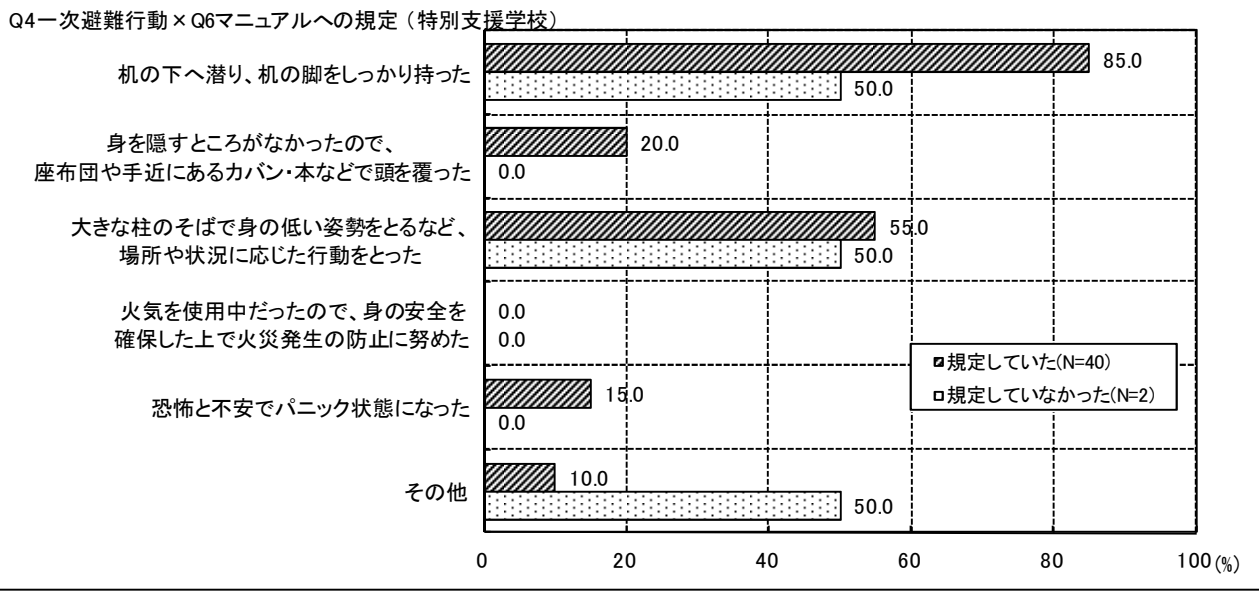
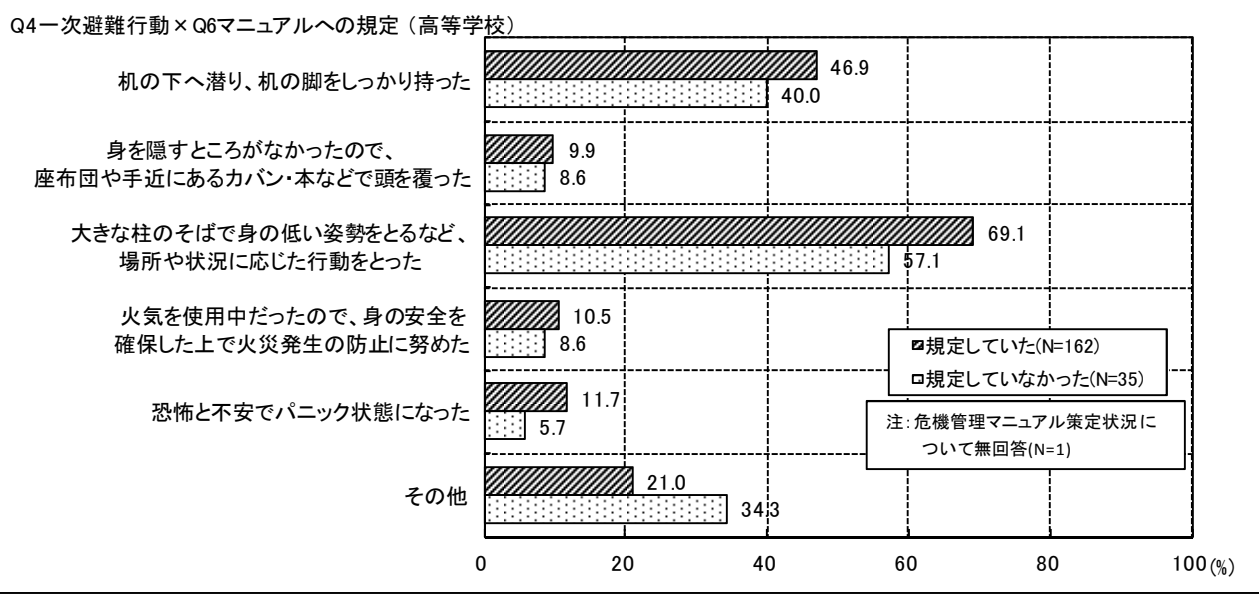
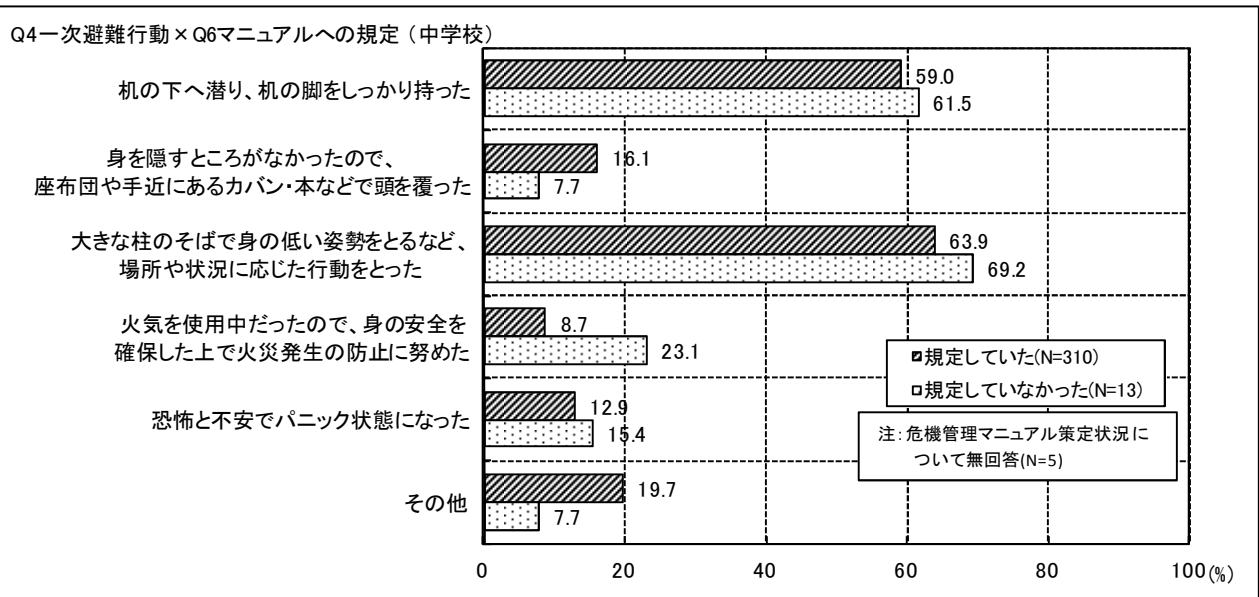
Q4 地震発生時の一次避難行動



①一次避難行動と避難行動のマニュアルへの規定状況

- ▶ 地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等のうちで、地震発生時の児童生徒等の避難行動について、危機管理マニュアルへの規定の有無別にみると、幼稚園や特別支援学校では避難行動をマニュアルに規定していた学校等ほど、「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」避難行動が行われた。
 - ▶ また、小学校では、避難行動をマニュアルに規定していた学校等ほど、児童が「恐怖と不安でパニック状態になった」割合が低くなっている。
- 注：集計は、地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等(2052校)を対象としている。

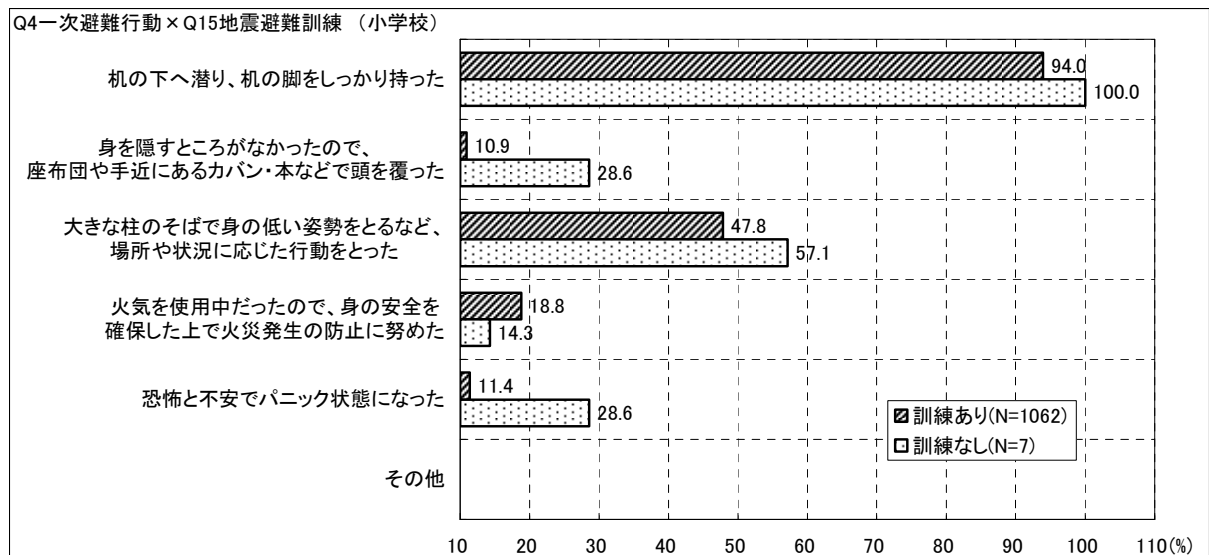
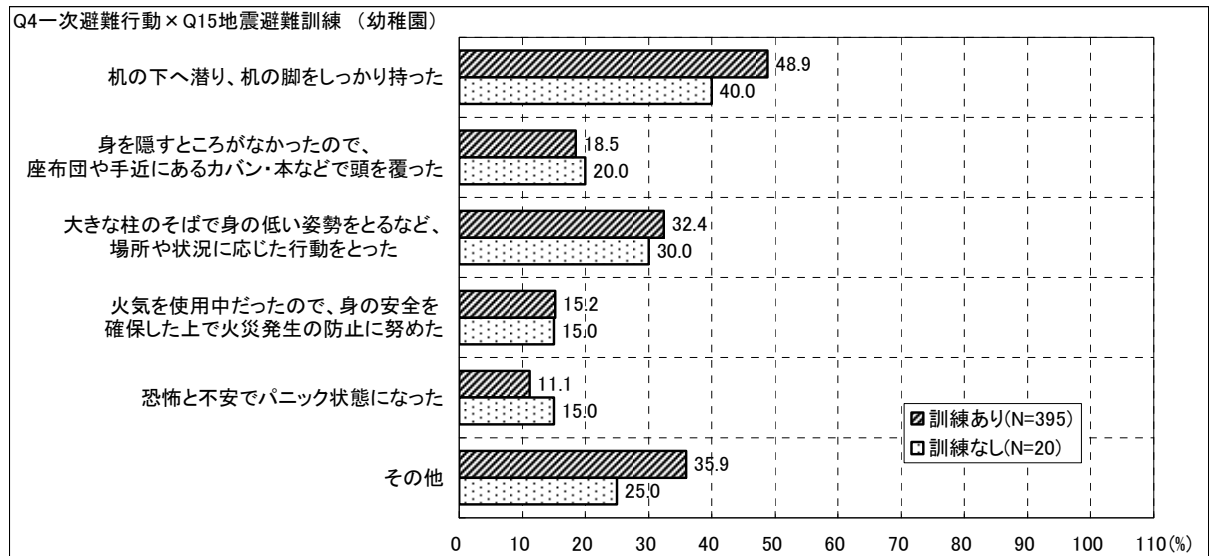




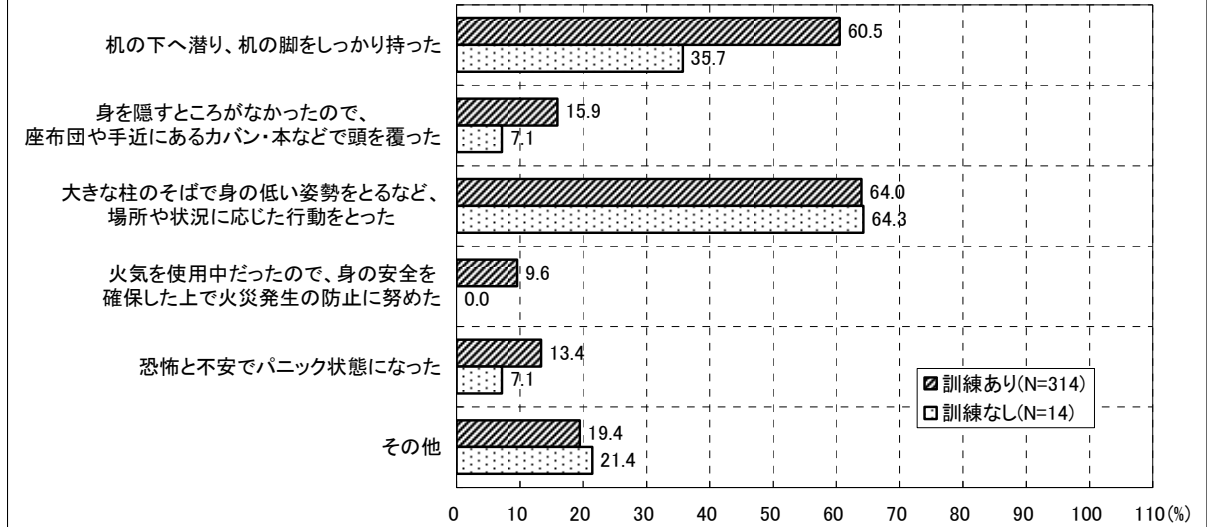
②一次避難行動と地震に対する避難訓練の実施状況

- ▶ 地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等のうちで、地震発生時の児童生徒等の避難行動について、地震に対する避難訓練の実施の有無別にみると、中学校では避難訓練を実施していた学校ほど、「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」避難行動が行われた。
- ▶ また、小学校では、地震に対する避難訓練を実施していた学校等ほど、児童が「恐怖と不安でパニック状態になった」割合が低くなっている。

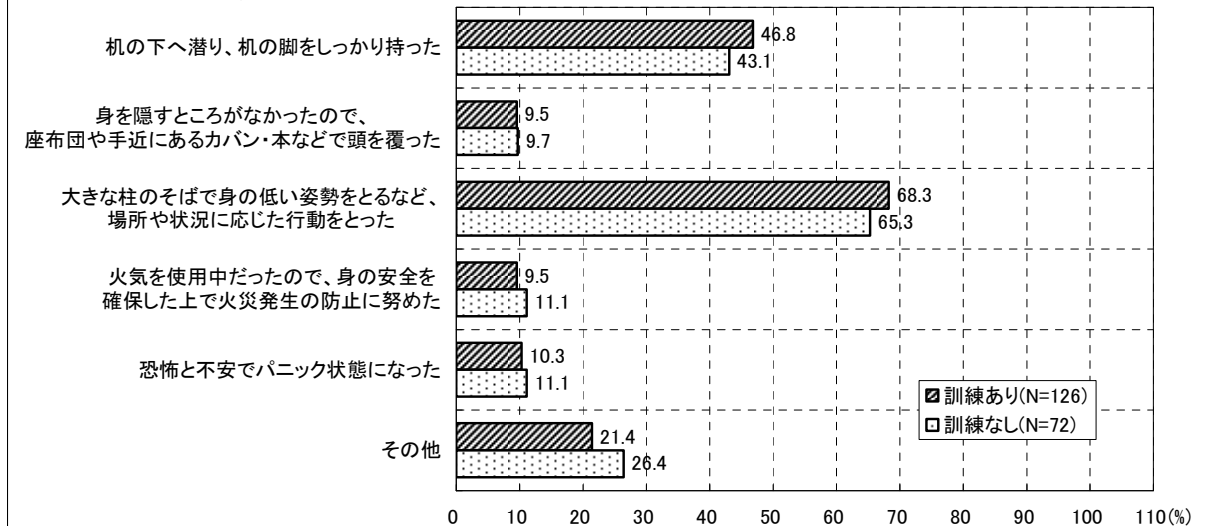
注：集計は、地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等(2052校)を対象としている。



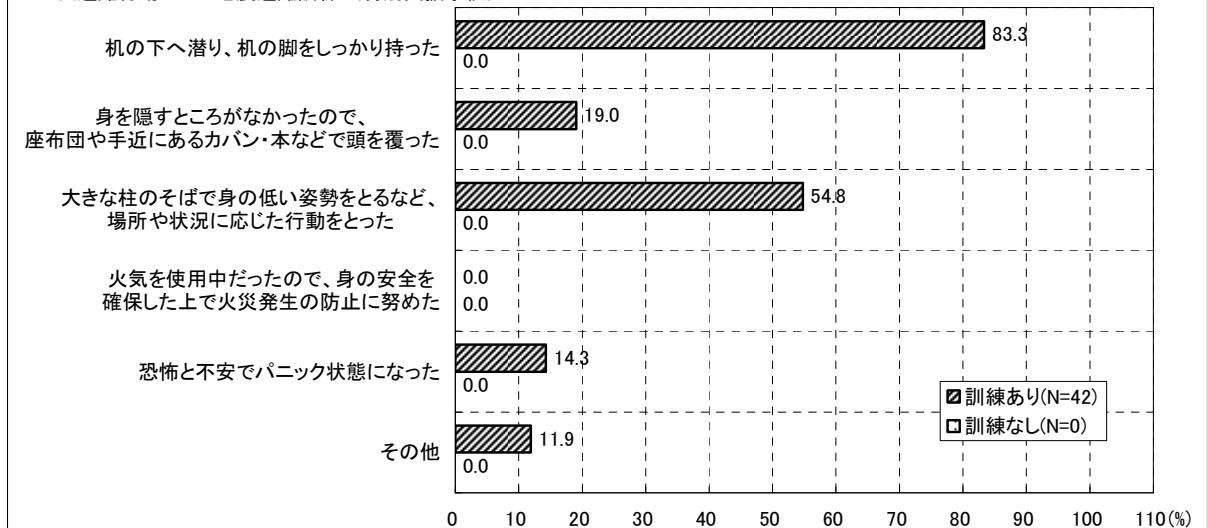
Q4一次避難行動×Q15地震避難訓練（中学校）



Q4一次避難行動×Q15地震避難訓練（高等学校）



Q4一次避難行動×Q15地震避難訓練（特別支援学校）



(3)地震発生時の二次避難行動

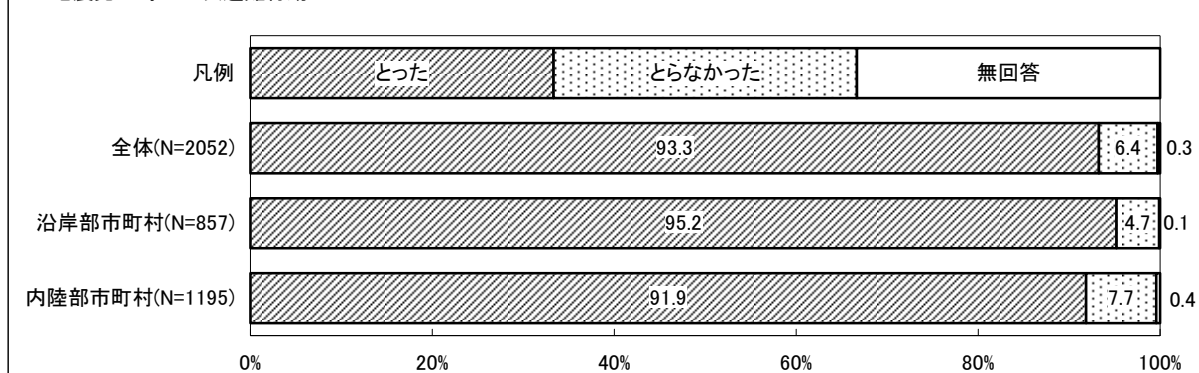
問5 貴校(園)では、地震発生時の二次避難行動（揺れが収まった後の安否確認等のため集合させるなどの避難）をとりましたか。

(地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等(2052校)を対象：SA)

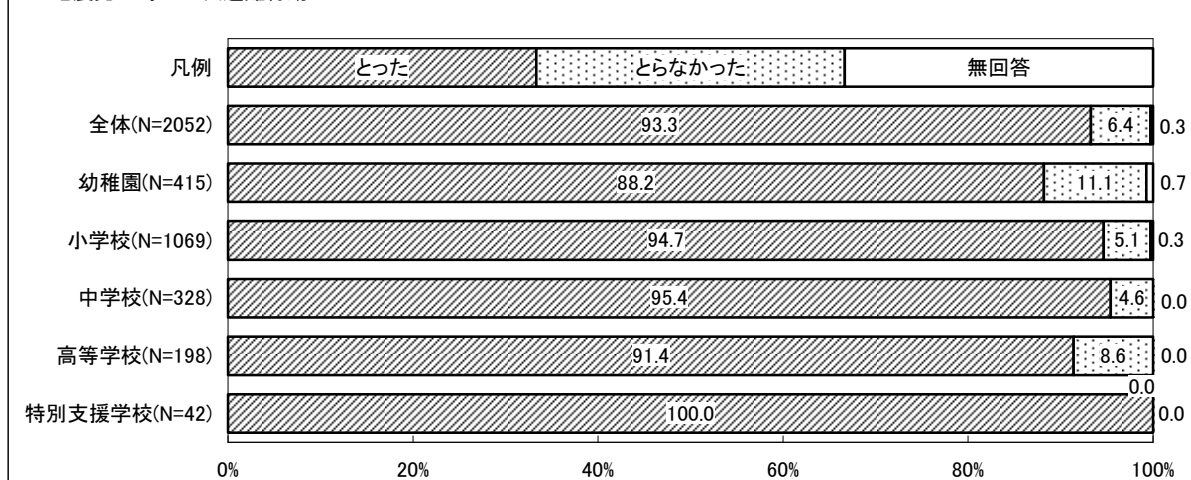
約9割強の学校等で地震発生時に二次避難行動をとった。

- 地震発生時の二次避難行動は93.3%の学校等で実施された。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で二次避難行動に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると100%の特別支援学校で二次避難行動が行われた。次いで、中学校の95.4%、小学校の94.7%、高等学校の91.4%、幼稚園の88.2%となっている。
- 二次避難行動をとらなかった理由は、全体で62.9%が避難する必要がなかったとしている中で、9.8%は避難経路が危険であったためとしている。(p23参照)

Q5 地震発生時の二次避難行動



Q5 地震発生時の二次避難行動



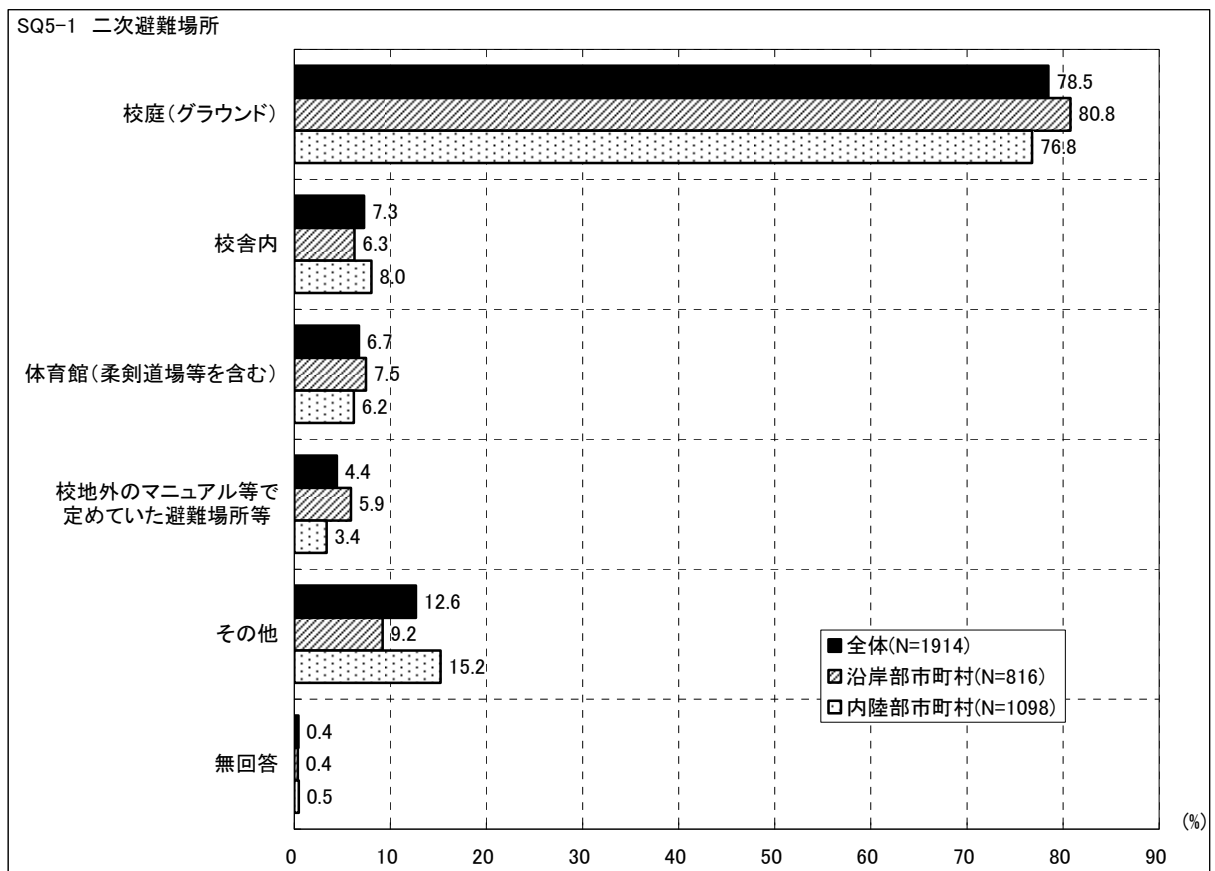
(4)二次避難場所

SQ5-1 どこへ二次避難行動をとりましたか。

(地震発生時に児童生徒等が在籍して二次避難行動をとった学校等(1914校)を対象：MA)

二次避難場所として約8割の学校等が校庭に避難した。

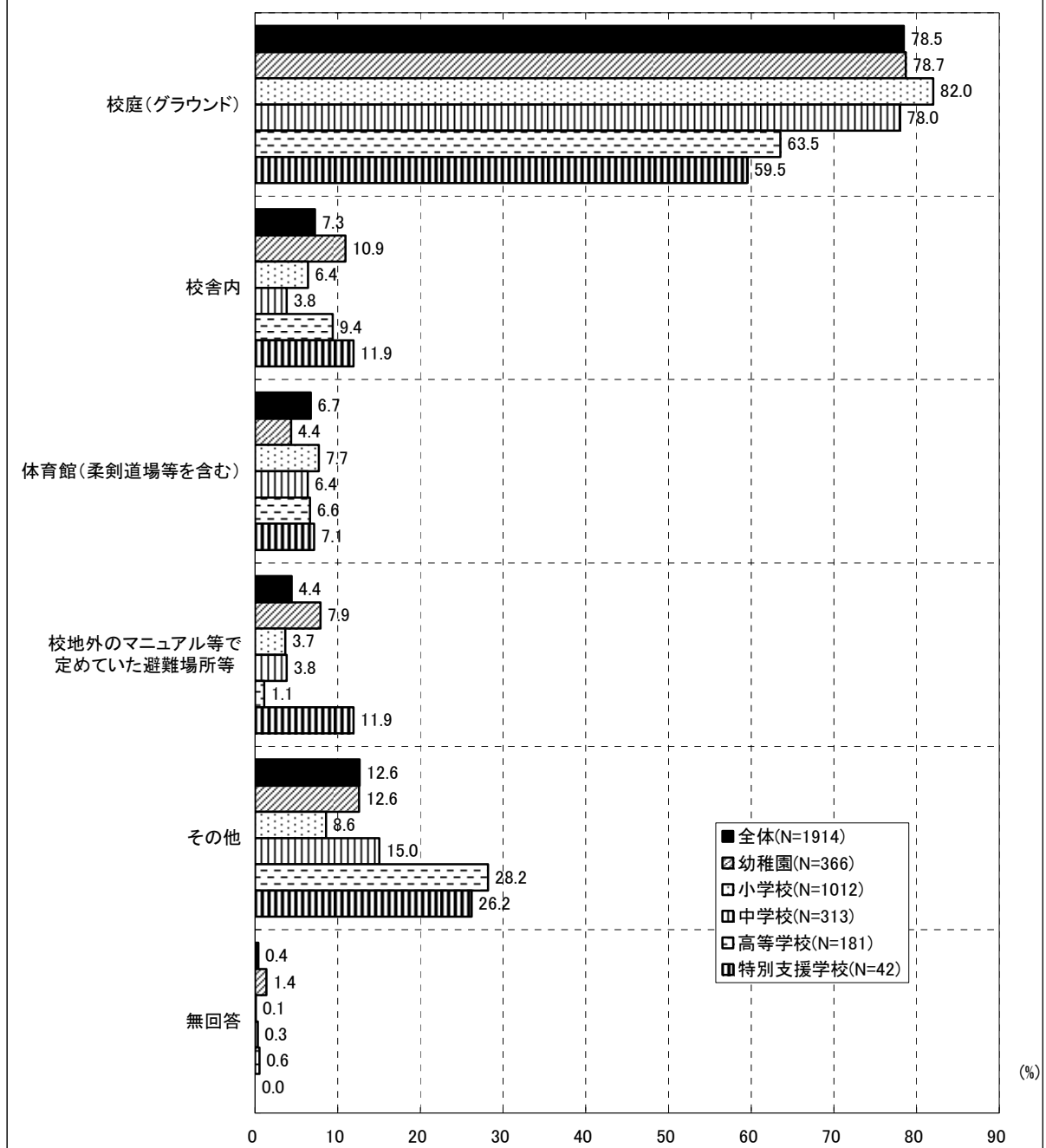
- 二次避難場所は、全体では「校庭」が最も多く78.5%の学校等が避難先とした。その他の回答として駐車場や地震に強いホールや建物などが挙げられている。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で二次避難行動に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、幼稚園、小学校、中学校では「校庭」を二次避難場所としていた学校等が約8割を占めている。高等学校や特別支援学校では「校庭」が約6割となっており、その他の避難場所の回答として駐車場等が挙げられている。



その他の回答(参考資料 p3)

駐車場、スクールバスの中、広場・空き地等、昇降口・玄関、指定された避難場所への二次避難が多い。

SQ5-1 二次避難場所



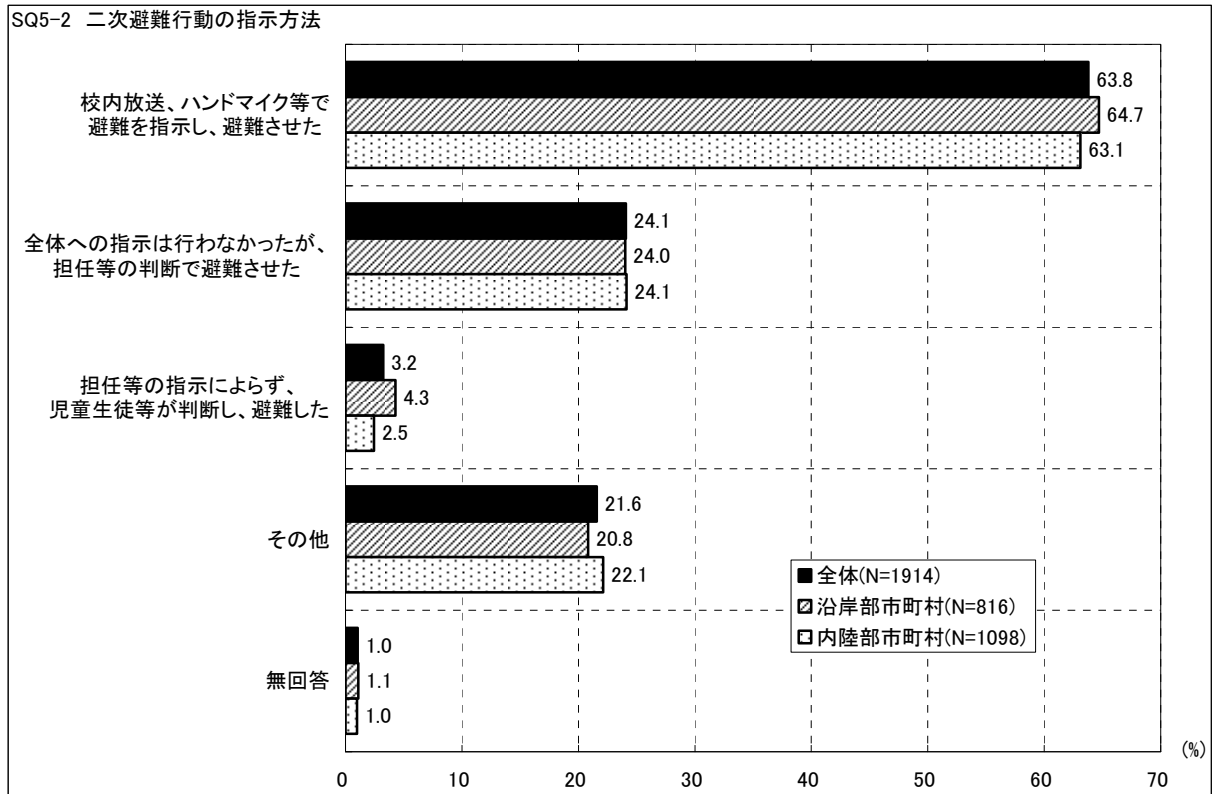
(5)二次避難行動の指示方法

SQ5-2 どんな指示方法で二次避難行動をとりましたか。

(地震発生時に児童生徒等が在籍して二次避難行動をとった学校等(1914校)を対象：MA)

二次避難方法として、6割強の学校等で校内放送、ハンドマイク等で避難指示が出された。

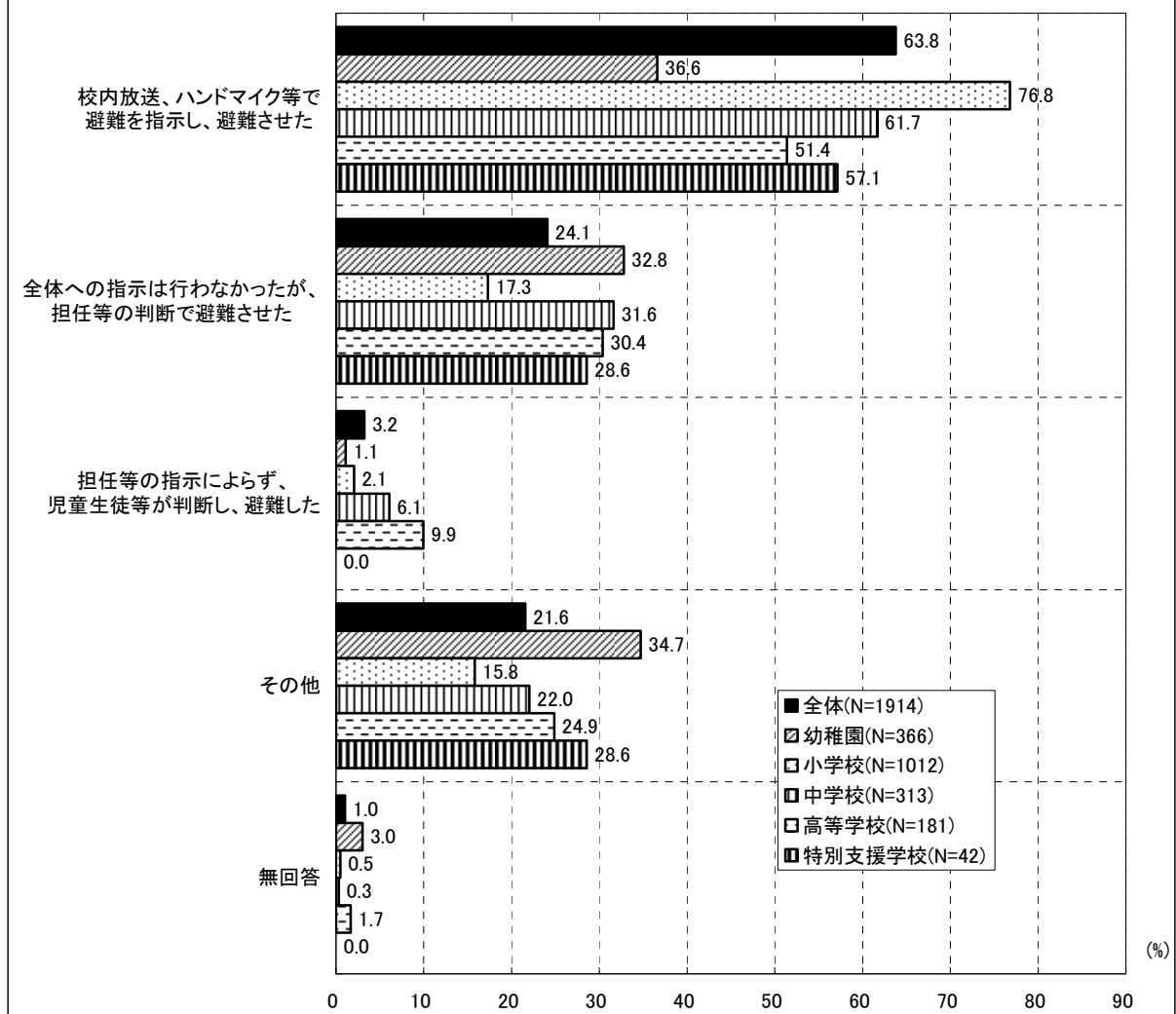
- 二次避難行動に際しての指示方法は、「校内放送、ハンドマイク等で避難を指示し、避難させた」学校等が 63.8%を占めていたほか、「全体への指示は行わなかったが、担任等の判断で避難させた」学校等も 24.1%を占めていた。また、その他の回答として停電等により放送機器が使えず教職員が教室を回って指示を出した学校等がみられる。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で二次避難行動に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、小学校では「校内放送、ハンドマイク等で避難を指示し、避難させた」学校等が 76.8%を占めている。また、幼稚園では、その他の回答として口頭による指示や園児と一緒に避難が行われた。



SQ5-2 その他の回答(参考資料 p3)

教職員が手分けをし、肉声(大声)で指示に回った(約200件)が多く、携帯電話、トランシーバーにより連絡を取り合った、メガホン等を利用して周知したなどが挙げられている。また、その場にいた教師の判断(15件)によったとしている例もみられる。

SQ5-2 二次避難行動の指示方法



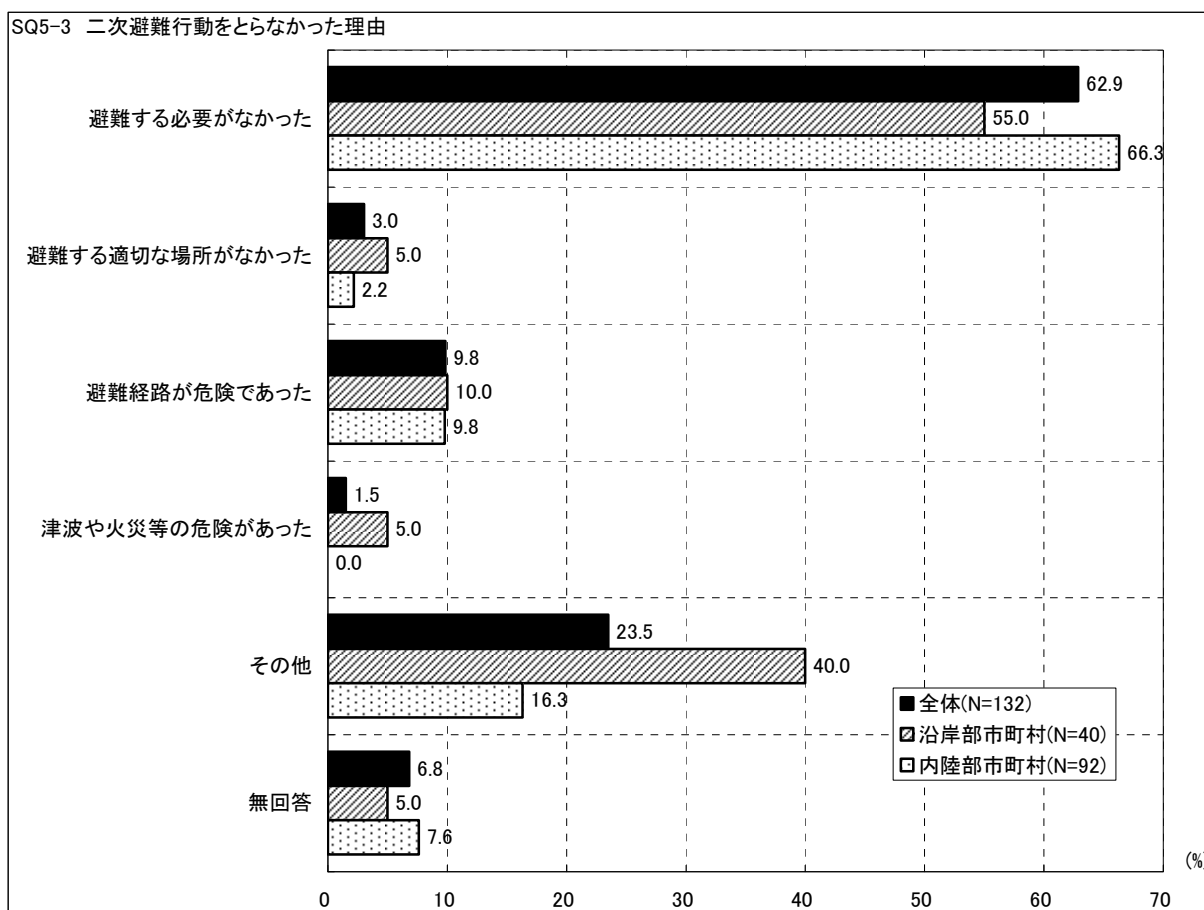
(6) 二次避難行動をとらなかった理由

SQ5-3 どのような理由で、二次避難行動をとらなかったのですか。

(地震発生時に児童生徒等が在校して二次避難行動をとらなかった学校等(132校)を対象：MA)

二次避難行動をとらなかった理由として、約1割の学校で避難経路が危険であったとしている。

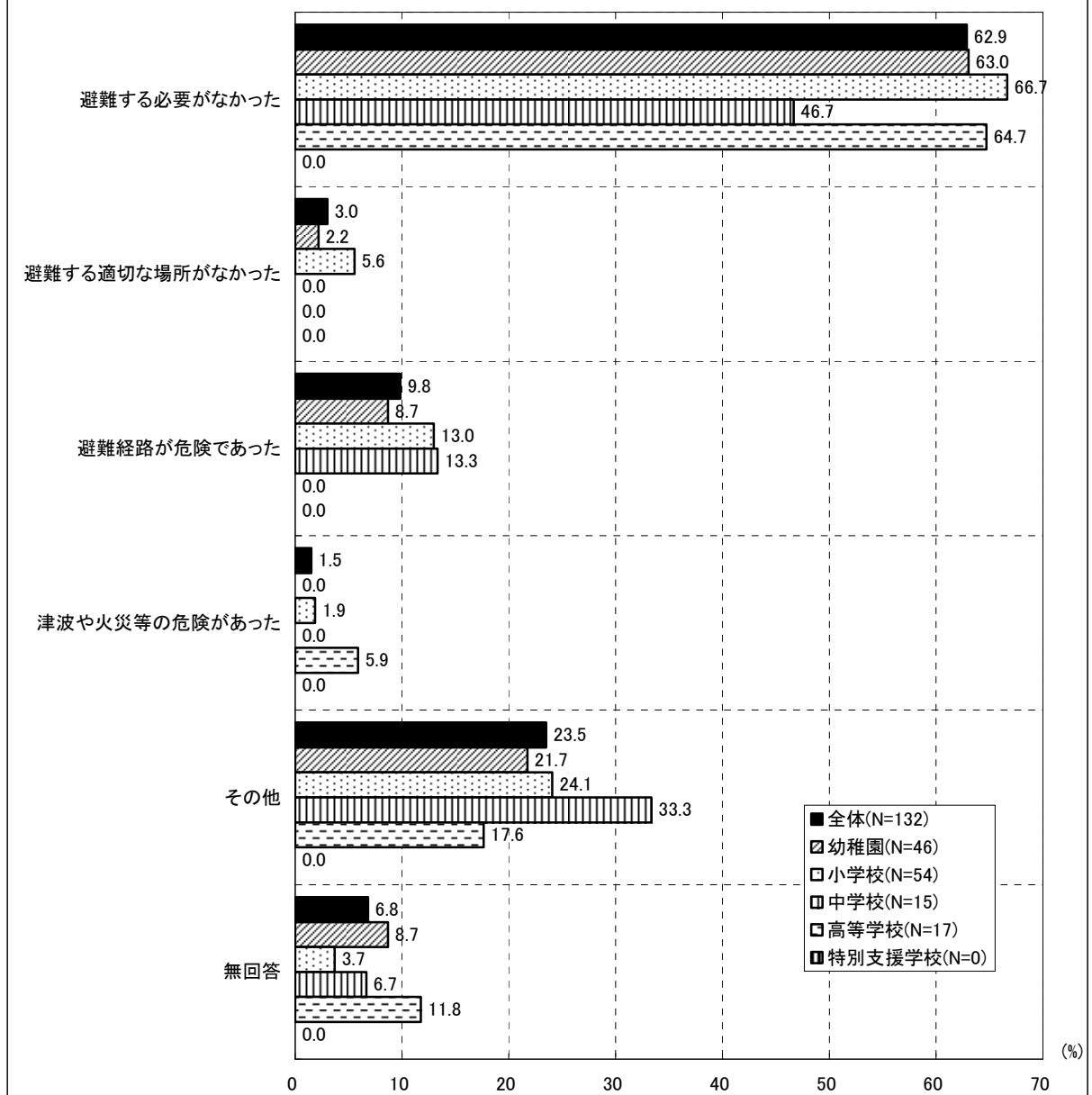
- 地震発生時に二次避難行動をとらなかった理由として、62.9%の学校等で「避難する必要がなかった」としているほか、9.8%の学校等で「避難経路が危険であった」ためとしている。また、その他の回答として、集団下校させた、屋外が寒かったため、耐震工事が終わり建物内の方が安全だと考えたなどが挙げられている。
- 地域別にみると、沿岸部ではその他の回答として、安全が確認された校舎や校庭に避難していたなどが理由として挙げられている。
- 学校種別にみると、校種による理由は大きな差はみられないが、中学校ではその他の回答として、生徒が下校していたためが多くなっている。



その他の回答(参考資料 p4)

一次避難場所が二次避難場所であったため(35件)、外が寒かったため(24件)などが多く、保護者への引き渡しのためなどが挙げられている。また、下校時だったのでそのまま下校させた、耐震工事が終わったばかりで校舎内が安全であったため避難しなかった、などの例がみられる。

SQ5-3 二次避難行動をとらなかった理由



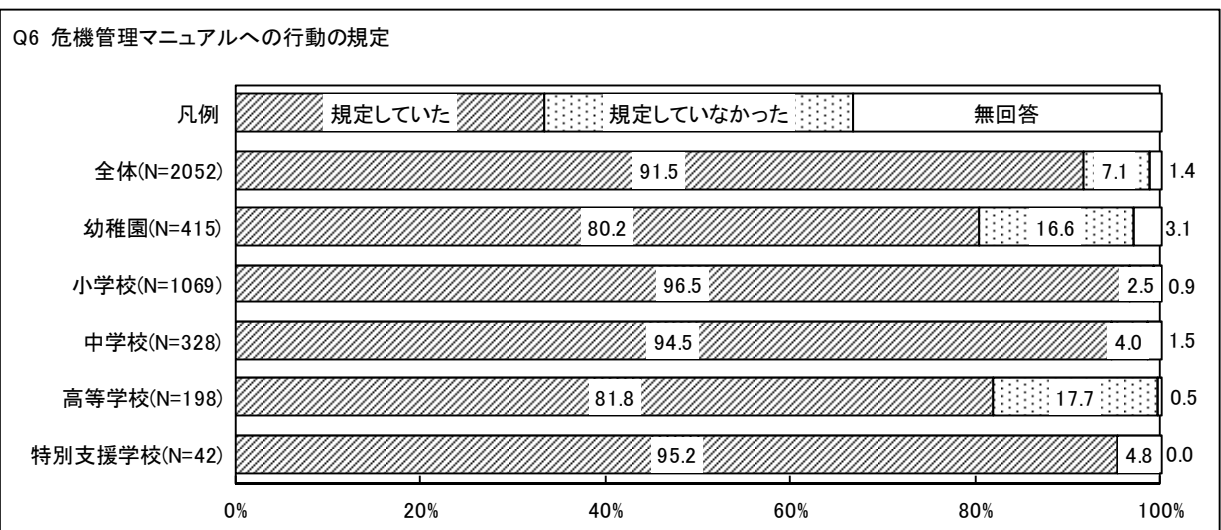
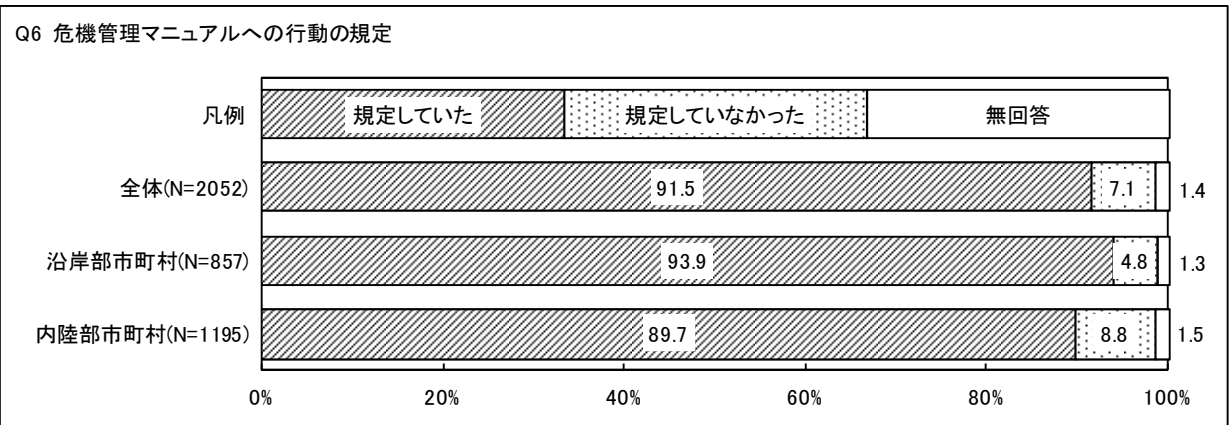
(7)危機管理マニュアルへの行動の規定

問6 貴校(園)では、地震発生時の児童生徒等の避難について、危機管理マニュアルでその際の行動を規定していましたか。(地震発生時に児童生徒等が在校していた学校等(2052校)を対象:SA)

約9割の学校等で危機管理マニュアルに地震発生時の避難行動を規定していた。

- 地震発生時に児童生徒等が学校等にいた学校等のうち、児童生徒等の避難について危機管理マニュアルに規定していた学校等は91.5%を占めている。
- 地域別にみると沿岸部の方が内陸部の学校等より4ポイントほど危機管理マニュアルに避難行動を規定していた割合が高い。
- 学校種別にみると、幼稚園、高等学校では約8割で危機管理マニュアルに避難行動を規定していた。小学校、中学校、特別支援学校では、さらに15ポイントほど高く、約95%の学校等で危機管理マニュアルに避難行動を規定していた。

注:「規定していなかった」には、危機管理マニュアルそのものを策定していない学校等も含む。



(8)危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、課題や反省点

SQ6-1 避難行動について、危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、あるいは、課題や反省点などがあればご記入下さい。

功を奏した点としては、とにかく安全に避難できた点、スムーズに避難できた点をあげ、課題や反省点としては、あまりにも地震の規模が大きく、現在のマニュアルでは対応が難しかった、停電や通信網の遮断等に対応できなかった、などを挙げている。(参考資料 p4)

(9)危機管理マニュアルに示された以外の避難行動とその理由や功を奏した点、課題・反省点

SQ6-2 避難行動について、危機管理マニュアルに示された以外の行動をした場合や、危機管理マニュアルに規定していなかった場合、その実際にとった行動とその理由、功を奏した点、あるいは課題や反省点をご記入下さい。

地震の揺れが非常に大きかったこと、寒かったこと、停電・通信網の遮断などの理由により、危機管理マニュアルに示された以外の避難場所を選択したり、引き渡しなどにおいて教職員が送り届けるなどのマニュアル以外の行動を行っている。これにより、安全が確保できた、スムーズにできたとしている一方、引き渡しの長時間を要したなどの課題があげられており、マニュアルに頼らない判断も必要である等の意見も寄せられた。(参考資料 p6)

(10)地震発生後の下校への対応

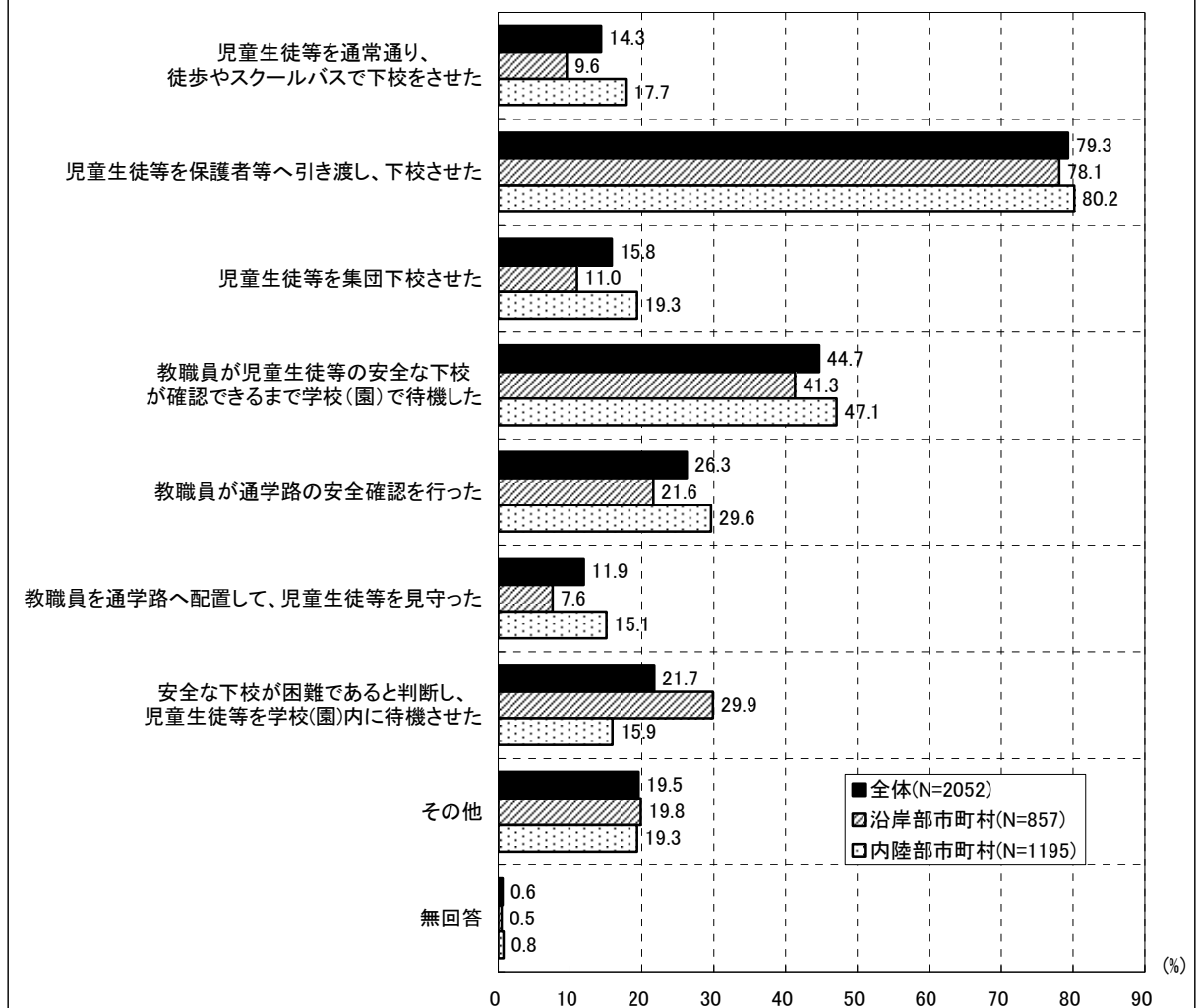
問7 地震発生後の児童生徒等の下校に対して貴校(園)ではどのような対応を行いましたか。

(地震発生時に児童生徒等が在校していた学校等(2052校)を対象：MA)

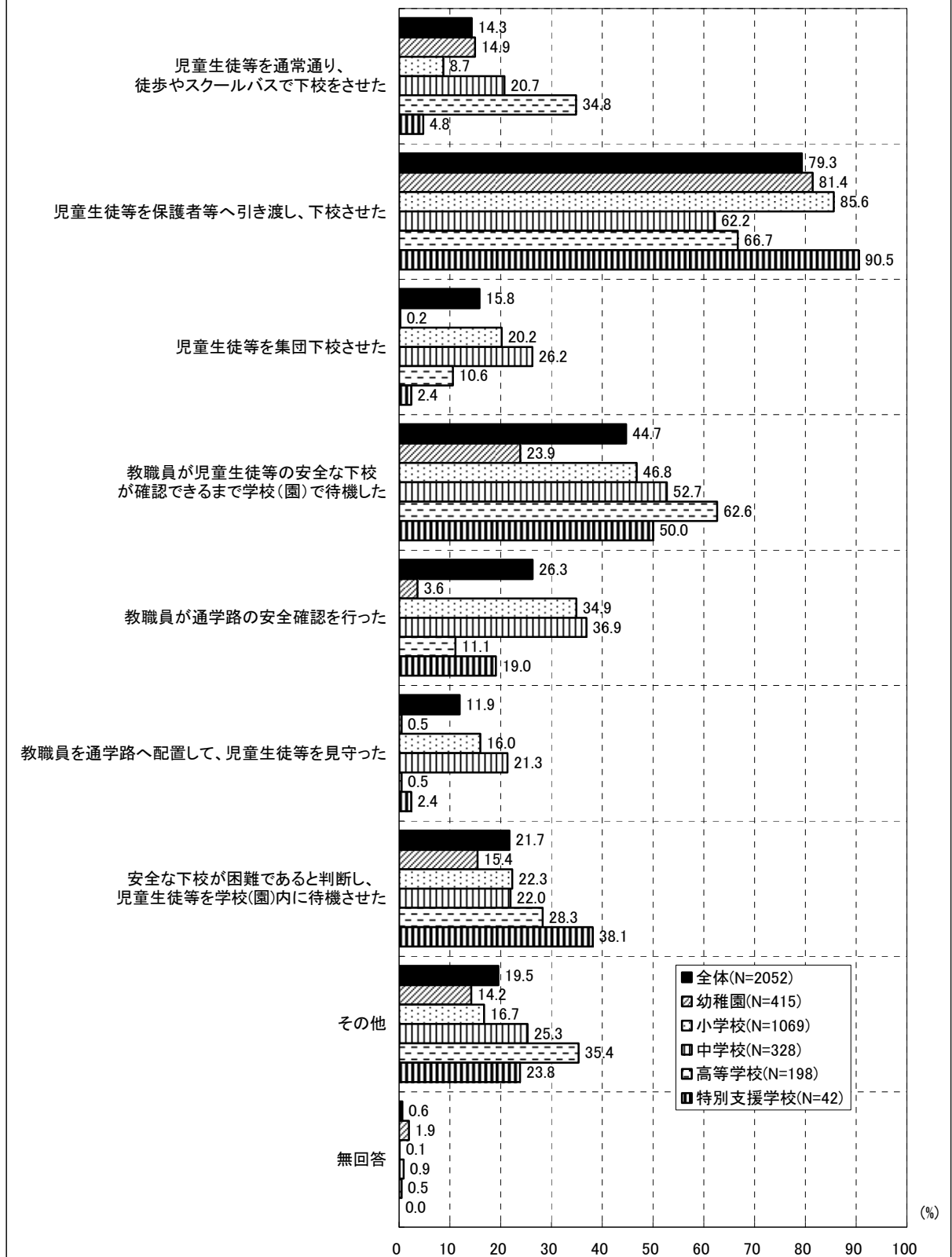
約8割の学校等で児童生徒等を保護者へ引き渡し下校させたほか、約4割の学校等で安全な下校が確認できるまで待機させている。

- ▶ 地震発生後の児童生徒等の下校に対して、「児童生徒等を保護者等へ引き渡し、下校させた」学校等が79.3%を占め最も多く、次いで、「教職員が児童生徒等の安全な下校が確認できるまで学校で待機した」が44.7%を占めている。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では内陸部の学校等と比較して、「安全な下校が困難であると判断し、児童生徒等を学校(園)内に待機させた」が14ポイント高くなっている。
- ▶ 学校種別にみると、幼稚園、小学校、特別支援学校では「児童生徒等を保護者等へ引き渡し、下校させた」割合が高く、中学校や高等学校では、「教職員が児童生徒等の安全な下校が確認できるまで学校で待機した」が同程度の割合となっている。また、小学校、中学校では、「教職員を通学路へ配置して、児童生徒等を見守った」「安全な下校が困難であると判断し、児童生徒等を学校内に待機させた」が他の学校種と比較して高い割合となっている。

Q7 地震発生後の下校への対応



Q7 地震発生後の下校への対応



その他回答(参考資料 p 8)

地区ごとに教職員が送り届けた、自家用車で送り届けた、校外の避難所で待機などが挙げられている。

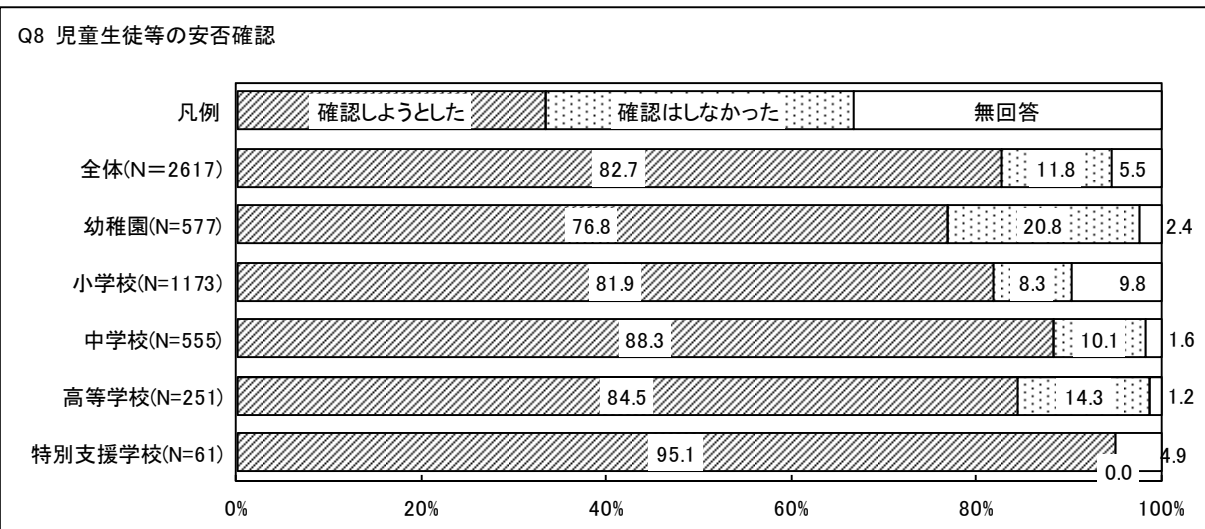
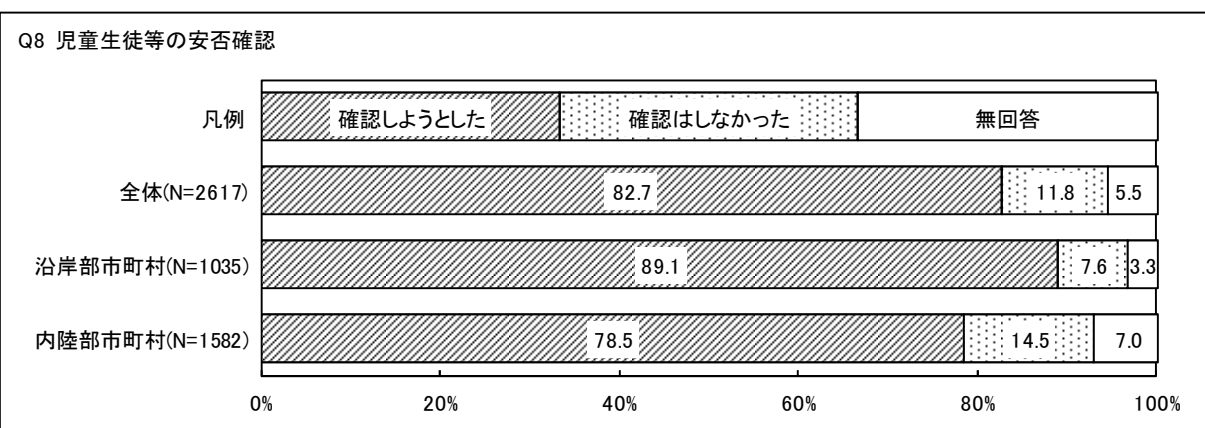
(11)児童生徒等の安否確認の手段

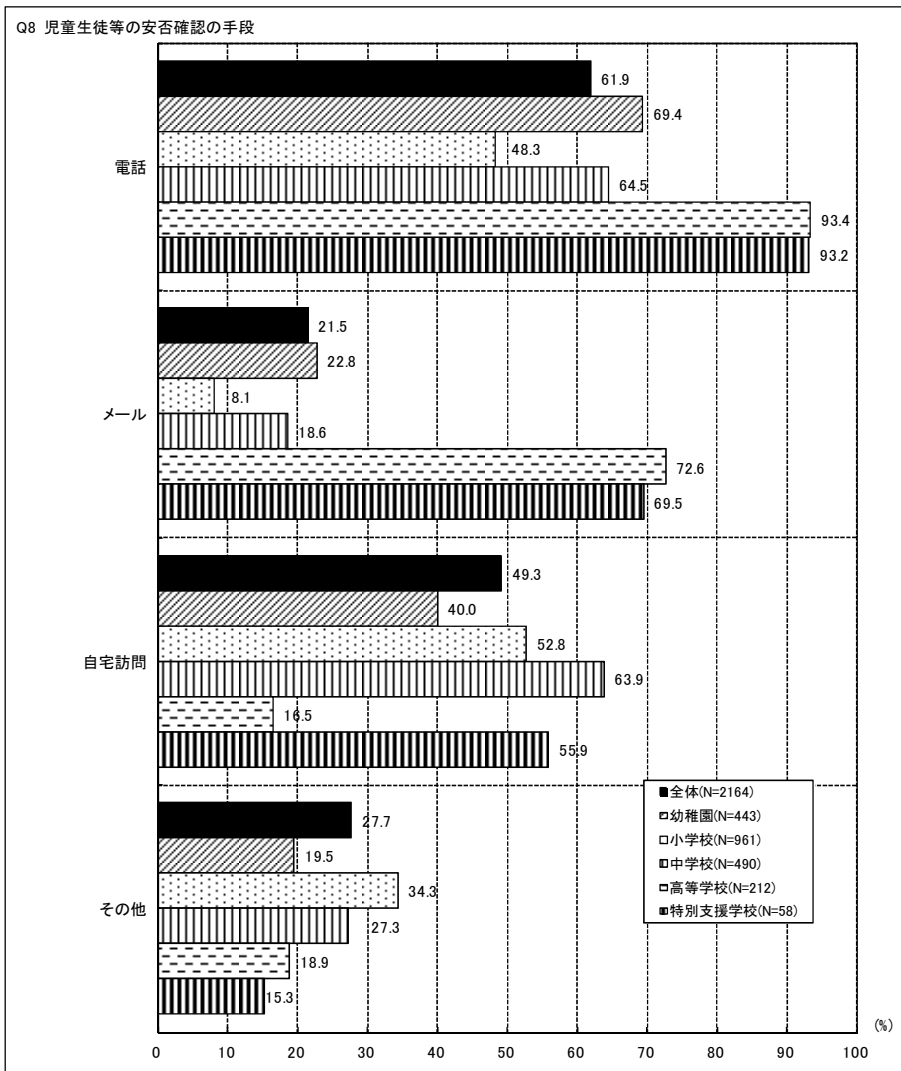
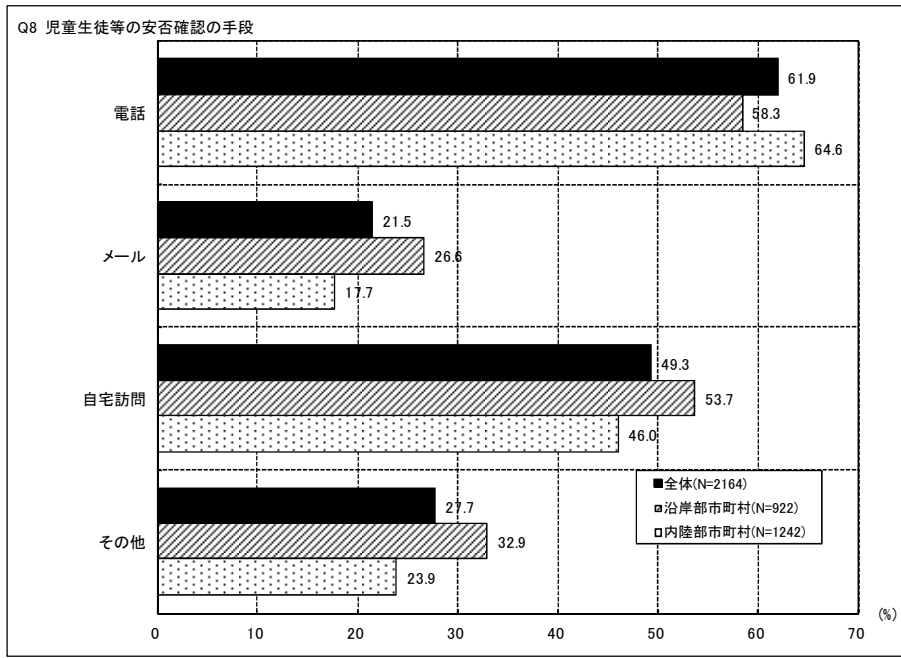
問8 地震発生時に学校(園)にいなかった児童生徒等の安否情報は、どのような手段で確認をしようとしたか。

(安否確認の連絡手段については安否確認をしようとした(2164校)を対象：MA)

約6割の学校等で電話による安否確認をしようとし、次いで約5割の学校等が自宅訪問による安否確認をしようとした。

- 地震発生時に学校等にいなかった児童生徒等の安否は、全体で82.7%の学校等で確認しようとした。沿岸部市町村で確認しようとした割合は89.1%で、内陸部市町村より10ポイント高くなっている。
- 学校種別でみると、特別支援学校が95.1%、中学校が88.3%、高等学校が84.5%、小学校が81.9%、幼稚園が76.8%となっている。
- 確認しようとした学校等の内、約6割の学校等で「電話」が使われたほか、約5割の学校等で「自宅訪問」が行われた。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部の学校等と比較して、メール、自宅訪問、その他いずれの手段も10ポイントほど高い割合となっている。
- 学校種別でみると、電話での確認は高等学校や特別支援学校が他の学校種と比較して30ポイント以上高い割合となっている。メールでの確認は高等学校や特別支援学校が約7割と高い一方、幼稚園や中学校は約2割、小学校は約1割となっている。自宅訪問は小学校、中学校や特別支援学校では5割を超えている一方、高等学校では16.5%となっている。





その他回答(参考資料 p9)

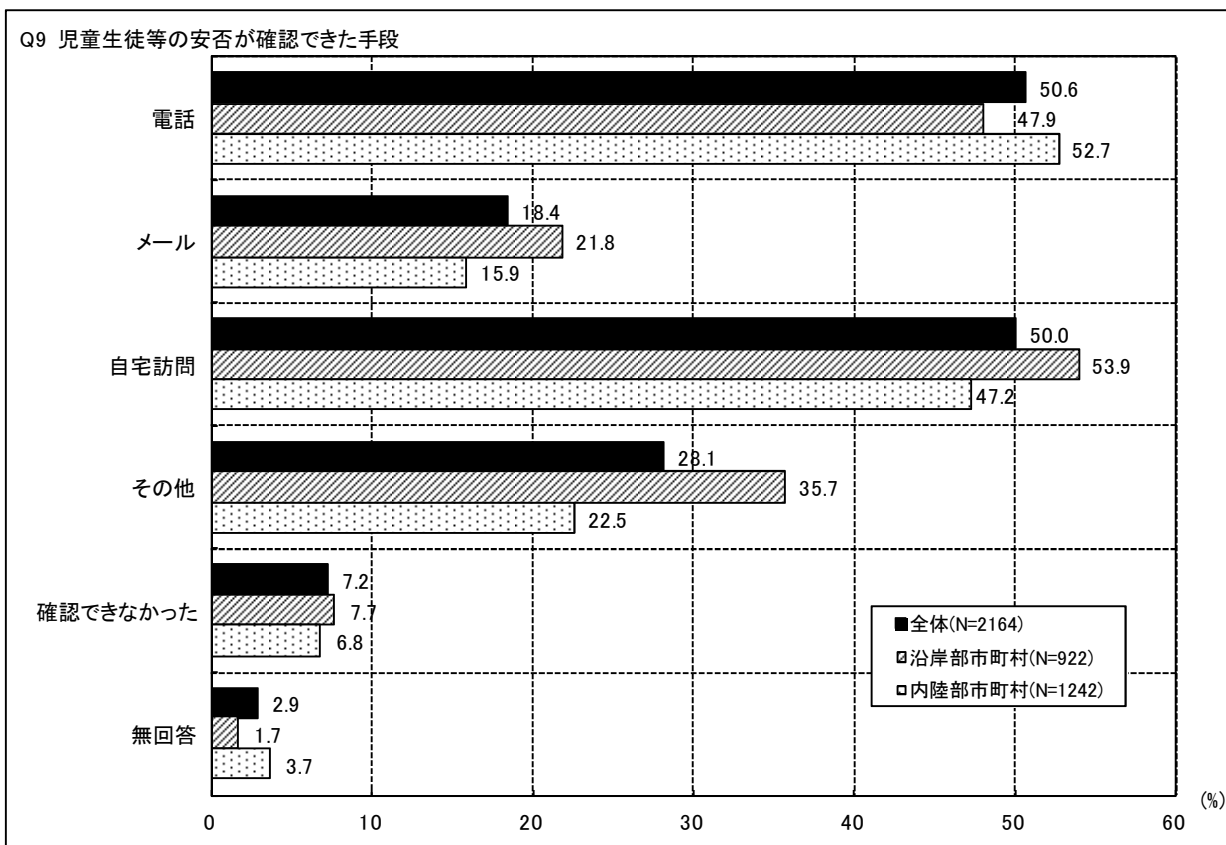
全員校内にいた、教職員の避難所まわり、友人・近隣の方の情報による確認、掲示板への掲示による確認などが挙げられているが、そのほか、通信手段が回復するまで何もできなかった、避難所として避難者が多く押し寄せそれどころではなかったなどが挙げられている。

(12)児童生徒等の安否が確認できた手段

問9 地震発生時に学校(園)にいなかった児童生徒等の安否情報は、どのような手段で確認できましたか。(全学校等のうち安否確認をしようとした(2164校)を対象:MA)

安否確認がとれた手段は電話や自宅訪問が約5割を占める。

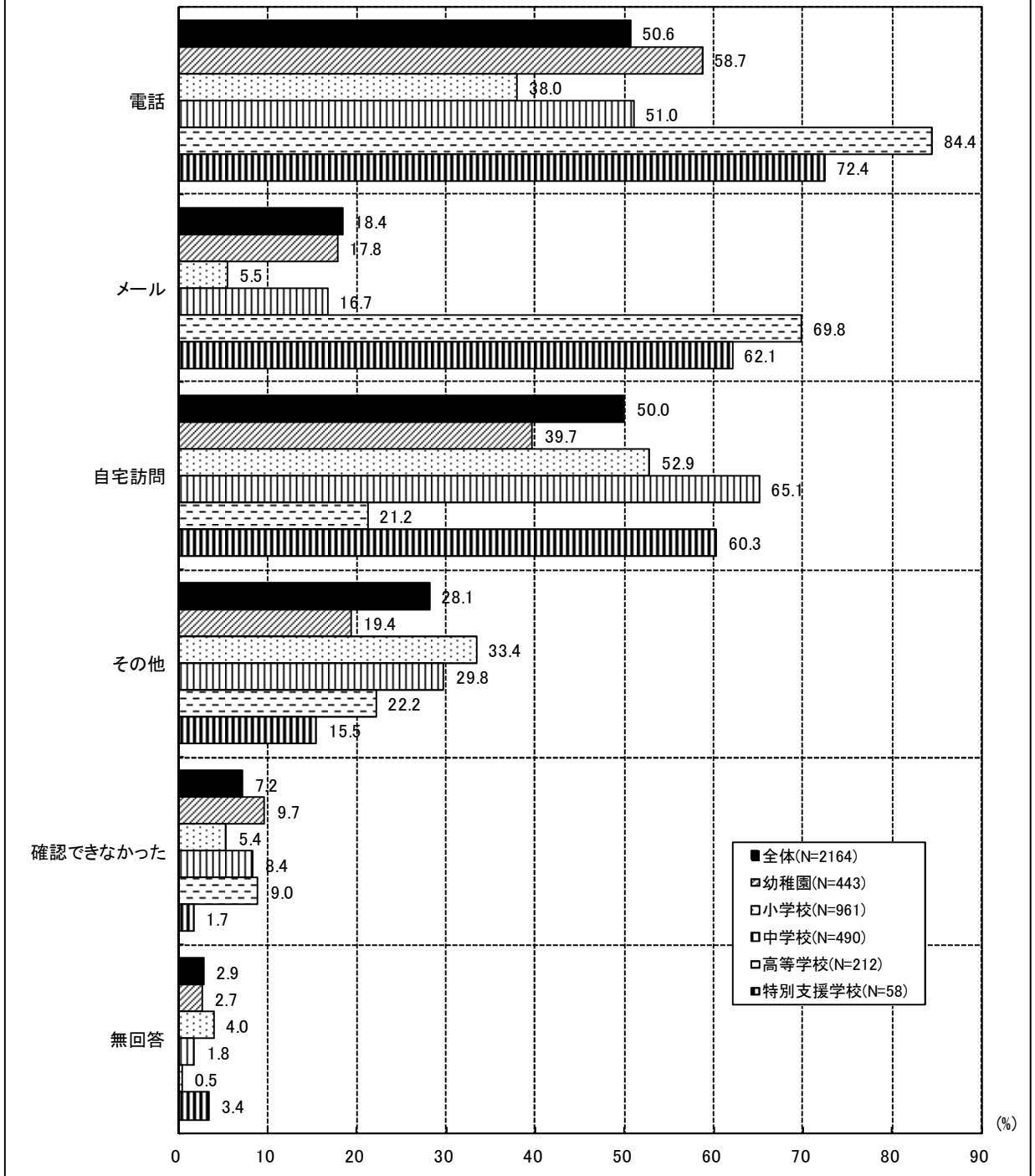
- ▶ 地震発生時に学校等にいなかった児童生徒等の安否が確認できた手段は、約5割の学校等で「電話」や「自宅訪問」で確認ができたのに対して、7.2%の学校等では児童の安否が確認できなかった。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では自宅訪問により安否確認できたが53.9%、電話が47.9%の順に対して、内陸部では電話が52.7%、自宅訪問が47.2%の順となっている。また、安否確認がとれなかったのは、沿岸部で7.7%、内陸部で6.8%を占めている。
- ▶ 学校種別でも安否確認をしようとした手段でほぼ確認が取れているが、児童生徒等の安否確認がとれなかったとしている幼稚園が9.0%を占めている。



その他回答(参考資料 p9)

確認しようとした手段とほぼ同じく、教職員の避難所まわり、掲示板への掲示により確認できたほか、児童生徒等が自ら出校して教えた、保護者からの報告、地区 PTA 連絡網による、などが挙げられている。一方で、被災後数日間は確認が取れなかったという例もみられる。

Q9 児童生徒等の安否が確認できた手段

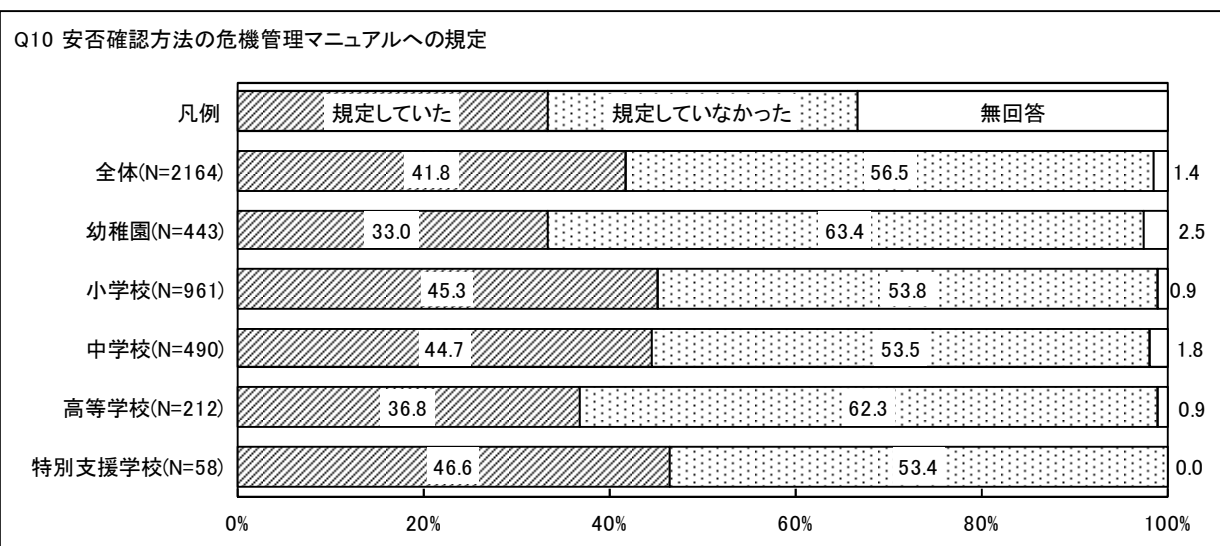
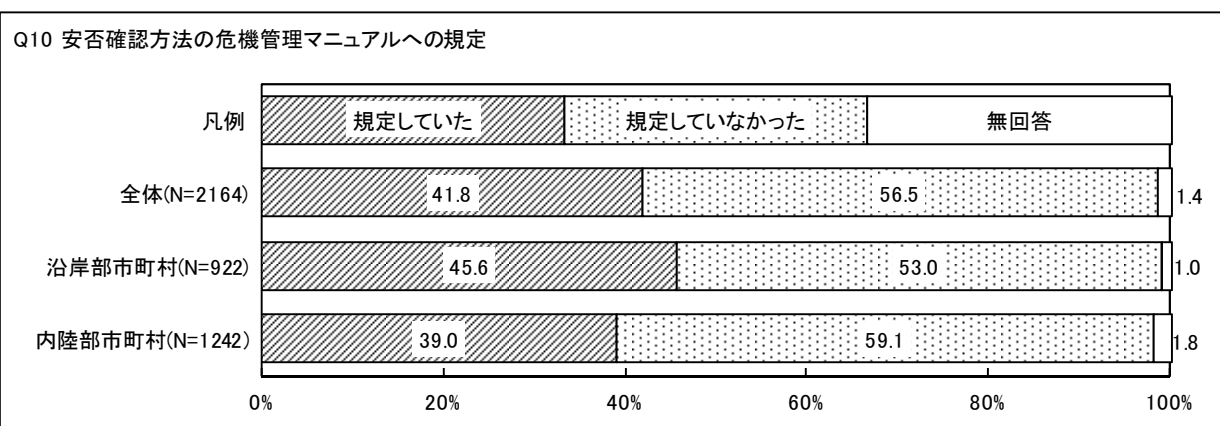


(13)安否確認方法の危機管理マニュアルへの規定

問 10 地震発生時に学校（園）にいなかった児童生徒等の安否確認の方法等は、危機管理マニュアルで規定していましたか。（全学校等のうち安否確認をしようとした(2164校)を対象：SA）

危機管理マニュアルに児童生徒等の安否確認の方法を規定していた学校等は約4割である。

- 危機管理マニュアルを策定している学校等の内、危機管理マニュアルに学校等にいなかった児童生徒等の安否確認の方法を規定していた学校等は41.8%を占めている。
- 地域別にみると、沿岸部では45.6%、内陸部では39.0%の学校等で危機管理マニュアルに規定していた。
- 学校種別にみると、特別支援学校が最も高く46.6%で規定していた。次いで、小学校や中学校が高く約45%、高等学校では36.8%、幼稚園では33.0%となっていた。



(14)危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、課題や反省点

SQ10-1 安否確認について、危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、あるいは、課題や反省点などがあればご記入下さい。

功を奏した点としては、生徒間のメールや地域住民からの情報によりスムーズに確認がとれたとしている一方で、マニュアルに電話不通時の安否確認方法を規定していなかったために混乱したなどを挙げている。また、通信網の遮断は安否確認について時間性、効率性からみても大きく影響を与えたことが伺える。(参考資料 p10)

(15)危機管理マニュアルに示された以外の避難行動とその理由や功を奏した点、課題・反省点

SQ10-2 安否確認について、危機管理マニュアルに示された以外の行動をした場合や、危機管理マニュアルに規定していなかった場合、その際にとった行動とその理由、功を奏した点、あるいは課題や反省点をご記入下さい。

停電や通信網の遮断などの理由により、危機管理マニュアルに示された以外に教職員が児童生徒等の自宅を直接訪問するなどの手段をとっている。直接会うことにより実際の状況を把握することができたり、近隣の関連情報を入手できたことなどが功を奏した点としている。さらに、PTAや近隣住民との情報交換などが非常に有効だったとしている。

また、課題・反省点としては停電時等の対応がマニュアルに規定されていなかったことや、直接訪問する際のガソリン等の備蓄まで考慮していなかった点を挙げている。(参考資料 p10)

(16)学校外にいた児童生徒等の避難行動

問 11 地震発生時に学校（園）にいなかった児童生徒等がどのような避難行動をとったか確認されていることがあればご記入下さい。

学校外にいた児童生徒等も、避難訓練どおりの避難行動がとれたという報告がされている。また、各自の判断で避難行動をとったり、地域住民の方々とともに避難行動を起こしたという例が挙げられている。(参考資料 p12)

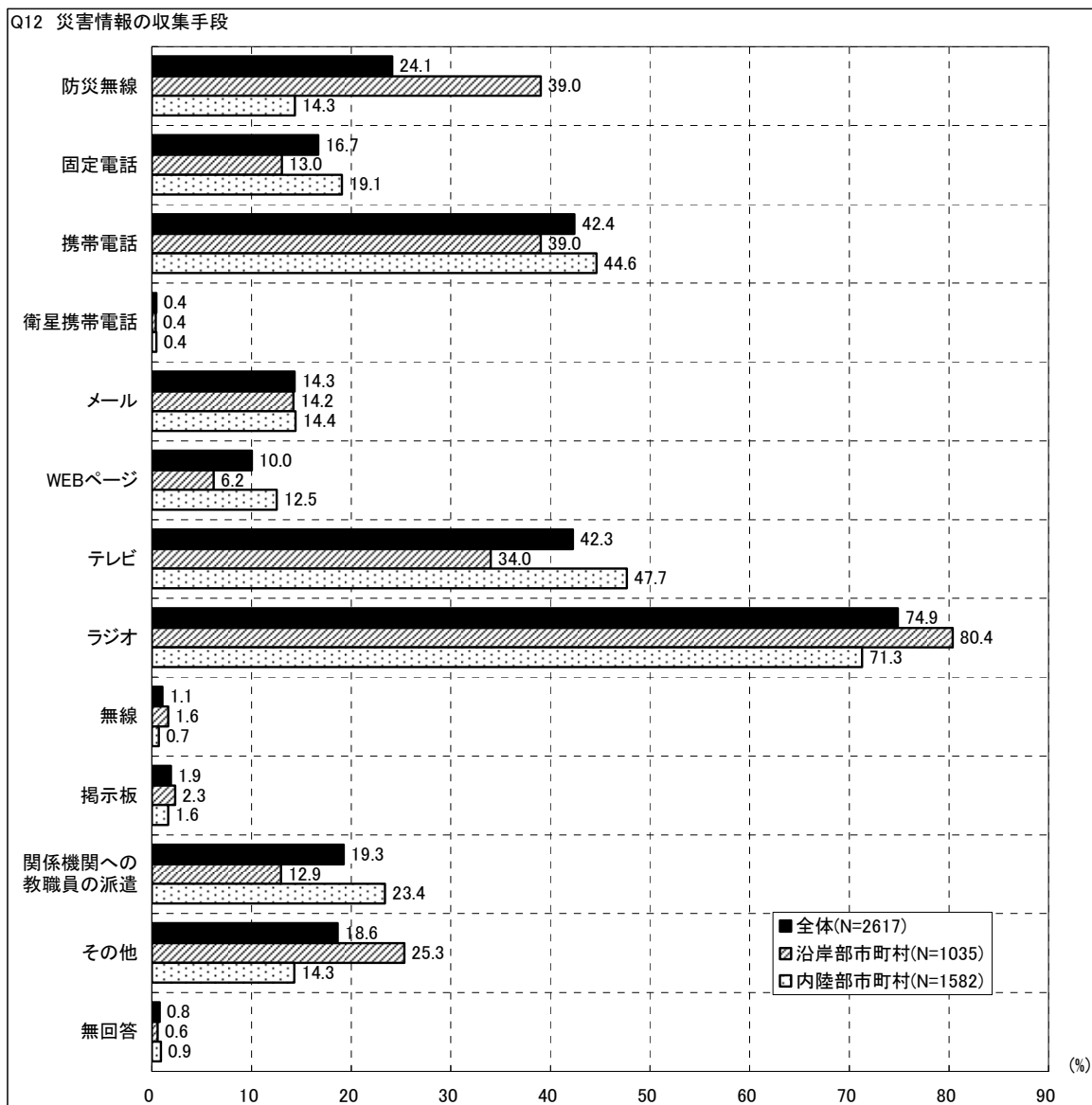
3 各学校等における情報収集・発信の状況について

(1) 災害情報の収集手段

問 12 貴校(園)では、震災当日、地震や津波などに関する災害情報などはどのような手段で収集しましたか。(MA)

情報収集は7割強の学校等でラジオ、約4割の学校等で携帯電話、テレビが使われた。

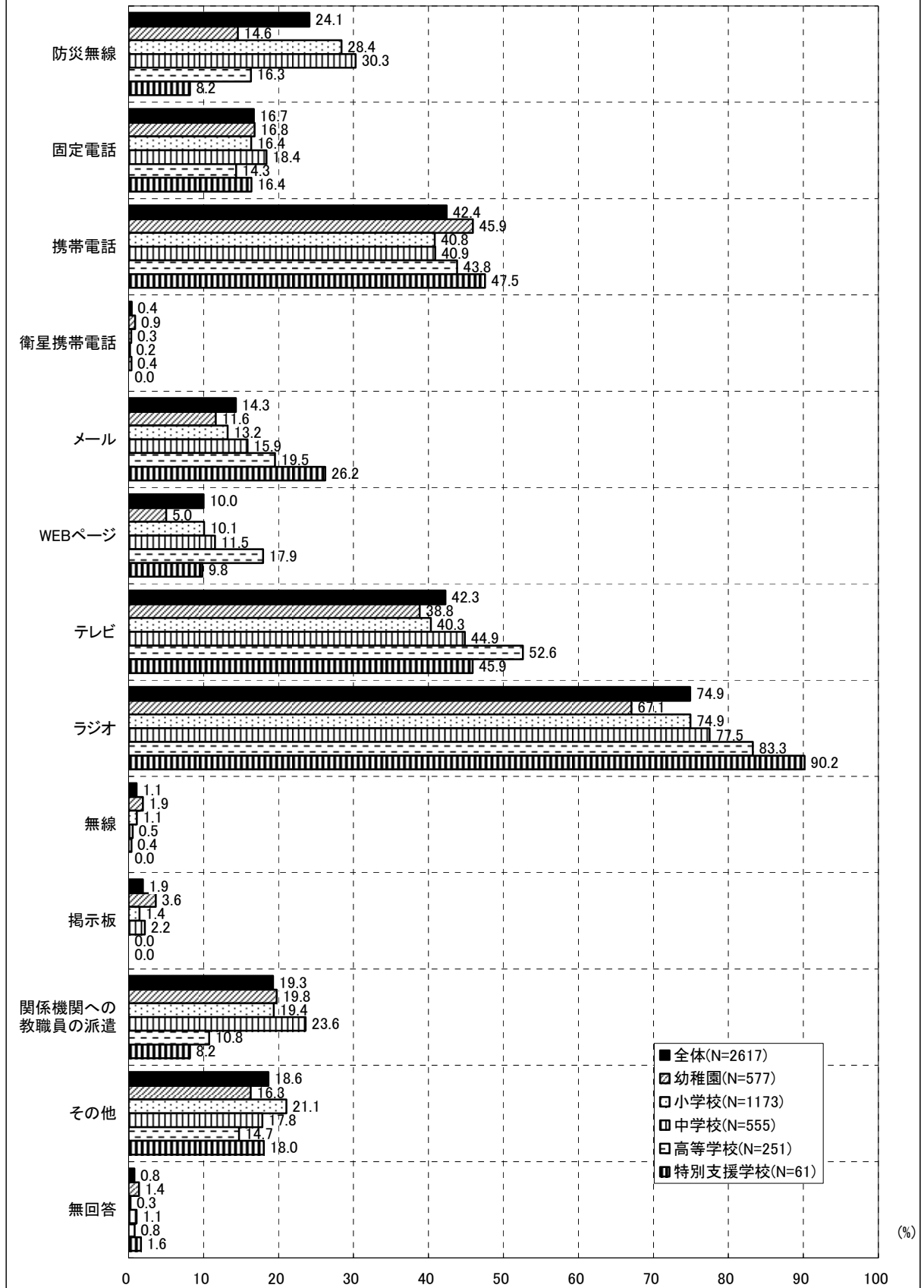
- 震災当日に災害情報を収集した手段としては、「ラジオ」が最も多く 74.9%を占め、次いで「携帯電話」や「テレビ」が約4割の学校等で情報収集が行われていた。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部の学校等と比較して「防災無線」による情報収集を行っていた割合が25ポイントほど高くなっている。
- 学校種別にみると、小学校や中学校は「防災無線」、特別支援学校では「メール」、高等学校では「テレビ」や「WEBページ」の割合が他校種と比較して高い。



その他回答(参考資料 p13)

圧倒的にワンセグ(携帯、車内TV)が多く、近隣住民のロコミ、災害対策本部からの支援員情報などによる。

Q12 災害情報の収集手段

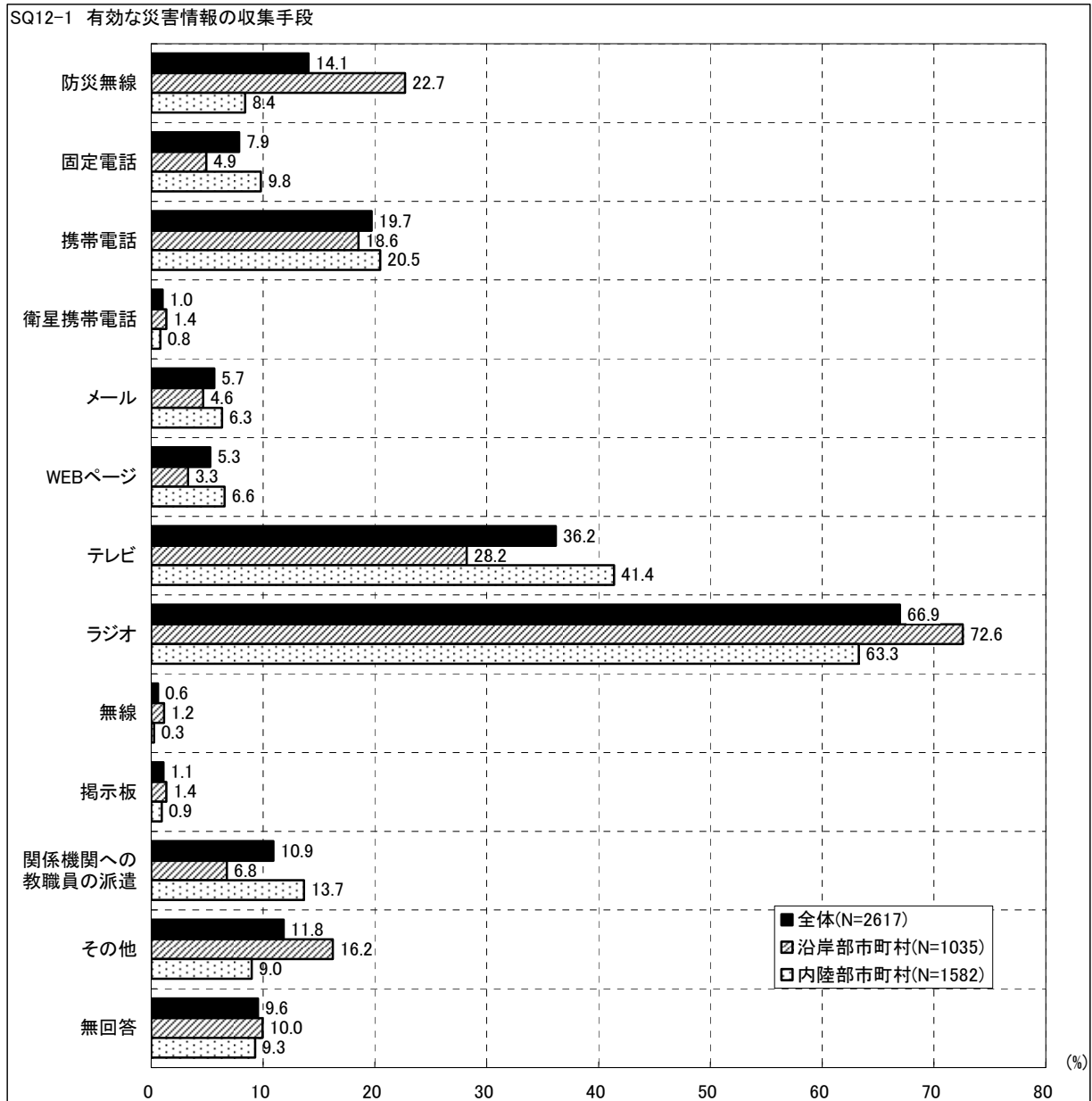


(2)有効な災害情報の収集手段

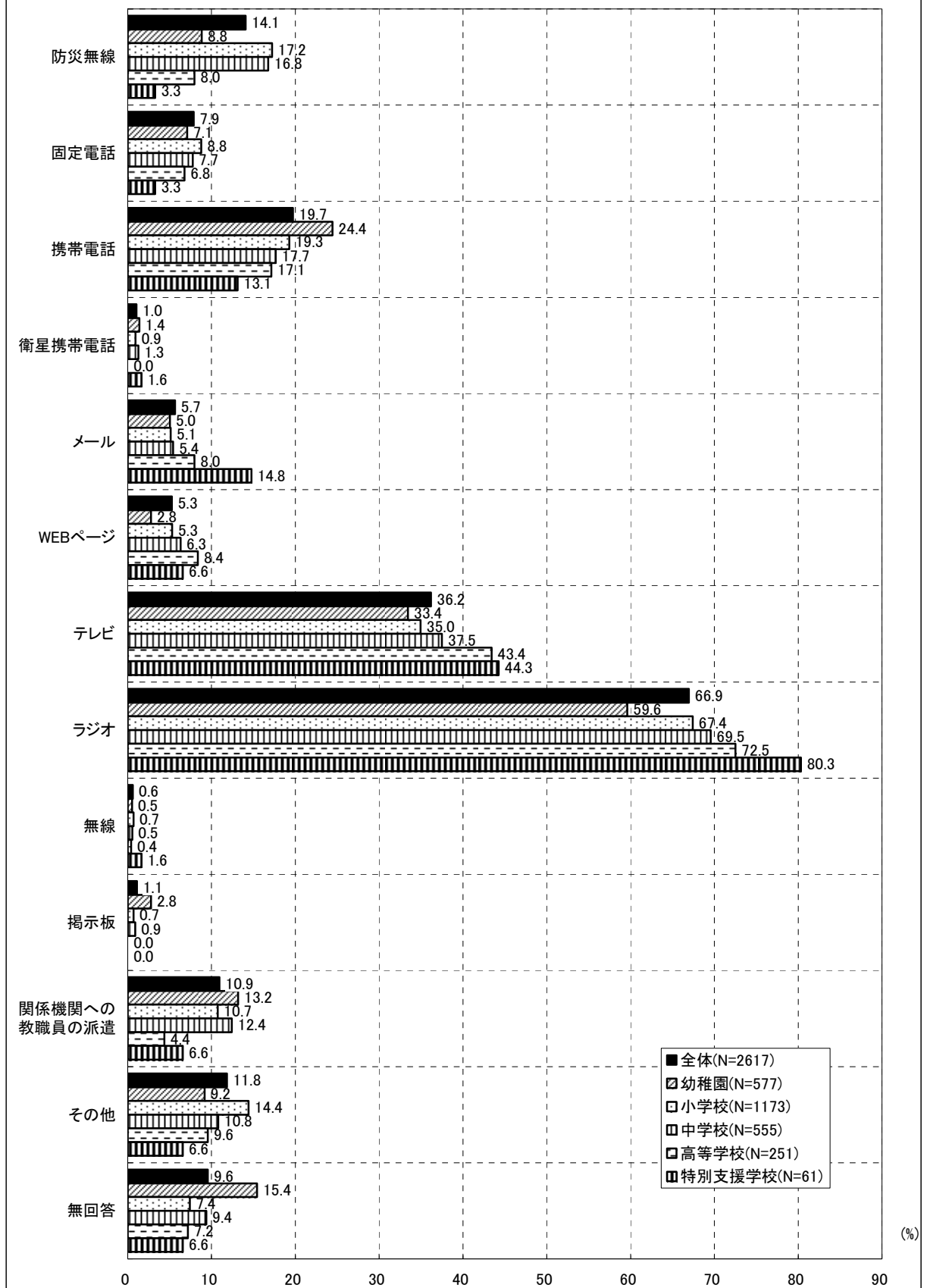
SQ12-1 災害情報などの収集に有効であった手段は何ですか。(3A)

災害情報などの収集に有効な手段は、ラジオ、テレビ、携帯電話などが挙げられている。

- ▶ 災害情報などの収集に有効であった手段は、「ラジオ」が66.9%と最も高く、次いで、「テレビ」の36.2%となっている。「携帯電話」は収集手段として活用した割合が42.4%となっているが、有効性では19.7%となっている。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では内陸部の学校等と比較して「防災無線」が有効であったとする学校等の割合が高い。
- ▶ 学校種別にみると、幼稚園では「携帯電話」、小学校や中学校は「防災無線」、特別支援学校では「メール」、高等学校では「WEB ページ」が有効であったとする割合が他校種と比較して高い。



SQ12-1 有効な災害情報の収集手段

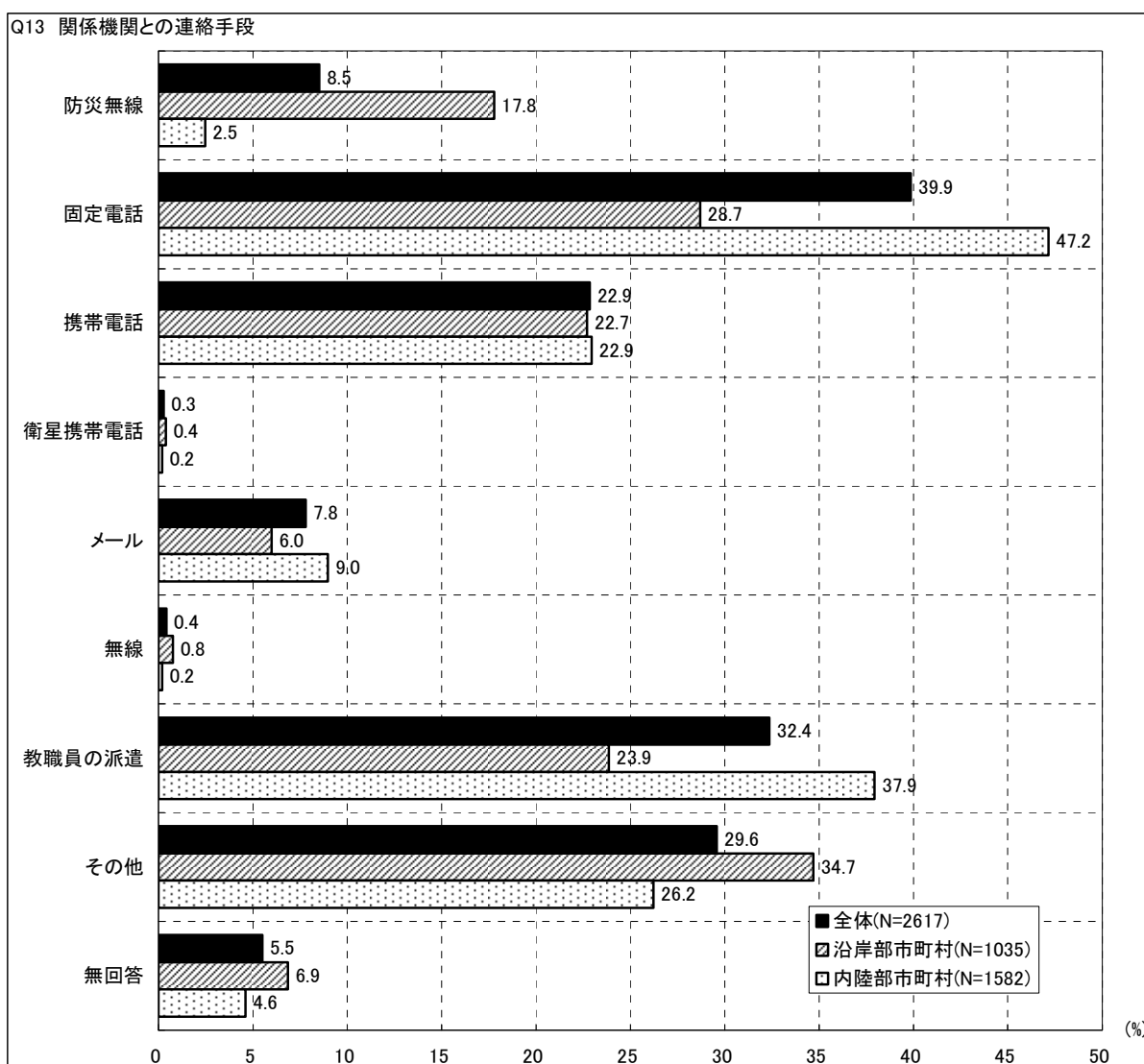


(3)関係機関との連絡手段

問 13 貴校(園)では、震災当日、関係機関との連絡は、どのような手段で行いましたか。(MA)

震災当日の関係機関との連絡は固定電話の使用や教職員の派遣が行われた。

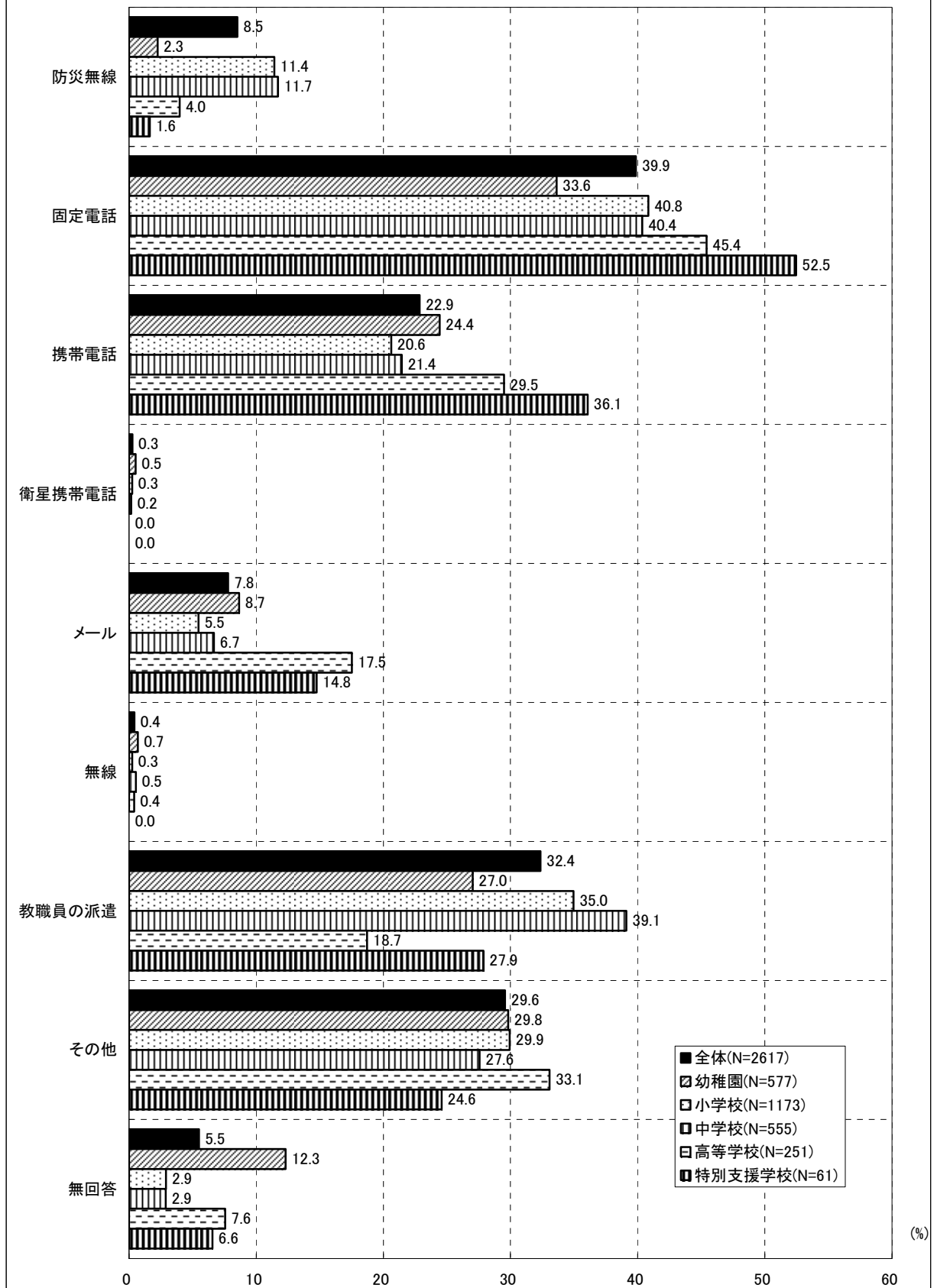
- ▶ 震災当日、関係機関との連絡は、「固定電話」最も高く 39.9%の学校等で使われ、次いで、「教職員の派遣」が 32.4%、「携帯電話」が 22.9%の学校等で使用された。その他の回答として、関係機関からの来訪、避難所を経由しての連絡、公衆電話の利用などが挙げられている。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では内陸部の学校等と比較して「防災無線」の使用が 15 ポイントほど高く、「固定電話」「教職員の派遣」は内陸部の学校等の方が高かった。
- ▶ 学校種別にみると、小学校、中学校は「防災無線」「教職員の派遣」の使用が他校種と比較して高く、高等学校、特別支援学校では、「固定電話」「携帯電話」の使用が他校種と比較して高かった。



その他回答(参考資料 p13)

関係機関(教育委員会、市)などからの訪問、避難所を経由しての連絡等が多いが、関係機関との連絡は全く取り得なかったとの回答が圧倒的に多い。

Q13 関係機関との連絡手段

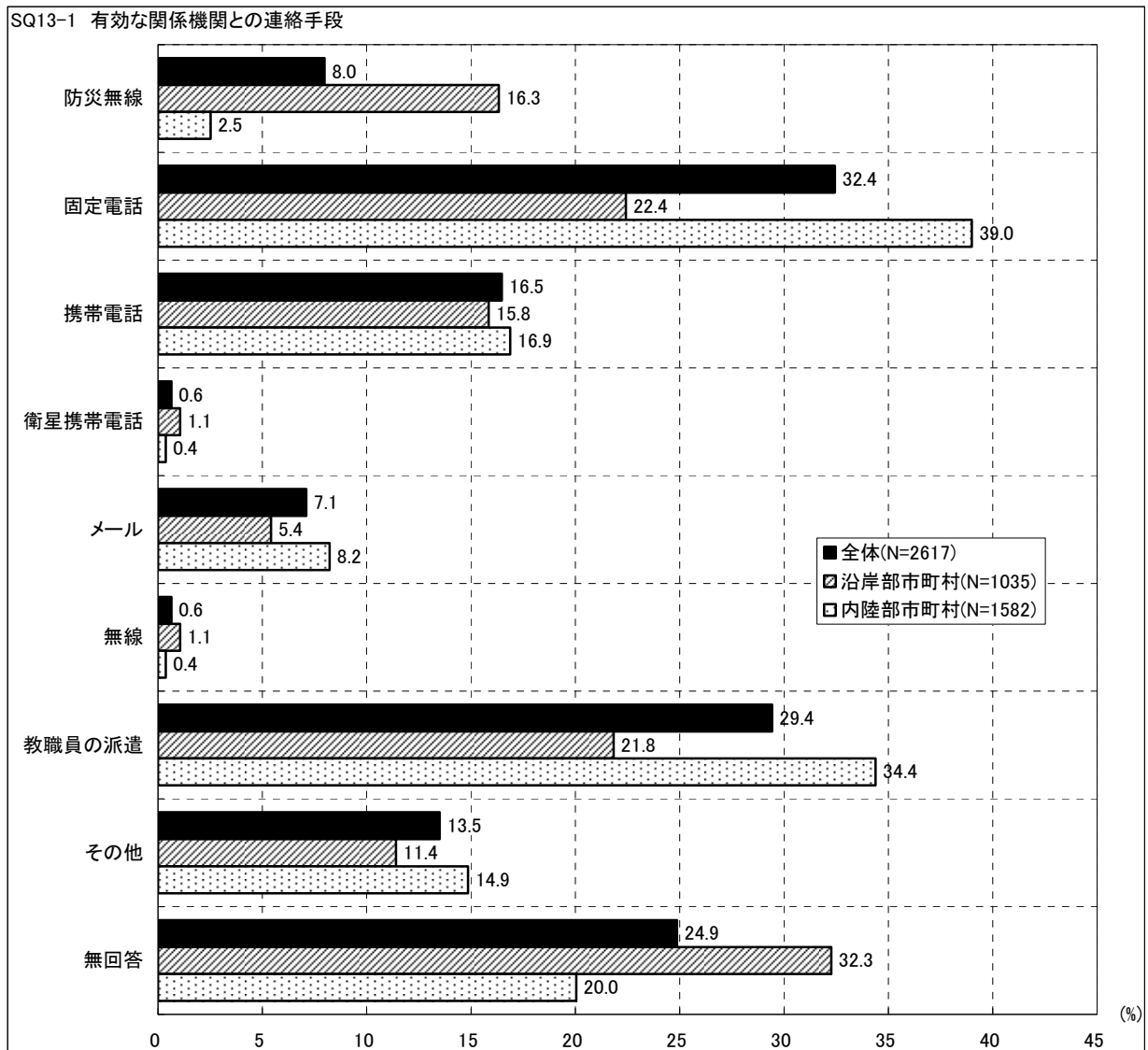


(4)有効な関係機関との連絡手段

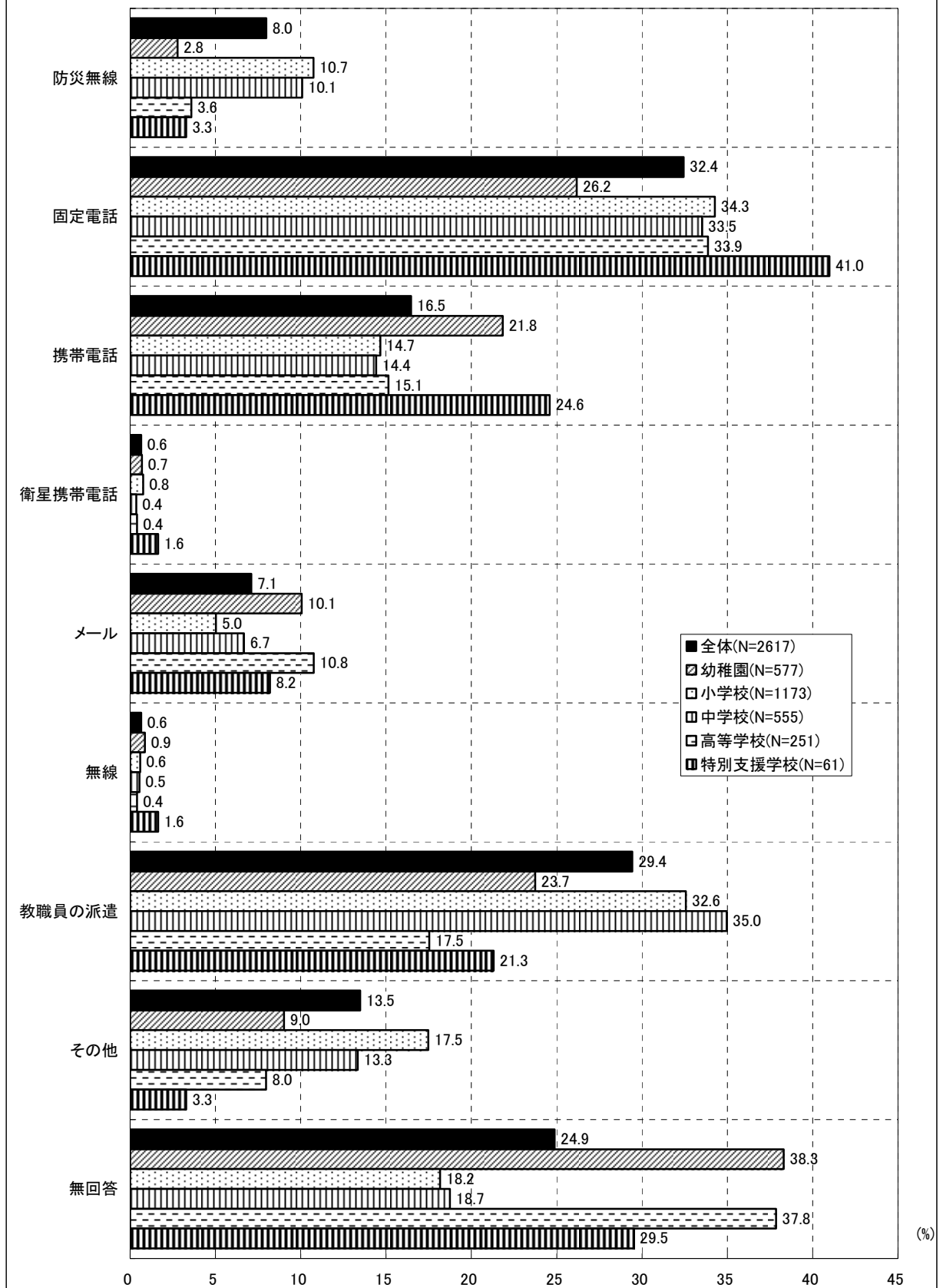
SQ13-1 関係機関との連絡に有効であった手段は何ですか。(3A)

震災当日の関係機関との連絡に有効であった手段は、固定電話、教職員の派遣の順で高い。

- 震災当日の関係機関との連絡に有効であった手段としては、「固定電話」「教職員の派遣」を約3割の学校等が挙げ、次いで「携帯電話」を16.5%の学校等が挙げている。
- 地域別にみると、沿岸部では「固定電話」「教職員の派遣」が約20%、「防災無線」「携帯電話」が15.8%の学校等が有効であったとしている。また、内陸部でも「固定電話」「教職員の派遣」「携帯電話」の順で有効であったとしている。
- 学校種別にみると、幼稚園では「携帯電話」「メール」、小学校、中学校では「防災無線」「教職員の派遣」、高等学校では「メール」、特別支援学校では「固定電話」「携帯電話」が有効であったとする回答が他校種と比較して高い。



SQ13-1 有効な関係機関との連絡手段

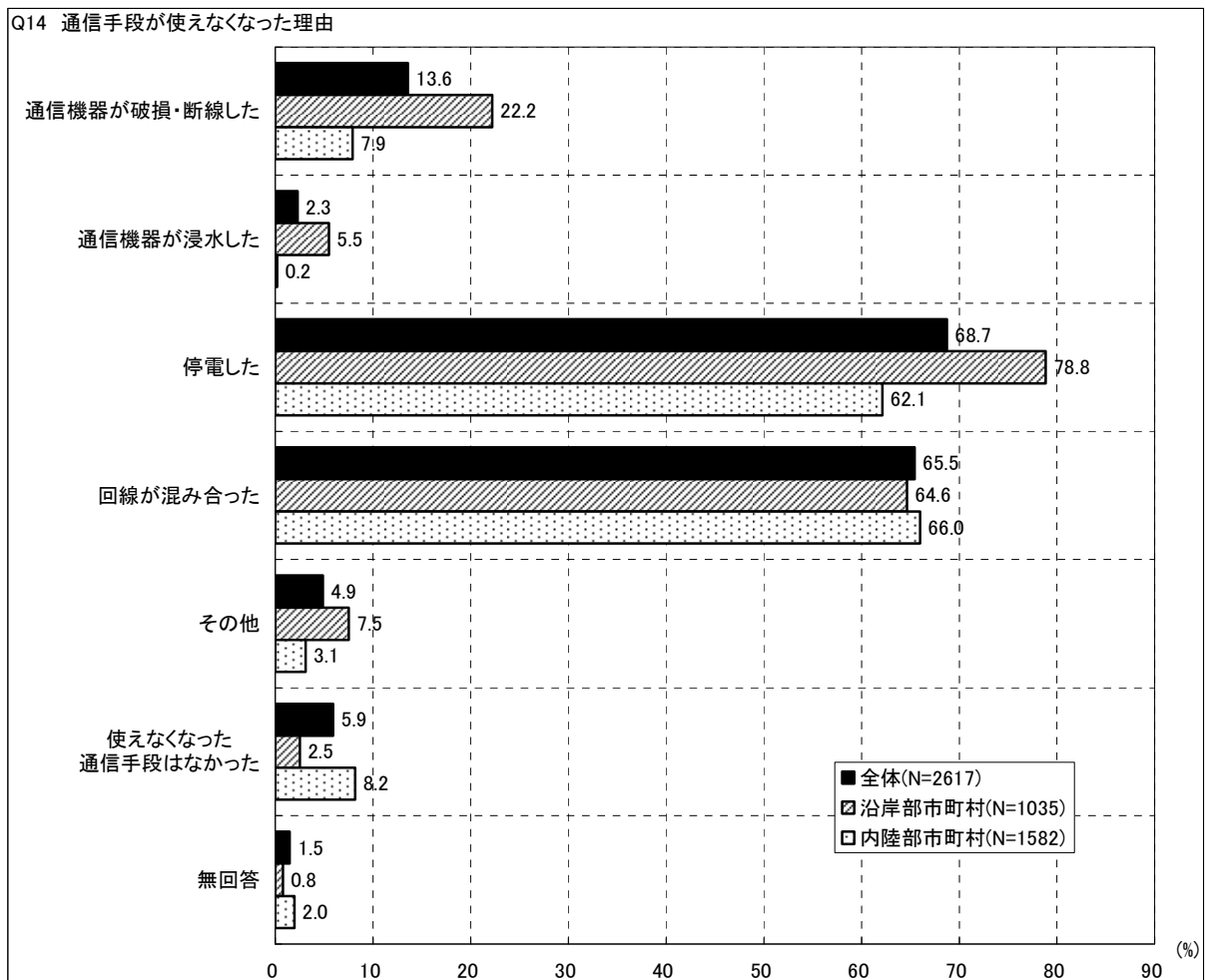


(5)通信手段が使えなくなった理由

問 14 貴校(園)では、震災当日、どのような理由で通信手段が使えなくなった状況が発生しましたか。(MA)

震災当日、通信手段が使えなくなった理由として約 7 割の学校が停電や回線の混雑をあげている。

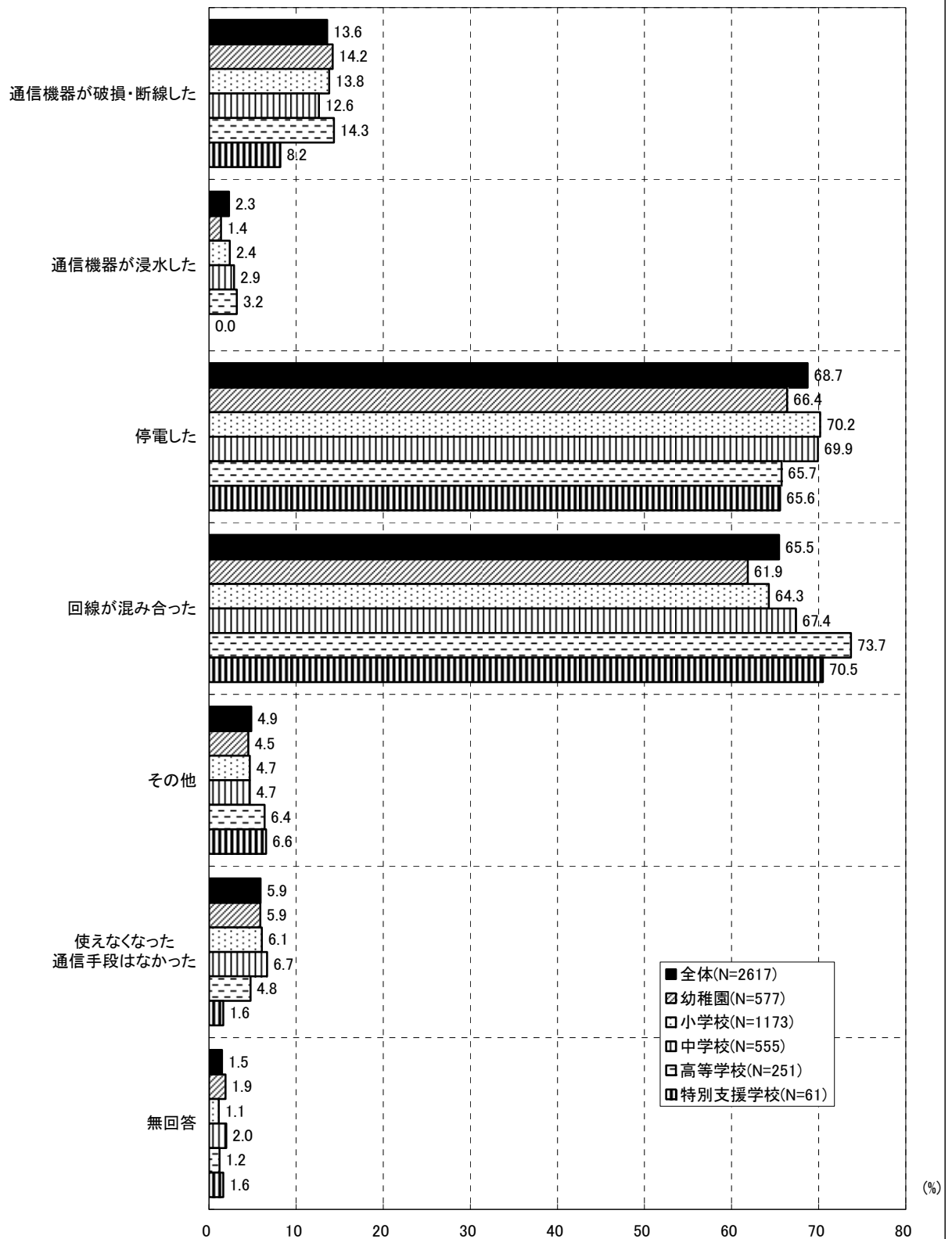
- 震災当日、通信手段が使えなくなった状況の理由として、68.7%の学校等で「停電した」、65.5%の学校等で「回線が混み合った」を挙げている。また、「使えなくなった通信手段はなかった」とする学校等は 5.9%であった。その他の回答としてバッテリーあがり、サーバーの破損などを挙げている。
- 地域別にみると沿岸部では内陸部と比較して通信手段が使えなくなった理由として、「停電した」が約 17 ポイント、「通信機器が破損・断線した」が約 14 ポイント高い。
- 学校種別にみると、高等学校、特別支援学校で「回線が混み合った」とする回答が若干高い傾向がみられる。



その他回答(参考資料 p13)

中継基地が被災し使えなくなった、機器のバッテリーあがり、サーバー破損などがあげられ、通信機器自体が流出した、津波により建物の自体が倒壊したなどの例が挙げられている。

Q14 通信手段が使えなくなった理由

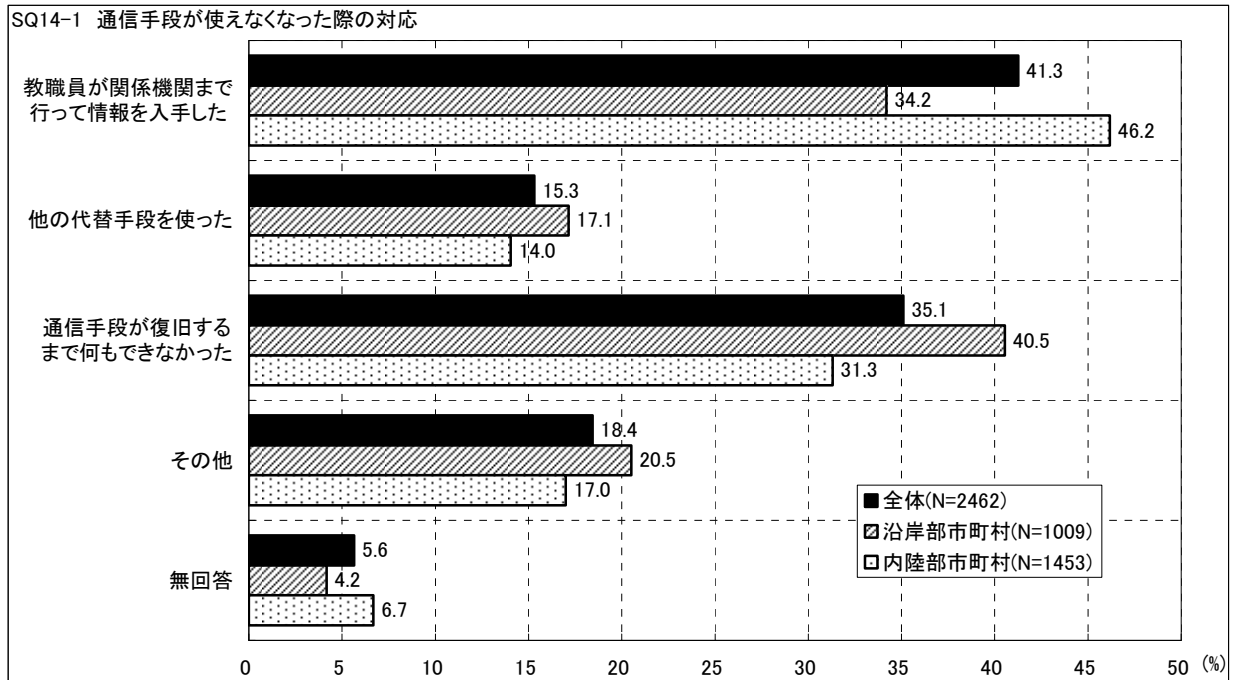


(6)通信手段が使えなくなった際の対応

SQ14-1 通信手段が使えなくなった時、どのように対応しましたか。
 (全学校等のうち使えない通信手段がなかった学校等(155校)を除く学校等(2462校)を対象：MA)

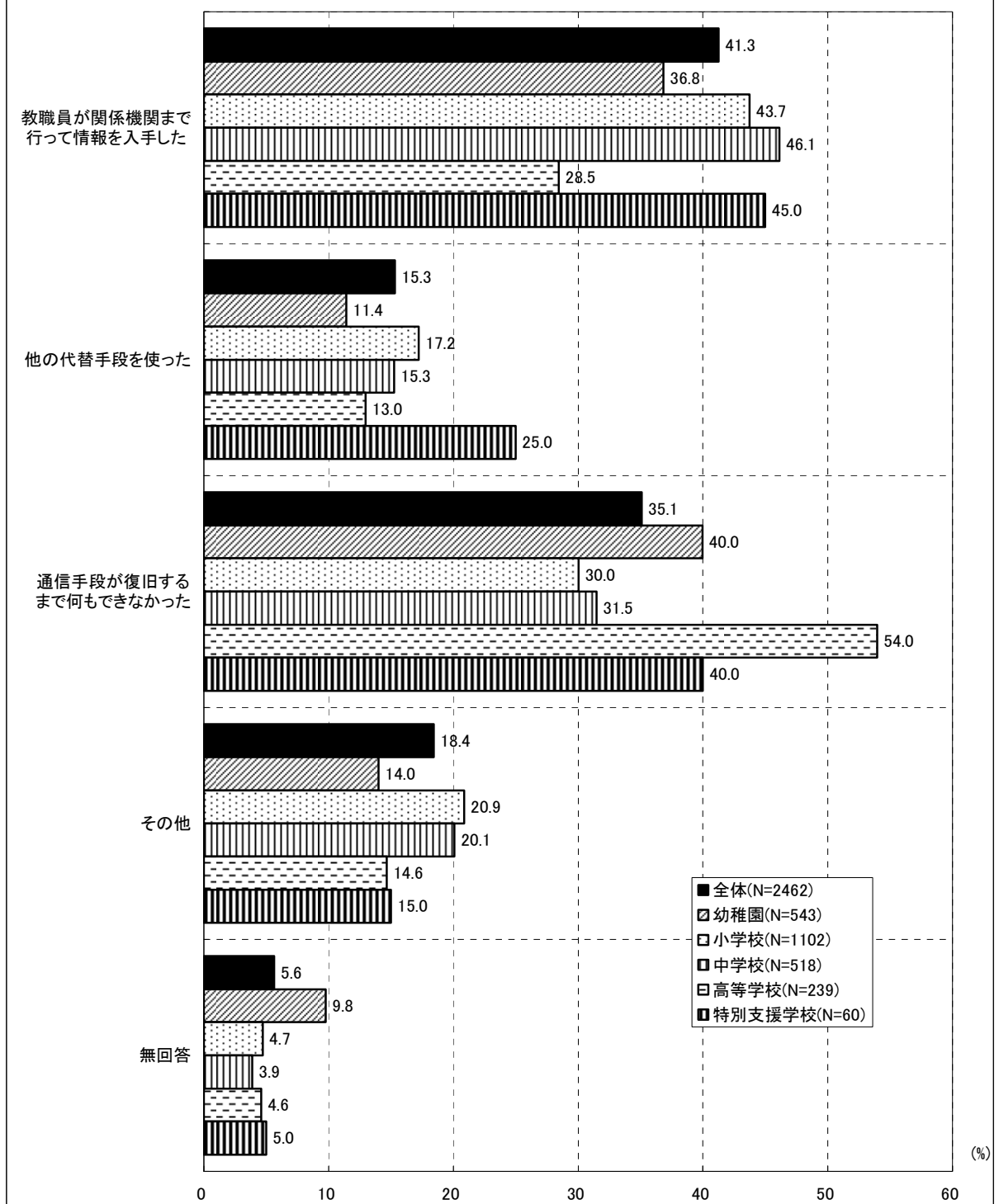
震災当日、通信手段が使えなくなった時の対応として、教職員の関係機関への派遣が約 41%、復旧するまで何もできなかったが約 35%を占める。

- 震災当日、通信手段が使えなくなった時の対応は、「教職員が関係機関まで行って情報を入手した」が 41.3%を占める一方、「通信手段が復旧するまで何もできなかった」とする学校等も 35.1%を占めている。その他の回答として、関係機関職員の派遣や訪問、ショートメールの活用などが挙げられている。
- 地域別にみると、沿岸部では、「通信手段が復旧するまで何もできなかった」とする学校等が最も高く 40.5%を占める。内陸部では、「教職員が関係機関まで行って情報を入手した」が最も高く 46.2%を占める。
- 学校種別にみると、特別支援学校では「他の代替手段を使った」が他校種と比較して 10ポイント以上高い。また、高等学校では、「通信手段が復旧するまで何もできなかった」とする学校等が 5割を超えている。



その他回答(参考資料 p14)
 関係機関職員の派遣・訪問、ラジオの活用、ショートメールの活用、家庭用バッテリーなどの確保、などが挙げられており、手段が無く現地でできることを検討し行動したなどの例もみられる。

SQ14-1 通信手段が使えなくなった際の対応



4 帰宅困難な状況の発生状況について

(1) 児童生徒等の帰宅困難な状況

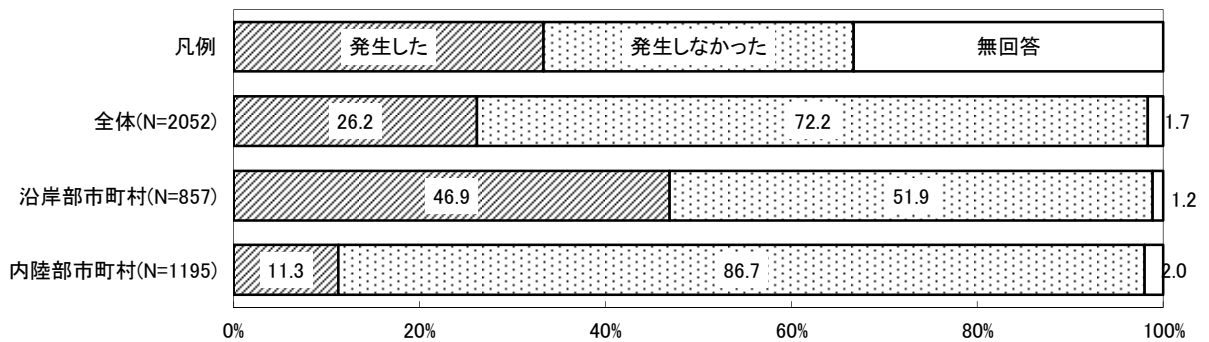
問 30 震災当日、在校(園)中の児童生徒等が帰宅困難な状況が発生しましたか。

(地震発生時に児童生徒等が在校していた学校等(2052校)を対象：SA)

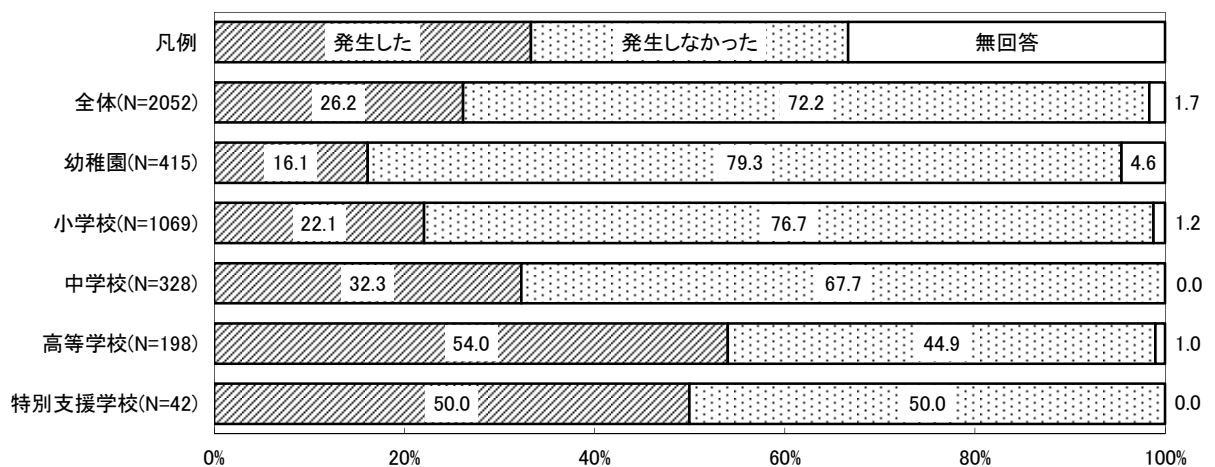
震災当日、児童生徒が帰宅困難な状況は 26%の学校等で発生し、沿岸部や高等学校、特別支援学校での発生割合が高い。

- 震災当日、児童生徒等がいた学校等のうち、児童生徒等が帰宅困難な状況は 26.2%の学校等で発生した。
- 地域別にみると、沿岸部では 46.9%、内陸部では 11.3%の学校等で児童生徒等が帰宅困難な状況が発生した。
- 学校種別にみると、高等学校、特別支援学校での発生割合が高く、約 5 割の学校等で児童生徒等が帰宅困難な状況が発生した。また、幼稚園では 16.1%、小学校では 22.1%、中学校では 32.3%の学校等で児童生徒等が帰宅困難な状況が発生した。これは、上級校にいくに従い、通学圏域は広くなり帰宅困難者が多くなることに起因すると考えられる。

Q30 児童生徒等の帰宅困難な状況



Q30 児童生徒等の帰宅困難な状況



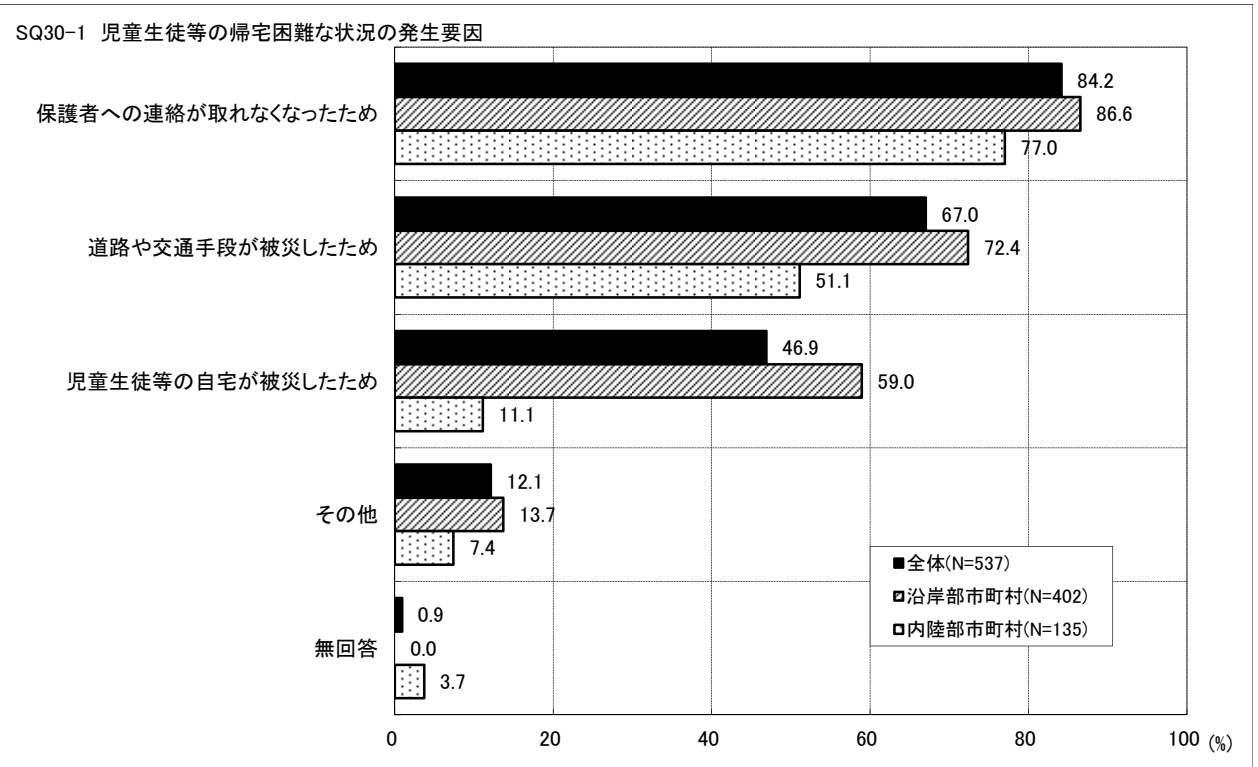
(2)児童生徒等の帰宅困難な状況の発生要因

SQ30-1 帰宅困難な状況はどのような要因で発生しましたか。

(帰宅困難な状況が発生した学校等(537校)を対象：MA)

帰宅困難な状況は、保護者への連絡が取れなくなったためや、道路や交通手段が被災したためが大きな要因となった。沿岸部では、児童生徒等の自宅が被災したためも大きな要因となった。

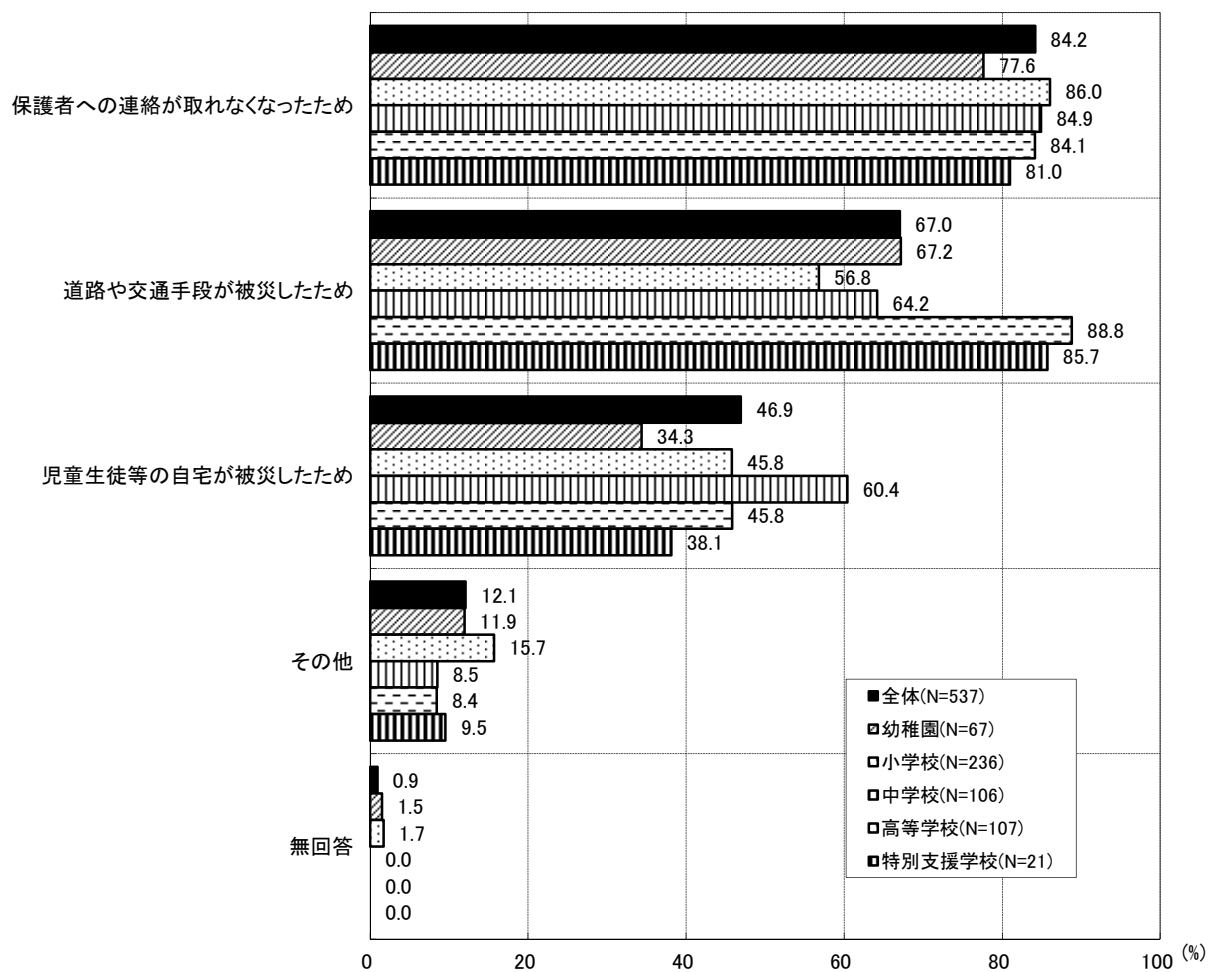
- ▶ 震災当日、帰宅困難な状況は、「保護者への連絡が取れなくなったため」(84.2%)や「道路や交通手段が被災したため」(67.0%)が発生要因として高い割合を占めている。また、その他の回答として、保護者自身が被災したため、保護者の仕事の都合などを挙げている。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では「保護者への連絡が取れなくなったため」が86.6%と高いほか、「道路や交通手段が被災したため」は72.4%、「児童生徒等の自宅が被災したため」は59.0%の学校等が理由として挙げている。
- ▶ 沿岸部では、児童生徒等の自宅が被災したためが内陸部に比べて48ポイント、道路や交通手段が被災したためが21ポイントそれぞれ高く、これは津波による被害の影響だと考えられる。
- ▶ 学校種別にみると、中学校では「児童生徒等の自宅が被災したため」、高等学校、特別支援学校では「道路や交通手段が被災したため」が他校種と比較して高い割合となっている。



その他回答(参考資料 p14)

保護者自身が被災したため、保護者の仕事の都合などで迎えに来られない、学校が孤立した、遠距離通学の生徒等がいたなどを挙げている。

SQ30-1 児童生徒等の帰宅困難な状況の発生要因



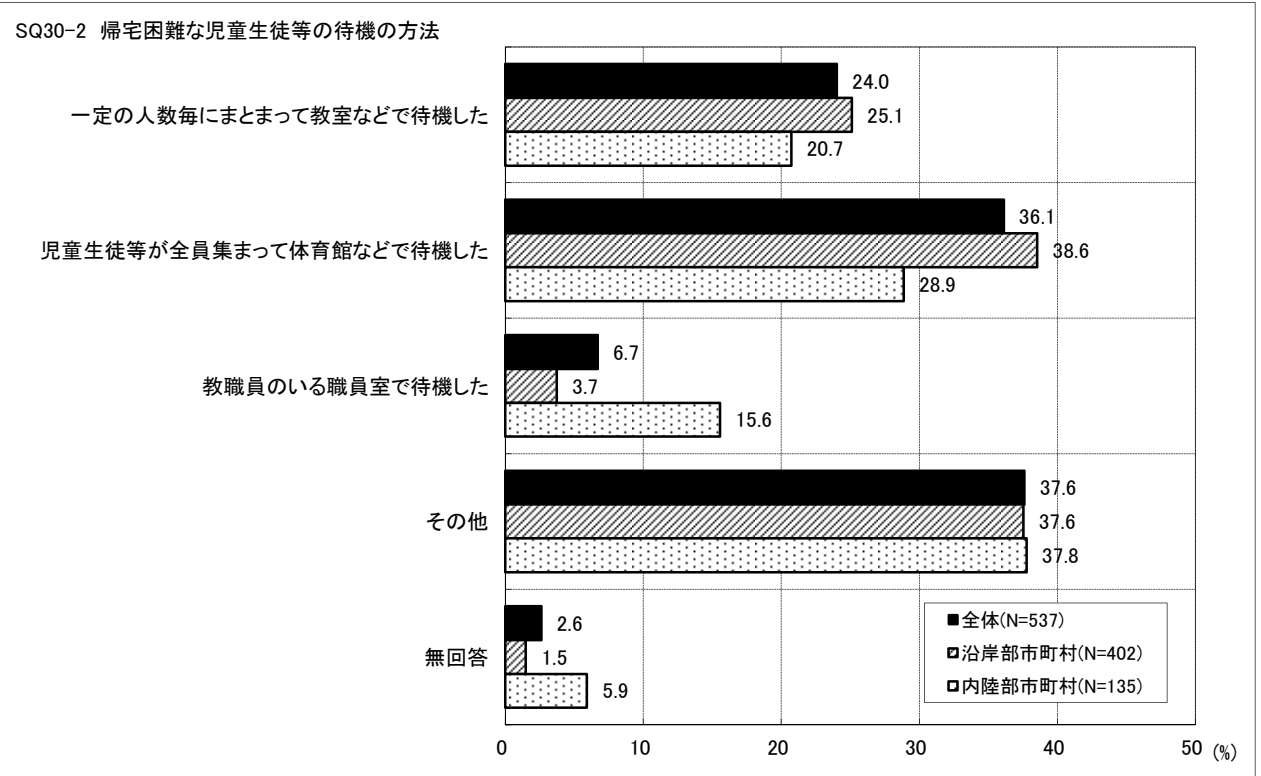
(3)帰宅困難な児童生徒等の待機の方法

SQ30-2 帰宅できなかった児童生徒等はどこで待機しましたか。

(帰宅困難な状況が発生した学校等(537校)を対象：MA)

震災当日の児童生徒の待機場所としては、**体育館、教室、避難所、公民館、校長室、スクールバス、寄宿舎**などが使われた。

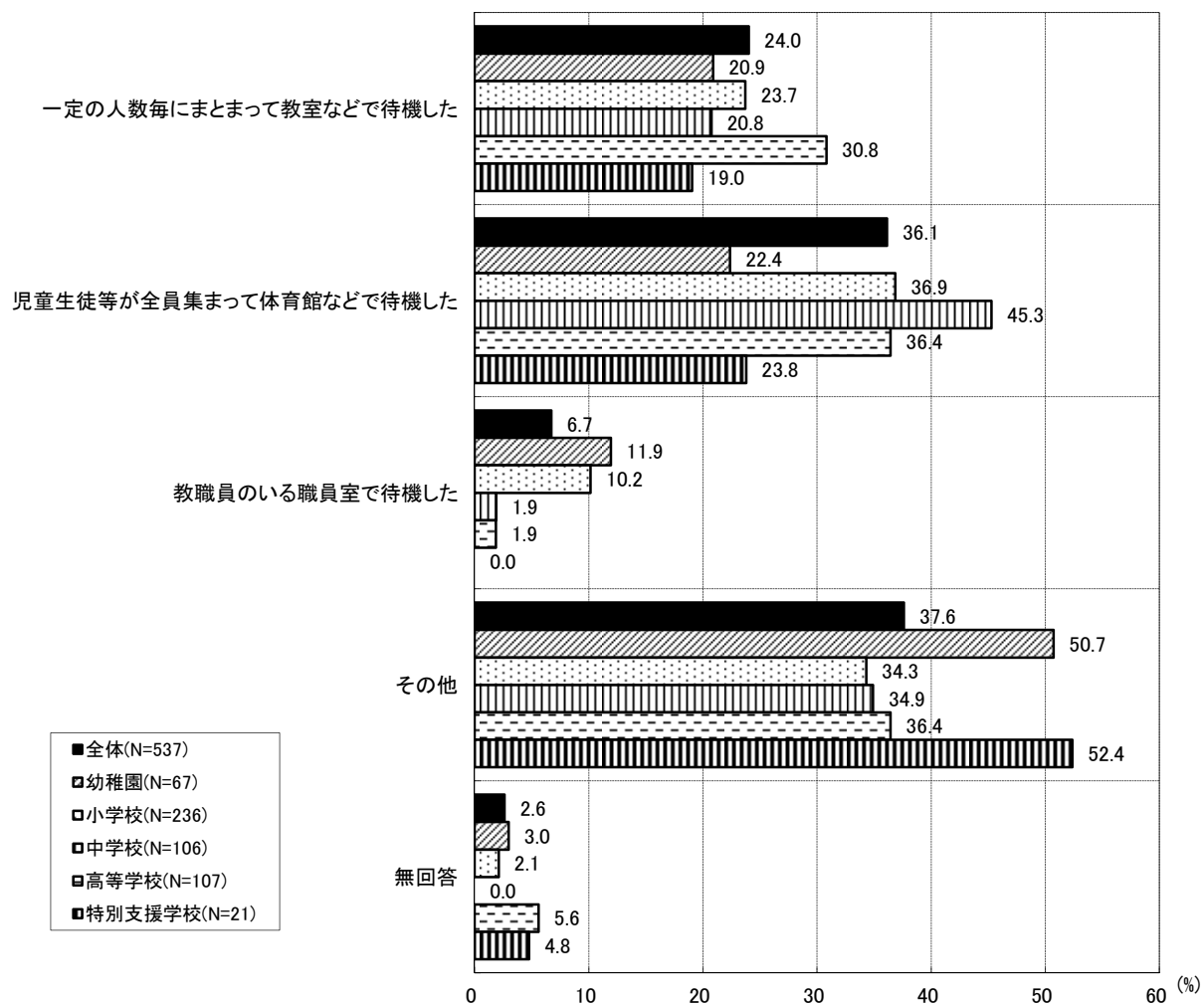
- ▶ 震災当日、帰宅できなかった児童生徒等は、「児童生徒等が全員集まって体育館などで待機した」(36.1%)「一定の人数毎にまとまって教室などで待機した」(24.0%)ほか、その他の回答として、避難所、公民館、校長室、スクールバスなどでの待機が挙げられている。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では「児童生徒等が全員集まって体育館などで待機した」、内陸部では「教職員のいる職員室で待機した」がそれぞれ比較して高い割合となっている。
- ▶ 学校種別にみると、小学校、中学校、高等学校では体育館などでの待機した学校の割合が高く、その他の回答として幼稚園では、防寒のためスクールバスでの待機、特別支援学校は寄宿舎での待機などが比較的多く挙げられた。



その他回答(参考資料 P15)

地域住民とともに避難所や公民館へ避難した、校庭に待機、校内の校長室など他の部屋へ避難したなどが多いほか、教職員の自宅、津波対策として学校の屋上や裏山で野宿、教職員の自宅へ避難したなどの例もみられる。

SQ30-2 帰宅困難な児童生徒等の待機の方法



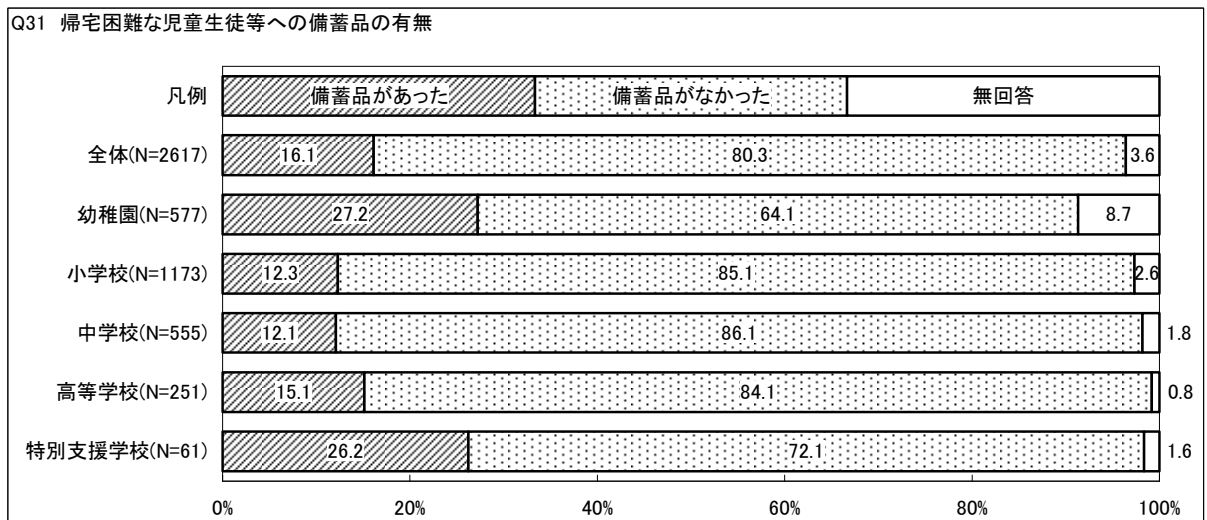
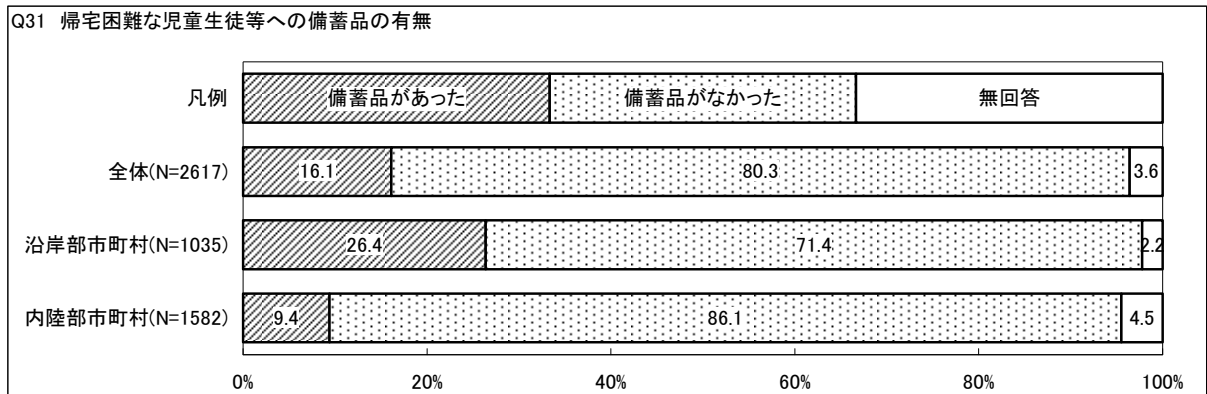
(4)帰宅困難な児童生徒等への備蓄品の有無

問 31 貴校(園)では、帰宅困難な児童生徒等に対応するための備蓄品はありましたか。

(全学校等(2617校)を対象：SA)

約 16%の学校等で帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品があった。

- 帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品があった学校等は 16.1%であった。
- 地域別にみると、沿岸部では 26.4%、内陸部では 9.4%の学校等に備蓄品があった。
- 学校種別にみると、幼稚園、特別支援学校では 4 分の 1 の学校等に備蓄品があった。小学校、中学校、高等学校では備蓄品があった割合は約 12～15%となっている。



(5)備蓄品の使用状況

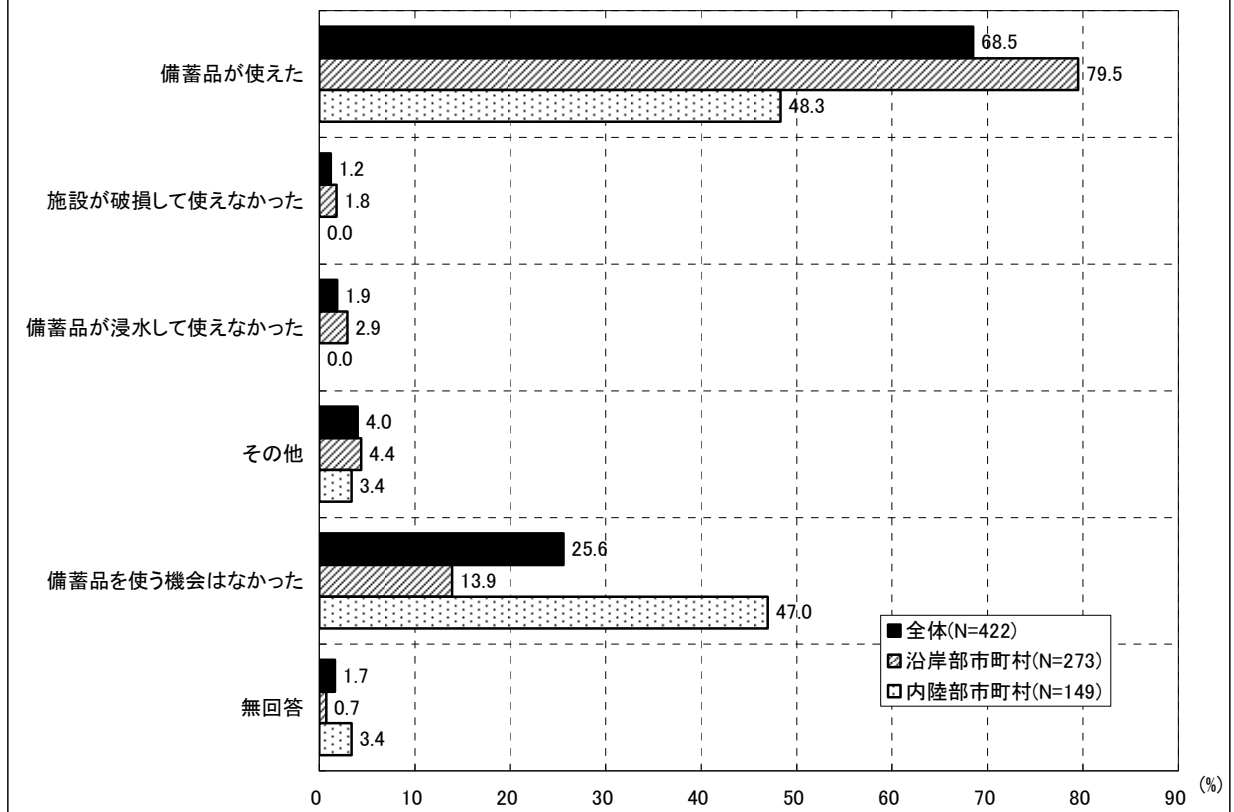
SQ31-1 学校（園）で準備していた備蓄品は使えましたか。

(帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品があった学校等(422校)を対象：MA)

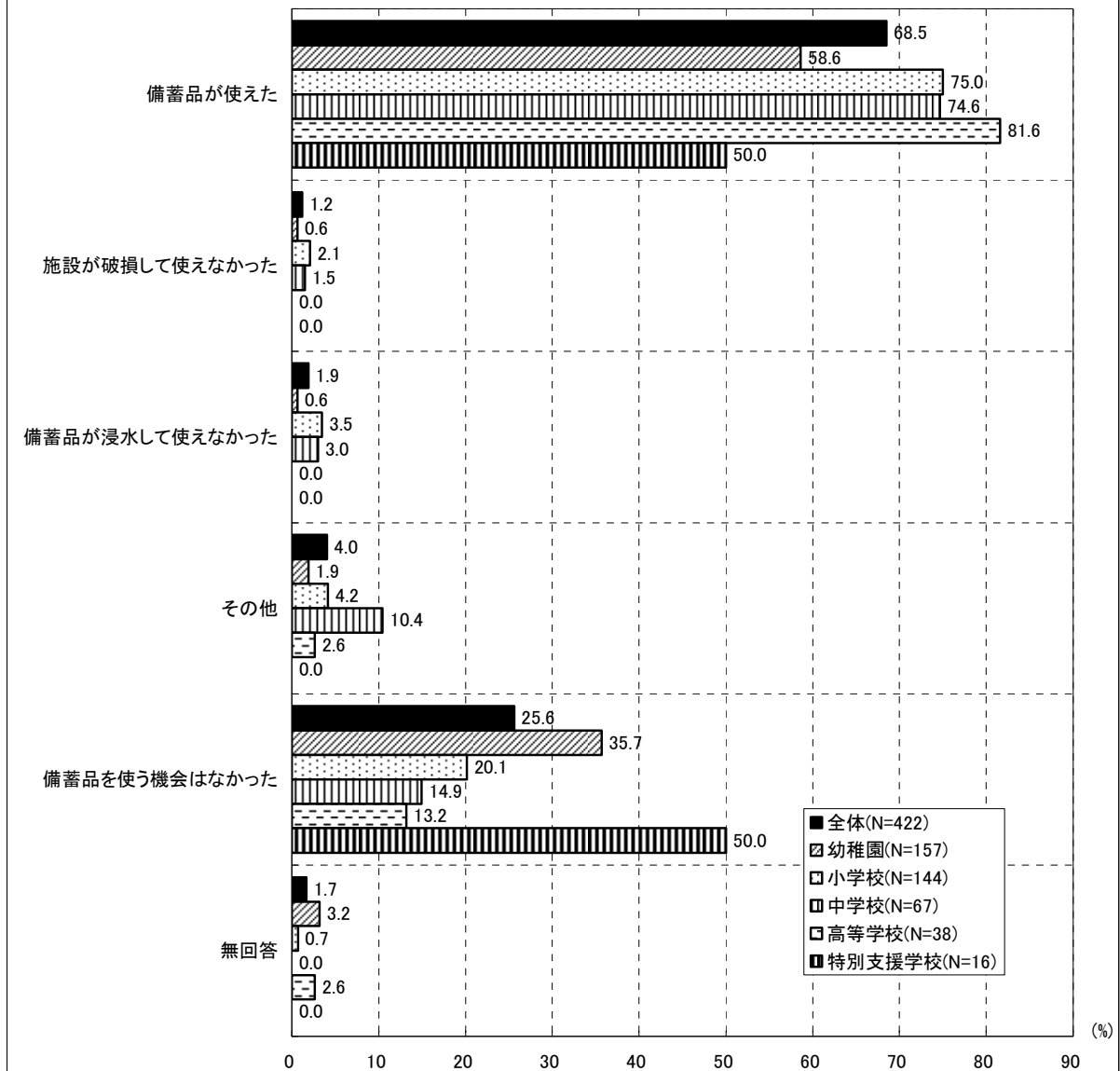
備蓄品のあった学校の約7割で備蓄品が使えた一方、施設の破損や浸水により使えなかった学校等もあった。

- 学校等で準備していた備蓄品は、68.5%の学校等で使えた。一方、「施設が破損して使えなかった」(1.2%)や「備蓄品が浸水して使えなかった」(1.9%)学校等もあった。
- 地域別にみると、海岸部では「施設が破損して使えなかった」や「備蓄品が浸水して使えなかった」学校等があり、内陸部では約半数の学校等で備蓄品を使う機会がなかった。
- 学校種別にみると、小学校、中学校、高等学校では「備蓄品が使えた」学校が約8割を占め、特別支援学校では「備蓄品を使う機会がなかった」学校が半数を占める。

SQ31-1 備蓄品の使用状況



SQ31-1 備蓄品の使用状況



(6) 帰宅困難な児童生徒等が発生した際に必要となる対応や備品など

問 32 今後、帰宅困難な児童生徒等が発生した際に必要と考えられる対応や備蓄品などがあればご記入下さい。

水、食糧（非常食）の他、日常生活維持用品、さらに冬期の際には暖房機器、特に電気を使わない暖房機器、防寒具などを必要としている。（参考資料 p15）

第2章 津波による被害状況と対応について

※第2章は、ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校(園)、実際に津波が到達した学校(園)を対象にした調査結果である。

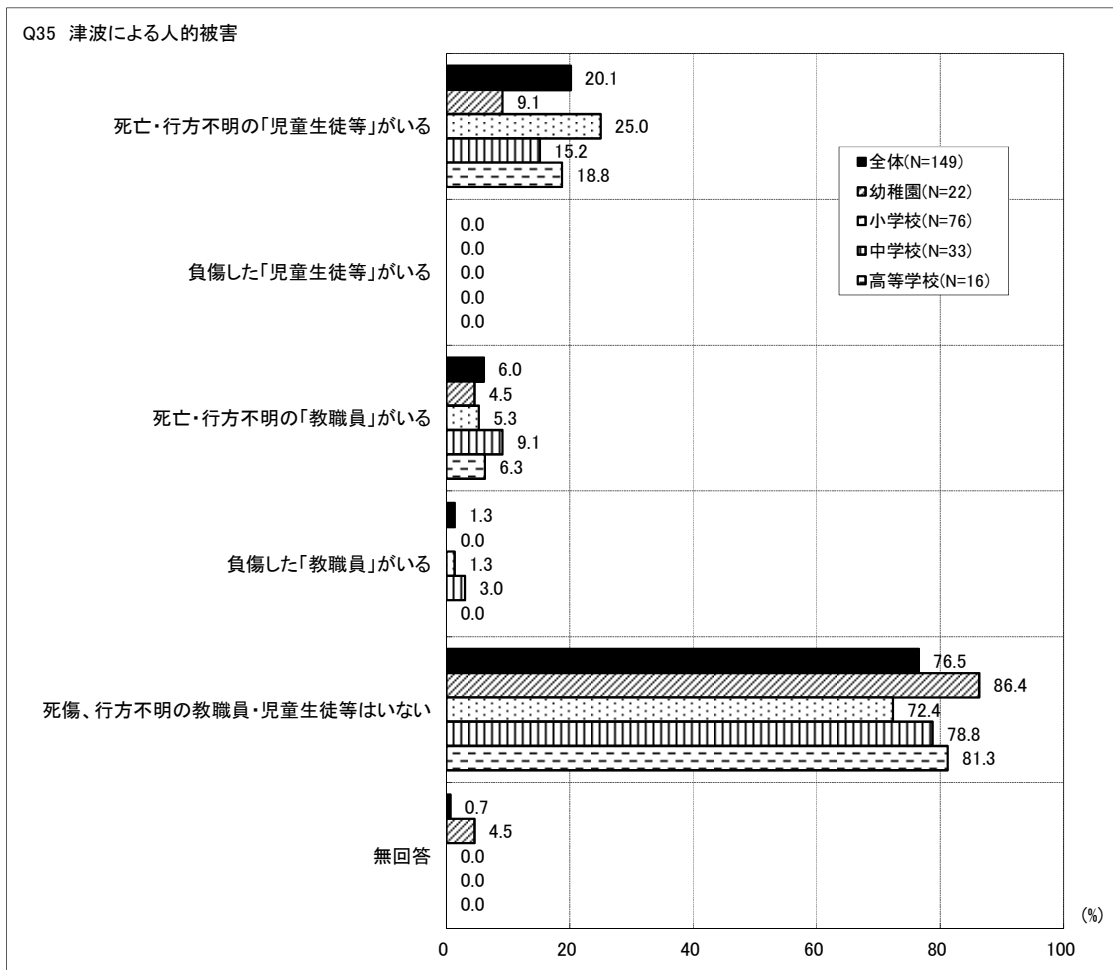
1 東日本大震災における津波による被害状況について

(1)津波による人的被害

問 35 貴校(園)では、3月11日の津波によって、学校(園)内にいた教職員や学校(園)の管理下や下校中に被害にあった児童生徒等はいましたか。(MA)

津波によって、死亡・行方不明の「児童生徒等」がいる学校等は20.1%を占める。

- ▶ ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、及び実際に津波が到達した学校等は全体で149校あり、実際に津波が到達した学校等は131校であった。津波によって、死亡・行方不明の「児童生徒等」がいた学校等は149校に対して20.1%、死亡・行方不明の「教職員」がいた学校等は6.0%を占める。
- ▶ 学校種別にみると、死亡・行方不明の「児童生徒等」がいた学校等は、幼稚園で9.1%、小学校で25.0%、中学校で15.2%、高等学校で18.8%となっている。特別支援学校での被害の報告はない。また、負傷した「児童生徒等」がいるという報告はない。



(2)津波による人的被害の状況

SQ35-1 児童生徒等はどのような状況で被害を受けましたか。死傷、行方不明になった場所や原因など把握されていることがあれば、主な被害についての場所や原因などについてご記入下さい。

下校中に津波に巻き込まれたとされる回答が最も多く、保護者とともに自家用車で下校中に津波に巻き込まれ死亡した、保護者と下校中に津波に巻き込まれて行方不明になった、降園中のスクールバスが津波に巻き込まれたなどが挙げられている。また、学校から小高い丘への避難中に被災し死亡・行方不明となったケースや、身を寄せていた避難所の施設が津波にあったケースなどの報告もある。

また学校管理外ではあるが、下校後、自宅にいて避難する際に津波に巻き込まれたというケースも多数報告されている。(参考資料 p16)

(3)津波による浸水が予測されていた場所への位置

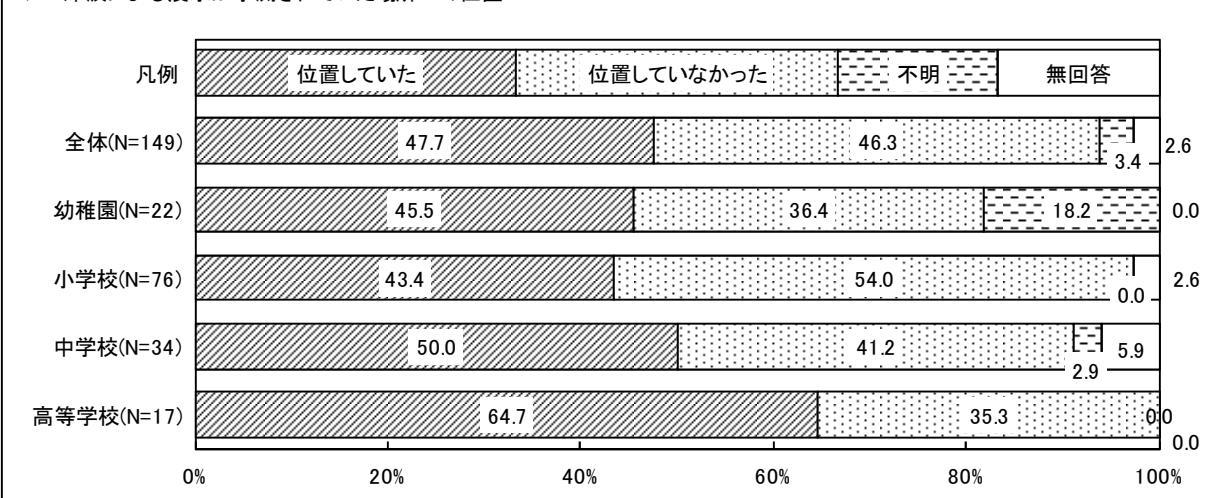
問 36 貴校(園)は、津波による浸水が予測されていた場所に位置していましたか。

(ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、及び実際に津波が到達した学校等(149校)を対象：SA)

津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校は約5割を占める。

- ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等は47.7%(71校)を占める。
- 津波による浸水が予測されていた場所には位置しておらずに津波が到達した学校等は46.3%(69校)、津波による浸水が予測されていたかは不明で津波が到達した学校等は3.4%(5校)、津波による浸水が予測されていたかについて無回答で津波が到達した学校等は2.6%(4校)を占めている。
- 学校種別に見ると、幼稚園の45.5%、小学校の43.4%、中学校の50.0%、高等学校の64.7%が津波による浸水が予測されていた場所に位置していた。

Q36 津波による浸水が予測されていた場所への位置

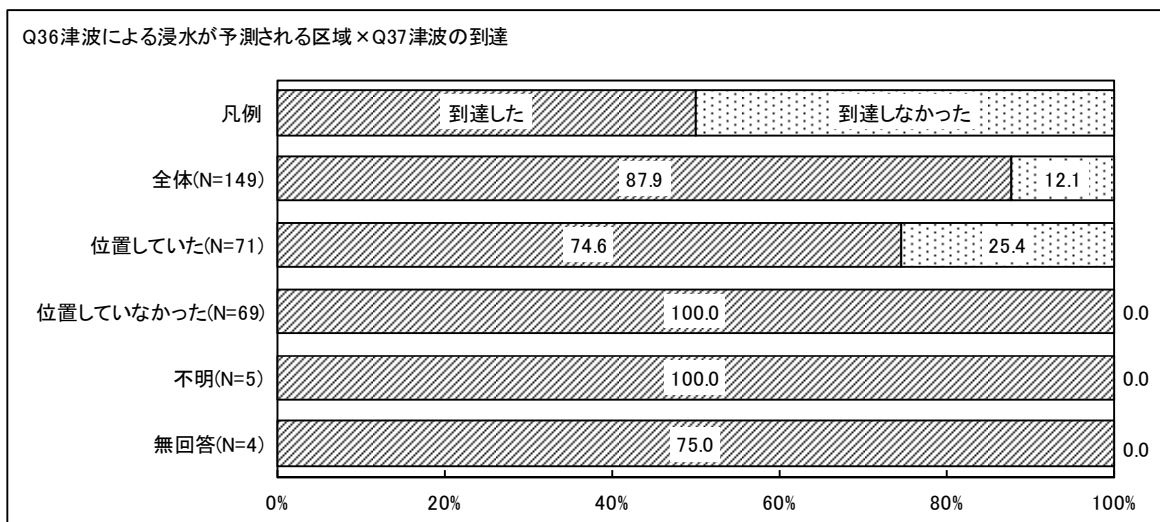
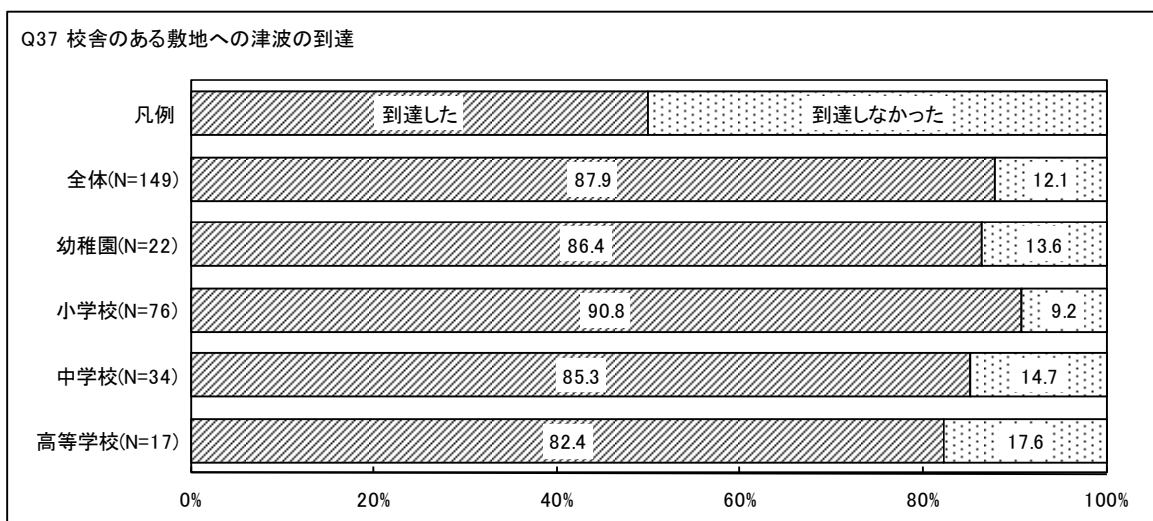


(4)校舎のある敷地への津波の到達

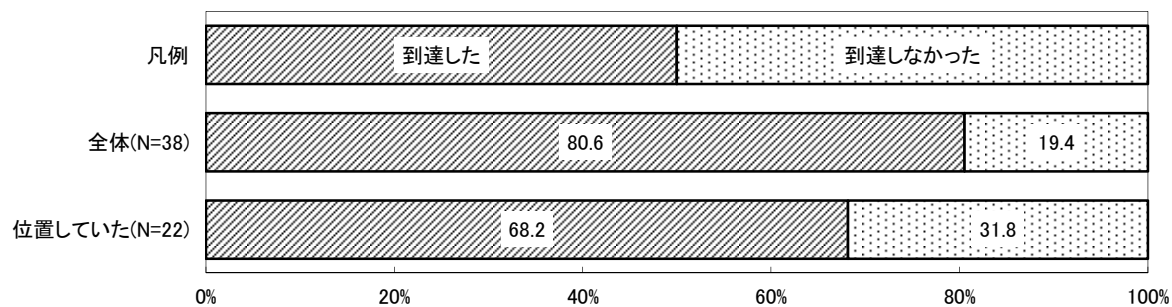
問 37 貴校(園)では校舎のある敷地まで津波は到達しましたか。(ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、及び実際に津波が到達した学校等(149校)を対象：SA)

校舎のある敷地まで津波が到達した学校等は約 9 割を占める。

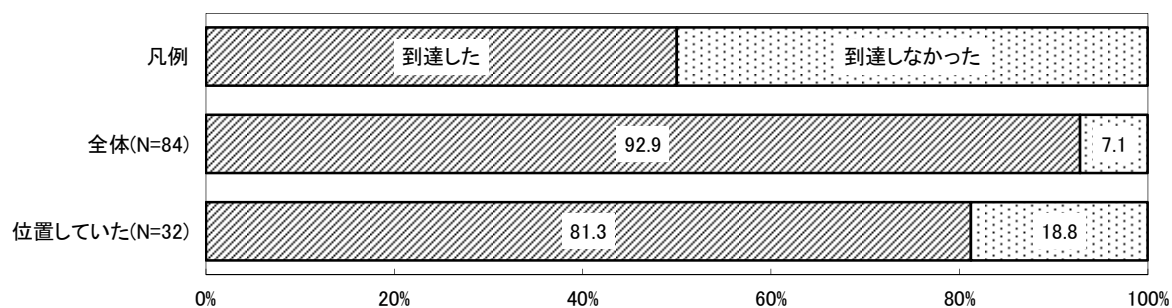
- 校舎のある敷地まで津波が到達した学校等は 87.9%(131校)を占める。
- 学校種別にみると、幼稚園の 86.4%、小学校の 90.8%、中学校の 85.3%、高等学校の 82.4%が校舎のある敷地まで津波が到達した。
- 津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等で、実際に津波が到達した学校等は 74.6%(53校)を占める一方、津波が到達しなかった学校等は 25.4%(18校)ある。
- 一方、津波による浸水が予測されていた場所には位置していなかったのに、津波が到達した学校等は 69校、津波による浸水が予測されていたかは不明で津波が到達した学校等は 5校、津波による浸水が予測されていたか無回答で津波が到達した学校等は 4校ある。
- 県市別にみると、津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等のうち、岩手県では 68.2%、宮城県では 81.3%、仙台市(市立学校)では 60.0%、福島県では 75.0%にそれぞれ津波が到達した。



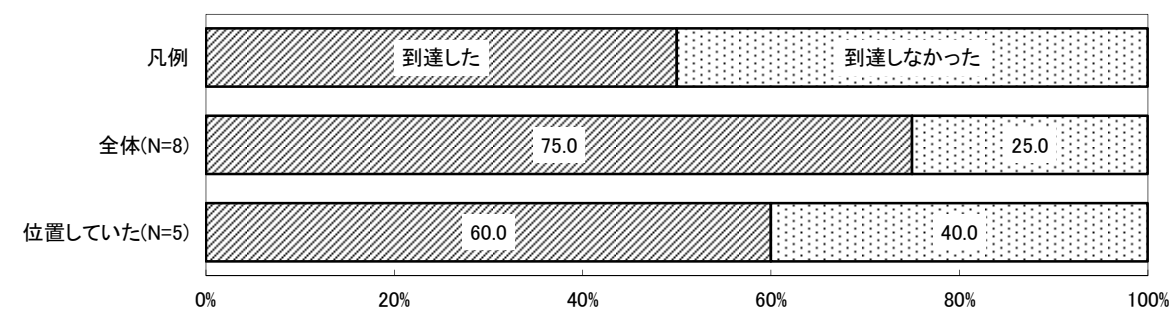
Q36津波による浸水が予測される区域×Q37津波の到達(岩手県)



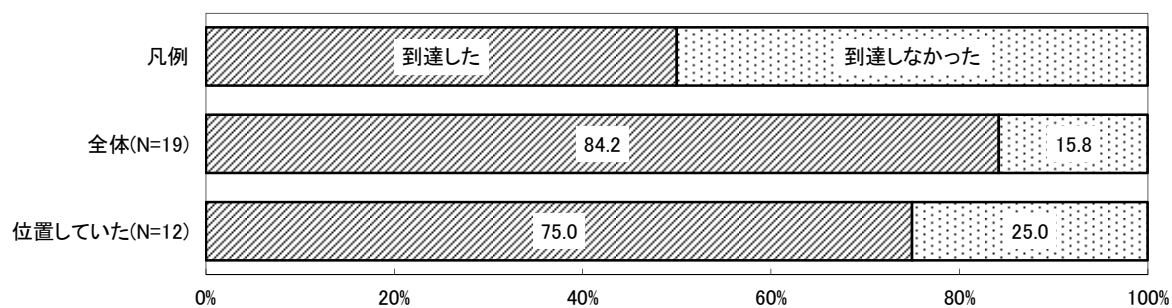
Q36津波による浸水が予測される区域×Q37津波の到達(宮城県)



Q36津波による浸水が予測される区域×Q37津波の到達(仙台市(市立学校))



Q36津波による浸水が予測される区域×Q37津波の到達(福島県)



注：各県市とも「全体」と「位置していた」との母数の差は、津波による浸水が予測されていた場所に位置していなかった、あるいは不明、無回答で、津波の被害を受けた学校等数を示す。

ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等のうち、全体で 25.4%(18 校)には津波は到達しなかったが、これは複雑に入り組んだりアス式海岸の地形的な要因や、浸水予測のハザードマップが豪雨等による浸水(河川の氾濫等)の予測も含んでいるためと考えられる。

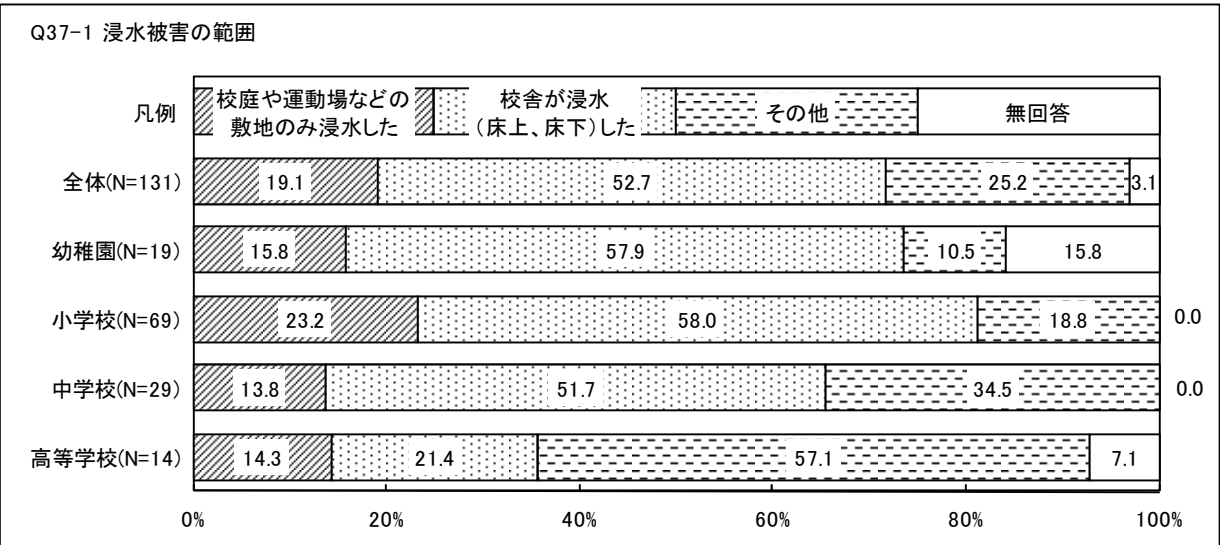
(5)浸水被害の範囲

SQ37-1 貴校(園)に到達した津波によりどこまで浸水被害を受けましたか。

(実際に津波が到達した学校等(131校)を対象：SA)

津波が到達した学校等で、校舎が浸水した学校等が約5割を占める。

- 津波が到達した学校等で、「校舎が浸水した」学校等が52.7%を占め、「校庭や運動場などの敷地のみ浸水した」学校等は19.1%であった。その他の回答として、3階まで到達した、屋上まで達し全壊したなどが挙げられている。
- 学校種別にみると、高等学校ではその他の回答として全壊したなどが挙げられている。



その他回答(参考資料 P17)

学校建物の全壊、3階まで到達した、屋上まで達し全壊したなどの被害がみられた。

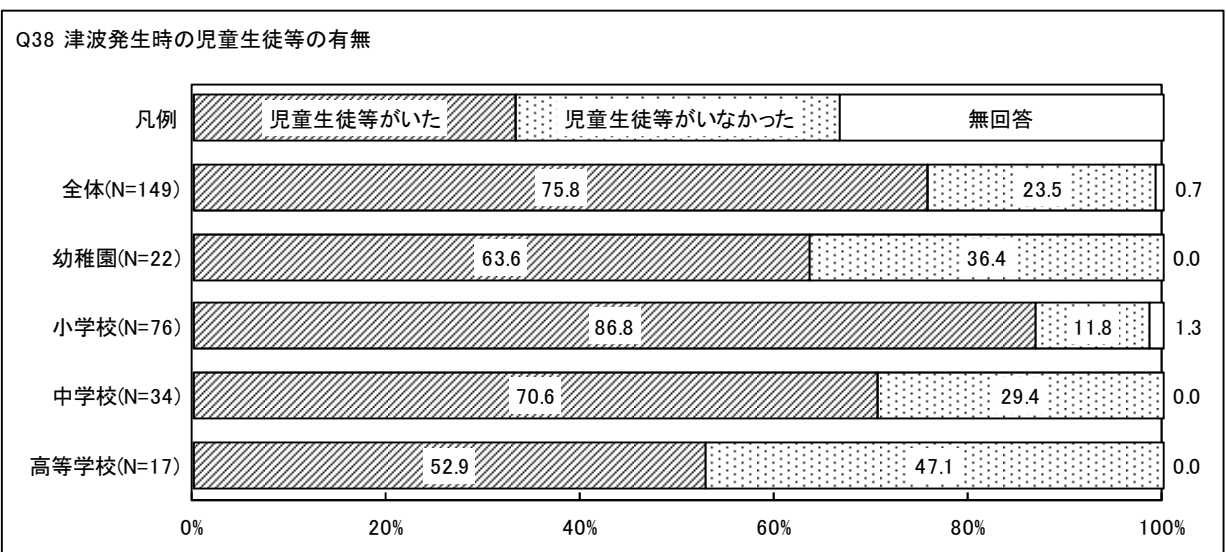
2 『津波』に対する各学校等の対応について

(1)津波発生時の児童生徒等の有無

問 38 津波発生時に貴校(園)の校(園)内には児童生徒等がいましたか。
 (ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、及び実際に津波が到達した学校等(149校)を対象：SA)

津波発生時に約 8 割の学校等において児童生徒等が在籍していた。

- 津波発生時に児童生徒等がいた学校等は 75.8%を占める。
- 学校種別でみると、小学校では 86.8%と最も高く、次いで、中学校の 70.6%、幼稚園の 63.6%、高等学校の 52.9%となっている。

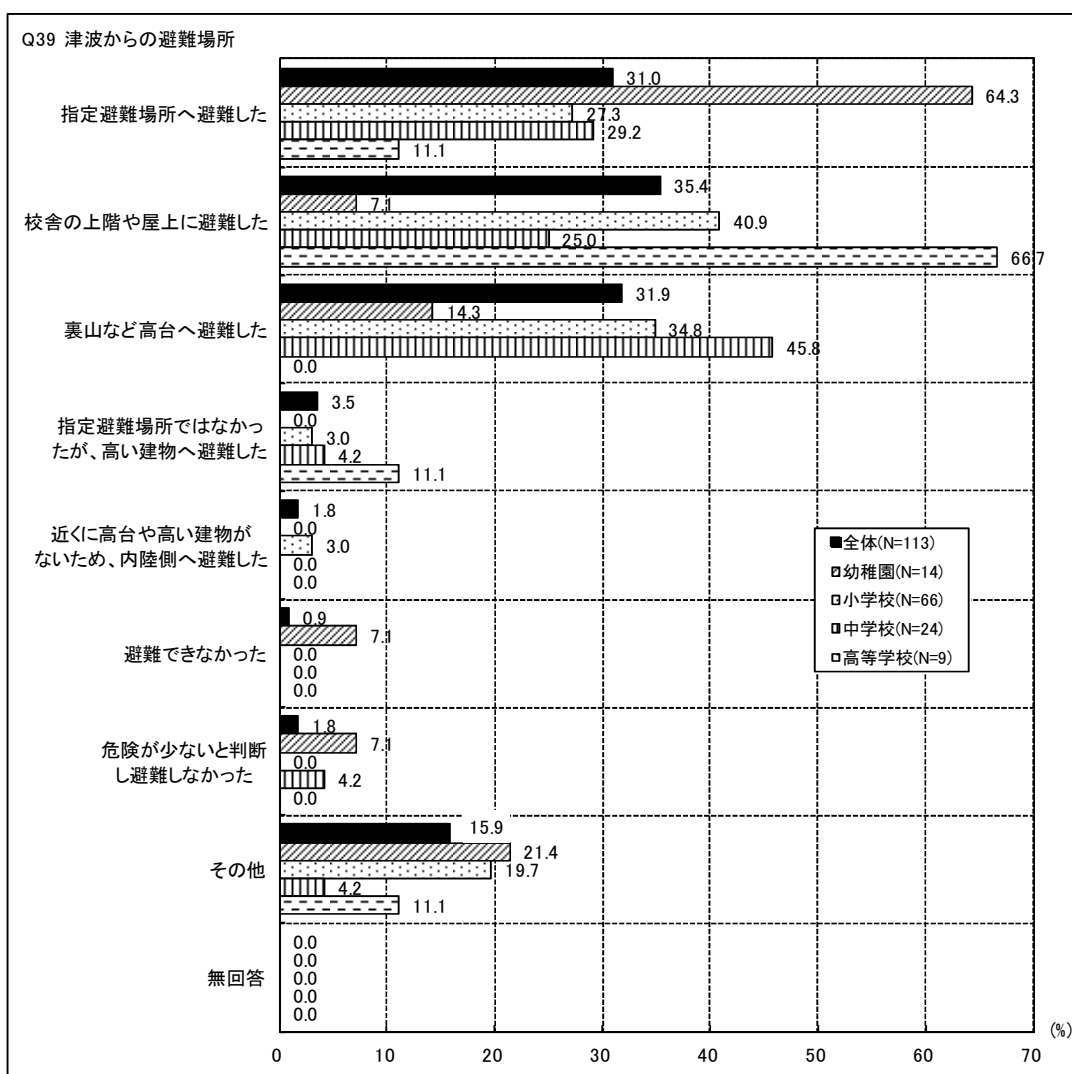


(2)津波からの避難場所

問 39 貴校(園)では、津波からどこへ避難しましたか。(ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、及び実際に津波が到達した学校等のうち、児童生徒等が在籍していた(113校)を対象：MA)

約 4 割の学校等で津波から校舎の上階や屋上へ、約 3 割で指定避難場所、裏山などの高台へ避難した。

- ▶ 津波からの避難場所は、「校舎の上階や屋上に避難した」が 35.4%を占め、次いで「裏山など高台へ避難した」が 31.9%、「指定避難場所へ避難した」が 31.0%の順である。(注：その他の回答として、校舎の 2 階、3 階以上に避難したなどが挙げられているが、「校舎の屋上に避難した」に統合して「校舎の上階や屋上に避難した」として集計している。)
- ▶ 学校種別でみると、幼稚園では、「指定避難場所へ避難した」園の割合が高く 64.3%を占める。小学校、高等学校では「校舎の上階や屋上に避難した」学校等の割合が最も高く、中学校では「裏山など高台へ避難した」学校の割合が最も高い。高等学校では「指定避難場所ではなかったが、高い建物へ避難した」が他校種と比較して高くなっている。



その他回答(参考資料 P18)

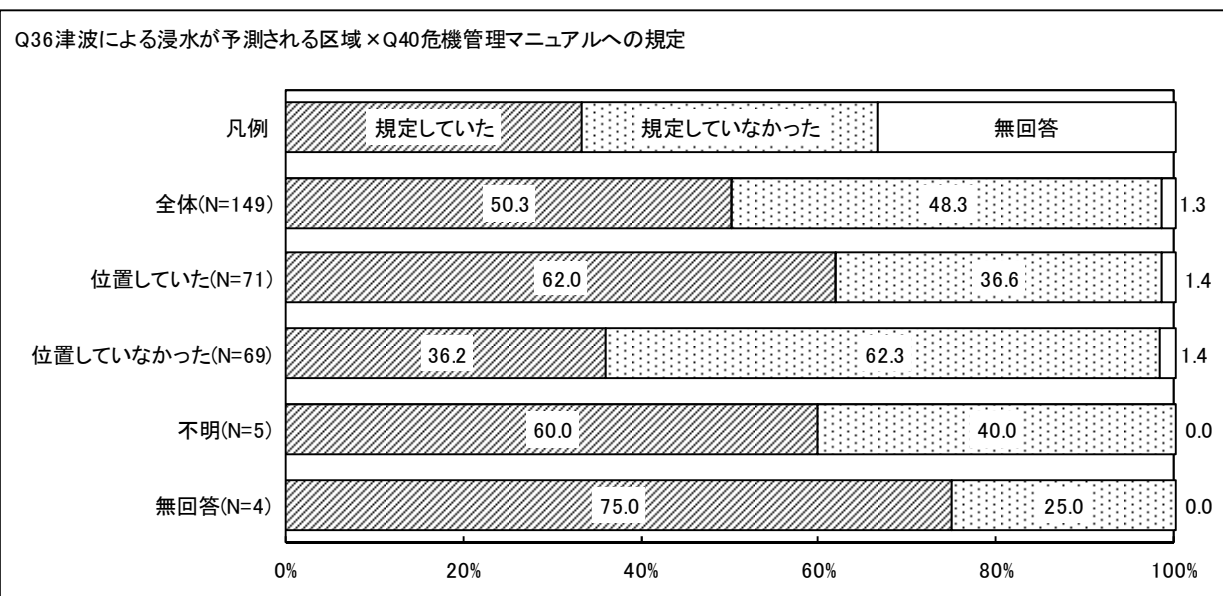
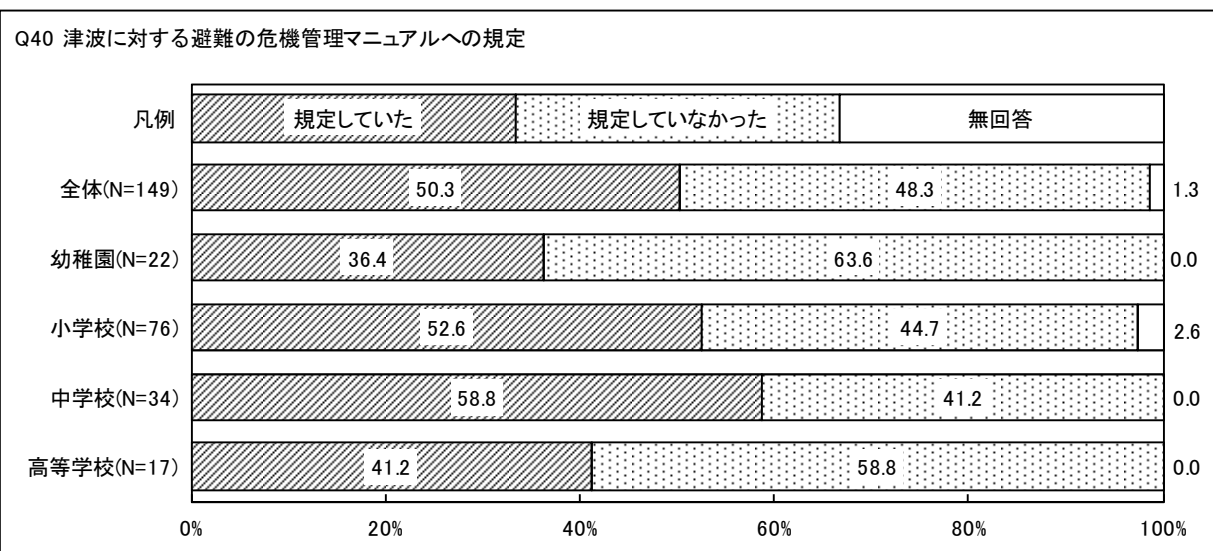
その他は、校庭から体育館へ、園長の自宅、その他の自校校舎内にとどまった、などである。

(3)津波に対する避難の危機管理マニュアルへの規定

問 40 貴校(園)では、津波に対する児童生徒等の避難について、危機管理マニュアルでその際の行動を規定していましたか。(ハザードマップなどで津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等、及び実際に津波が到達した学校等(149校)を対象：MA)

約 5 割の学校等で、津波に対する児童生徒等の避難について規定していた。

- 危機管理マニュアルで津波に対する児童生徒等の避難について規定していた学校等は 50.3%を占める。
- 学校種別に見ると、中学校が最も高く 58.8%を占める。次いで、小学校の 52.6%、高等学校の 41.2%、幼稚園の 36.4%となっている。
- 津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等の 62.0%で危機管理マニュアルに津波に対する避難行動を規定していたのに対し、浸水が予測されている場所に位置していなかった学校等では 36.2%しか危機管理マニュアルに避難について規定していなかった。



(4)危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、課題や反省点

SQ40-1 津波に対する避難行動について、危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、あるいは、課題や反省点などがあればご記入下さい。

功を奏した点としては、マニュアルどおりに避難行動を行うことができ、スムーズであった点をあげるとともに、学級によって異なる場所にいたり、下校中、学校外にいた場合の対応などについての課題があるとしている。(参考資料 p18)

(5)危機管理マニュアルに示された以外の避難行動とその理由や功を奏した点、課題・反省点

SQ40-2 津波に対する安否確認について、危機管理マニュアルに示された以外の行動をした場合や、危機管理マニュアルに規定していなかった場合、その実際にとった行動とその理由、功を奏した点、あるいは課題や反省点をご記入下さい。

想定以上の津波により、所定の避難場所より高い場所への避難などの行動をとっている。保護者や地元住民の協力、ラジオ等の情報を元に、マニュアルに示された以上の行動がとれた点などにおいて功を奏したとしている。また、避難した場所が複数の場所であったため、児童や保護者の状況の確認に時間を要したなどの課題があるとしている。(参考資料 p19)

第3章 安全管理・防災教育などの実施状況について

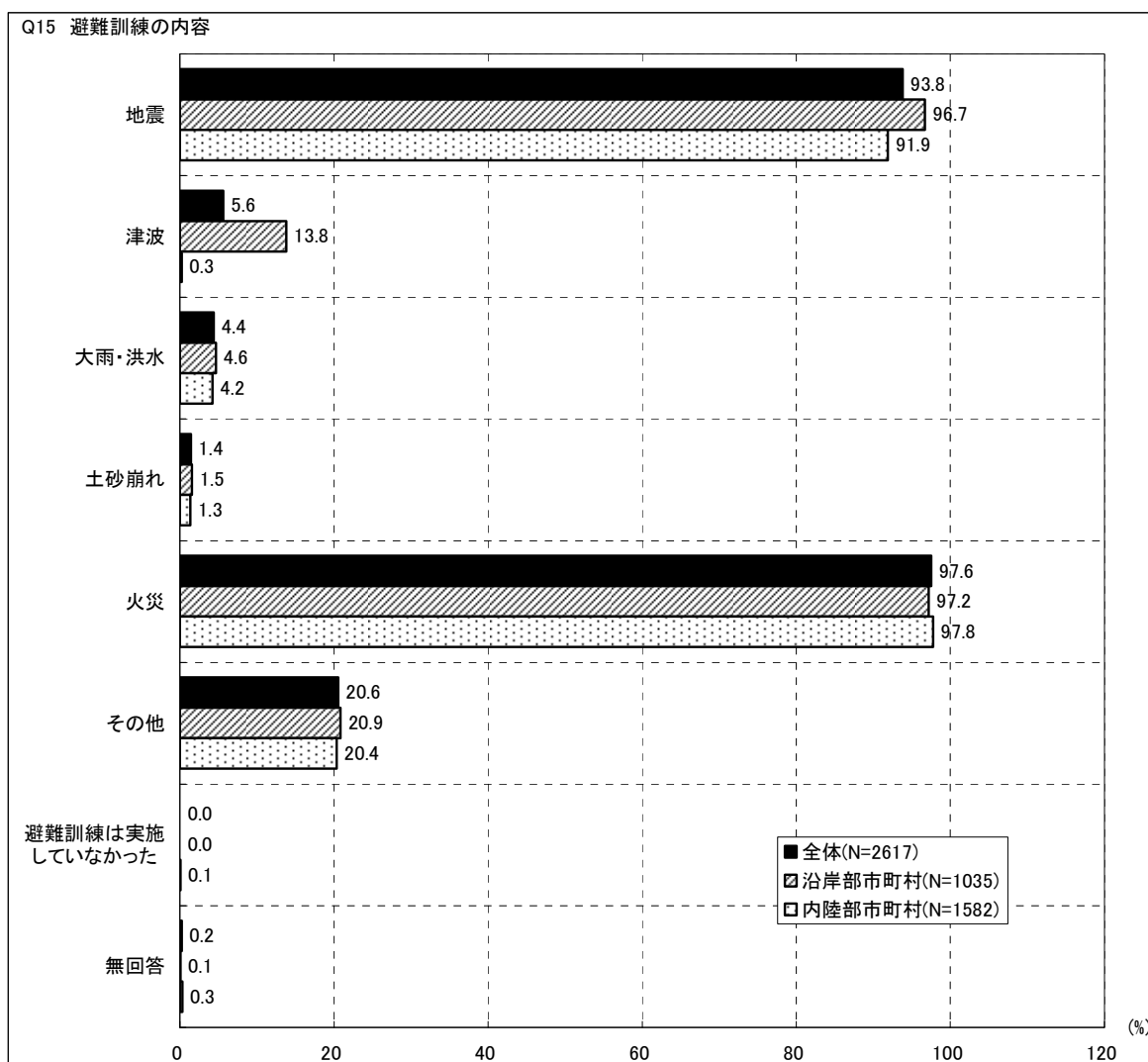
1 各学校等での避難訓練の実施状況について

(1)避難訓練の内容

問 15 貴校(園)では、どのような災害を想定して避難訓練を行っていましたか。(MA)

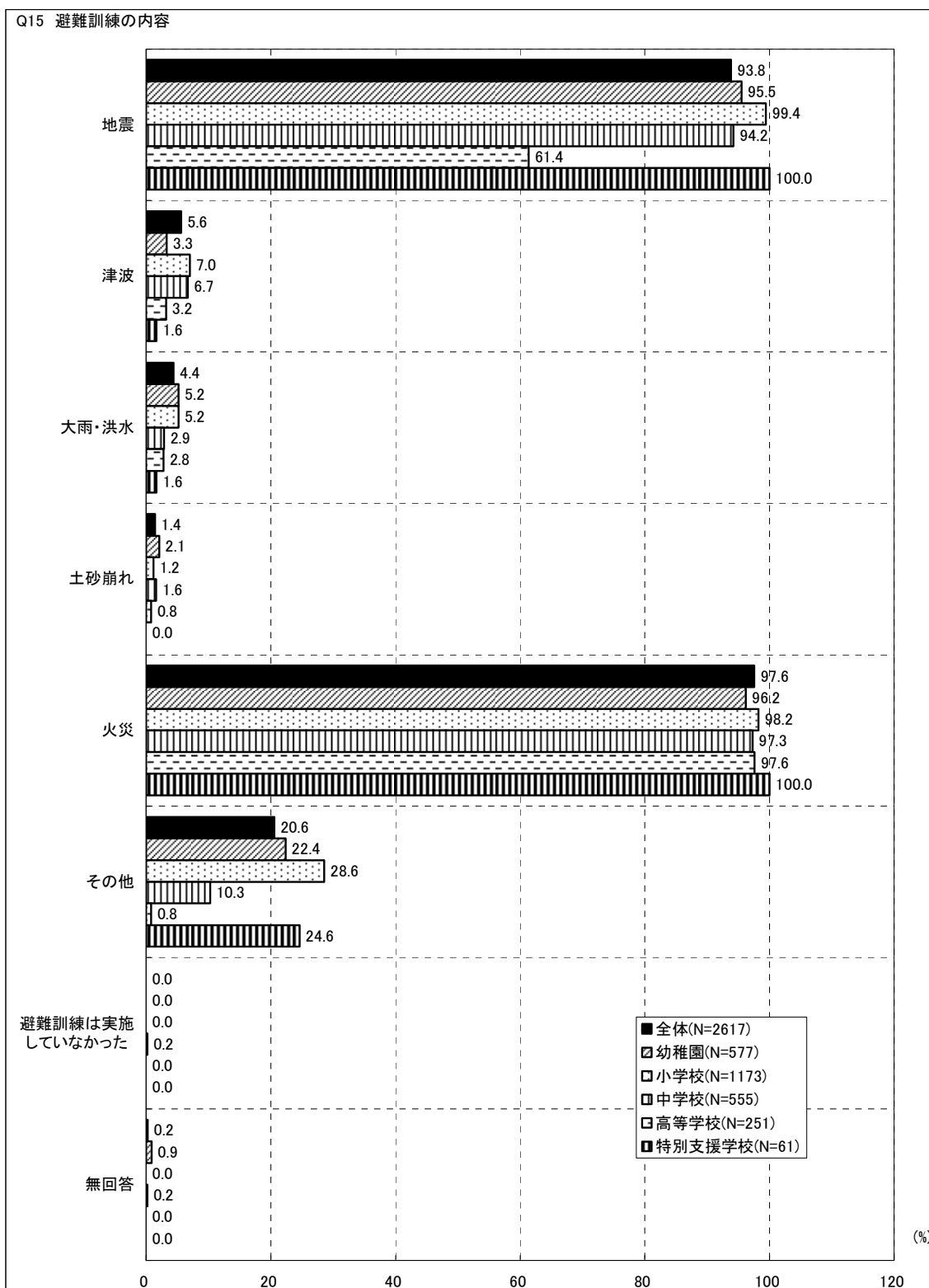
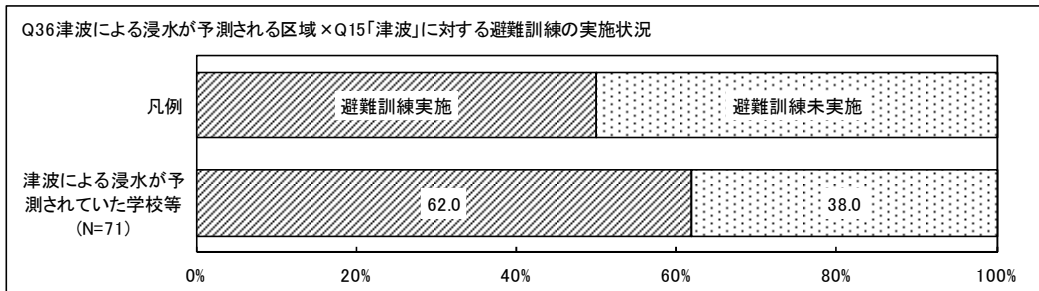
避難訓練で、火災は約 98%、地震は約 94%の学校等で実施されている。

- 避難訓練において、想定していた災害は「火災」が最も高く 97.6%、次いで、「地震」が 93.8%の学校等で訓練していた。その他の回答として不審者対策、防犯訓練などが挙げられている。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して津波を対象とした訓練を実施している学校等が 13 ポイントほど多い。また、津波の浸水が予測されていた地域に位置していた学校等での「津波」に対する避難訓練は、62.0%の学校等で実施されていた。
- 学校種別にみると、高等学校では「地震」に対する訓練が 61.4%と他校種と比較して低くなっている。



その他回答(参考資料 P20)

その他として、避難訓練ではないが、不審者対策、防犯訓練などを挙げている。



(2)地震に対する避難訓練での重点内容

SQ15-1 貴校(園)では、地震に対する避難訓練において、震災前にどのような訓練内容に重点をおいて実施していましたか。

地震に対する避難訓練では、初期の落下物への対応などの避難行動、次いで円滑な二次避難場所への避難や避難経路の確認、落ち着いて行動することなどに重点を置いている。(参考資料 p20)

(3)津波に対する避難訓練での重点内容

SQ15-2 貴校(園)では、津波に対する避難訓練において、震災前にどのような訓練内容に重点をおいて実施していましたか。

津波に対する避難訓練では、迅速性と指定された避難場所やとにかく高いところへの避難や避難経路の安全性などに重点をおいて訓練を実施している。(参考資料 p20)

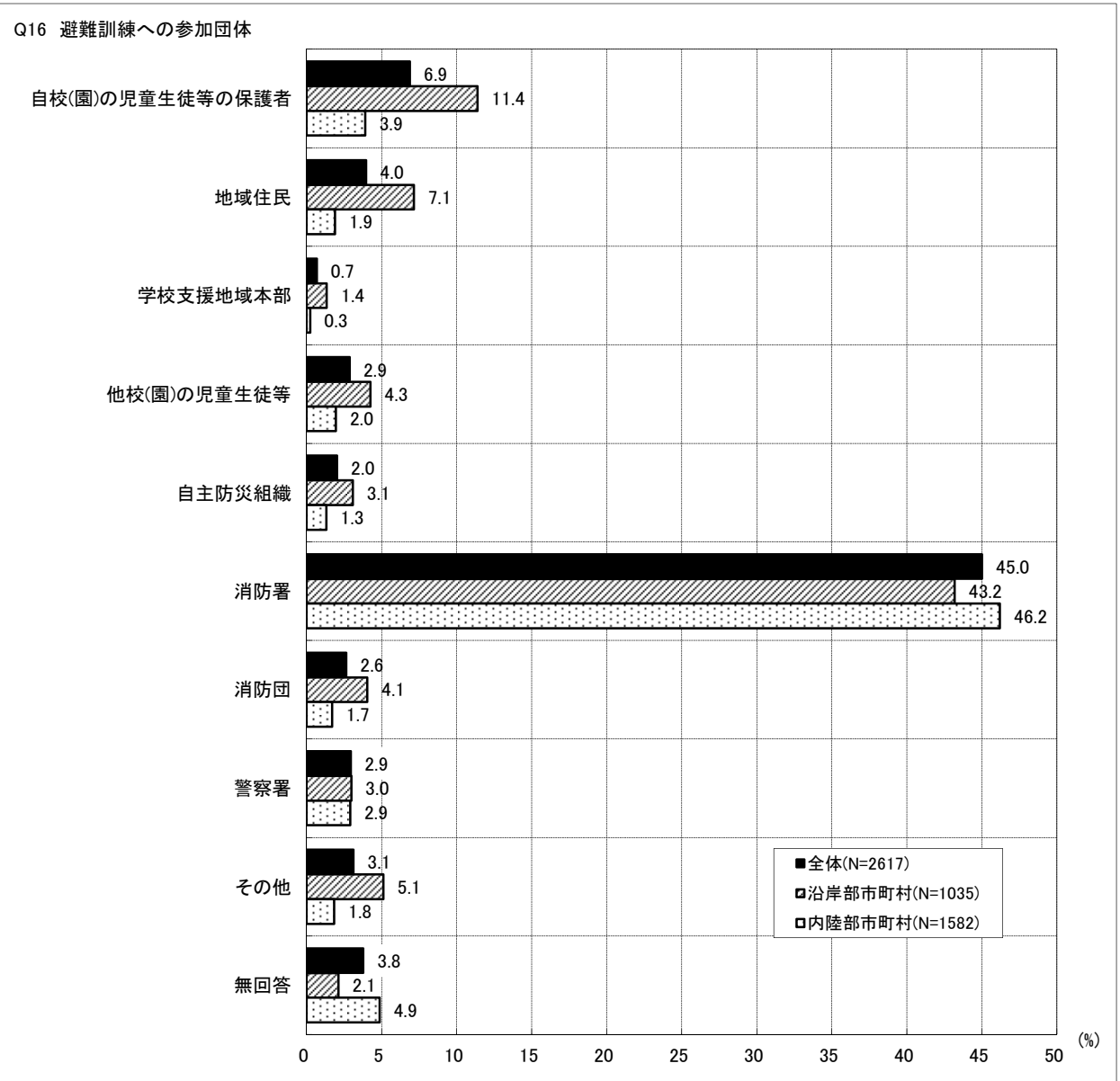
(4)避難訓練への参加団体

問 16 貴校(園)の地震に対する避難訓練では、どのような人や団体が参加していましたか。

(MA)

地震に対する避難訓練は、約 5 割の学校等で消防署が参加して行われていた。

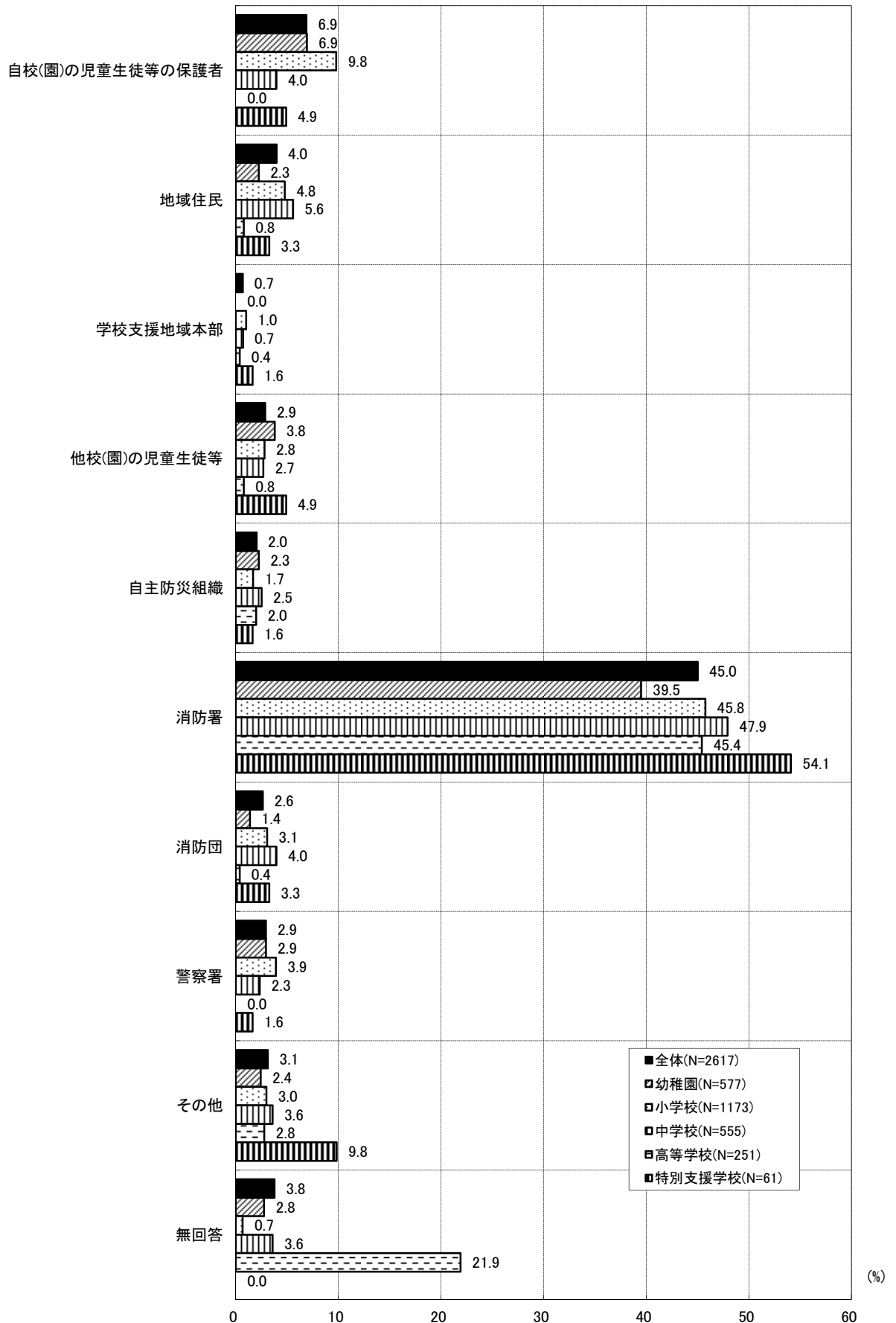
- 地震に対する避難訓練では、「消防署」の参加が 45.0%の学校等で実施されていた。
- 地域別にみると沿岸部では内陸部と比較して「自校の児童生徒等の保護者」(11.4%)や「地域住民」(7.1%)の参加していた学校等の割合が高い。
- 学校種別にみると、特別支援学校では「消防署」の参加が 54.1%と他校種と比較して 10 ポイントほど高いほか、「他校の児童生徒等」が 4.9%と高くなっている。



その他回答(参考資料 P21)

その他として、市町村、NTT、併設の病院職員、消火設備事業者などを挙げている。

Q16 避難訓練への参加団体



(5)地震に対する避難訓練において地域の住民や組織・団体と連携したことによる効果

SQ16-1 事前の地震に対する避難訓練において地域の住民や組織・団体と連携していたことにより、具体的に効果が発揮された点などがあればご記入下さい。

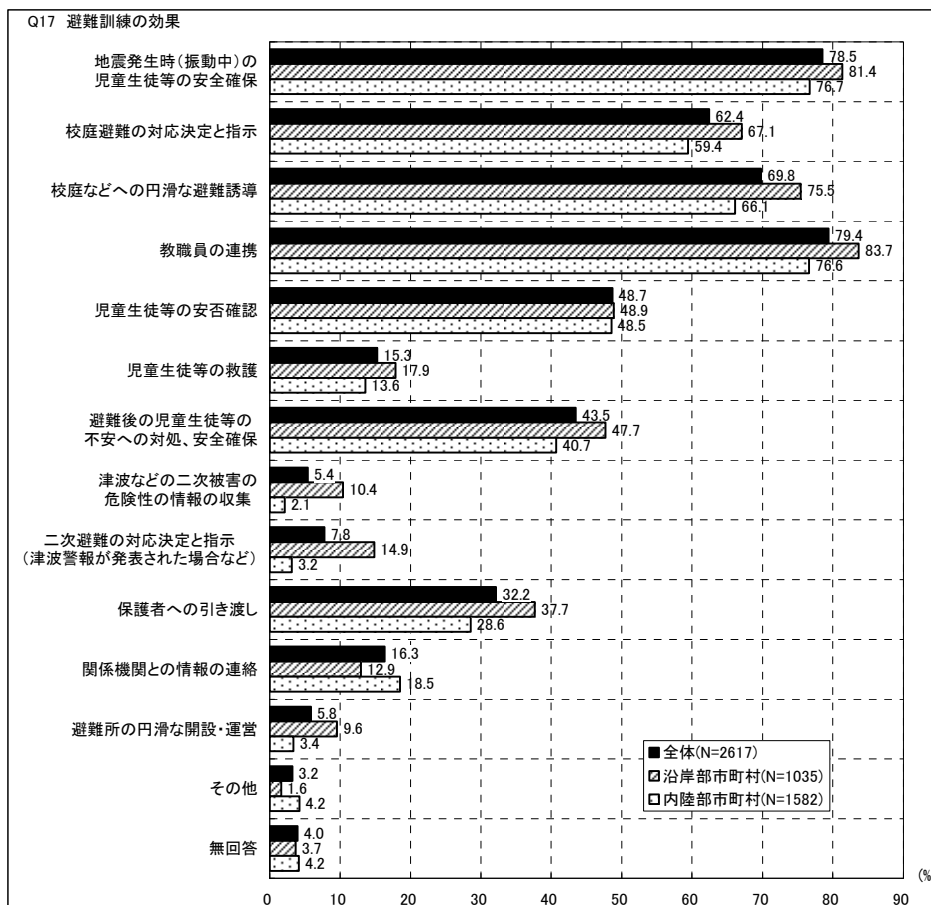
専門的な立場からの助言により、児童生徒等の防災に対する意識が高まった、緊張感が高まった、具体的な行動について理解したなどの効果が挙げられている。また、近隣の上級学校や地域住民との連携により、円滑な避難行動がとれたなどの効果も見られる。(参考資料 P21)

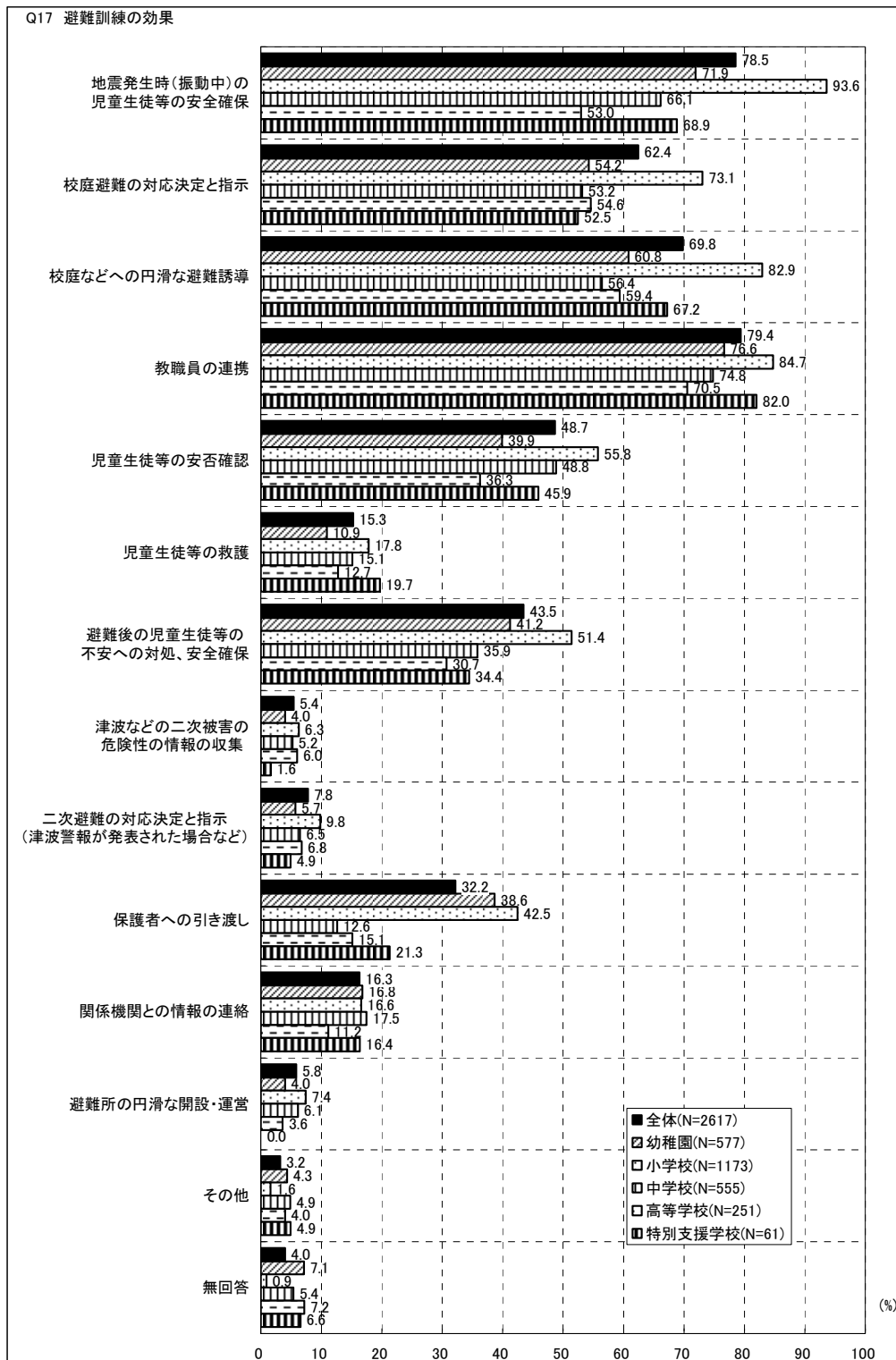
(6)避難訓練の効果

問 17 事前の避難訓練は、今回の震災において、どのような点で活かされたと考えますか。(MA)

避難訓練が活かされた点として、教職員の連携や地震発生時の児童生徒等の安全確保への効果が認められた。(参考資料 P22)

- 事前の避難訓練が今回の震災において活かされた点は、「教職員の連携」が最も高く 79.4% で効果が認められ、次いで「地震発生時の児童生徒等の安全確保」「校庭などへの円滑な避難誘導」等の効果が認められた。
- 地域別で見ると、沿岸部では「二次避難の対応決定と指示」「津波などの二次被害の危険性の情報の収集」への効果が内陸部の学校等と比較して 10 ポイントほど高く認められた。
- 学校種別にみると、小学校では「地震発生時の児童生徒等の安全確保」「校庭避難の対応決定と指示」「校庭などへの円滑な避難誘導」への効果が他校種と比較して認められた。また、幼稚園、小学校では「保護者への引き渡し」への効果も認められた。





(7)事前の訓練が今回の震災において活かされなかった点

問 18 事前の避難訓練が今回の震災において活かされなかった点などがあればご記入下さい。

避難訓練が通常の学習時間を想定していたものだけであった点、停電等による放送機器が使えず避難誘導ができなかった点、通信網の遮断により安否確認ができなかった点、保護者への引き渡しに時間を要した点、避難所の開設の訓練を行っていない点、避難所運営と安否確認を同時に行わざるを得ず混乱した点などが挙げられている。(参考資料 P22)

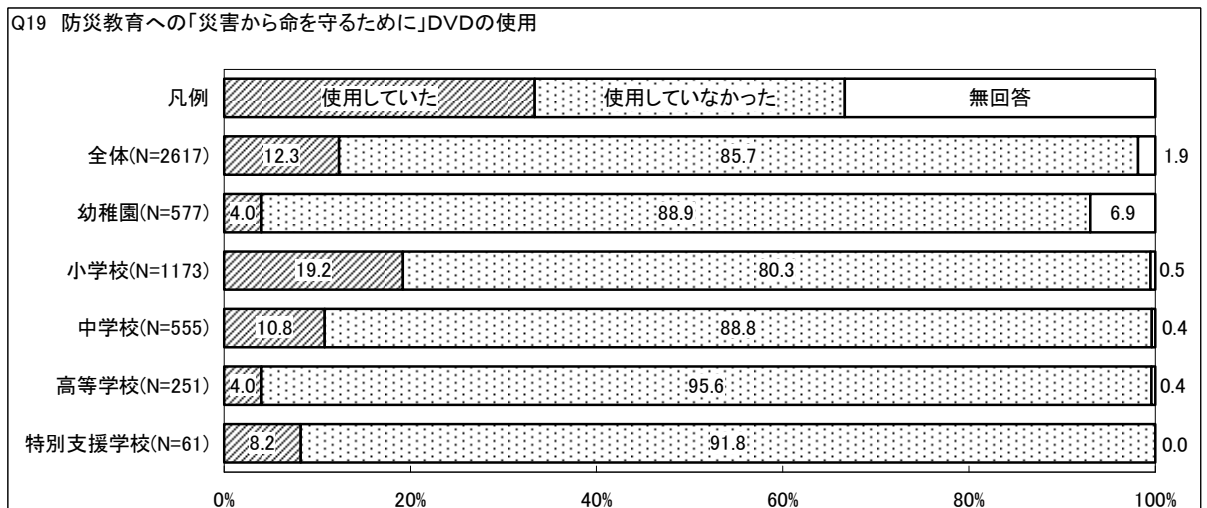
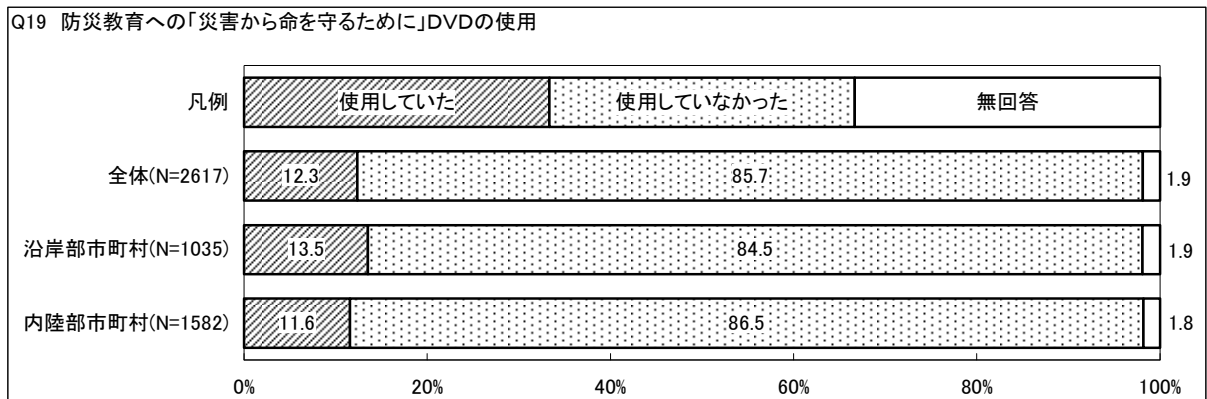
2 各学校等での防災教育の実施状況について

(1)防災教育への「災害から命を守るために」DVDの使用

問 19 貴校(園)では、防災教育に際して、文部科学省で作成した「災害から命を守るために」(小学生用CD、中学生用DVD、高校生用DVD)を使用していましたか。(SA)

防災教育に際して、「災害から命を守るために」DVDは約1割の学校等で使用されていた。

- 防災教育に際して、文部科学省で作成した「災害から命を守るために」を使用していた学校等は全体では12.3%であった。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で「災害から命を守るために」の使用に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、小学校での利用が最も高く19.2%の学校で使用され、次いで、中学校で10.8%、特別支援学校で8.2%、高等学校、幼稚園では4.0%の学校等で使用されていた。

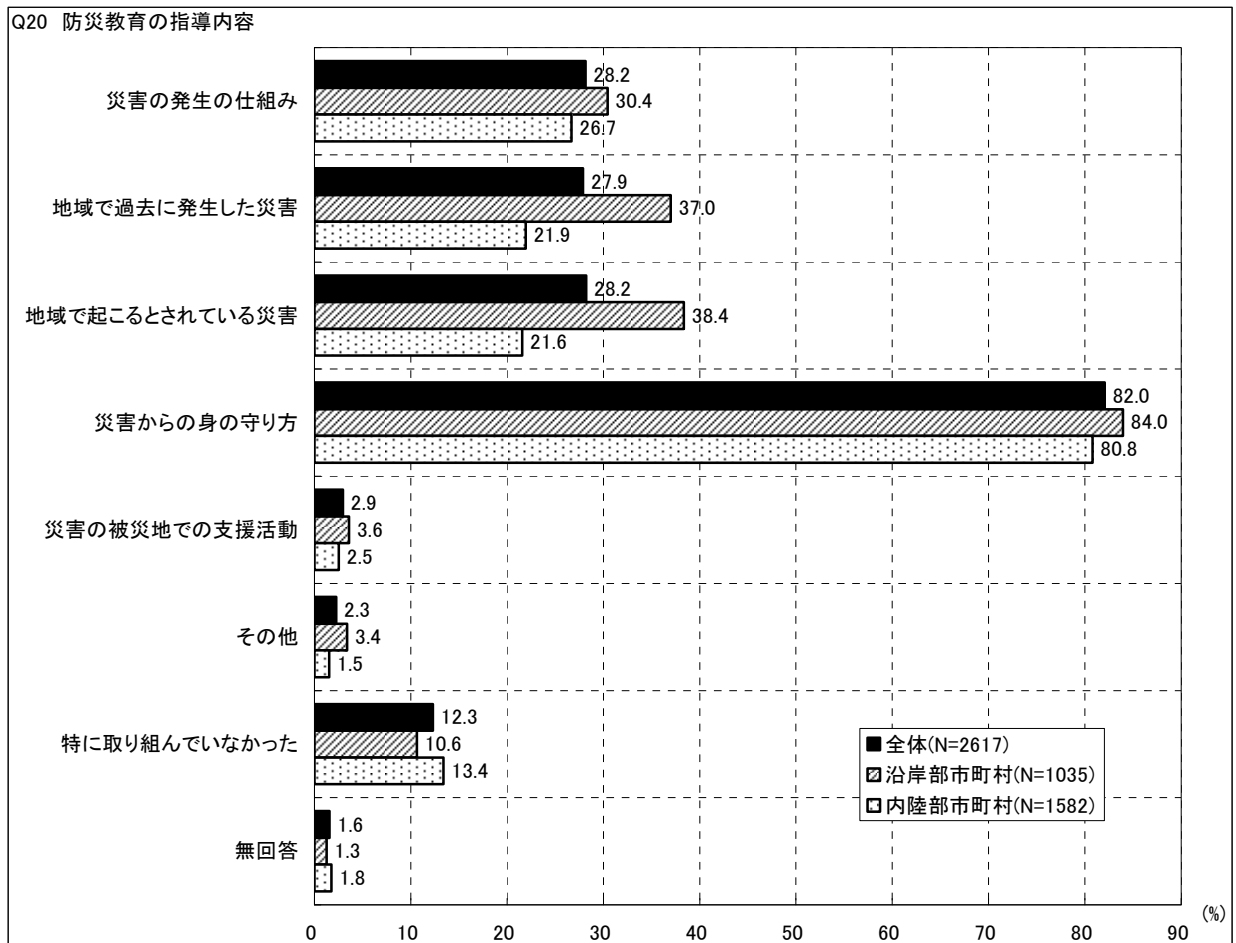


(2)防災教育の指導内容

問 20 貴校(園)では、防災教育として震災前まではどのような内容の指導を行ってきましたか。
(MA)

震災前に防災教育として、約 8 割の学校等で災害からの身の守り方について指導されていた。

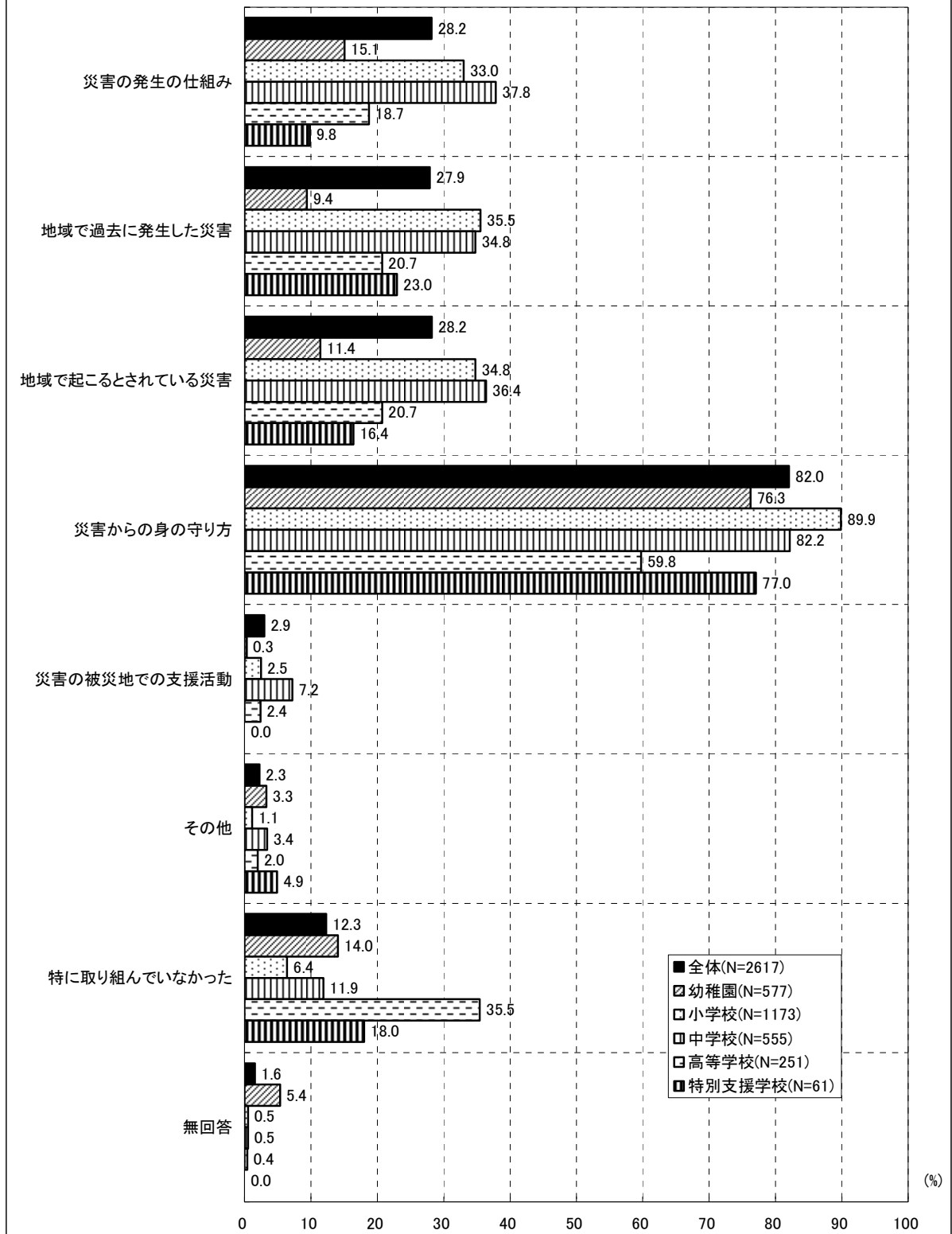
- 防災教育として震災前までに指導されていた内容は、「災害からの身の守り方」が最も高く 82.0%の学校等で実施されていた。次いで「災害の発生の仕組み」「地域で過去に発生した災害」「地域で起こるとされている災害」に関して、それぞれ約 3 割の学校等で指導されていた。また、12.3%の学校等では、防災教育に取り組んでいなかった。
- 地域別にみると沿岸部では内陸部と比較して、「地域で過去に発生した災害」「地域で起こるとされている災害」に関して指導していた割合が 15 ポイント程度高かった。
- 学校種別にみると、小学校、中学校で防災教育に取り組んでいた割合が他校種と比較して高く、一方、高等学校では、35.5%が防災教育に取り組んでいなかった。



その他回答(参考資料 P23)

その他として、救急救命・心肺蘇生法、避難所開設と運営方法、日本の防災文化などについて指導し、手法として、ビデオや紙芝居などが利用されていた。

Q20 防災教育の指導内容

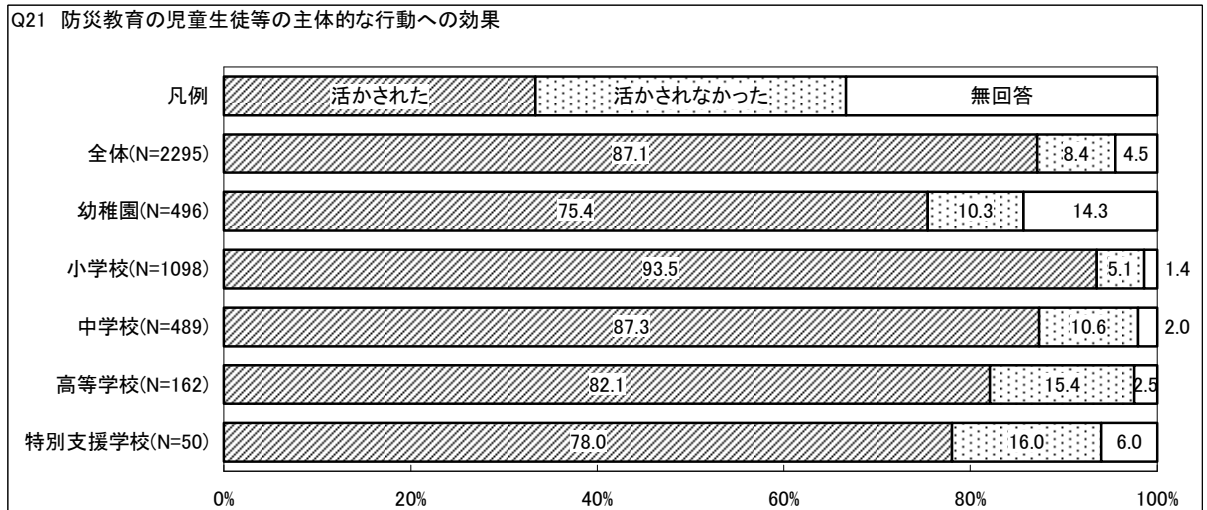
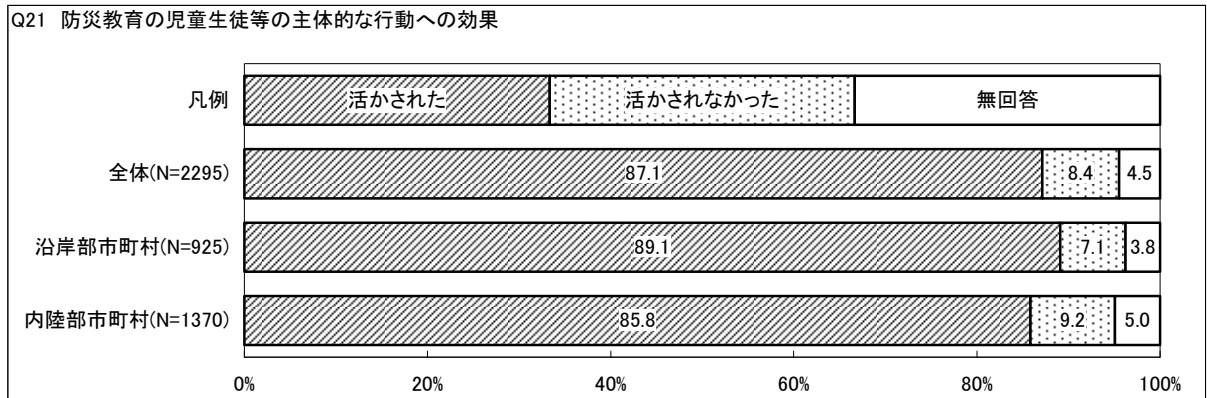


(3)防災教育の児童生徒等の主体的な行動への効果

問 21 貴校(園)で実施した防災教育は、今回の震災において児童生徒等の主体的な行動に活かされましたか。
 (防災教育として特に取り組んでいなかった学校等(322校)除く学校等(2295校)を対象：SA)

約 9 割の学校等で防災教育が震災において児童生徒等の主体的な行動に活かされた。

- 防災教育が震災において児童生徒等の主体的な行動に活かされたと回答した学校等は 87.1%を占める。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で防災教育による児童生徒等の主体的な行動への効果に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、防災教育による児童生徒等の主体的な行動への効果は小学校が最も高く 93.5%の学校で活かされたとしている。次いで、中学校 (87.3%)、高等学校 (82.1%)、特別支援学校 (78.0%)、幼稚園 (75.4%) の順で活かされたとされている。



(4)防災教育が活かされた具体的な児童生徒等の行動

SQ21-1 事前の防災教育が活かされた具体的な児童生徒等の行動で確認されていることがあればご記入下さい。

児童生徒等による自主的な避難行動や落ち着いた行動等に活かされているとし、さらに上級生が下級生を守る、友人同士で話し合う、避難所運営の手伝いなどの行動が確認されている。
 (参考資料 P24)

3 各学校等での安全管理の実施状況について

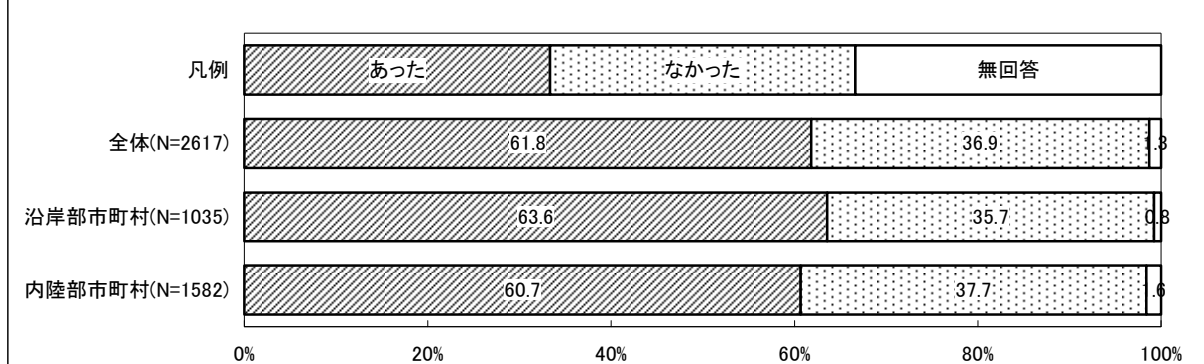
(1)校内での防災検討・協議機会

問 22 貴校(園)では、日常的に防災について校内で検討・協議する機会（地域学校安全委員会、防災委員会など）はありましたか。(SA)

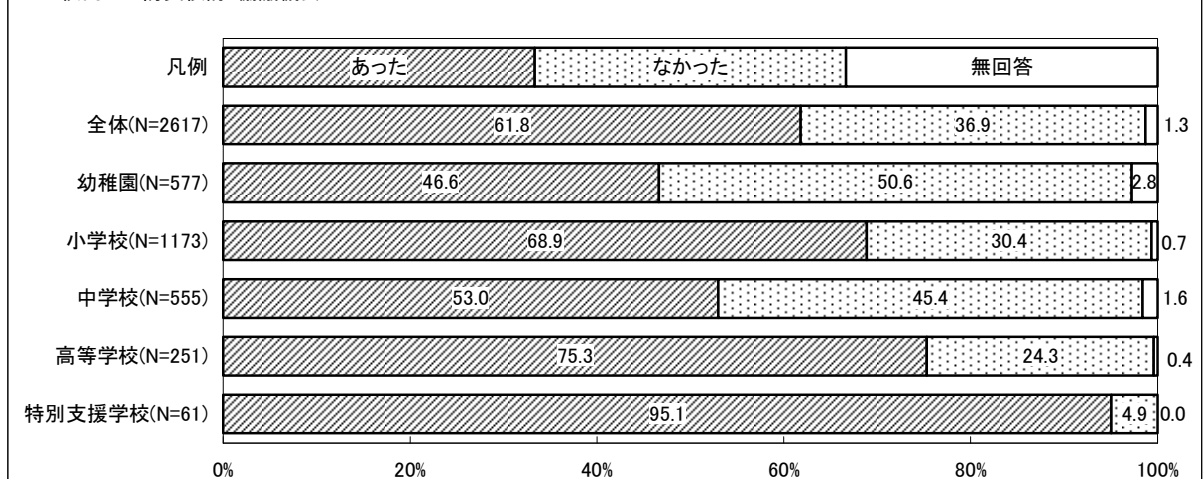
約 6 割の学校等で日常的に防災について校内で検討・協議する機会があった。

- 日常的に防災について校内で検討・協議する機会があった学校等は 61.8%を占める。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部の学校等で日常的に防災について校内で検討・協議する機会の有無に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、特別支援学校で最も高く 95.1%の学校で、日常的に防災について校内で検討・協議する機会があった。次いで、高等学校が高く 75.3%の学校で設置されており、以下、小学校（68.9%）、中学校（53.0%）、幼稚園（46.6%）となっている。

Q22 校内での防災検討・協議機会



Q22 校内での防災検討・協議機会



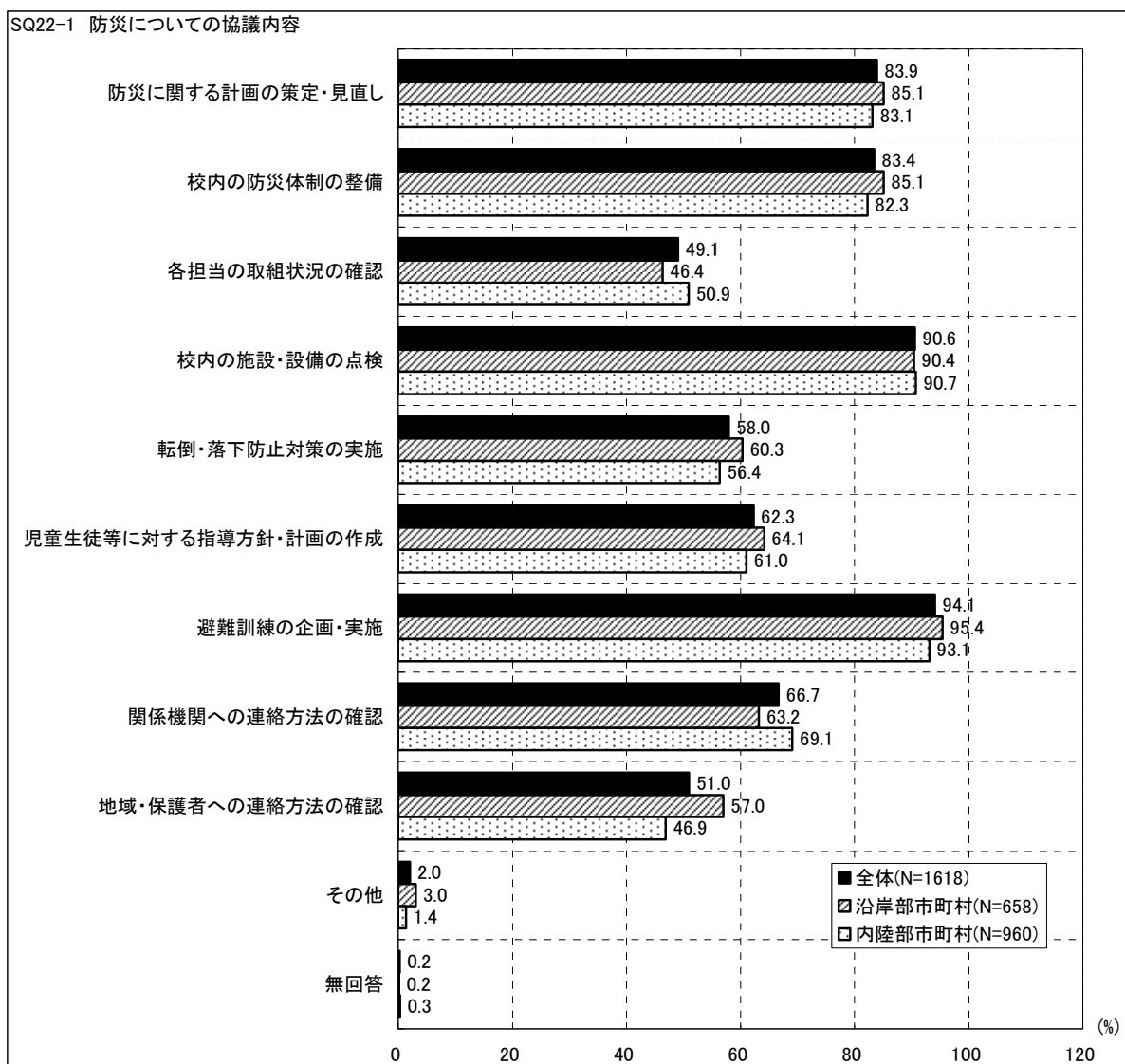
中学校における日常的に防災について校内で検討・協議する機会があった割合は、53.0%と幼稚園を除く他校種と比較して低くなっている。この理由について、中学校における放課後での教職員の職務は、部活指導、生徒指導、進路指導、教育相談など、多岐にわたり、教職員が一同に集まり、あらたまって検討・協議する機会が持てないのではないかと現場の声があった。通常の職員会議等の場では、防災についての検討・協議する機会は他校種と同程度にあるものと想定されるが、「防災委員会」のように特化した会議の設置は少ないのではないかと考えられる。

(2)防災についての協議内容

SQ22-1 貴校(園)では、防災についてどのような内容の協議を行っていましたか。(MA)

日常的に校内での防災について検討・協議機会のあった9割以上の学校等で避難訓練の企画・実施、校内の施設・設備の点検について協議されていた。

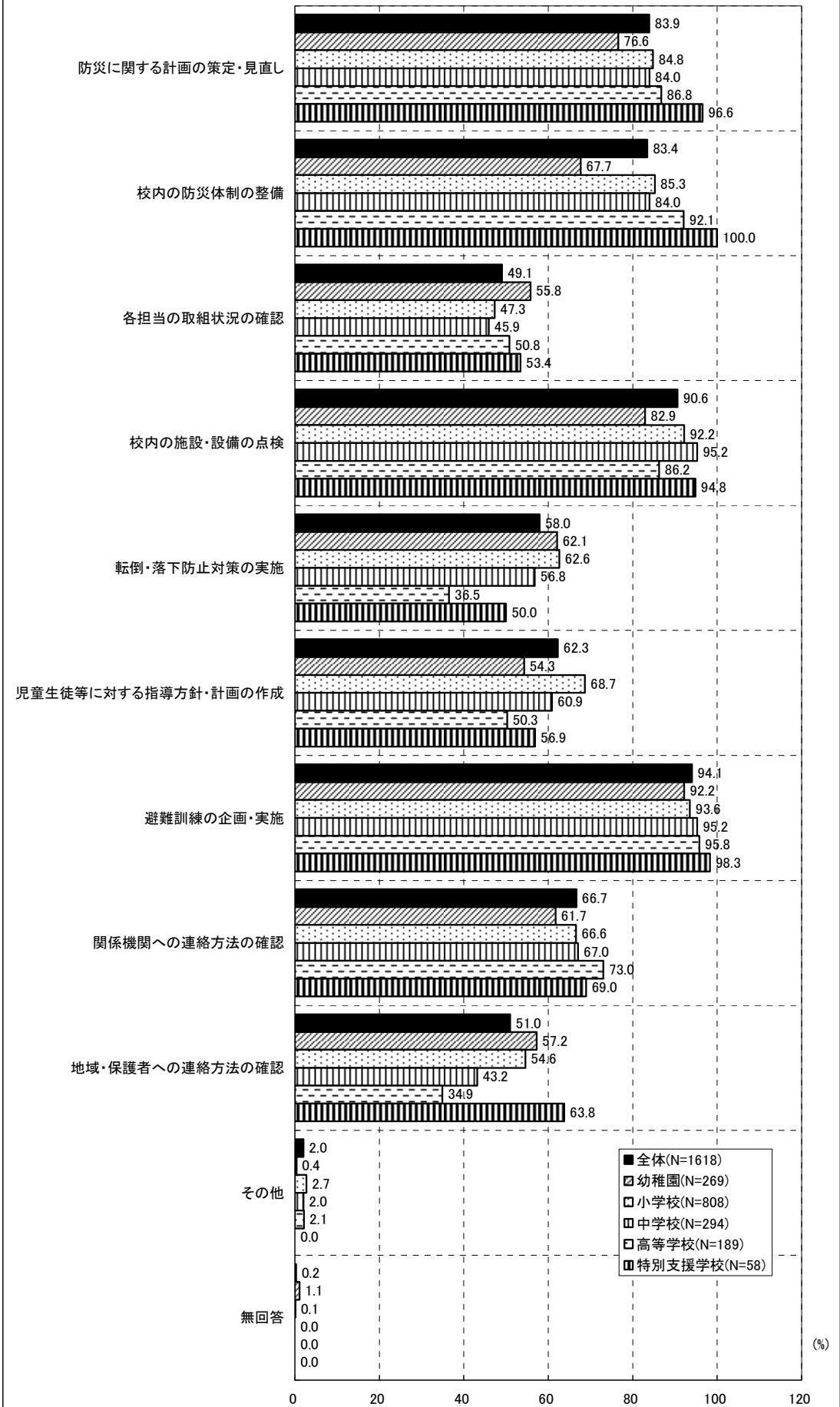
- 防災についての協議内容は、「避難訓練の企画・実施」について94.1%、「校内の施設・設備の点検」について90.6%の学校等で協議され、次いで、「防災に関する計画の策定・見直し」「校内の防災体制の整備」について約8割強の学校等で協議されていた。
- 地域別にみると沿岸部では内陸部と比較して「地域・保護者への連絡方法の確認」を協議していた学校等の割合が10ポイントほど高い。
- 学校種別にみると、特別支援学校では、「防災に関する計画の策定・見直し」「校内の防災体制の整備」「地域・保護者への連絡方法の確認」について協議していた学校等の割合が他校種と比較して高い。



その他回答(参考資料 P24)

その他として、学区内の危険箇所の把握と点検、避難所開設・運営についてなどが挙げられている。

SQ22-1 防災についての協議内容



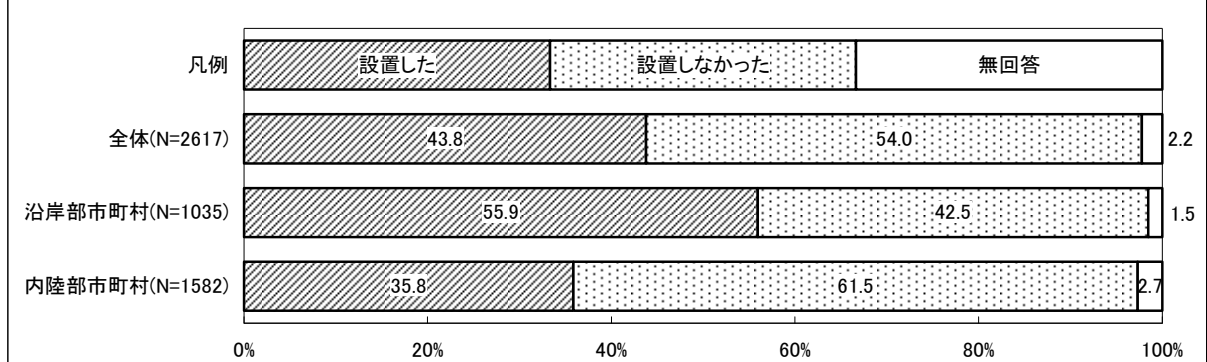
(3)災害対策の校内組織の設置

問 23 今回の震災時に、貴校(園)では災害対策の校内組織（学校災害対策本部など）を設置しましたか。(SA)

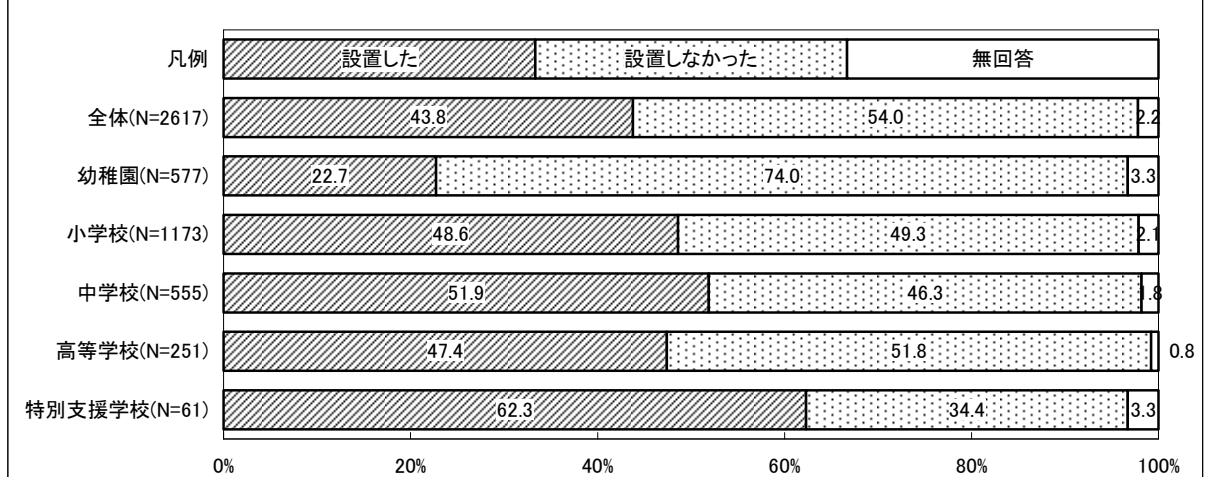
約 4 割の学校等で災害対策の校内組織が設置された。

- 今回の震災時に、災害対策の校内組織が設置された学校等は 43.8%を占める。
- 地域別にみると沿岸部では 55.9%、内陸部では 35.8%の学校等で災害対策の校内組織が設置された。
- 学校種別にみると、災害対策の校内組織が設置された割合は特別支援学校が最も高く 62.3%の学校で設置され、次いで、中学校、小学校、高等学校では約 5 割の学校で設置された。幼稚園では 22.7%の園で設置された。

Q23 災害対策の校内組織の設置



Q23 災害対策の校内組織の設置

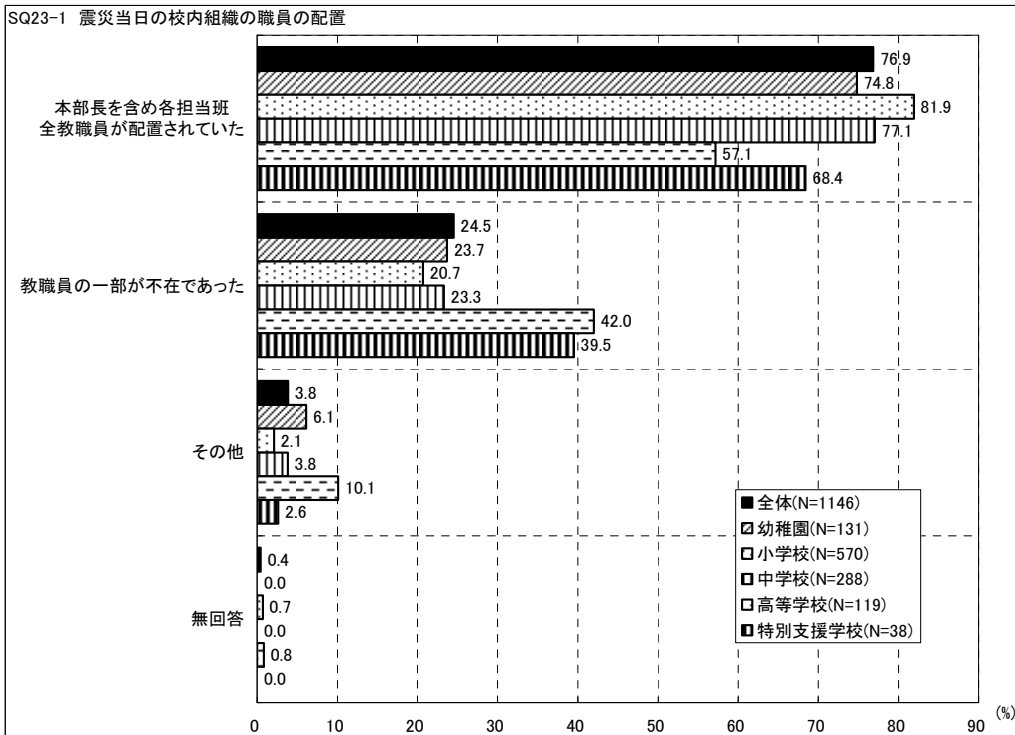
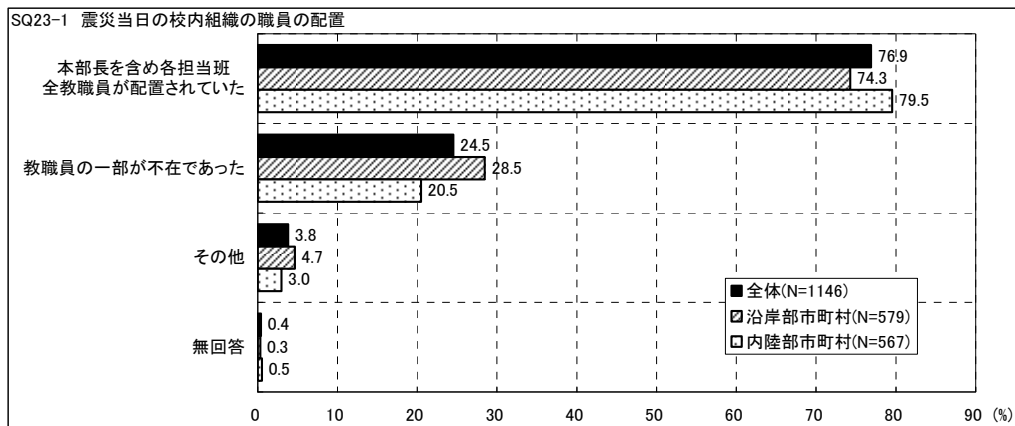


(4)震災当日の校内組織の職員の配置

SQ23-1 震災当日、貴校(園)では災害対策の校内組織の職員の配置はどのような状況にありましたか。(MA)

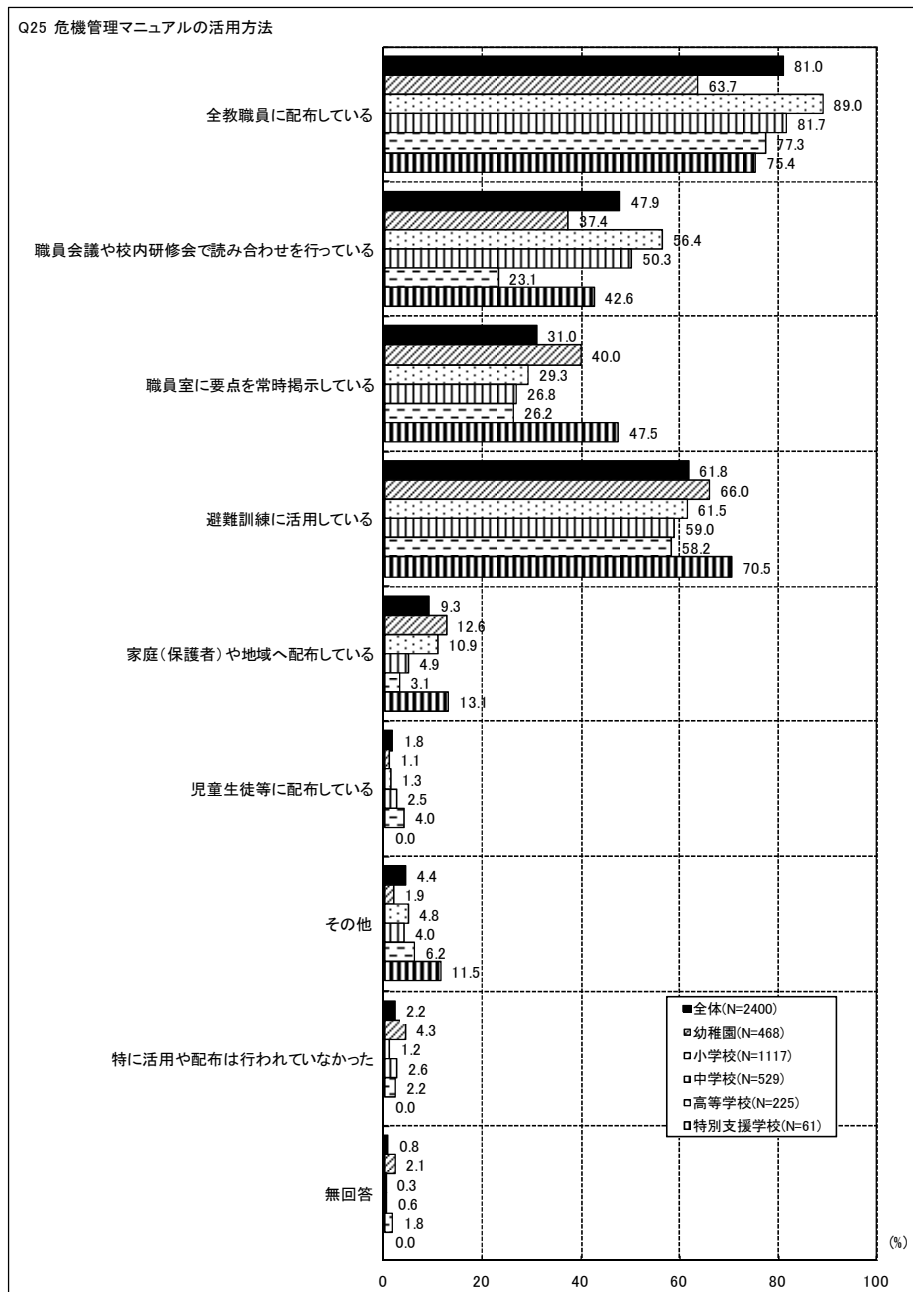
約8割の学校等で校内組織へ本部長を含め各担当班全教職員が配置されていた。

- ▶ 震災当日の校内組織への職員の配置に関して、76.9%の学校等で「本部長を含め各担当班全教職員が配置されていた」と回答している。
- ▶ 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して「教職員の一部が不在であった」とする回答が8ポイントほど高い。
- ▶ 学校種別にみると、高等学校、特別支援学校で「教職員の一部が不在であった」とする回答が他校種と比較して約20ポイントほど高い。



その他回答(参考資料 P25)

その他として、校長など管理職のみで対応、職員の健康上の理由から一部職員で対応、職員家族等のことを考慮し一部職員で対応、市町村職員も加わったなどを挙げている。



(10)危機管理マニュアルが今回の震災において有効であった点

問 26 貴校(園)で準備している危機管理マニュアルが、今回の震災において有効であった点などがあればご記入下さい。(避難行動、安否確認以外のことについて)

危機管理マニュアルにより、避難行動、安否確認、施設点検などが混乱なくスムーズに行われたとしている。また、引き渡しや避難所運営なども円滑に行われたとしている。(参考資料 P26)

(11)危機管理マニュアルが今回の震災において活かされなかった点

問 27 貴校(園)で準備している危機管理マニュアルが、今回の震災において活かされなかった点などがあればご記入下さい。(避難行動、安否確認以外のことについて)

建物の損壊の大きさ、停電・通信網の遮断、校内だけでなく地域住民の避難など、危機管理マニュアルに規定している以上の事項が発生したため有効に機能しなかったとしている。(参考資料 P27)

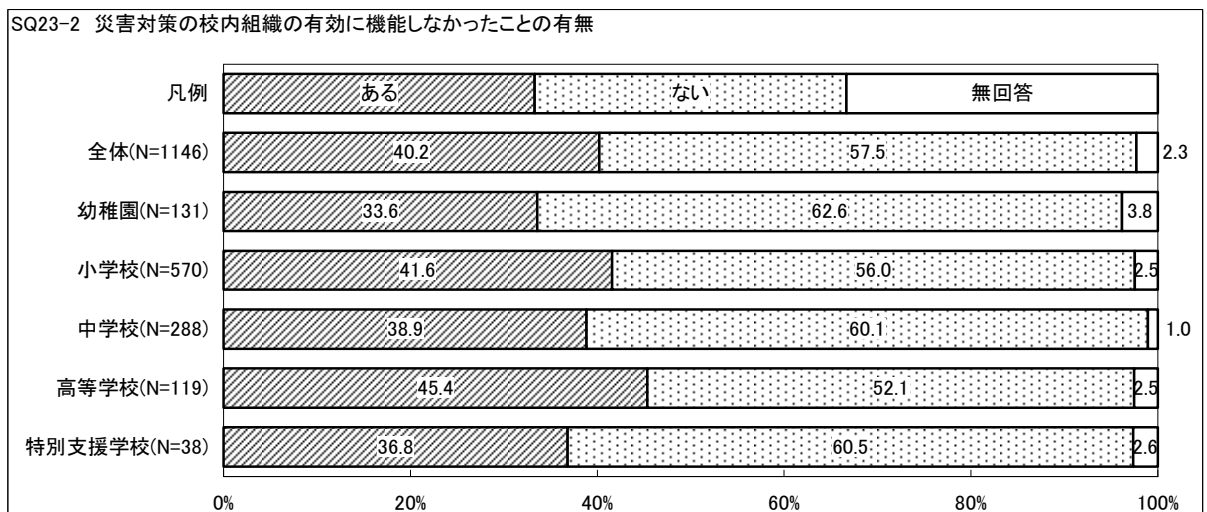
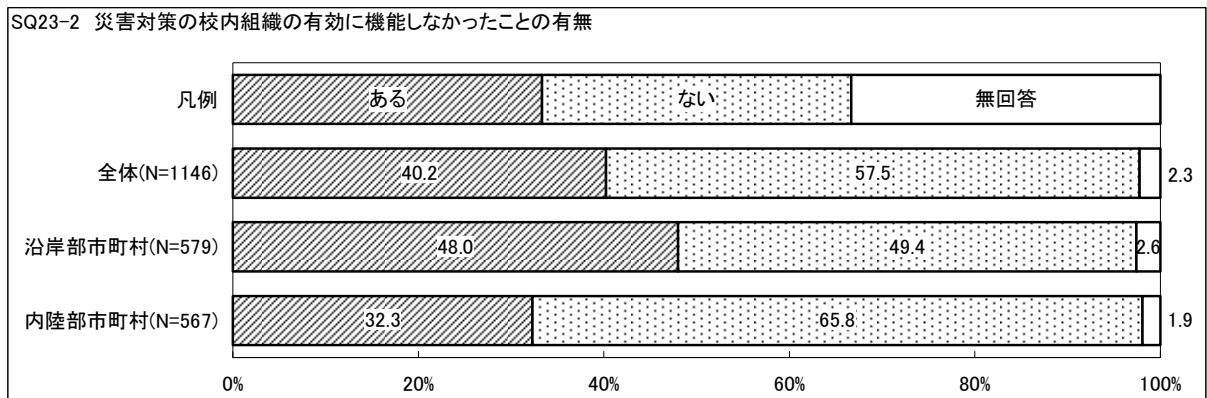
(5)災害対策の校内組織の有効に機能しなかったことの有無

SQ23-2 今回の震災において災害対策の校内組織で有効に機能しなかったことがありますか。

(SA)

約4割の学校等で災害対策の校内組織で有効に機能しなかったことがあった。

- 今回の震災において災害対策の校内組織で有効に機能しなかったことがある学校等は40.2%を占める。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して災害対策の校内組織で有効に機能しなかったことがある学校等の割合が15ポイントほど高く、48.0%を占める。これは、沿岸部市町村においては津波被害により、校内組織を構成する教職員自信が被災者であったり、自宅の被災、家族の被災なども多く、教職員が学校等を不在にせざるを得ない場合などから、有効に機能しなかったものと考えられる。
- 学校種別にみると、高等学校では災害対策の校内組織で有効に機能しなかったことがある学校等の割合が他校種と比較して5ポイントほど高く、45.4%を占める。



(6)校内組織が有効に機能しなかった点とその理由

SQ23-3 災害対策の校内組織が有効に機能しなかったのはどのような点ですか。また、それはどのような理由からと考えられますか。

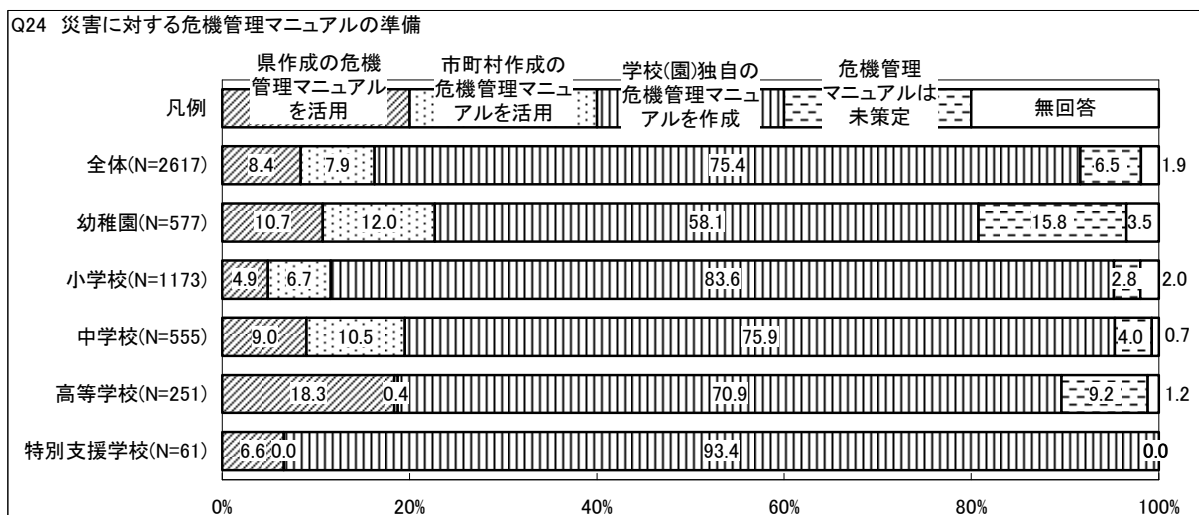
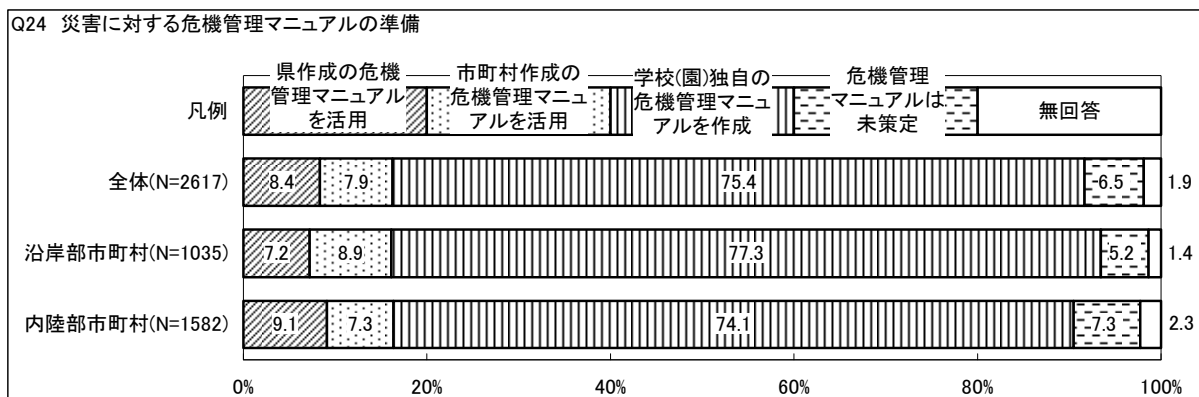
教職員自身が被災者であり行動がとれなかった点、教職員間の意志の疎通、通信網の遮断、関係機関との調整がとれなかった点などが挙げられている。(参考資料 P25)

(7)災害に対する危機管理マニュアルの準備

問 24 貴校(園)では、災害に対する危機管理マニュアルが準備されていましたか。(SA)

約 9 割の学校等で災害に対する危機管理マニュアルが準備されていた。

- 災害に対する危機管理マニュアルとして「学校独自の危機管理マニュアルを作成している」学校等が 75.4%を占めるほか、県や市町村作成の危機管理マニュアルを活用していた学校等がそれぞれ約 8%、危機管理マニュアルを策定していなかった学校等が 6.5%を占める。
- 地域別みると、沿岸部と内陸部の学校等で危機管理マニュアルの準備に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、高等学校では「県作成の危機管理マニュアルを活用している」学校が他校種と比較して高く 18.3%を占める。また、特別支援学校では、「学校独自の危機管理マニュアルを作成している」が他校種と比較して高く 93.4%を占める。



(8)危機管理マニュアルの独自の内容

SQ24-1 貴校(園)が作成した危機管理マニュアルには、独自の内容としてどのようなものが記載されていますか。

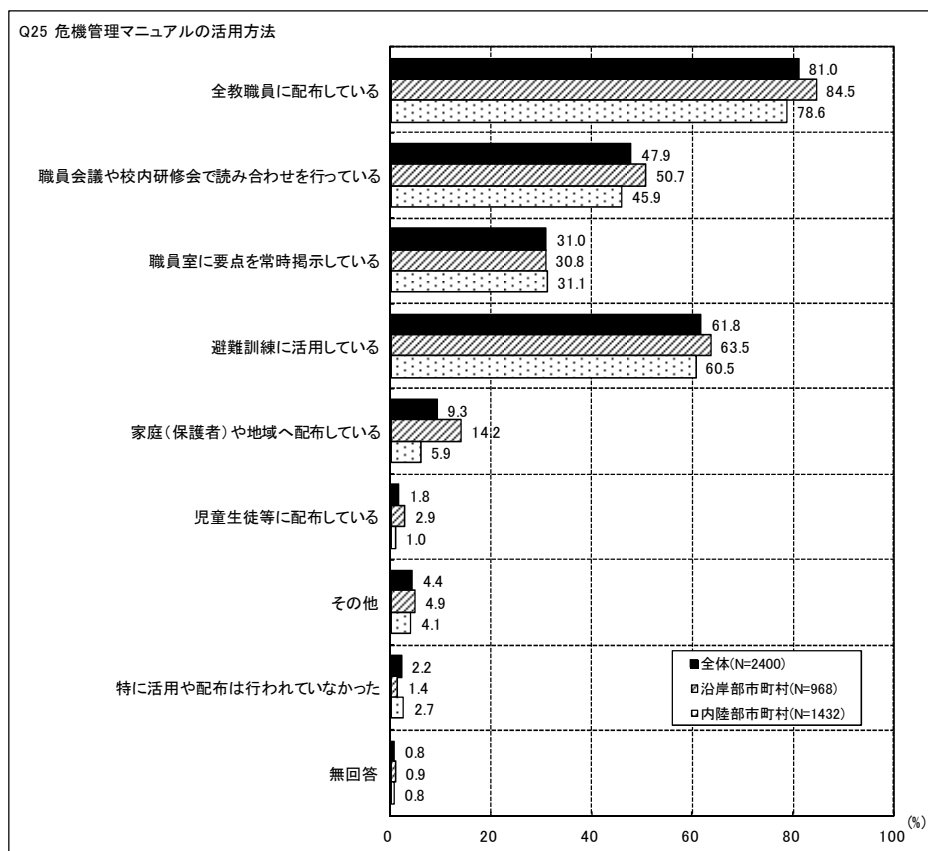
危機管理の必要性・目的、具体的な対処方法から記載されているものや、県市のマニュアルを元に緊急連絡先を記載しただけのものまで様々である。(参考資料 P26)

(9)危機管理マニュアルの活用方法

問 25 貴校(園)では危機管理マニュアルはどのように活用されていましたか。(MA)

約 8 割の学校等で危機管理マニュアルを全教職員に配布している。

- ▶ 危機管理マニュアル(県作成、市作成、自校作成)が準備されていた学校等で、危機管理マニュアルを「全教職員に配布している」学校等は 81.0%を占めるほか、「避難訓練に活用している」学校等が 61.8%を占める。
- ▶ 地域別にみると沿岸部では内陸部と比較して、「家庭(保護者)や地域へ配布している」学校の割合が 8ポイントほど高い。
- ▶ 学校種別にみると、幼稚園では、「全教職員に配布している」割合が他校種と比較して 20~30ポイント低い。「職員会議や校内研修会で読み合わせを行っている」割合は、小学校、中学校、特別支援学校で高い。また、特別支援学校では「職員室に要点を常時掲示している」「避難訓練に活用している」割合が他校種として比較して 10~20ポイントほど高い。



その他回答

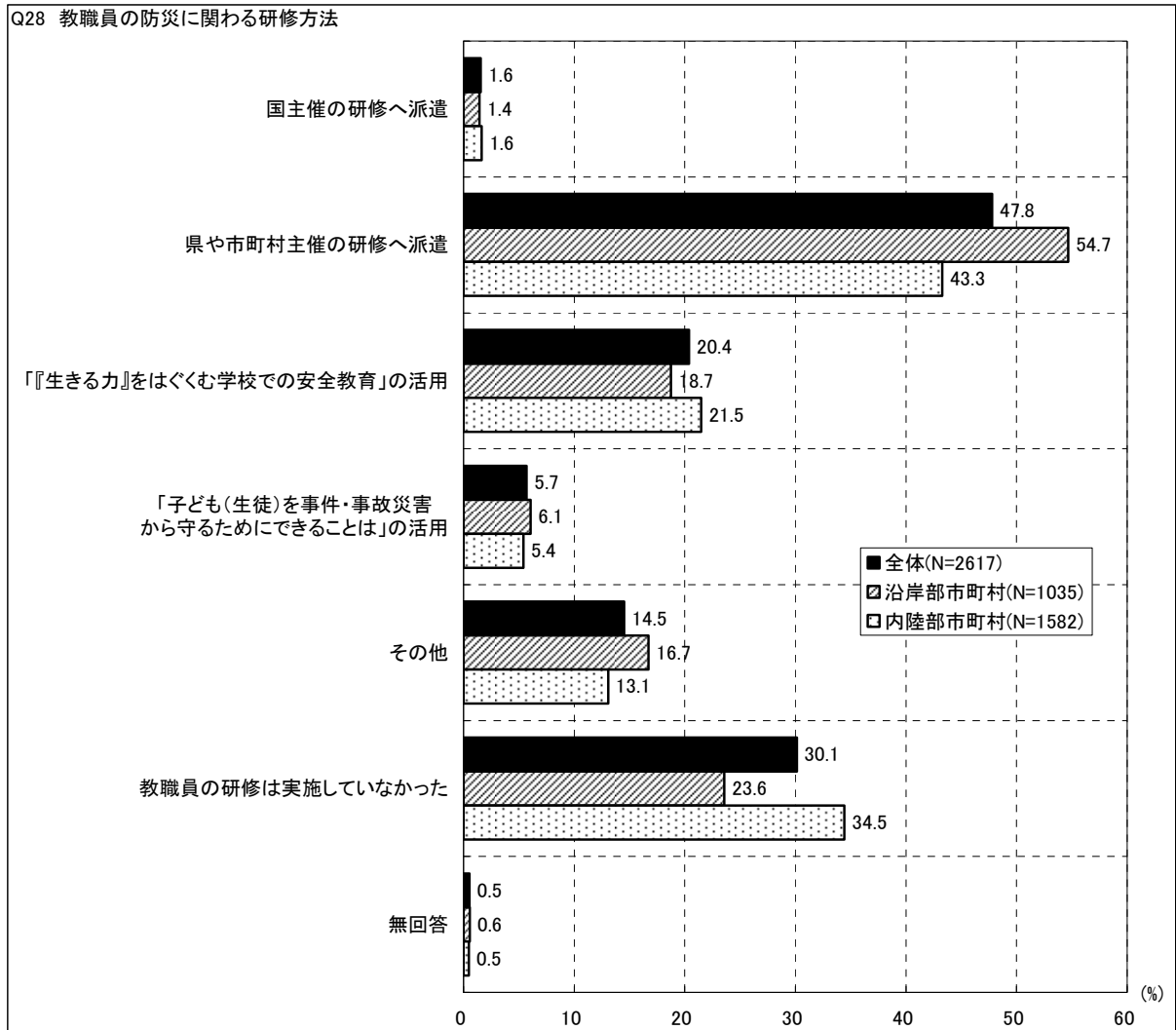
その他として、PTA 役員、町内会役員への配布、教育計画への挿入、生徒手帳への記載などを挙げている。

(12)教職員の防災に関わる研修方法

問 28 貴校(園)では教職員の防災にかかわる研修をどのように実施していましたか。(MA)

防災に関わる県や市町村主催の研修へ教職員を派遣していた学校等が約5割を占める一方、教職員の研修は実施していなかった学校等も約3割を占める。

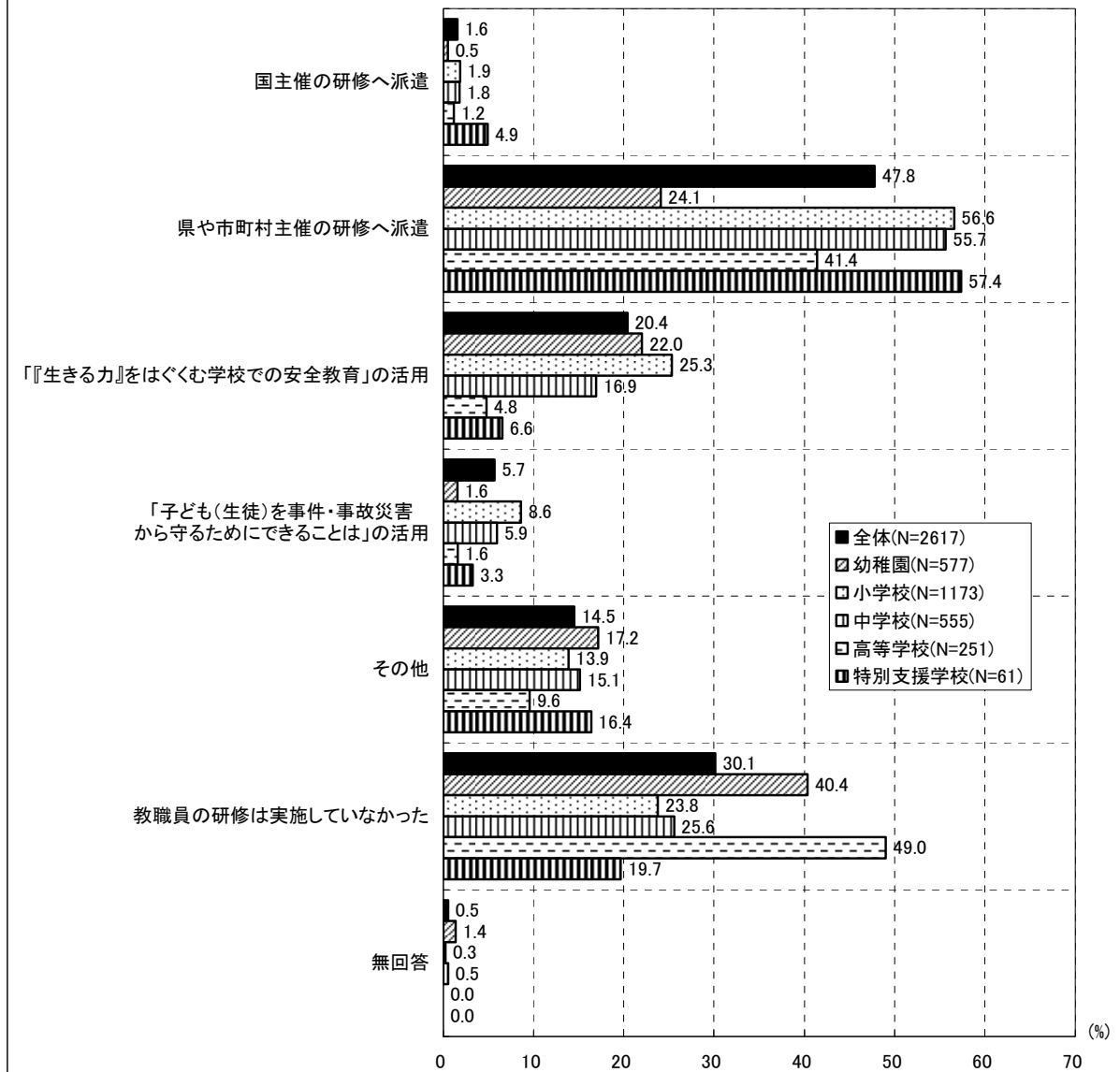
- 教職員の防災にかかわる研修は、「県や市町村主催の研修へ派遣」していた学校等が約47.8%を占める一方、「教職員の研修は実施していなかった」学校等も30.1%を占める。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して、「県や市町村主催の研修へ派遣」していた学校等が10ポイントほど高く、一方「教職員の研修は実施していなかった」学校等は10ポイントほど低い。
- 学校種別にみると、小学校、中学校、特別支援学校では「県や市町村主催の研修へ派遣」していた学校の割合が5割強を占める一方、「教職員の研修は実施していなかった」学校等の割合が幼稚園では40.4%、高等学校では49.0%と高い。



その他回答(参考資料 P27)

その他として、職員会議、危機管理マニュアルの読み合わせなど校内での研修、消防署等が主催の研修、地域防災ネットワーク研修会等への参加などを挙げている。

Q28 教職員の防災に関わる研修方法



(13)教職員が防災にかかわる研修に参加したことによる具体的効果

SQ28-1 教職員が防災にかかわる研修に参加したことにより、これまでの防災教育や安全管理、災害当日の行動などに具体的に効果が発揮された点があればご記入下さい。

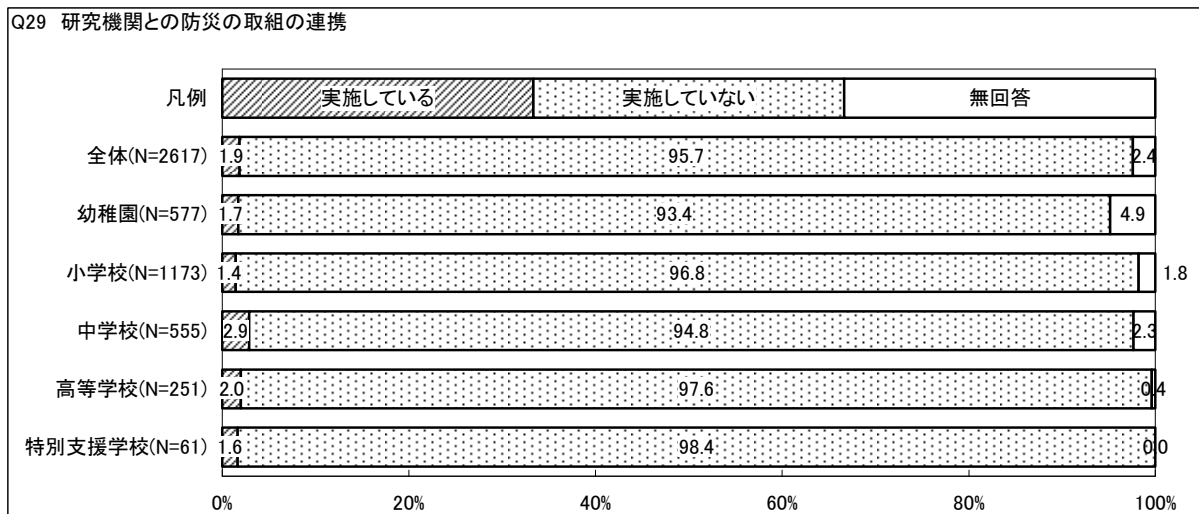
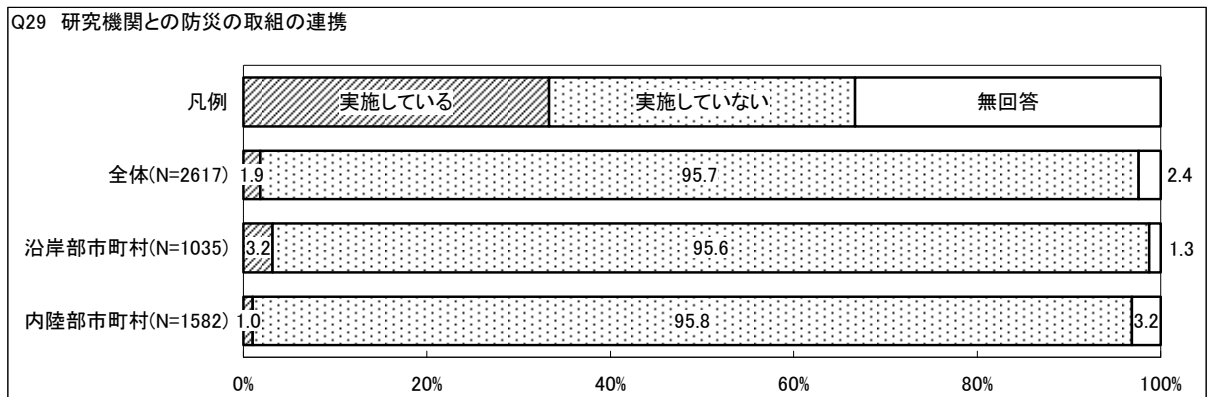
震災時の避難行動、避難誘導の円滑さや防災意識の高まり、教職員同士の協調性などに効果があったとしている。また、危機管理マニュアルの見直しや、心のケアなどにも効果が現れている。
(参考資料 P27)

(14)研究機関との防災の取組の連携

問 29 貴校(園)では研究機関（大学、教育研究所・教育センターなど）と連携した防災への取組を実施していましたか。(SA)

約 2 %の学校等で研究機関と連携した防災の取組を行っていた。

- 研究機関と連携した防災の取組を行っていた学校等は 1.9%であった。
- 地域別にみると、研究機関と連携した防災の取組を行っていた学校等は沿岸部では 3.2%、内陸部では 1.0%であった。
- 学校種別にみると研究機関と連携した防災の取組を行っていた学校等は中学校が最も高く 2.9%を占め、次いで、高等学校（2.0%）、幼稚園（1.7%）、特別支援学校（1.6%）、小学校（1.4%）となっている。



(15)連携している研究機関、連携の内容、及び効果

SQ29-1 連携している研究機関はどこですか。また、防災に関してどのような連携を図り、その結果、今回の震災において具体的に効果が発揮された点などがあればご記入下さい。

連携している研究機関は、主に大学、国土交通省、地域の消防署、各種団体が挙げられており、内容としては、地震のメカニズムから実際の避難訓練の指導など様々である。効果としては、意識の高まりや実際の避難行動がスムーズであったとする一方、効果があまりなかったという意見もある。(参考資料 P29)

第4章 避難所の運営状況について

※第4章は、福島県、宮城県（仙台市立校を除く）の学校（園）を対象にした調査結果である。

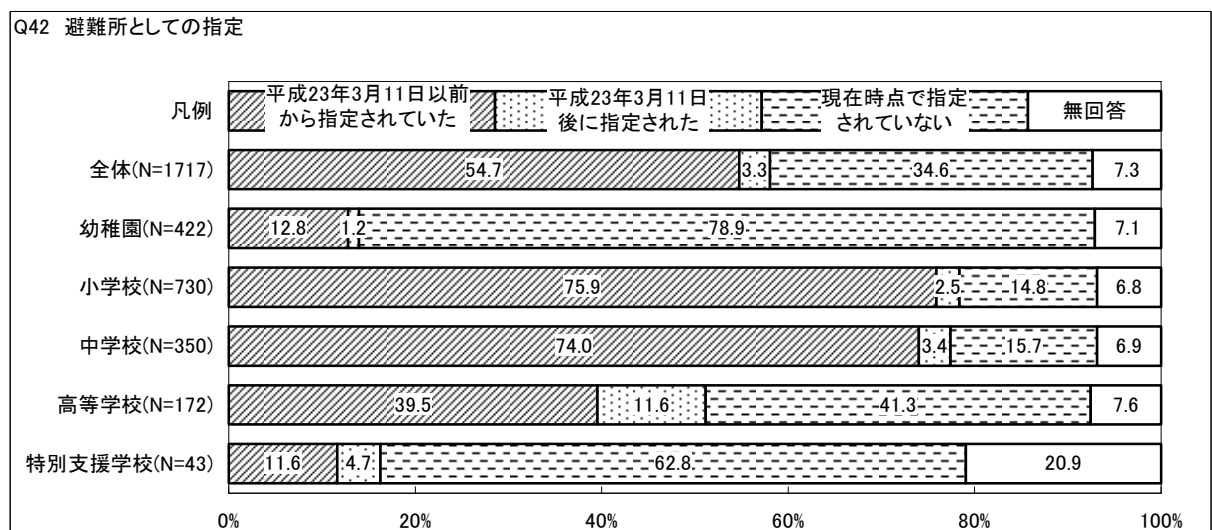
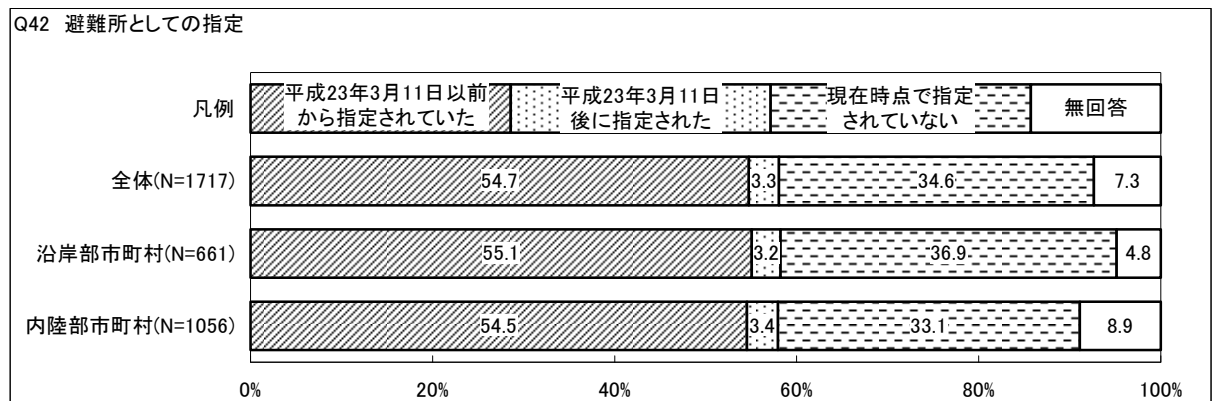
1 避難所の運営状況について

(1)避難所としての指定

問 42 貴校(園)は、避難所として指定されていましたか。(SA)

約5割の学校等は地震発生日以前から避難所として指定されていた。

- 地震発生日以前から避難所として指定されていた学校等は54.7%を占め、震災以降に避難所として指定された学校等が3.3%を占める。
- 地域別にみると沿岸部と内陸部で避難所としての指定状況に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、小学校、中学校では地震発生日以前から避難所として指定されていた割合が高く約75%を占める。次いで高等学校の39.5%となっており、高等学校では震災日以降に避難所として指定された学校等が11.6%を占める。幼稚園、特別支援学校では地震発生日以前から避難所として指定されていた割合は他校種と比較して低い。

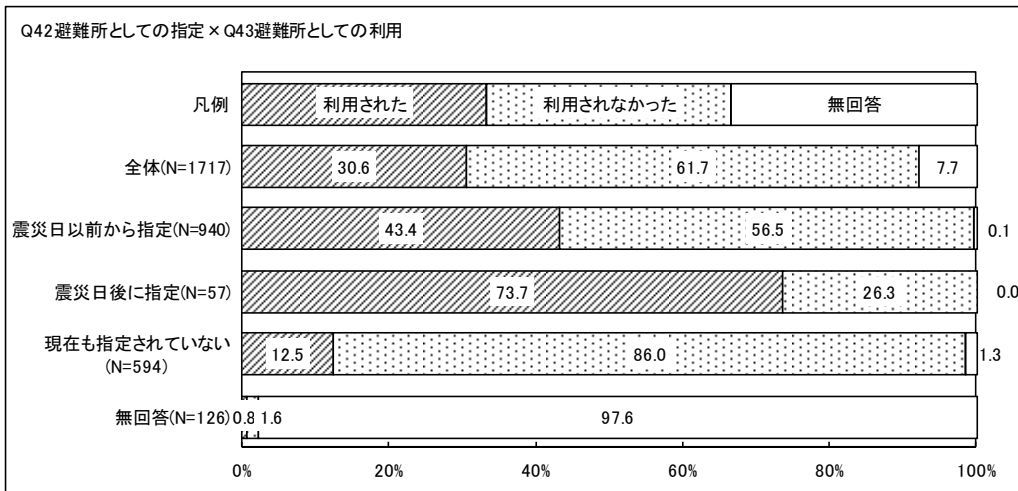
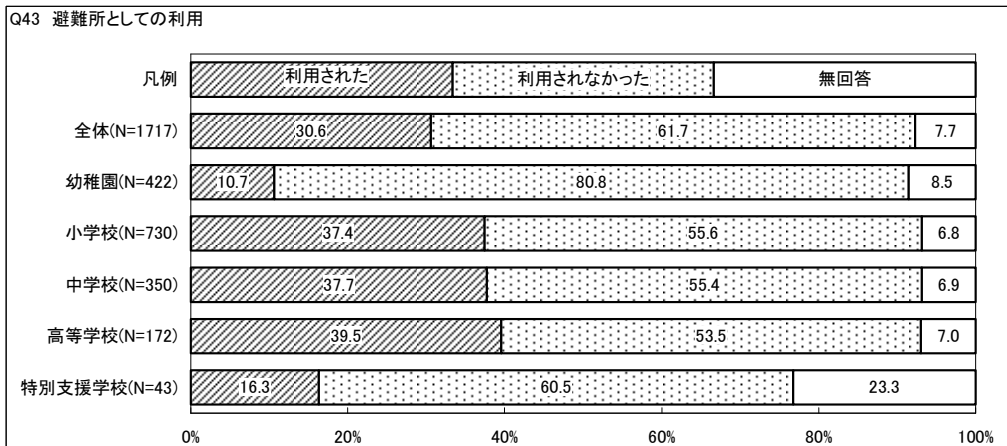
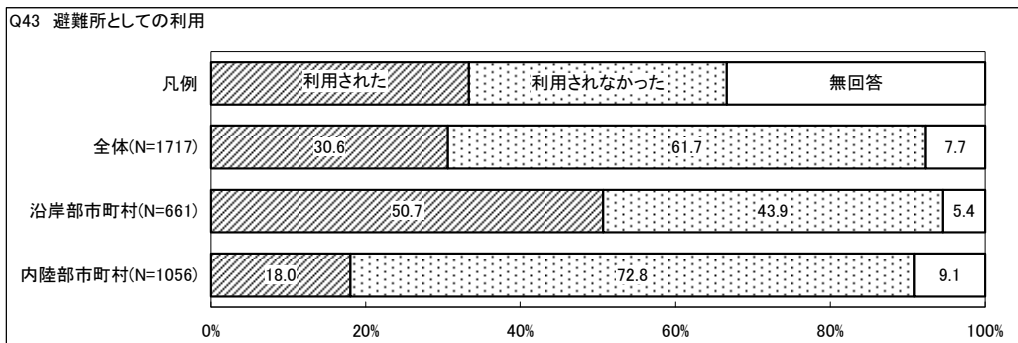


(2)避難所としての利用

問 43 貴校(園)は、今回の震災において避難所として利用されていましたか。(SA)

約 3 割の学校等が今回の震災で避難所として利用された。

- 今回の震災で避難所として利用された学校等は 30.6%を占める。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して避難所として利用された学校等の割合は 33 ポイント程高く、50.7%の学校等が避難所として利用された。
- 学校種別にみると、小学校、中学校、高等学校の約 4 割が避難所として利用された。
- 避難所の指定との関係でみると、震災日以前から避難所と指定されていて避難所として利用された学校等が 43.4%、震災日後に指定され利用された学校等が 73.7%、指定されずに避難所として利用された学校等が 12.5%を占める。



(3)避難所として利用された施設

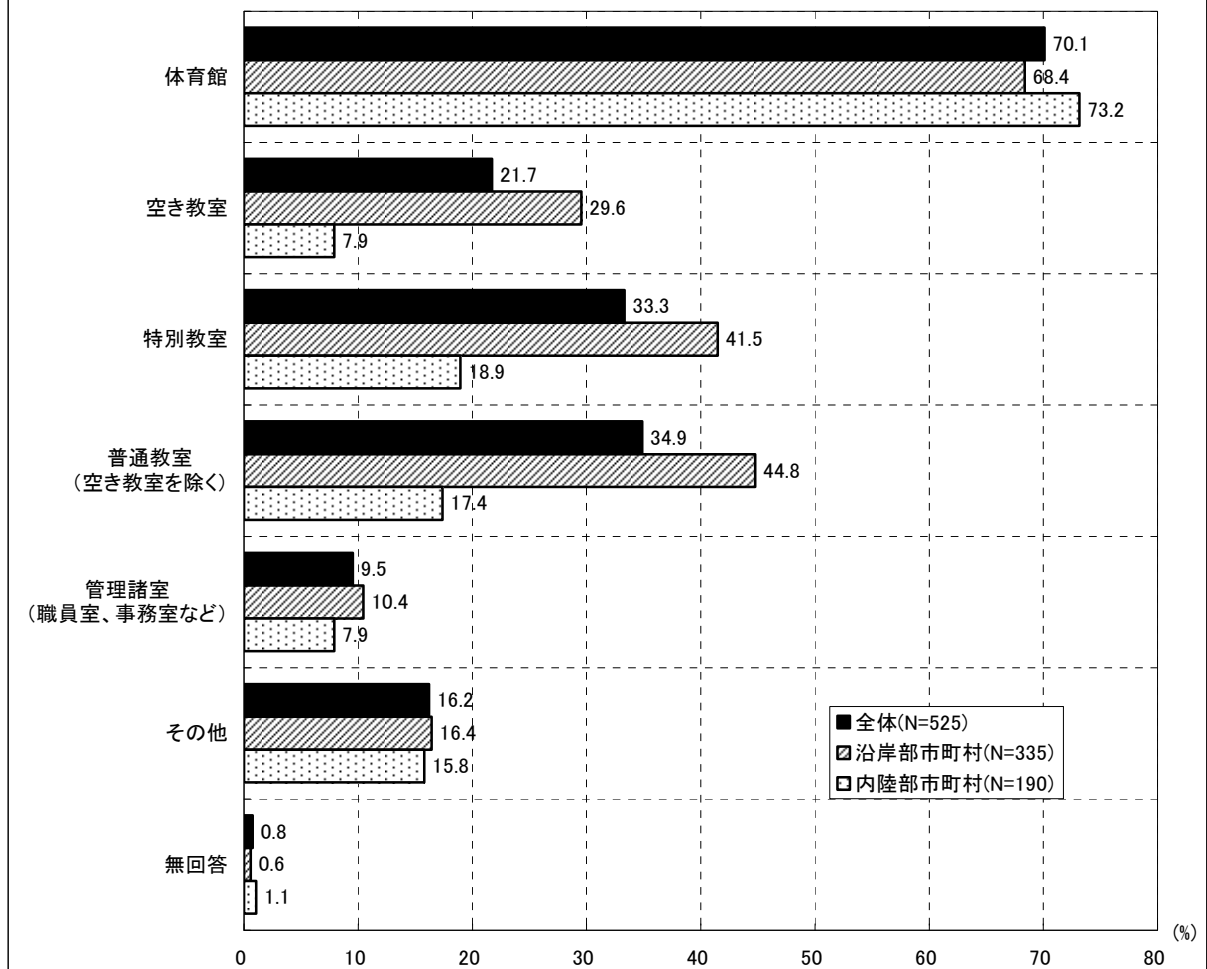
SQ43-1 避難所として利用した施設はどこですか。

(避難所として利用された学校等(525校)が対象：MA)

避難所となった約7割の学校等で体育館が避難場所として利用された。

- 避難所となった学校等で利用された施設は「体育館」が最も多く70.1%の学校等で利用された。次いで、「普通教室」「特別教室」が3割以上の学校等で避難場所として利用された。
- 地域別にみると、沿岸部では「普通教室」が44.8%、「特別教室」が41.5%、「空き教室」が29.6%の学校等で避難場所として利用された。
- 学校種別にみると、幼稚園では「普通教室」を利用した割合が最も高く66.7%を占める。特別支援学校では「体育館」と「特別教室」がそれぞれ57.1%利用された。高等学校では「体育館」のほか、その他の回答として、武道館、同窓会館等が利用されている。

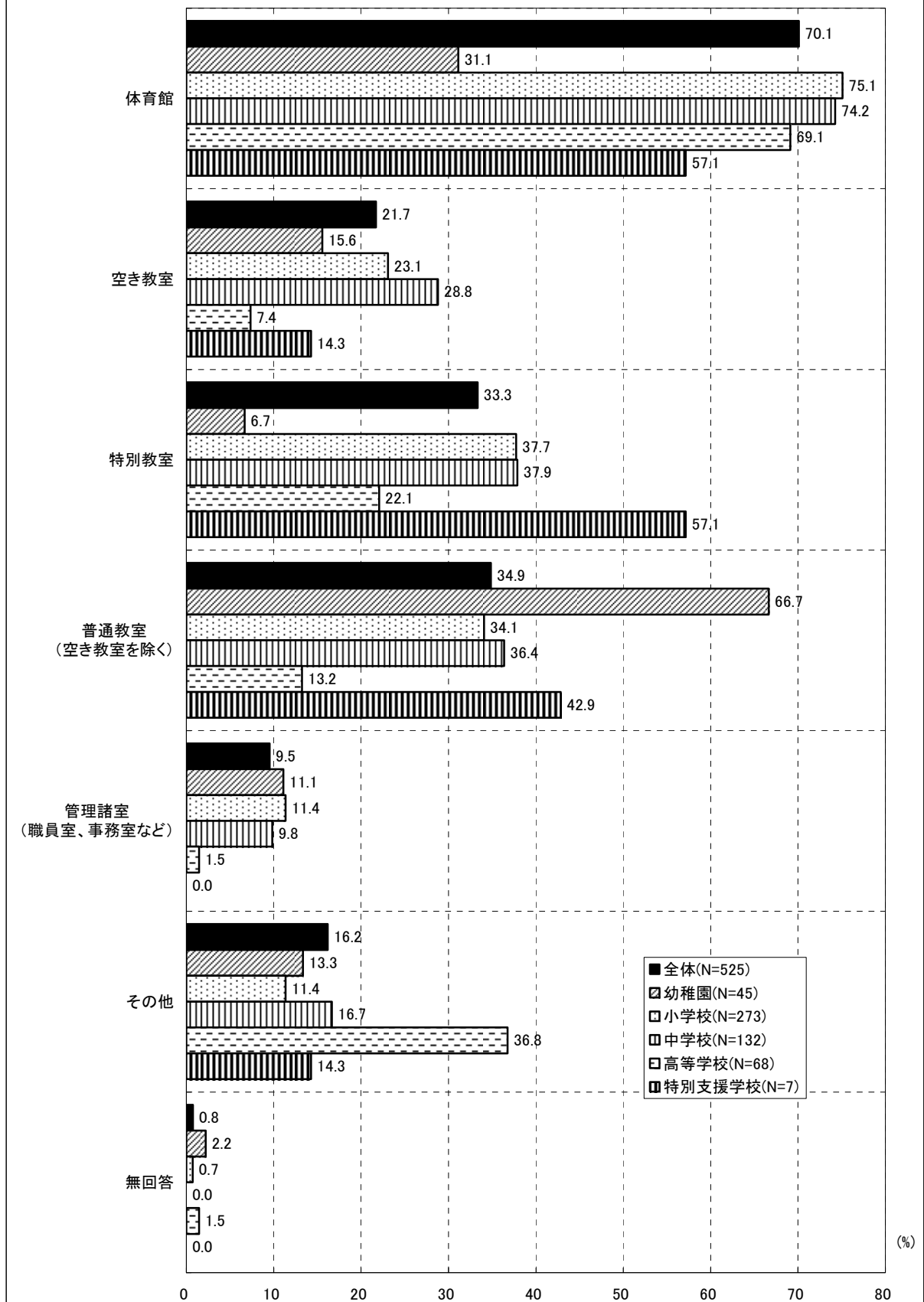
SQ43-1 避難所として利用された施設



その他回答(参考資料 p29)

その他として、校庭、屋上をはじめ、ホール、武道場などさまざまな施設が避難所として利用された。

SQ43-1 避難所として利用された施設



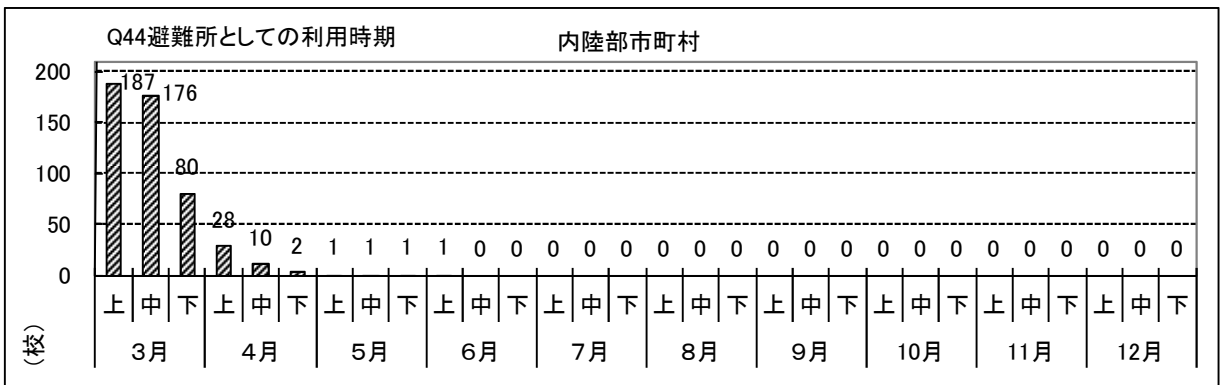
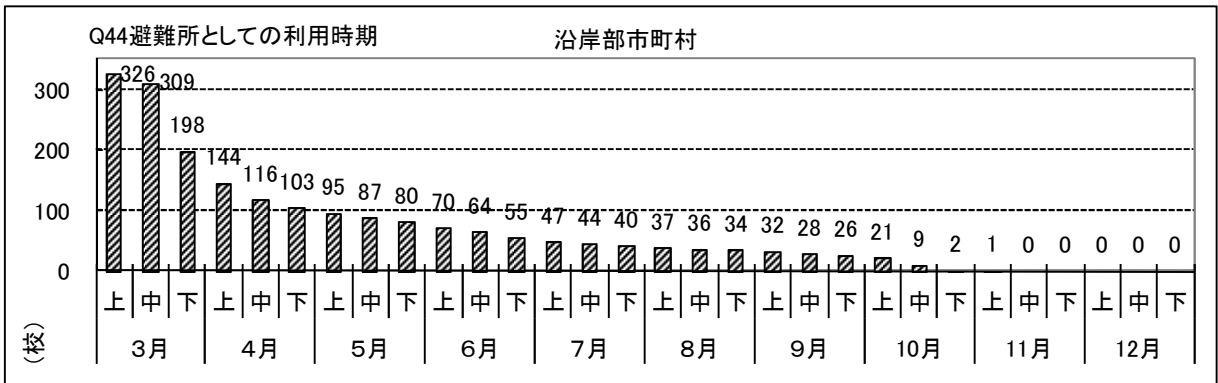
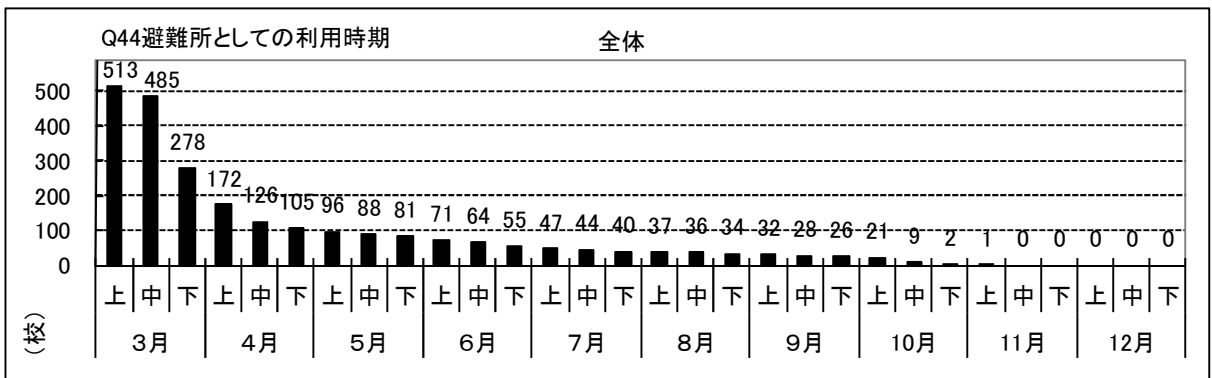
(4)避難所としての利用期間

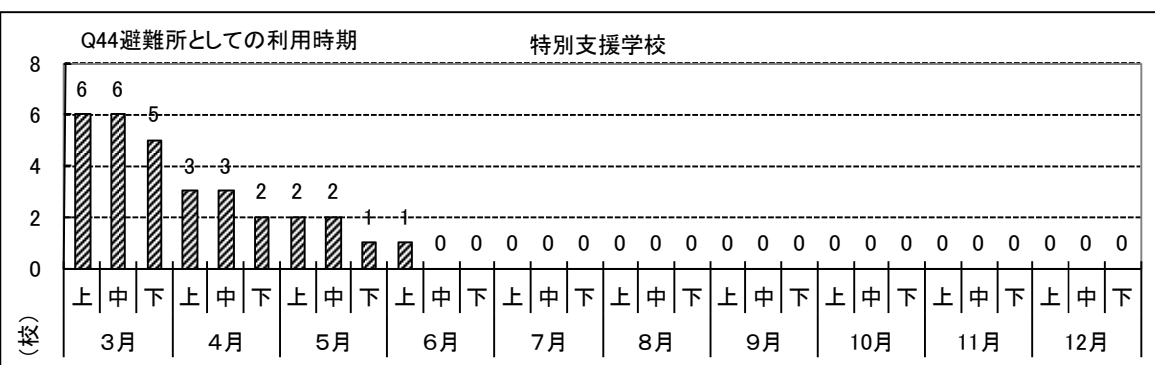
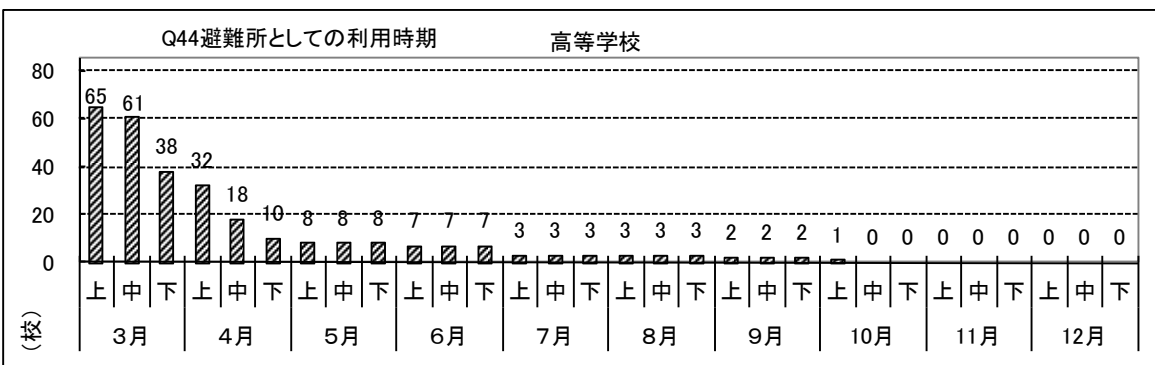
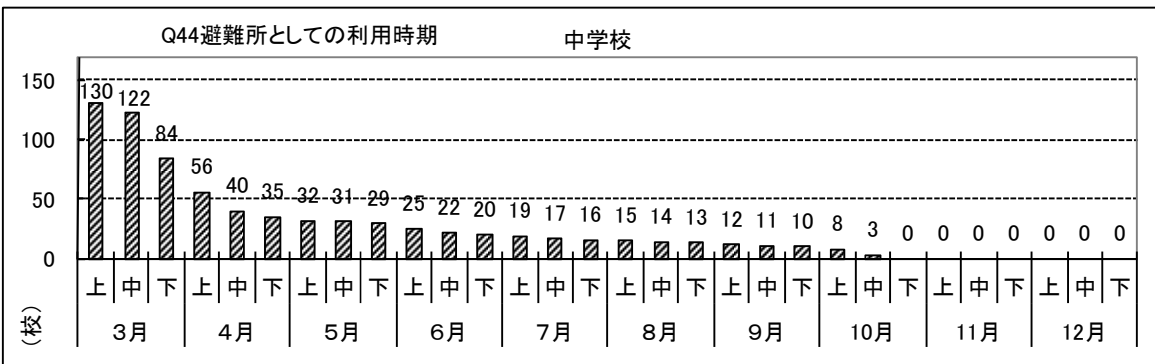
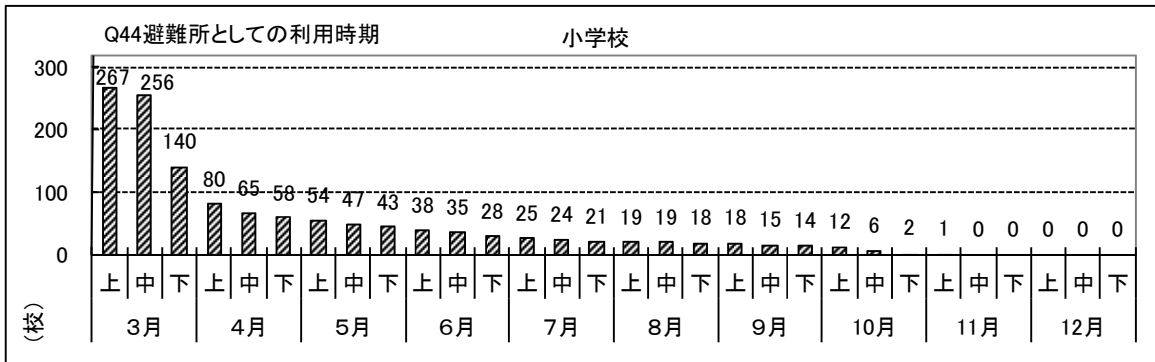
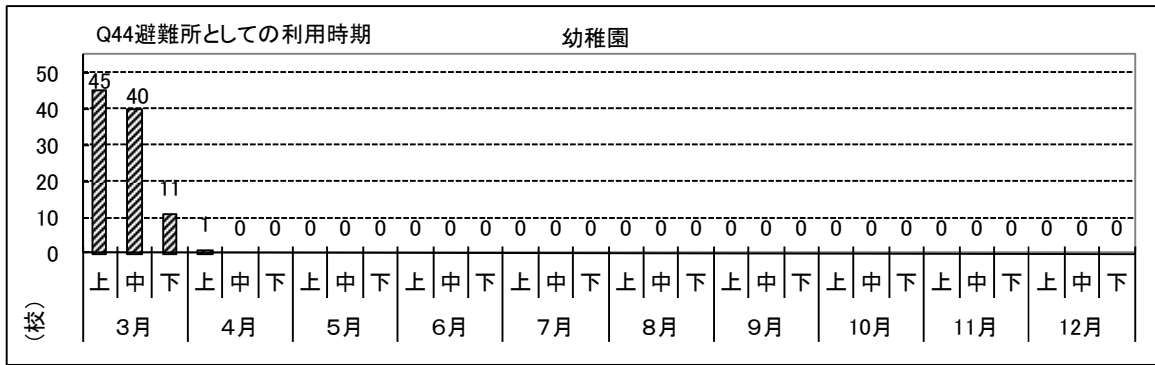
問 44 貴校(園)が避難所として利用されたのは何月のいつ頃までですか。

(避難所として利用された学校等(525校)を対象とし無回答(12校)を除く)

学校等が避難所として利用された期間は、多くは4月中旬までの利用であったが、最長は11月上旬まで利用されていた学校等がある。

- 学校等が避難所として利用された期間は、3月中旬までがピークで、多くは4月中旬までの利用であった。最長は沿岸部で11月上旬まで避難所として利用されていた学校等がある。内陸部では多くは4月中旬までの利用であった。
- 学校種別にみると、最長の利用期間は、幼稚園は4月上旬、小学校は11月上旬、中学校は10月中旬、高等学校は10月上旬、特別支援学校は6月上旬までの利用であった。



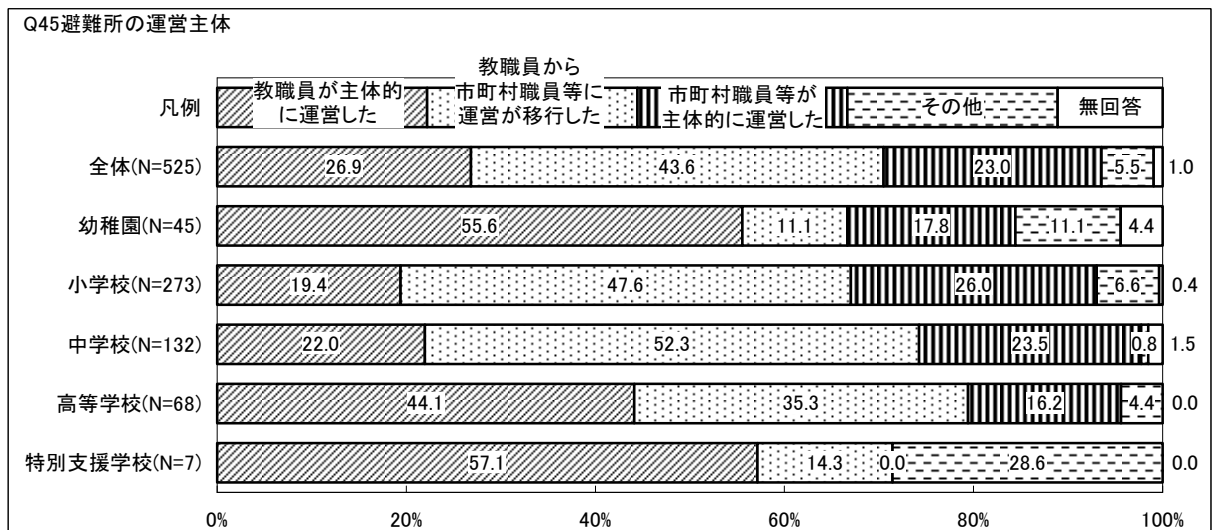
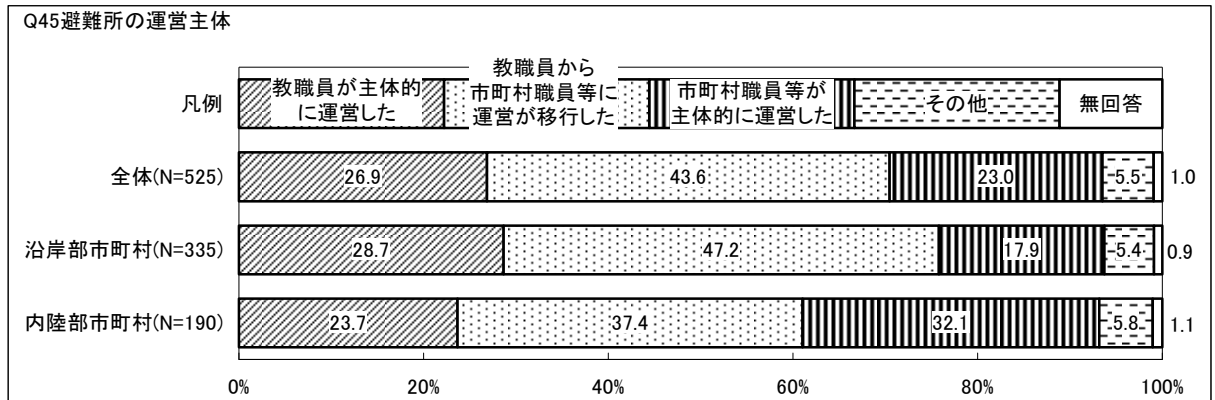


(5)避難所の運営主体

問 45 避難所を運営する主体は誰でしたか。(避難所として利用された学校等(525校)が対象：SA)

避難所の運営に関して約4割強の学校等で、当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織などに運営が移行した。

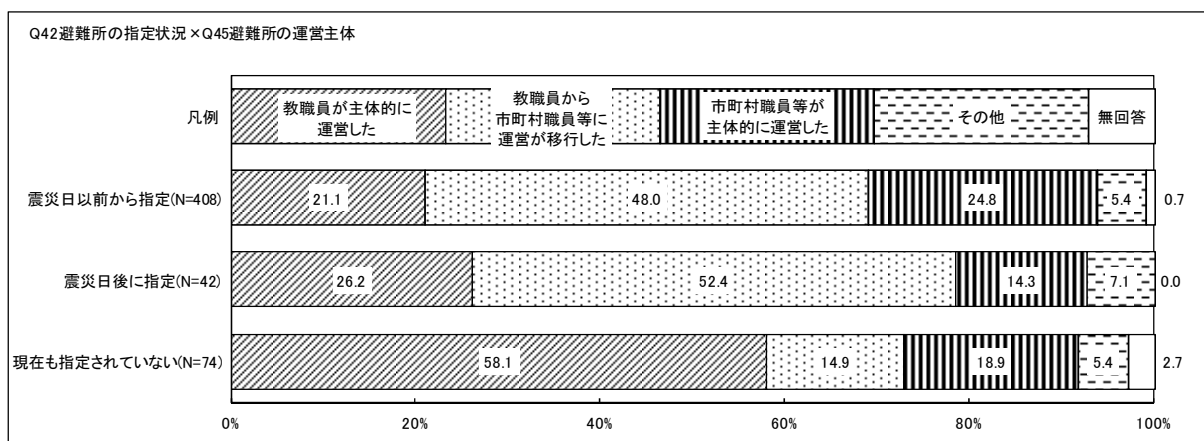
- 避難所を運営する主体は、「当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織などに運営が移行した」学校等が最も多く43.6%を占める。次いで「教職員が主体的に運営した」が26.9%、「当初から、市町村職員、住民自治組織など、教職員以外が主体的に運営した」が23.0%を占める。
- 地域別にみると、内陸部では沿岸部と比較して「当初から、市町村職員、住民自治組織など、教職員以外が主体的に運営した」学校等の割合が14ポイントほど高い。
- 学校種別にみると、幼稚園、特別支援学校では「教職員が主体的に運営した」割合が高く5割を超えている。小学校、中学校では「当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織などに運営が移行した」学校が約5割を占める。



その他回答 (参考資料 P29)

その他として、当初から教職員と市職員等が協力して運営した、教職員と住民自治組織が協力して運営した、1～2日程度の避難所運営であった、数日で公民館へ移動したため主体的には運営しなかった、などがあげられている。

- 避難所の運営する主体を、避難所の指定状況との関係でみると、震災日以前から避難所と指定されていた学校等では「当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織などに運営が移行した」が48.0%と最も多く、次いで「当初から、市町村職員、住民自治組織など、教職員以外が主体的に運営した」が24.8%、「教職員が主体的に運営した」が21.1%という順なのに対し、震災日後に避難所の指定を受けた学校等では、「当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織などに運営が移行した」52.4%、次いで「教職員が主体的に運営した」が26.2%、「当初から、市町村職員、住民自治組織など、教職員以外が主体的に運営した」が14.3%という順になっている。
- 一方、現在も避難所としての指定を受けていない学校等での避難所運営は、「教職員が主体的に運営した」が58.1%を占め、市町村職員や住民自治組織などに運営が移行した割合も14.9%と低くなっている。



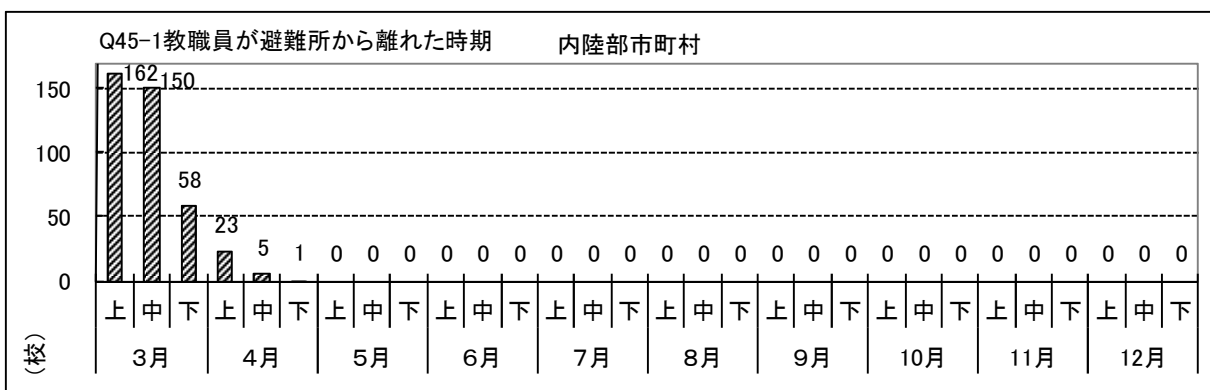
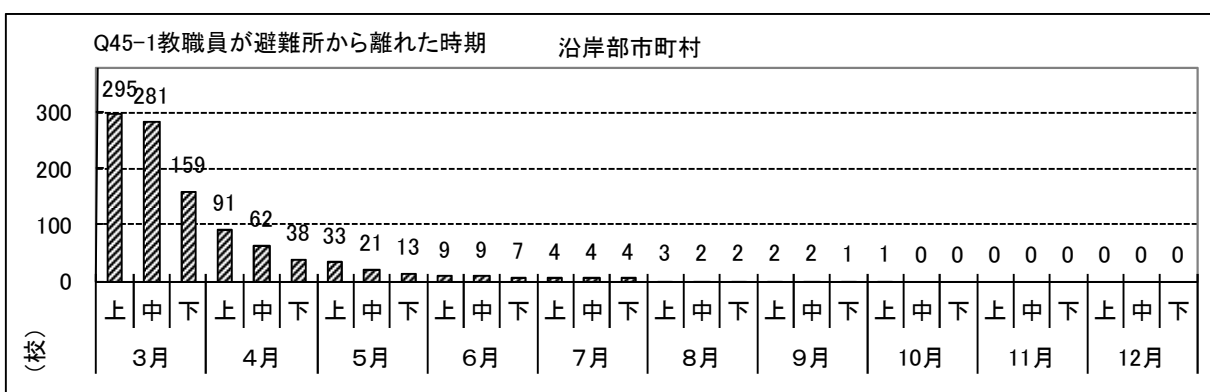
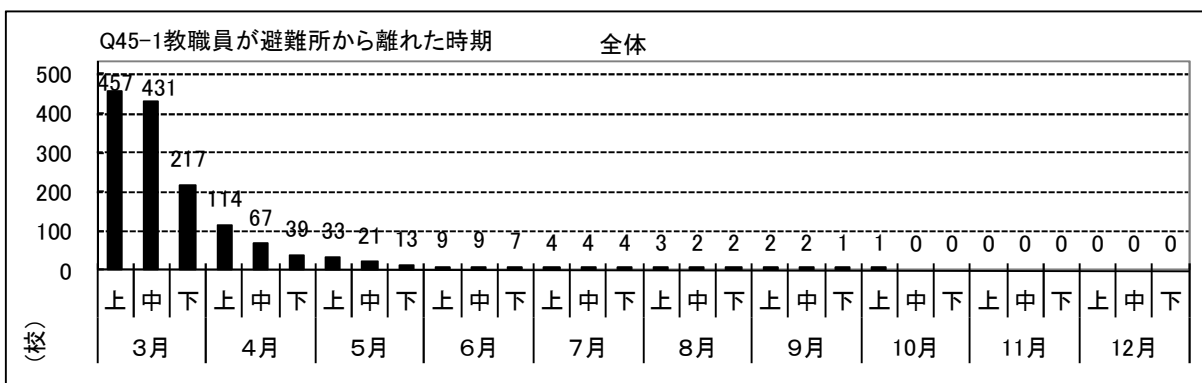
注：避難所の指定状況についての無回答(1校)を除く。

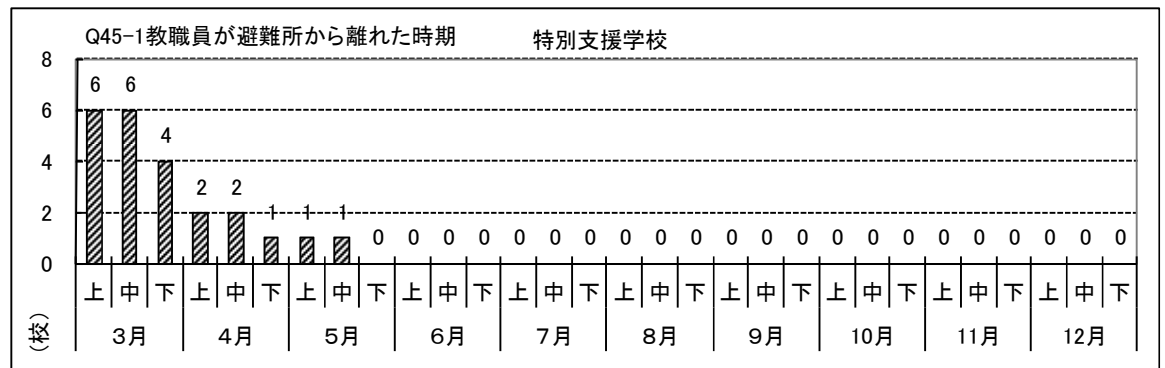
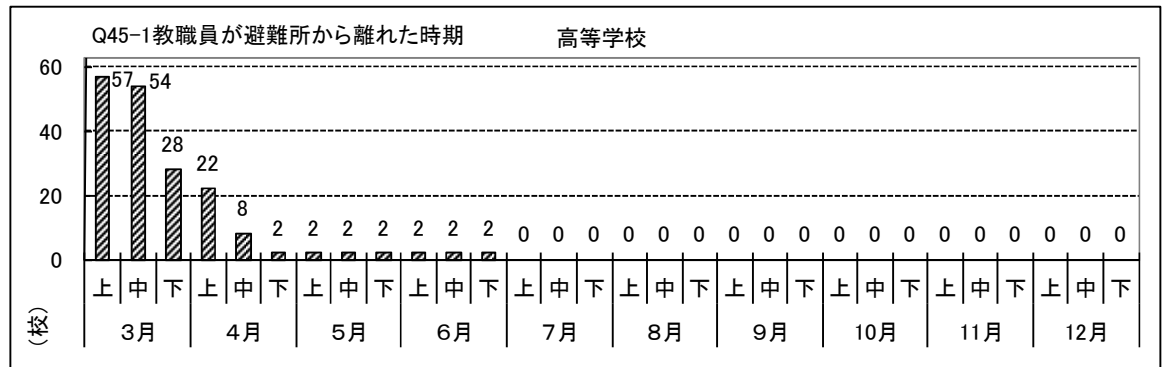
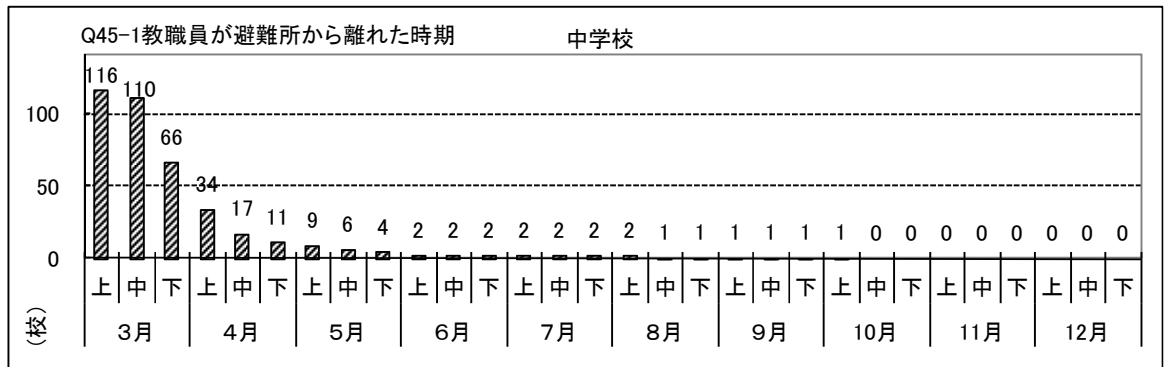
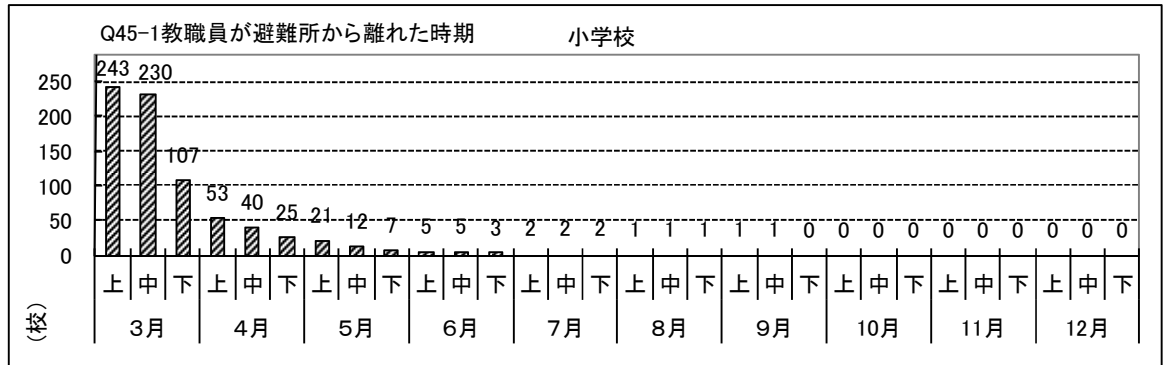
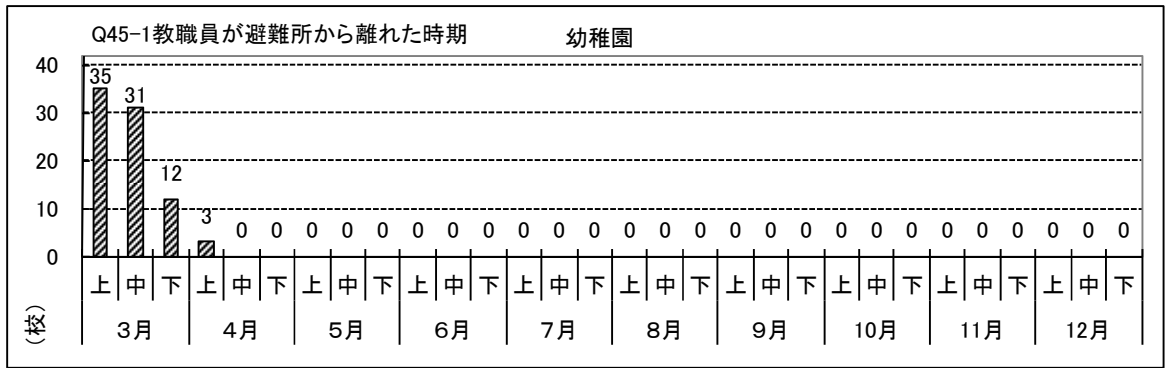
(6)教職員が避難所運営から離れた時期

SQ45-1 避難所でなくなったり、運営主体が市町村職員や住民自治組織に移行したため、教職員が避難所の運営からはなれたのは何月のいつ頃ですか。(避難所として利用された学校等(525校)から、無回答及び教職員が避難所運営に携わらなかった学校等(68校)を除く)

ほぼ5月下旬までには教職員が避難所運営から離れている。

- ほぼ5月下旬までには、避難所ではなくなったり、運営を市町村職員や住民自治会組織に移行して、教職員が避難所運営からはなれている。
- 地域別にみると、沿岸部では5月下旬までに多くの学校等で、教職員が避難所の運営から離れているが、最長では10月上旬まで教職員が避難所の運営にかかわっていた学校等がある。内陸部では4月下旬までに、教職員が避難所の運営から離れている。
- 学校種別にみると、幼稚園では4月上旬、小学校では9月中旬、中学校では10月上旬、高等学校では6月下旬、特別支援学校では5月中旬まで教職員が避難所の運営にかかわっていた学校等がある。





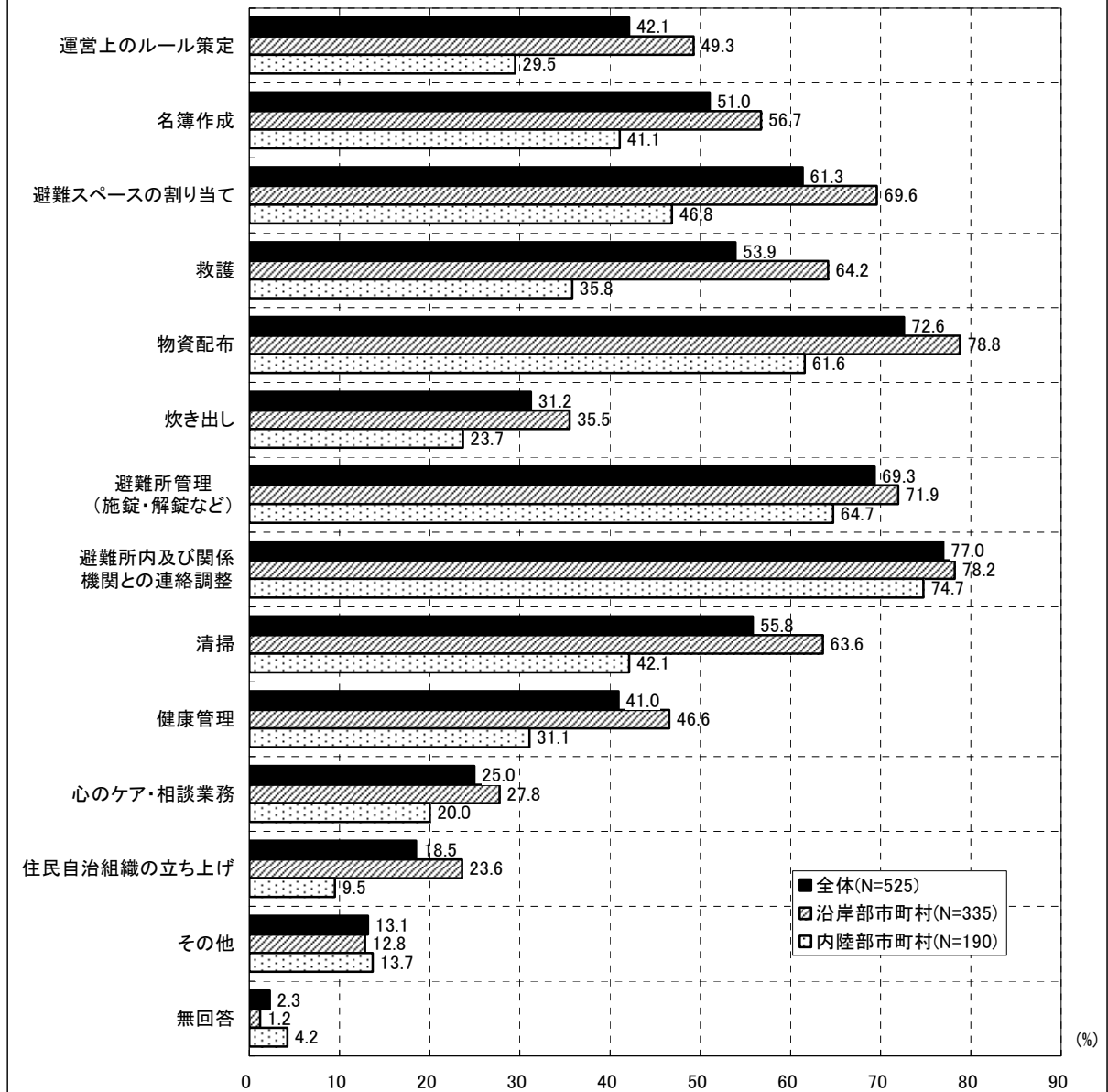
(7)教職員が従事した避難所の業務

問 46 貴校（園）の教職員が主体となって従事した避難所の運営に関する業務には、どのようなものがありましたか。（避難所として利用された学校等(525校)が対象：MA）

教職員が主体となって従事した避難所の運営業務では、避難所内及び関係機関との連絡調整、物資配布、避難所管理などが上げられる。

- 教職員が主体となって従事した避難所の運営業務では、「避難所内及び関係機関との連絡調整」（77.0%）「物資配布」（72.6%）「避難所管理」（69.3%）等があげられる。
- 地域別にみると、沿岸部、内陸部ともに教職員が従事した業務として「避難所内及び関係機関との連絡調整」「避難所管理」の割合が高い。
- 学校種別にみると、特別支援学校の教職員が従事した業務は他校種と比較して高い。

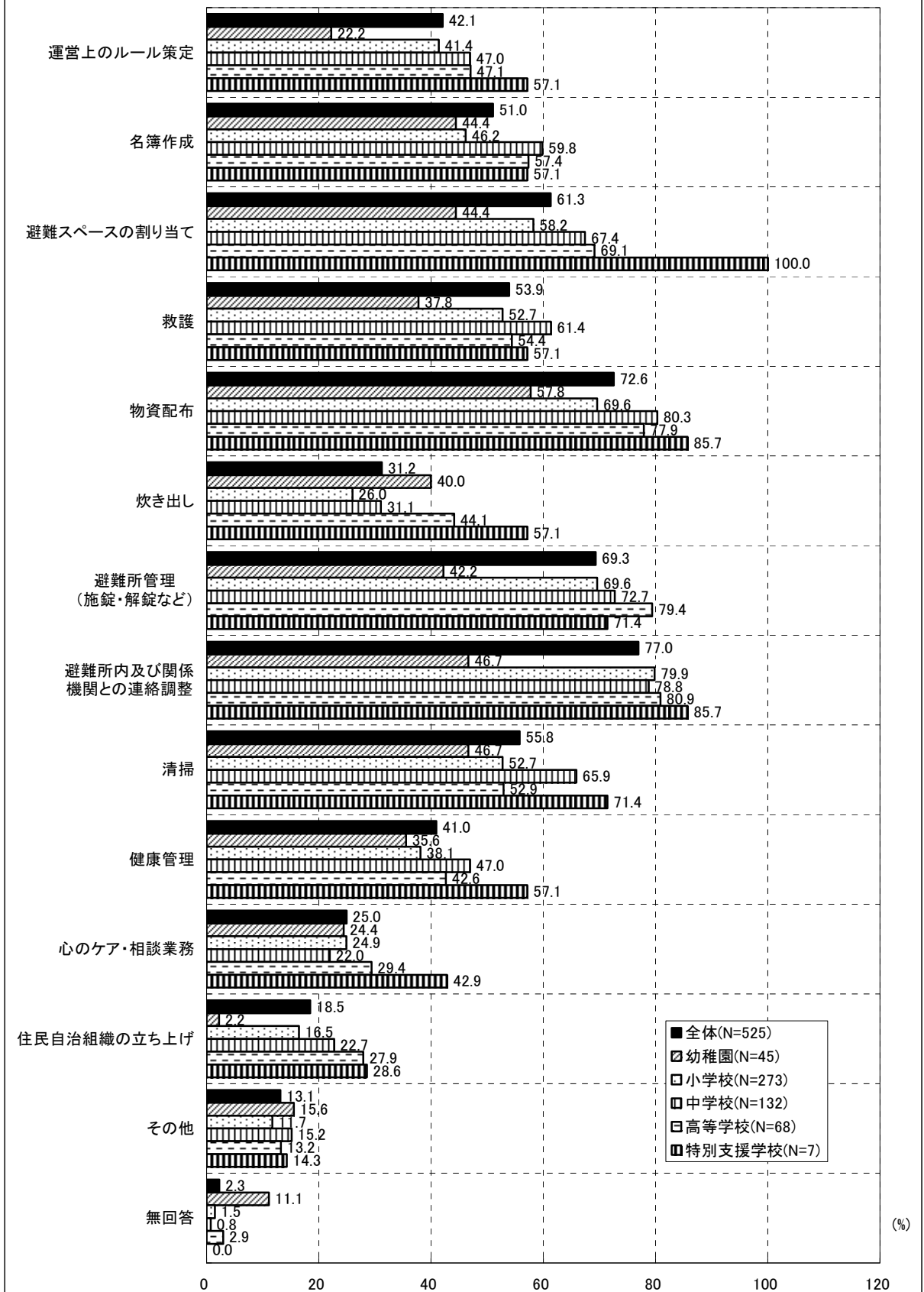
Q46 教職員が従事した避難所の業務



その他回答(参考資料 P29)

その他として、暖房の当番、トイレの水くみ、マスコミ対応、避難者の連絡取り次ぎ、などがあげられている。

Q46 教職員が従事した避難所の業務

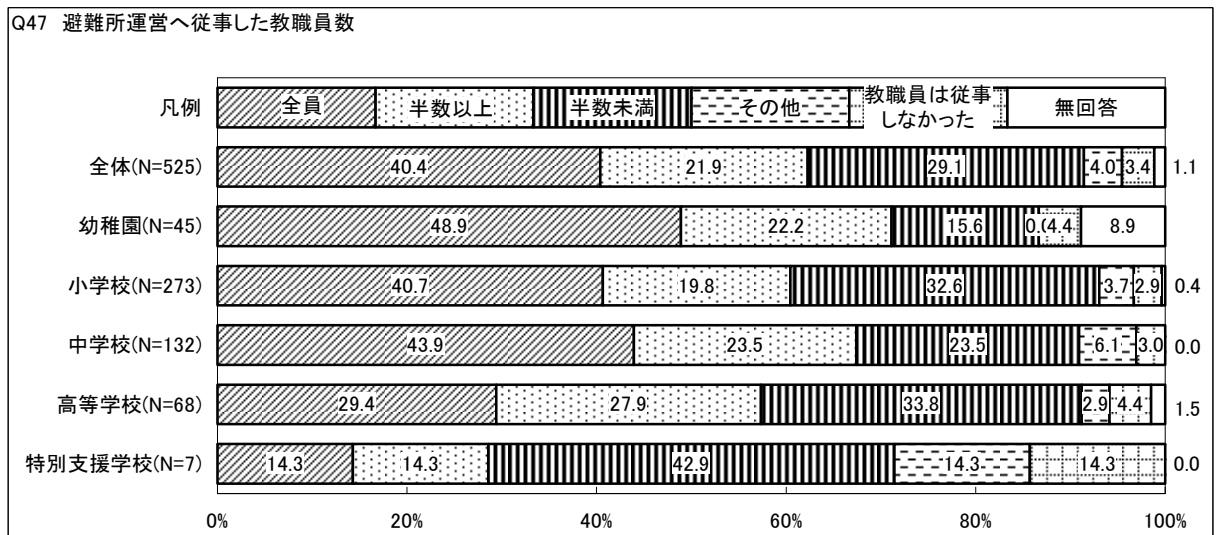
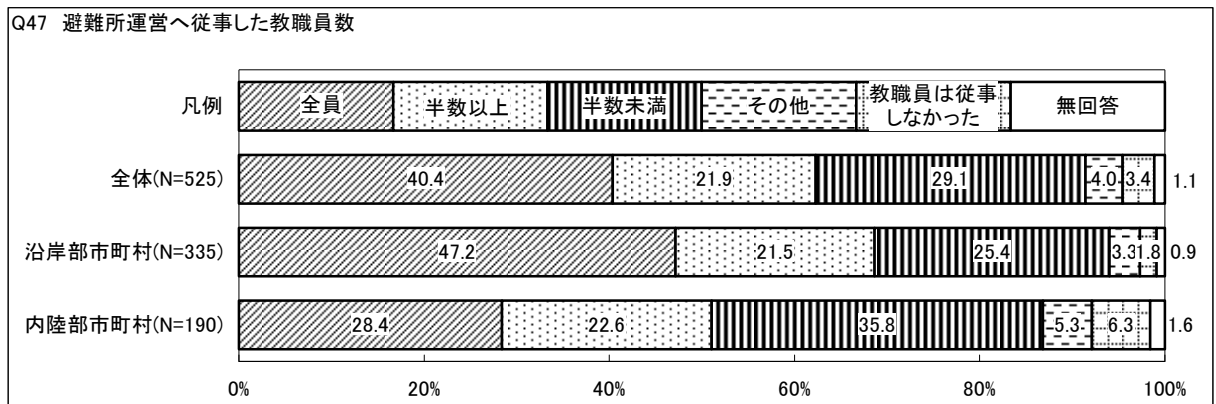


(8)避難所運営へ従事した教職員数

問 47 避難所の運営業務に貴校(園)の教職員数のどれくらいの方が従事しましたか。(SA)

約 4 割の学校で教職員全員が避難所運営に従事した。

- 避難所運営に 40.4%の学校等で教職員「全員」が従事し、「半数未満」の学校等が 29.1%、「半数以上」の学校が 21.9%を占める。
- 地域別にみると、沿岸部では 47.2%の学校等で避難所運営に教職員「全員」が従事し、沿岸部と比較して 20 ポイント程高い。
- 学校種別にみると教職員全員が避難所運営に従事した割合は、幼稚園が最も高く 48.9%を占め、次いで、中学校の 43.9%、小学校の 40.7%、高等学校の 29.4%、特別支援学校の 14.3%となっている。

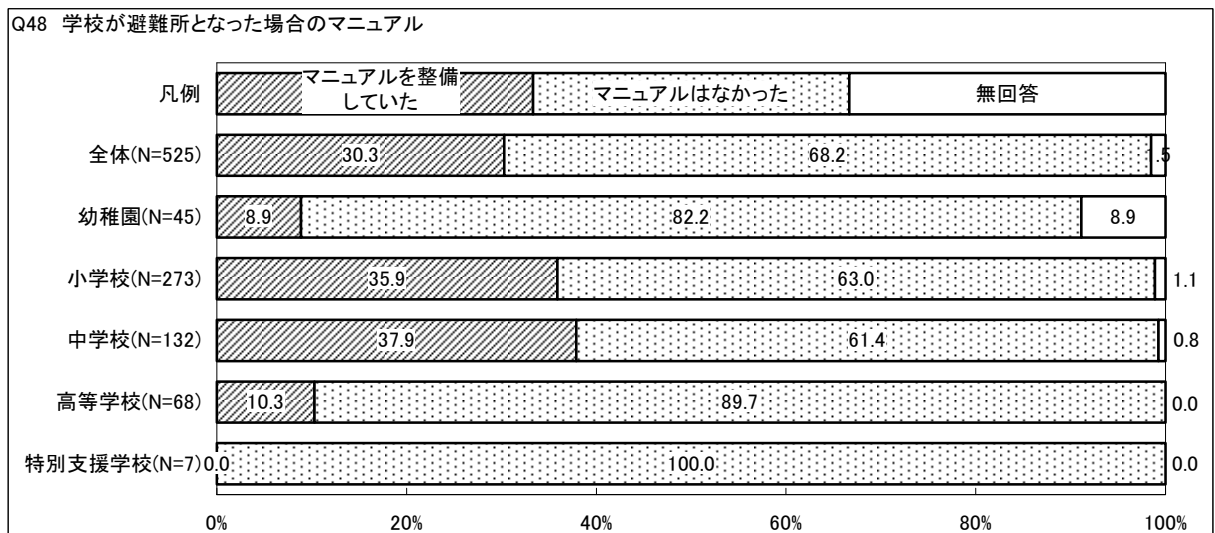
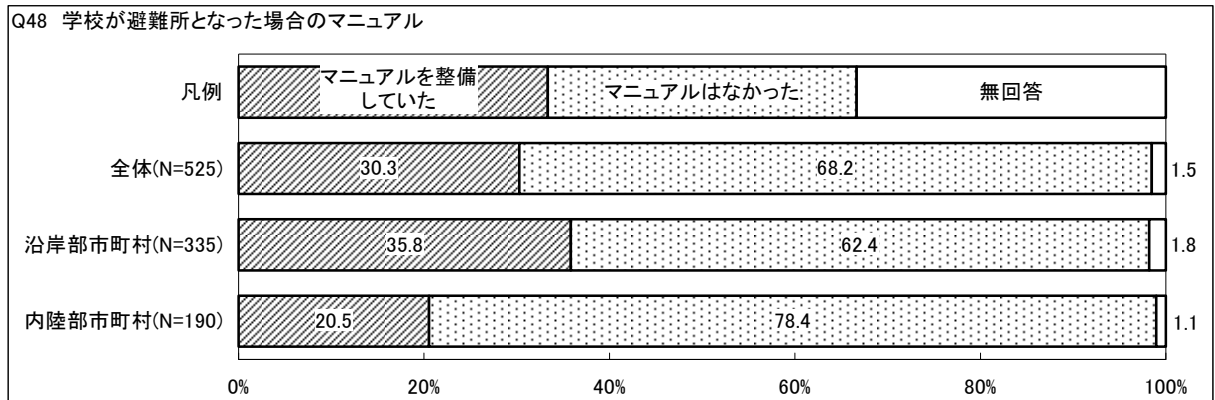


(9)学校が避難所となった場合のマニュアル

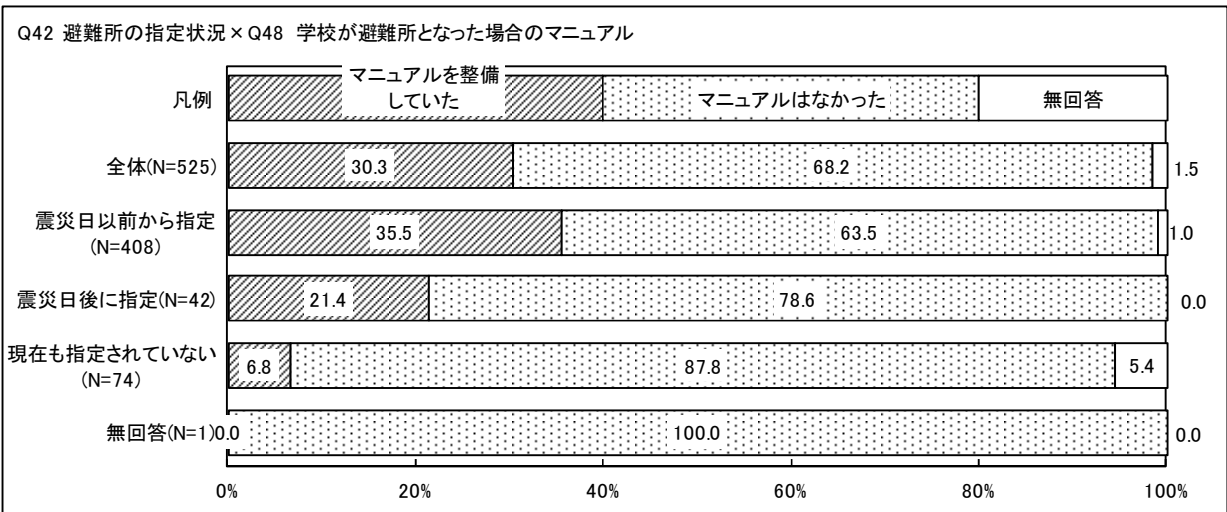
問 48 避難所の開設や運営に関して、学校（園）が避難所となった場合のマニュアルはありましたか。(SA)

避難所として利用された学校等の内、約3割の学校等で避難所となった場合のマニュアルが整備されていた。

- 実際に避難所として利用された学校等の内、避難所の開設や運営に関して、学校等が避難所となった場合のマニュアルは30.3%の学校等で整備されていた。
- 地域別にみると、沿岸部では35.8%、内陸部では20.5%の学校等で避難所となった場合のマニュアルが整備されていた。
- 学校種別にみると、小学校、中学校では4割弱の学校で避難所となった場合のマニュアルが整備されていた。次いで、高等学校の10.3%、幼稚園の8.9%で避難所となった場合のマニュアルが整備されていた。また、特別支援学校では避難所となった場合のマニュアルが整備されていた学校はなかった。



- ▶ 避難所の指定状況と避難所となった場合のマニュアルの整備状況の関係についてみると、震災日以前から避難所と指定されていた学校等では 35.5%の学校等でマニュアルを整備していたが、63.5%の学校等では整備されていなかった。
- ▶ 震災日後に避難所として指定された学校等では、マニュアルの整備の割合は 21.4%と震災日以前から避難所と指定されていた学校等と比較して約 14 ポイント低くなり、現在も避難所として指定されていない学校等でのマニュアルの整備の状況はさらに低下し 6.8%のみである。

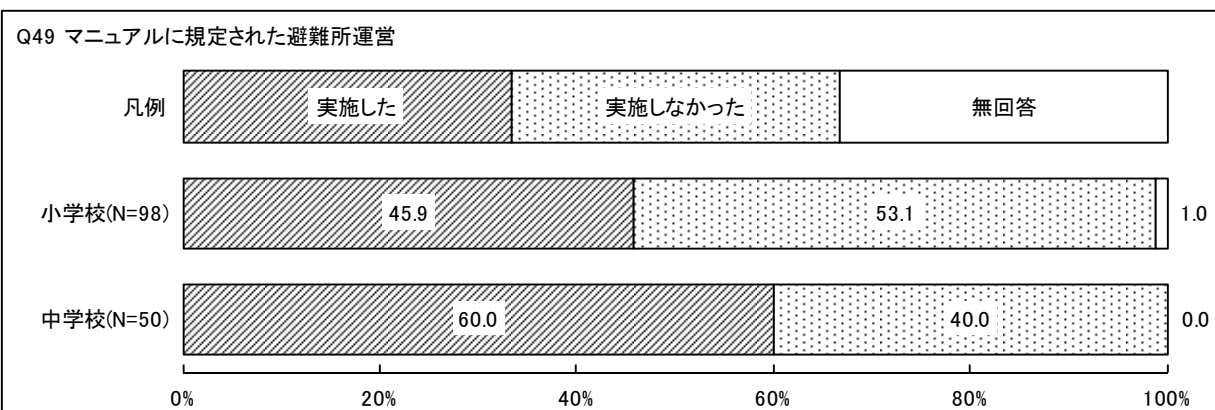
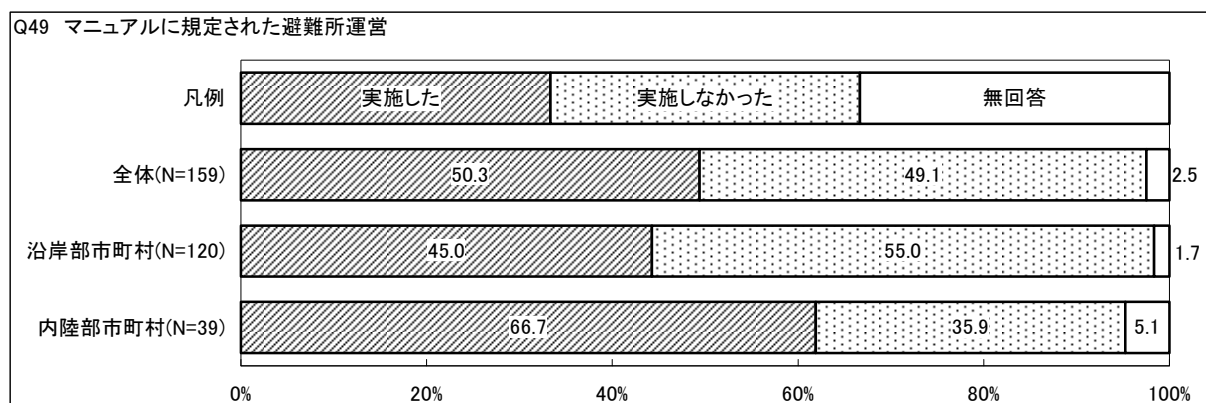


(10)マニュアルに規定された避難所運営

問 49 避難所の開設や運営は、マニュアルで規定していたとおりに実施しましたか。(避難所として利用された学校等(525校)のうち、避難所となった場合のマニュアルが整備されていた学校等(159校)が対象：SA)

約 5 割の学校等ではマニュアルで規定していたとおりに避難所の開設や運営が行われた。

- 避難所の開設や運営は、50.3%の学校等においてマニュアルで規定していたとおりに実施した。
- 地域別にみると、沿岸部では 45.0%、内陸部では 66.7%の学校等で避難所の開設や運営をマニュアルで規定していたとおりに実施した。
- 学校種別にみると、避難所の開設や運営をマニュアルで規定していたとおりに実施した割合は、中学校で 60.0%、小学校で 45.9%となっている。



※幼稚園ではマニュアルが整備されていた園が 4 園、うちマニュアルに規定されたとおりに実施したが 3 園、規定されたとおりに実施しなかったが 1 園である。

※高等学校ではマニュアルが整備されていた学校が 7 校、うちマニュアルに規定されたとおりに実施したが 2 校、規定されたとおりに実施しなかったが 5 校である。

※特別支援学校は避難所となった場合のマニュアルがないため除く。

(11)学校が避難所として利用されたことによる課題

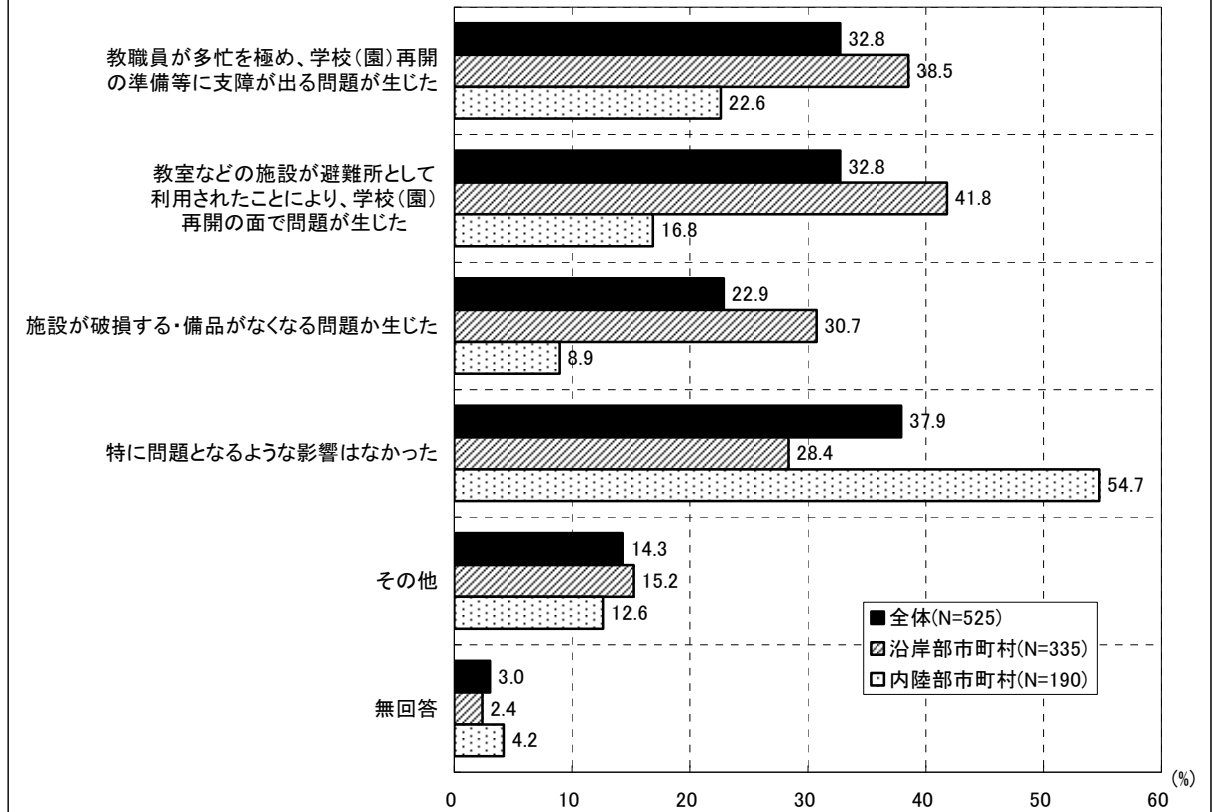
問 50 学校（園）が避難所として利用されたことにより、どのような問題が生じたか。

(避難所として利用された学校等(525校)が対象：MA)

約3割の学校で、避難所として利用されたことにより学校再開に問題が生じた。

- 学校等が避難所として利用されたことにより「特に問題となるような影響はなかった」とする学校等が37.9%を占める一方、「教職員が多忙を極め、学校再開の準備等に支障が出る問題が生じた」「教室などの施設が避難所として利用されたことにより、学校再開の面で問題が生じた」とする学校等がそれぞれ32.8%を占める。その他の回答として、避難者からの苦情処理や教職員の健康の問題、物資の補完の問題などが挙げられている。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して、学校再開等に関して問題が生じている。
- 学校種別にみると、小学校、中学校、高等学校では他校種と比較して学校再開等に関しての問題が生じている。

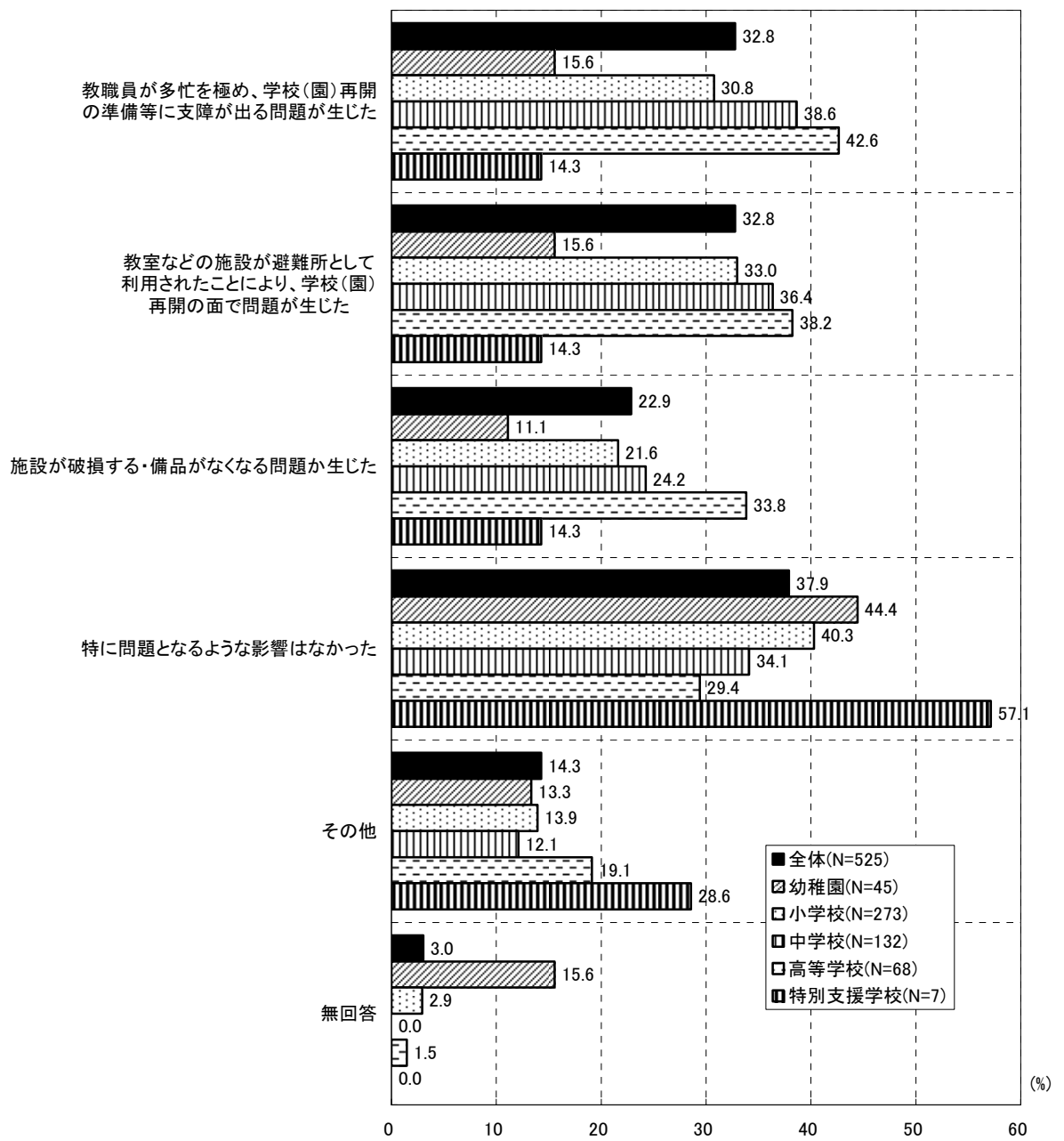
Q50 学校が避難所として利用されたことによる課題



その他回答(参考資料 P31)

その他として、避難者からの苦情処理、水・食糧の不足、トイレの確保、衛生管理、夜間等の安全上の管理、年度末・年度初めの業務の支障、教職員の負担増による健康管理、などがあげられている。

Q50 学校が避難所として利用されたことによる課題

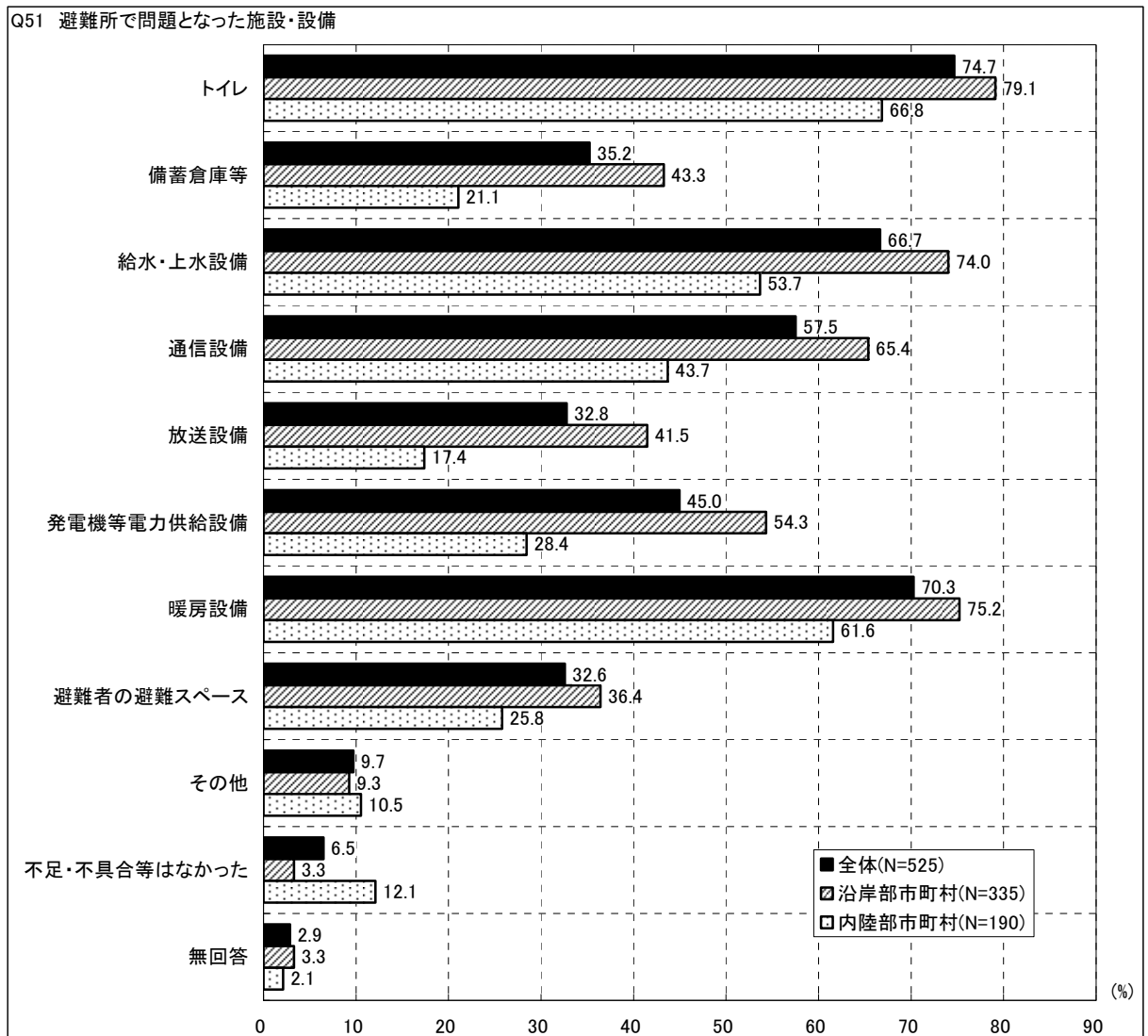


(12)避難所で問題となった施設・設備

問 51 避難所の運営に関して、不足・不具合等問題となった施設・設備等がありましたか。(MA)

避難所の運営に関して、トイレ、暖房設備、給水・浄水設備等が問題となった。

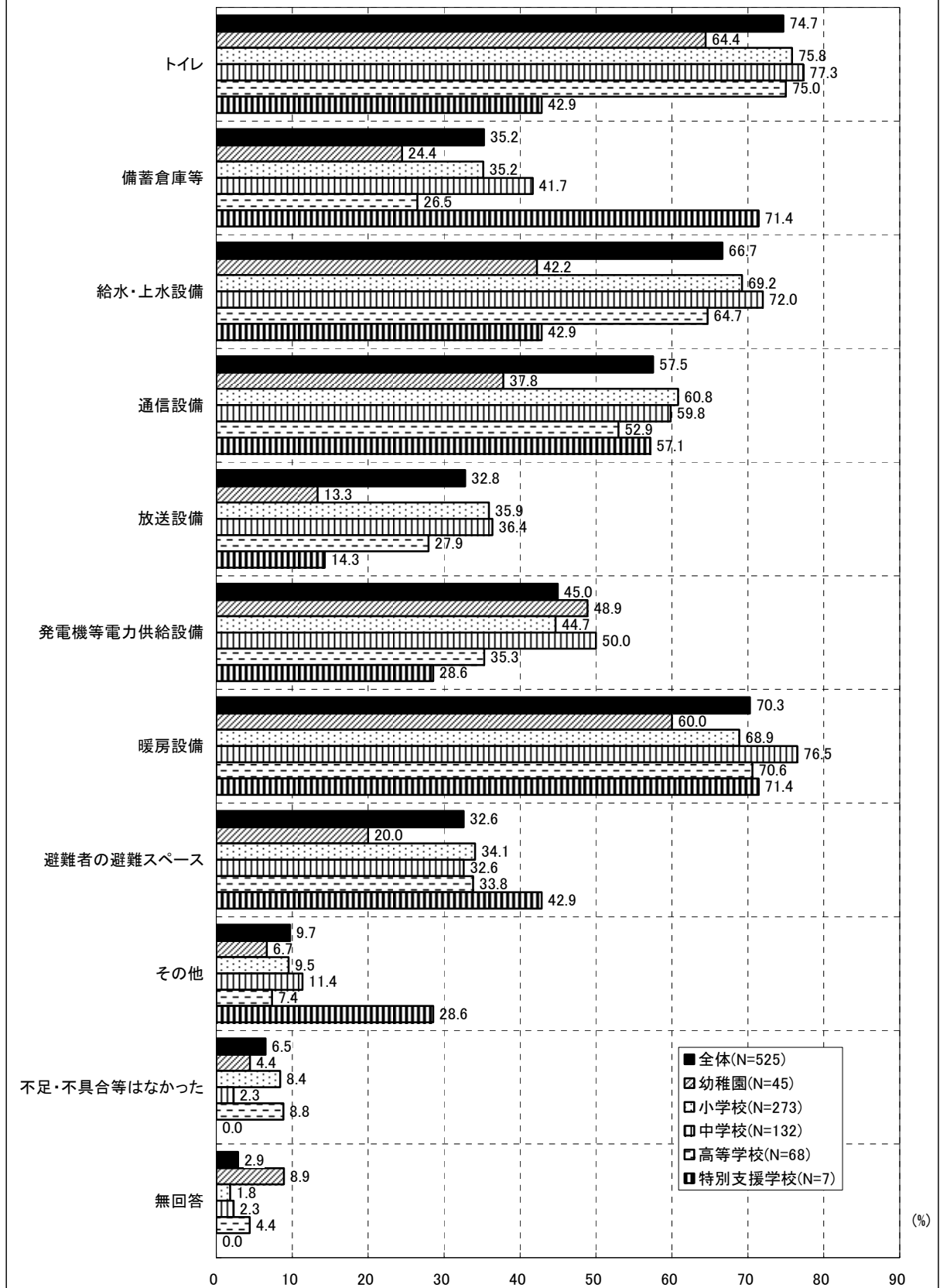
- ▶ 避難所の運営に関して、不足・不具合等問題となった施設・設備として、「トイレ」(74.7%) 「暖房設備」(70.3%)、「給水・浄水設備」(66.7%)が挙げられている。その他の回答として、障がい者への対応、クレーム処理、灯油の確保、ペットの問題などが挙げられている。
- ▶ 地域別にみると、海岸部では内陸部と比較して、いずれの施設・設備においても問題となった割合が高い。
- ▶ 学校種別にみると、小学校、中学校、高等学校では「給水・浄水設備」「放送設備」が問題となった割合が他校種と比較して高い。また、特別支援学校では「備蓄倉庫等」として食料品、水、毛布、ガソリン等の物資の不足が問題となった割合が71.4%を占める。



その他回答(参考資料 P31)

その他として、水・食糧の不足、電力不足(ブレーカーが落ちた)、暖房用燃料、入浴施設などの不足があげられている。

Q51 避難所で問題となった施設・設備

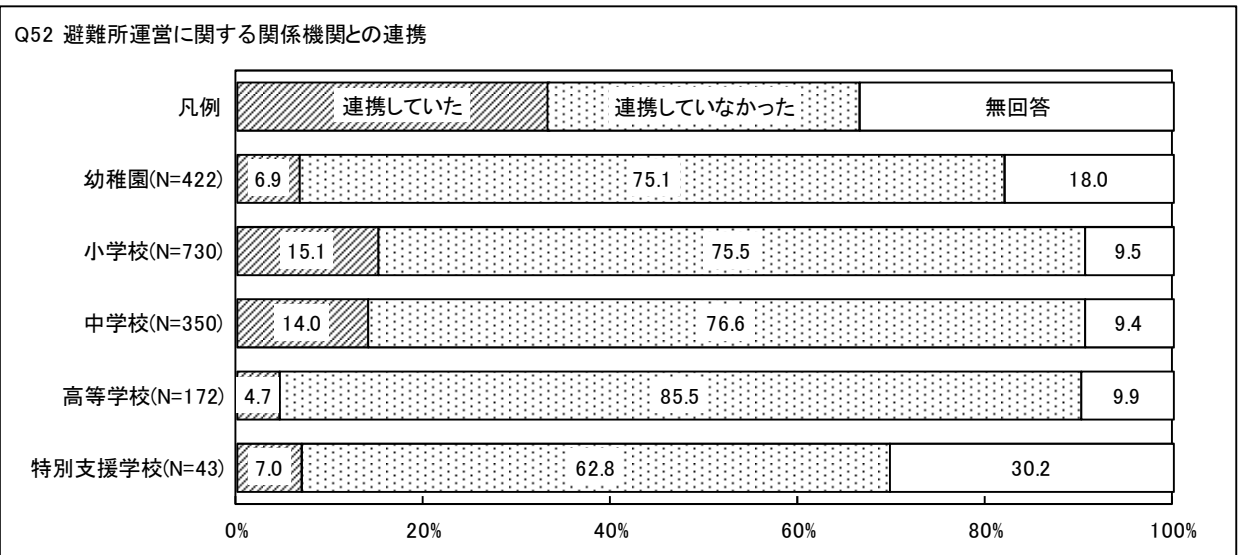
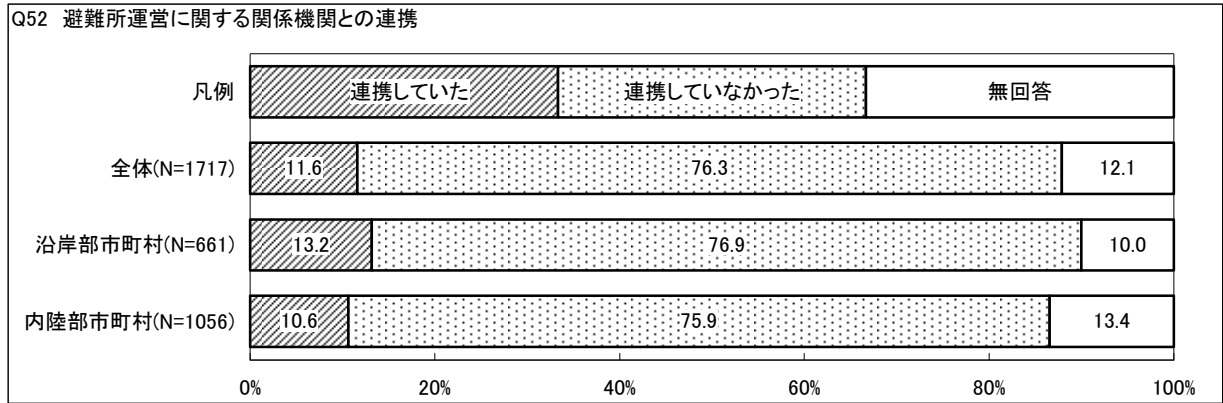


(13)避難所運営に関する関係機関との連携

問 52 貴校（園）では、避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携（連絡調整会議の開催・訓練の実施等）していましたか。(SA)

約 1 割の学校等で避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携していた。

- 避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携していた学校等は 11.6%を占める。
- 地域別にみると、海岸部と内陸部で避難所の開設や運営に関する関係機関との連携に関して大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、避難所の開設や運営に関して、日頃から関係機関と連携していた割合は、小学校が最も高く 15.1%の学校で連携が行われていた。次いで、中学校の 14.0%、特別支援学校、幼稚園の約 7%、高等学校の 4.7%となっている。
- 避難所として震災日以前から指定されていた学校等では 17.3%、震災日後に指定された学校等では 67.1%の学校等で関係機関との連携を図っていた。



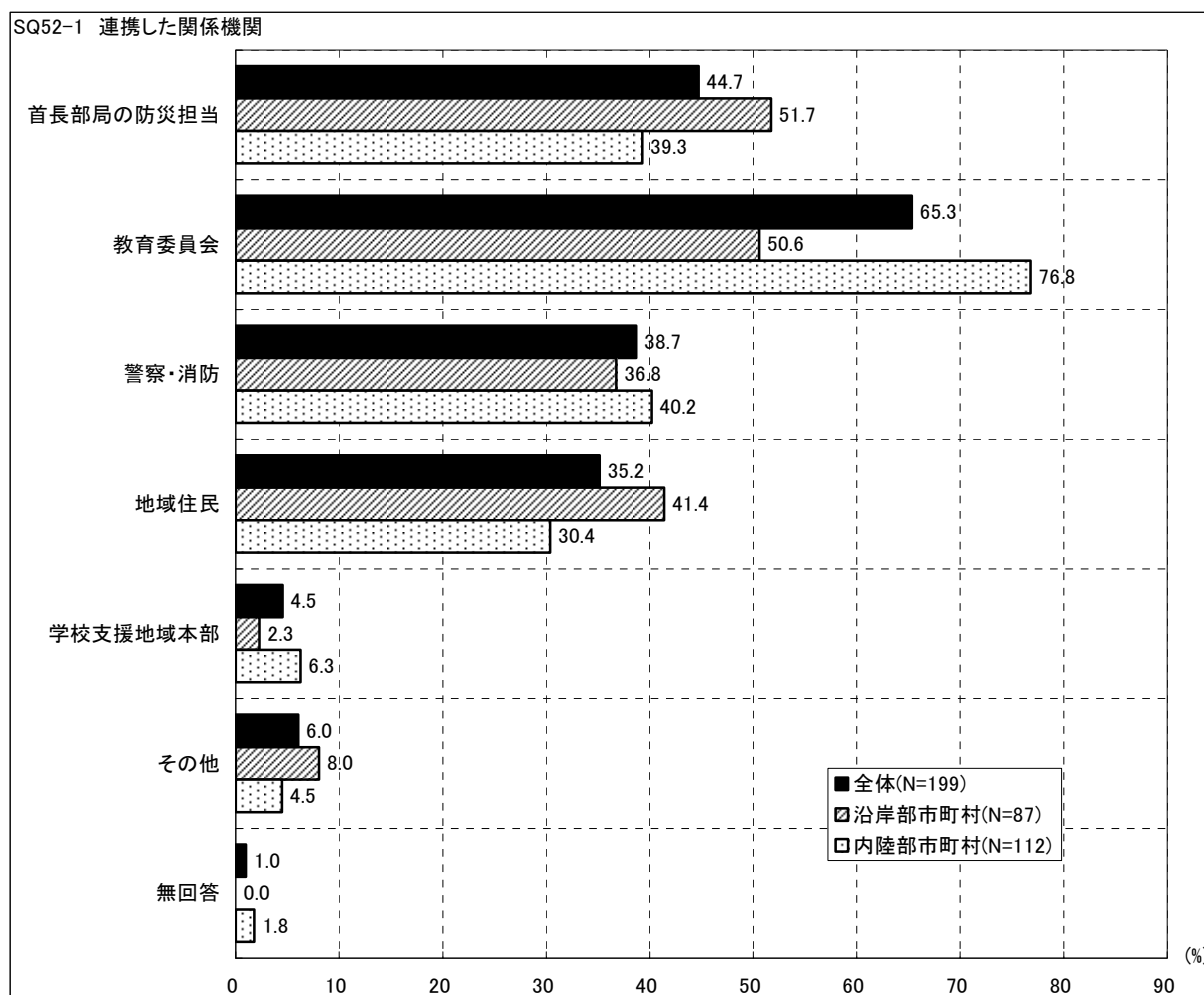
(14)連携した関係機関

SQ52-1 どのような関係機関と連携していましたか。

(避難所運営に関する関係機関との連携を図っていた学校等(199校)を対象：MA)

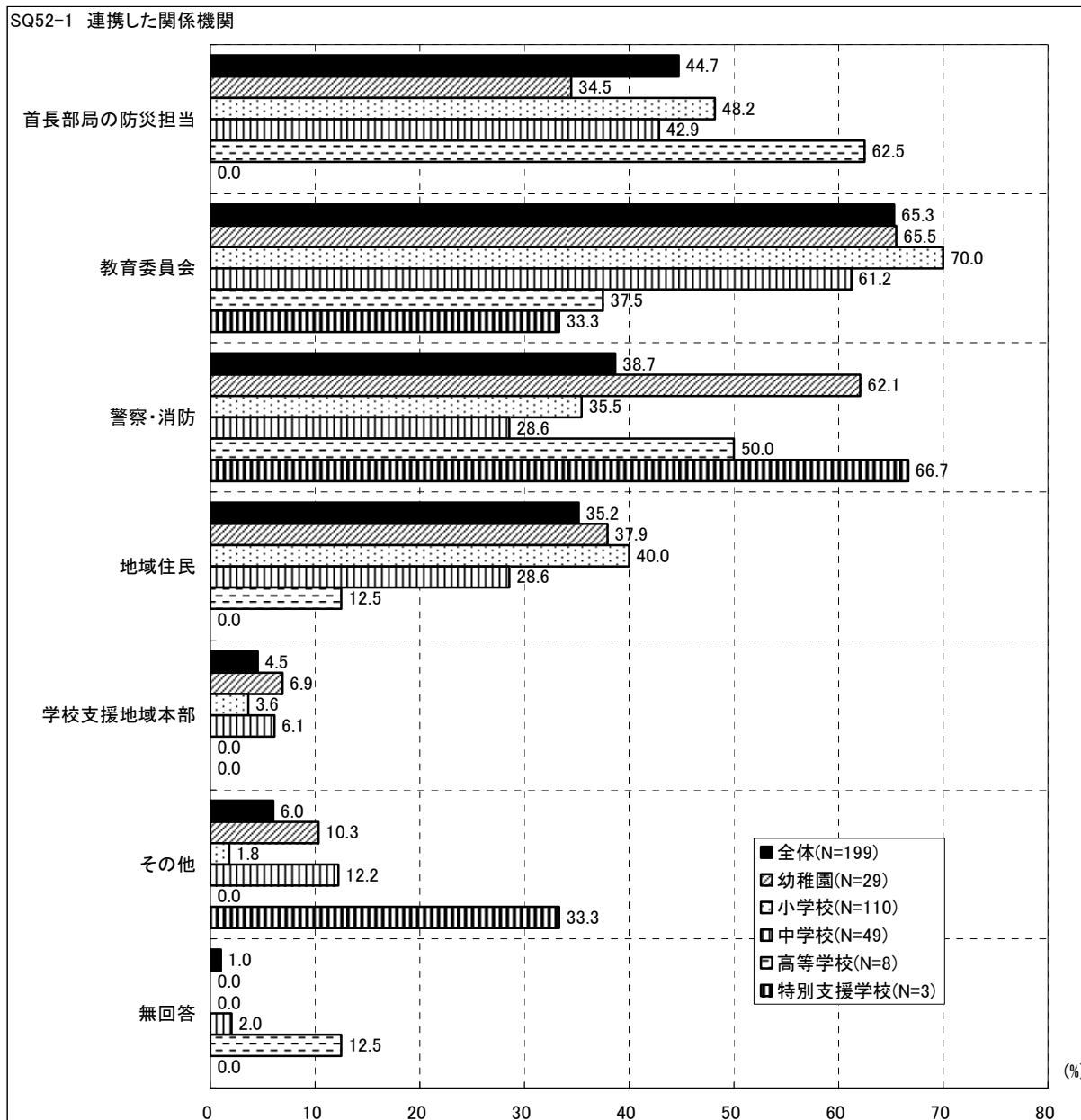
避難所運営に関する連携先は、教育委員会、首長部局の防災担当、警察・消防、地域住民等であった。

- 避難所の開設や運営に関して、日頃から連携していた関係機関は、「教育委員会」が最も多く65.3%を占める。次いで、「首長部局の防災担当」(44.7%)、「警察・消防」(38.7%)、「地域住民」(35.2%)である。
- 地域別にみると、沿岸部では内陸部と比較して、「首長部局の防災担当」「地域住民」との連携割合が高い。一方、内陸部では沿岸部と比較して「教育委員会」との連携割合が高い。
- 学校種別にみると幼稚園、特別支援学校では「警察・消防」、高等学校では「首長部局の防災担当」との連携割合が他校種と比較して高い。



その他回答 (参考資料 P32)

その他として、地域包括支援センター、住民センター、福祉協議会などが挙げられている。



(15)連携している研究機関、連携の内容、及び効果

SQ52-2 日頃から関係機関と連携していたことにより、具体的に効果が発揮された点などがあればご記入ください。

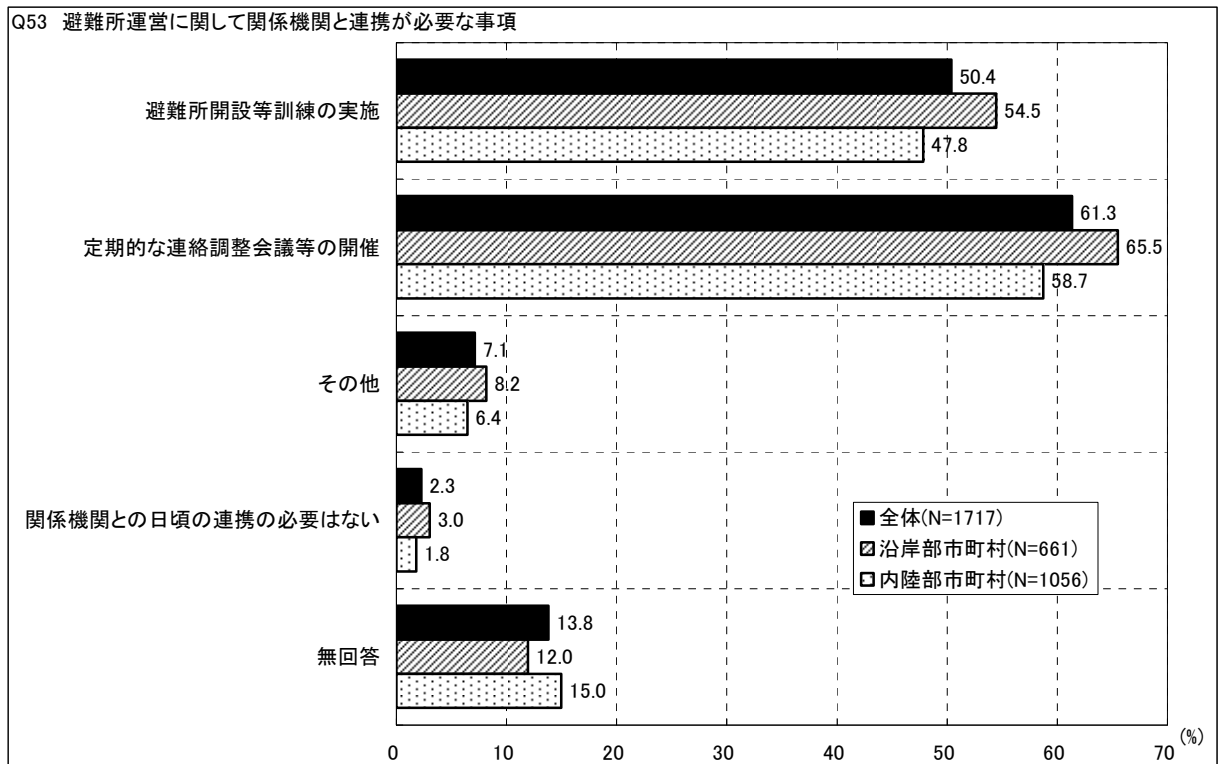
日頃から関係機関と連携していたことにより、教育委員会と共に避難所開設や被災者への対応に迅速に対応できた、地域の方々から、避難の際に安全な場所までスムーズに避難できた、関係機関との共通理解・共通認識のもとに対応することができた、避難所開設において必要物品の貸し借りがスムーズに行えた、児童生徒等の安否確認、保護者との連絡状況等が円滑に進んだといった効果が見られた。(参考資料 P32)

(16)避難所運営に関して関係機関と連携が必要な事項

問 53 避難所の運営に関して、関係機関とは、日頃どのような連携が必要だと考えますか。(MA)

避難所運営に関して関係機関との連携の必要性については、定期的な連絡調整を約 6 割、避難所開設等の訓練を約 5 割の学校等で上げている。

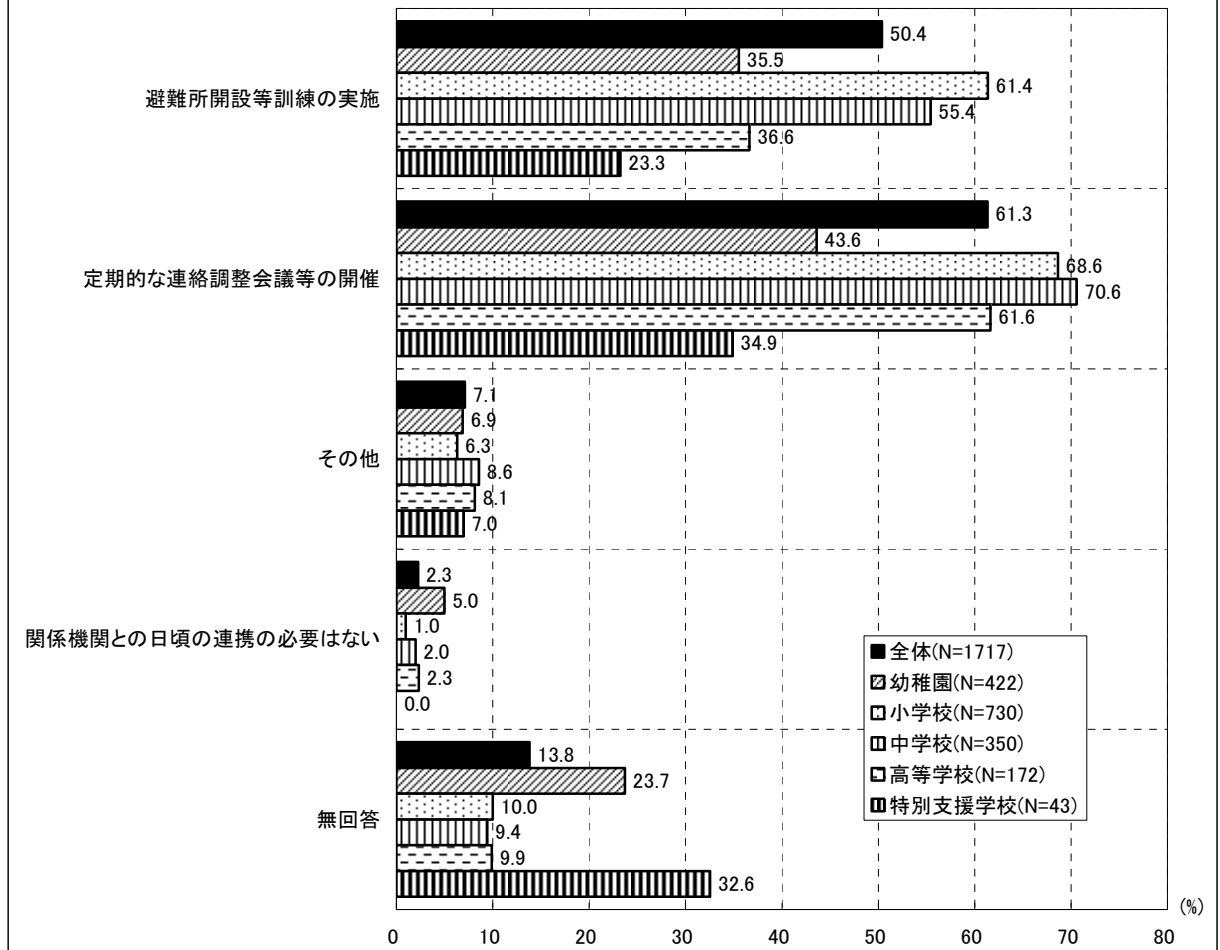
- 避難所運営に関して関係機関と連携が必要な事項として、「定期的な連絡調整会議等の開催」(61.3%)や「避難所開設等訓練の実施」(50.4%)が挙げられる。その他の回答として、物資の備蓄と保管、合同訓練などが挙げられている。
- 地域別にみると、沿岸部と内陸部で避難所運営に関して関係機関と連携が必要な事項に大きな差はみられない。
- 学校種別にみると、「避難所開設等訓練の実施」に関しては小学校、中学校の割合が高く、「定期的な連絡調整会議等の開催」に関しては小学校、中学校、高等学校の割合が高い。



その他回答 (参考資料 P32)

その他として、必要な備蓄品の確保、避難所運営のマニュアルの策定、役割分担の確認、連絡網の確立、など常日頃の連携・協力などが挙げられている。

Q53 避難所運営に関して関係機関と連携が必要な事項



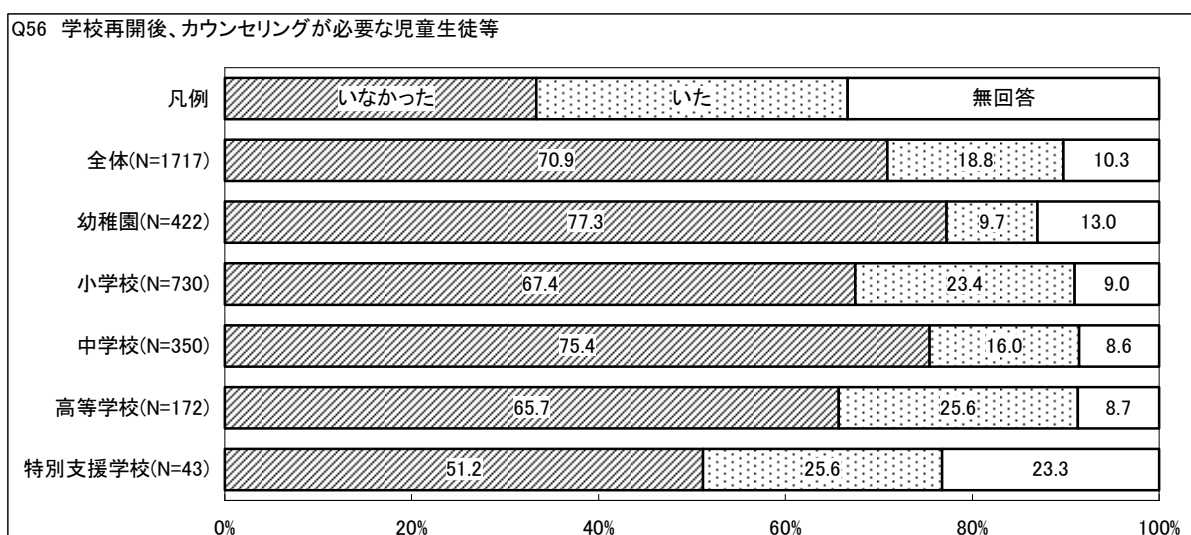
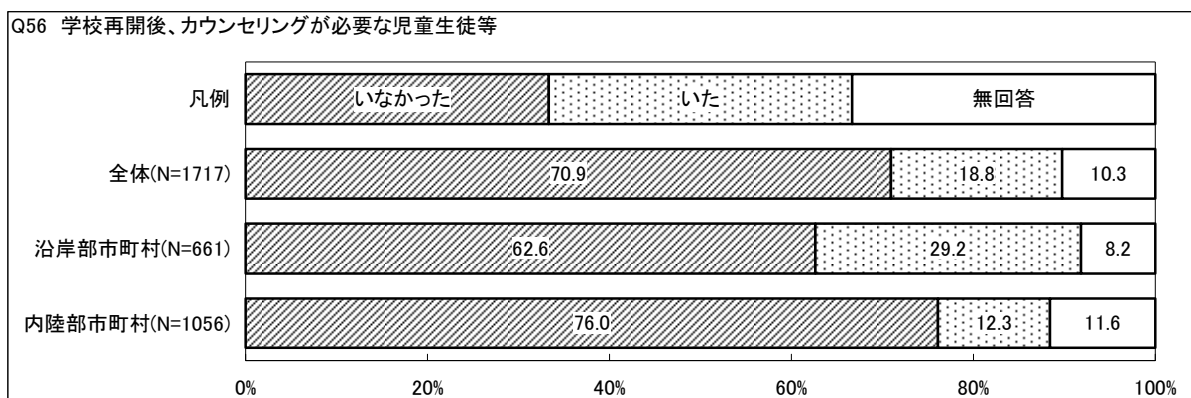
2 震災後の児童生徒等について

(1)学校再開後、カウンセリングが必要な児童生徒等

問 56 学校（園）再開直後に、震災の影響による身体的症状（頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・不眠等）や精神症状（集中困難・イライラ・攻撃的・うつ状態等）が疑われ、「教育的配慮」や「専門家によるカウンセリングが必要」と判断された児童生徒等はいましたか。

約 2 割の学校等で、学校再開後、カウンセリングが必要な児童生徒等がいた。

- 学校再開後、カウンセリングが必要な児童生徒等がいた学校等は 18.8%を占める。
- 地域別にみると、学校再開後、カウンセリングが必要な児童生徒等は、沿岸部では 29.2%、内陸部では 12.3%の学校等でみられた。
- 学校種別にみると、学校再開後、カウンセリングが必要な児童生徒等がいた学校等の割合は、高等学校、特別支援学校で高く 25.6%の学校を占め、次いで小学校の 23.4%、中学校の 16.0%、幼稚園の 9.7%となっている。

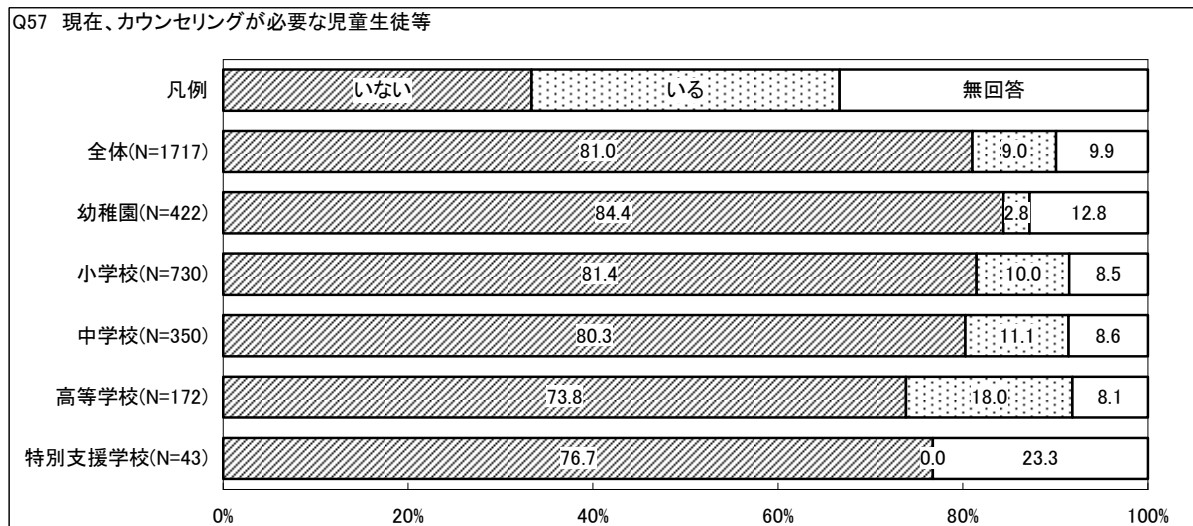
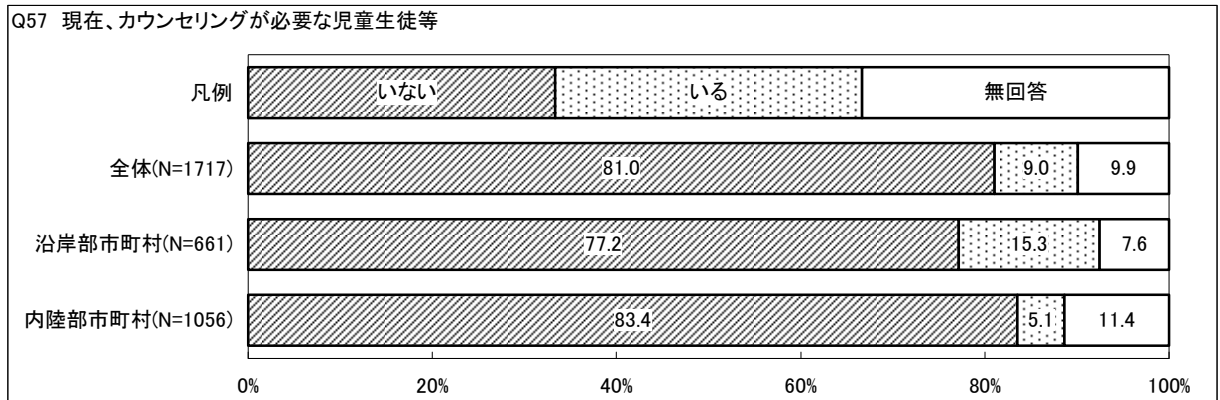


(2)現在、カウンセリングが必要な児童生徒等

問 57 現在、震災の影響による身体的症状（頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・不眠等）や精神症状（集中困難・イライラ・攻撃的・うつ状態等）が疑われ、「教育的配慮」や「専門家によるカウンセリングが必要」と判断された児童生徒等はいますか。

現在(調査時点:平成 24 年 1 月)、約 1 割の学校等で、カウンセリングが必要な児童生徒等がいる。

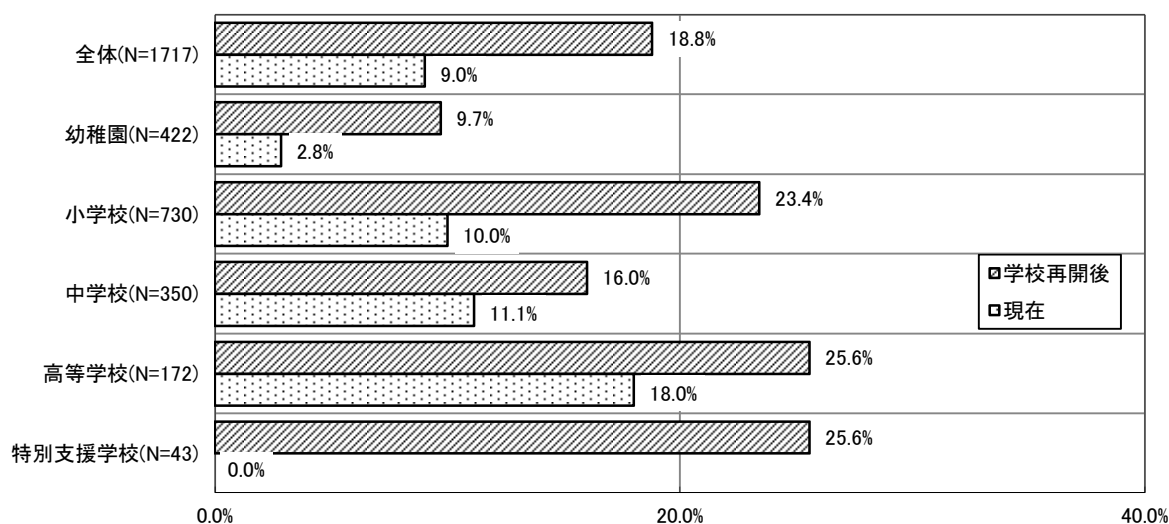
- 現在(調査時点:平成 24 年 1 月)、カウンセリングが必要な児童生徒等がいる学校等は 9.0%を占める。
- 地域別にみると、現在、カウンセリングが必要な児童生徒等は、沿岸部では 15.3%、内陸部では 5.1%の学校等でみられる。
- 学校種別にみると、現在、カウンセリングが必要な児童生徒等がいる学校等の割合は、高等学校で高く 18.0%の学校を占め、次いで中学校の 11.1%、小学校の 10.0%、幼稚園の 2.8%となっている。特別支援学校では、現在、カウンセリングが必要な児童生徒等がいる学校はみられない。



(3)学校再開後と現在でのカウンセリングが必要な児童生徒等の比較

- 学校再開後と現在(調査時点:平成 24 年 1 月)でのカウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校等の割合は、幼稚園、小学校、特別支援学校では半分以下へと減少しているものの、中学校、高等学校では減少の割合が少なくなっている。
- 学校再開後と現在のカウンセリングが必要な児童生徒数についてみると、全体で 1 校あたり平均 1.48 人が 0.22 人へ減少している。学校種別にみると、小学校で 2.19 人が 0.88 人へ、中学校で 1.66 人が 0.9 人へ、高等学校で 1.38 人が 0.59 人へそれぞれ減少している。
- またこれをカウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校等における児童生徒数の平均でみると、1 校あたり平均 7.88 人が 2.43 人へ減少している。学校種別にみると、幼稚園で 2.83 人が 1.00 人へ、小学校で 9.35 人が 8.85 人へ、中学校で 10.39 人が 7.13 人へ、高等学校で 5.39 人が 3.26 人へ、特別支援学校で 1.18 人が 0 人へそれぞれ減少している。

Q56-57 カウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校割合の比較(学校再開後と現在)



学校再開後にカウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校数等

項目	単位		全体	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学校数	校	a	1,717	422	730	350	172	43
カウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校数	校	b	323	41	171	56	44	11
カウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校割合	%	b/a	18.8%	9.7%	23.4%	16.0%	25.6%	25.6%
カウンセリングが必要な児童生徒総数	人	c	2,546	116	1,598	582	237	13
1校あたりの平均人数	人	c/a	1.48	0.27	2.19	1.66	1.38	0.30
カウンセリングが必要な学校に対する平均人数	人	c/b	7.88	2.83	9.35	10.39	5.39	1.18

現在(調査時点(H24.1))、カウンセリングが必要な児童生徒等がいた学校数等

項目	単位		全体	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学校数	校	a	1,717	422	730	350	172	43
カウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校数	校	b	155	12	73	39	31	0
カウンセリングが必要な児童生徒等のいた学校割合	%	b/a	9.0%	2.8%	10.0%	11.1%	18.0%	0.0%
カウンセリングが必要な児童生徒総数	人	c	377	12	646	278	101	0
1校あたりの平均人数	人	c/a	0.22	0.03	0.88	0.79	0.59	0.00
カウンセリングが必要な学校に対する平均人数	人	c/b	2.43	1.00	8.85	7.13	3.26	0.00

調査結果のまとめ

1 初期対応（一次避難）について

- ▶ 地震発生時の初期対応については、まず「身の安全を守る」ことが最重要である。今回の東日本大震災においても、70%以上の学校等で「机の下に潜り、机の脚を持った」、40%以上の学校等で「大きな柱のそばで身の低い姿勢等をとるなど、場所や状況に応じた」を実行しており、普段の避難訓練の成果が現れているとともに、避難訓練の重要性が明らかになっている。危機管理マニュアルに避難行動を規定していたり、避難訓練を行っていた学校等ほど、「恐怖と不安でパニックになった」割合が少ない点も重要である。
- ▶ ただし、一方で「想定外の地震であったため何もできなかった」という声もあげられており、本来、自然災害において「想定内」、「想定外」との範疇を区分すること自体に困難があると考えられるが、いついかなる場合においても安全な避難行動をとれるような防災教育が重要である。
- ▶ 地震の規模によっては、初期対応の基本となる「机の下に潜り、机の脚を持つ」等の行動ができない場合も考えられ、状況に応じて「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる行動を、教職員はもとより、児童生徒等も自ら判断して安全を確保できるような指導が重要である。
- ▶ また、東日本大震災は学校管理外での被災もあったが、防災教育として、保護者等の協力も得ながら、どのような場所にいたとしても一次避難を円滑にできるような指導が必要である。

2 二次対応（二次避難、三次避難）について

- ▶ 二次対応として、一般的には揺れが治まった段階で「校庭」などに避難するとされていたが、地割れ、液状化などの被害を伴うと、その状況に応じた二次避難場所の確保が重要となってくる。また学校等によっては耐震工事を完了しているなど、校庭よりも建物内の方が安全である場合なども見られ、状況に応じた二次避難場所の設定が必要となる。
- ▶ さらには、状況に応じて校地以外の安全な避難場所への二次避難も必要となり、危機管理マニュアルにおいては、複数の避難場所の設定を行い、状況に応じた臨機応変な判断が求められる。
- ▶ 二次避難に関しては、被災の状況により避難経路の安全が確保できない場合もあり、普段からの避難経路の安全点検と、避難場所への複数の代替経路の確保も重要となる。
- ▶ 東日本大震災では3月の寒さもあったが、被災時期や避難場所などの避難状況に応じては防寒等の対策も重要となる。

3 津波対策について

- ▶ 津波対策については、情報収集の重要性と、とにかく高台への避難が求められる。情報収集については、ラジオ、テレビ、広報無線などが一般的ではあるが、停電時、通信網の遮断時は、保護者や地元住民などの情報等も収集して、状況に応じた適切な避難行動を取る必要がある。また、情報の有無にかかわらず、素早い避難行動が重要となっている。

- ▶ ハザードマップ等で示される以上の津波に対しては、指定の避難場所よりもさらに高いところへの避難を要する場合もあり、危機管理マニュアルには状況に応じた避難場所を示しておくことが重要であるとともに、実際の被災状況に応じた的確な判断が求められる。
- ▶ 二次避難と同様に、避難経路の安全が確保できない場合もあり、普段からの避難経路の安全点検と、避難場所への複数の代替経路の確保も重要となる。

4 安否確認及び引き渡しと待機について

- ▶ 安否確認については、危機管理マニュアルでは電話等による確認を前提としており、停電時、通信網の遮断時の対策までを規定しているところは少なかった。東日本大震災での安否確認は、電話によるものが40%を超える有力な手段であったが、通信不通の場所においては回線が回復するまで何もできなかったとの声もある。
- ▶ 新たな通信手段としてのメールなどが機能したという意見も多く、学校等としても、個人情報保護の取り扱いに留意しつつ、児童生徒等、保護者のメールアドレス等の情報管理が災害時には有効であると考えられる。GPS機能等、今後の通信手段や通信技術の技術革新は、被災時の安否確認にとって、より効率的に機能するものと考えられ、適切に活用していくことが望まれる。また、マスコミ等の情報も重要な情報ソースとなっていた。
- ▶ 一方で、停電時、通信網の遮断時の安否確認方法は、自宅訪問、友人・地元住民からの情報提供、掲示板への貼り紙による情報確認なども重要な手段となっており、科学技術の進展に応じた対応と、従来型の対応について、状況に応じて使い分ける必要があるとともに、いくつか複線化した情報網を構築しておくことが重要である。
- ▶ 安否確認を行う際に、保護者等が被災し連絡が取れなかったという報告がある。保護者との一対一の情報連絡だけでなく、知人、地域の団体等を通じた情報の交換も重要である。
- ▶ 安否確認方法について、危機管理マニュアルに規定していた学校等は40%程度であり、今後保護者等も含めて安否確認のルールを定めておく必要がある。
- ▶ 学校等として、児童生徒等の安否確認は一次・二次対応に続き重要な事項であるが、避難場所としての学校等としては、避難住民等の受け入れなどが始まり、安否確認が遅れたような例も見受けられた。どのような状況においても、安否確認ができる体制を危機管理マニュアル等に規定しておくことも重要である。
- ▶ 引き渡しについては、保護者等との連絡がとれなかったために非常に手間取ったという例が多く見受けられた。被災の状況に応じて引き渡しを行うべきか、校内に待機すべきかの判断や保護者との連絡がとれない場合の対応などについて、学校等と保護者との間でルールを決めておくことが重要である。
- ▶ 今回、下校に際し、通常どおり行った学校等が15%、保護者へ引き渡した上での下校が80%ある中で、集団下校や教職員による通学路の安全確認、通学路への教職員の配置などの措置の他、教職員が児童生徒等を自宅まで送り届けたという例が多く見られたが、保護者自身が被災している場合なども想定され、連絡がとれなかった場合でも、十分に意思の疎通が図られるような共通認識を構築しておくことが重要である。
- ▶ また、学校待機とした場合、待機児童生徒等に対するの備蓄品は80%程度の学校等で備えていなかったとされており、避難所としての備蓄はもとより、待機児童生徒等への備蓄も重要である。中でも水、食料品の他、防寒具等の備えも指摘されている。

5 校内の体制整備について

- 今回の震災に関して、学校体制としては本部長を含め各担当班全教職員が配置されていた学校等が約80%あり、対策本部として機能していたことが窺える。一方で本部長(校長等)の不在により、混乱を招いたといった声もあり、危機管理マニュアルには状況に応じた体制を示しておくことが必要である。
- また、通信網の遮断、情報の入手困難などが、校内体制での混乱につながっており、情報収集方法や関係機関との連絡のとり方について、いくつかの複線化を図り、円滑な体制を構築することが求められている。
- また、教職員自身が被災者(家族被災、自宅被災など)である場合も多く、教職員間での意思の疎通を図りながら、状況に応じた校内体制を構築する必要がある。
- 学校等の危機管理マニュアルの策定状況は6%が未策定であり、早急なマニュアル策定が必要である。75%が学校独自のマニュアルを策定していたとするが、策定内容は県市のマニュアルに関係連絡先だけを記載したものなども見受けられ、学校等の状況に即した独自のマニュアルの策定が望まれる。危機管理マニュアルは全教職員に配布している学校等が75%あるが、研修会での内容確認や家庭(保護者等)や地域への配布などは少なく、十分に活用されているとはいえない。いつ災害が発生しても対応できるような活用方を検討する必要がある。
- また、避難所となった場合などは、避難住民の受け入れなども始まり、学校機能として十分な対策がとれないなどの問題も生じている。危機管理マニュアルには、被災からの時間経過による変化に応じた対策を明記しておく必要がある。

6 避難訓練及び防災教育について

- 避難訓練については、火災訓練に次いで、94%の学校等で地震に対する避難訓練を実施している。避難訓練によって、初期の落下物への対応や円滑な二次避難ができたという成果が報告されている。
- 避難訓練は主に自校の教職員・児童生徒等により実施されており、消防署の参加が45%あるのを除き、保護者、地域住民、地域防災組織等との連携による避難訓練はほとんど見られない。他の組織との連携した避難訓練により、児童生徒等の防災意識が高まった、緊張感が高まった、上級学校の生徒や地域住民が下級生を守ってくれたなどの例も報告されており、今後、一層積極的に、地域と連携した避難訓練が重要になると考えられる。
- 防災教育として、災害からの身の守り方については80%以上の学校等で実施されているが、災害の発生の仕組み、地域で過去に発生した災害、地域でおこるとされている災害についての学習はまだ少なく、教科等と関連した系統的な指導が望まれる。

7 教職員研修について

- 東日本大震災において、危機管理マニュアルによる行動によって、安全かつ円滑に避難できたなどの功を奏した点が数多く報告されている。一方で、教職員の判断により行動して功を奏したという報告も多く、教職員の防災意識や対応能力が児童生徒等の安全確保に大きく影響したといえる。

- 教職員自身が、学校等における防災体制や防災教育の重要性や緊急性を十分に認識し、それに応じた研修などを実施する必要がある。
- 日常的に防災について検討・協議する機会は60%の学校等でもたれているが、そのような機会がなかった学校等もあり、防災に対しての積極的な取組が求められており、教職員の常日頃から防災意識の向上が必要である。
- 研究機関と連携をした防災への取組は、2%程度でしか実施されておらず、今後の大きな課題である。今回の震災においても、研究機関、地域との連携の重要性が指摘されており、今後の防災研修などに積極的に取り組んでいく必要性が高い。

8 避難所運営について（宮城県(仙台市立学校を除く)、福島県データ）

- 避難所として運営された学校等は約30%にのぼっており、ほぼ4月中旬までにはほとんどの学校等で避難所運営は終了している。
- 避難所運営は、被災直後は教職員が主体となって運営を行ったが、その後市町村職員、住民自治組織等に運営の主体が引き継がれている。今回の震災については、3月の学校の春休みにかけての避難所運営であったことから、新年度開始に向けての多忙な時期での教職員の運営参加はかなりの負担であったという声が強い。
- 特に、教職員が携わった業務としては、関係機関との連絡調整、物資配布、炊き出し、避難スペースの割り当て、救護、運営上のルール作り、清掃や、心のケアまで多岐にわたり、学校再開への妨げになったなどの問題点が指摘されている。
- 実際に避難所として利用された学校等のうち、70%でマニュアルが策定されておらず、避難所開設や運営業務については、自治体、地域住民等と十分に協議を行った上でルール化をしておく必要がある。
- 学校の本来の目的である児童生徒等の安全確保や、教育活動の早期正常化を円滑に進めるためには、教職員の避難所運営にかかる負担は極力軽減し、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組み作りが重要であると考えられる。

9 心のケアについて

- 現在、カウンセリングが必要な児童生徒等がいる学校等は約1割を占め、地域別にみると、沿岸部では約15%、内陸部では約5%の学校等でみられる。
- 学校種別にみると、高等学校で高く約18%の学校を占め、次いで中学校の約11%、小学校の約10%、幼稚園の約3%となっている。
- 震災直後から、平成24年1月までに徐々に減少はしてきているものの、学校等によっては、震災直後よりも時間の経過とともに心のケアが必要な児童生徒等が増加しているとの報告も見られ、日頃からの児童生徒等の健康状態を観察し、情報の共有化などにより早期発見に努め、適切な対応や支援を行っていくことが重要である。

参 考 资 料

参考資料 自由回答記述集

1 地震による被害状況と対応について

1-1 東日本大震災における地震による被害状況について

(1)地震による人的被害

SQ1-1 児童生徒等はどのような状況で被害を受けましたか。死傷、行方不明になった場所や原因など把握されていることがあれば、主な被害についての場所や原因などについてご記入下さい。

【小学校】

- ・一次避難中、教室のオルガンが倒れてきて男児（1年生）の左足人差し指を挟んだ。その指の爪剥離、骨折。
- ・教室で授業中に、机の下に避難していたとき、近くのオルガンが倒れて腕を骨折した。
- ・体育館での活動中に、パイプいすの下に身を隠していた際、落下物によって頭部を2針縫う傷を負った。
- ・下校中に倒壊した壁で負傷した。
- ・下校中に倒壊したブロック壁で腕を複雑骨折した。

【中学校】

- ・体育館で卒業式の準備をしていた時に、ギャラリーにいた生徒が揺れのため頭を壁に強打した。
- ・体育館で翌日行われる卒業式の練習中に、非常口から避難している生徒に、体育館の軒天が落下し、背中、肩にぶつかった。14名の生徒がケガをした。1人の生徒は、鎖骨にひびが入る大きなケガであったが、他の大部分の生徒は打撲であった。

【高等学校】

- ・地震時に転倒した掃除用具入れが足に当たり、足を負傷した。
- ・町の体育館で部活動中に、天井からの落下物で肩を骨折した。

【学校管理外】

- ・当日は家庭学習日であり、自宅にいるところ被害にあった。（高等学校）
- ・農業用人口ため池が決壊し、避難途中に濁流にのみ込まれ水死した。（小学校）

(2)地震による物的被害

問2 貴校(園)では3月11日の地震によって、どのような物的被害を受けましたか。児童生徒等はどのような状況で被害を受けましたか。(その他の回答)

【地震によるもの】

- ・ライフラインの損壊（水道、電気、通信、ガス、下水道、給水槽、浄水層等）。（44件）
- ・プールの損壊。（27件）
- ・建物、教室等の壁面の亀裂など。（17件）
- ・門柱、記念碑（二宮尊徳像等）の倒壊、損壊。（17件）
- ・教材、実験機器、図書、食器等の破損。（12件）
- ・ブロック塀等の倒壊、亀裂など。（7件）
- ・幼児館、物置の損壊。
- ・トイレの破損。
- ・暖房設備、暖房機器の破損。
- ・廊下のロッカーが倒れ、ガラスが破損。
- ・遊戯室の窓が外れそうになった。
- ・玄関ドアの歪み、ホール蛍光灯の歪み、壁の亀裂等。
- ・外部の手洗い場の水道施設が5～10cm程度沈下。インターロッキングが約1㎡破損。
- ・コンクリート製渦巻型滑り台の中心部と土台に亀裂。
- ・校外の海沿いにあった艇庫（ボート部活動用）が全滅した。
- ・教職員の自家用車や所有物の流失、破損、職員室内の書類、文書の流失等。
- ・運動場の夜間照明ランプが3カ所きれた。
- ・ネットワークの線が切断され、通信が不可能となった。
- ・原発事故による放射能の対応。
- ・建物や花壇の放射線による汚染。
- ・放射性物質の降下による校地内の放射線量の上昇。
- ・地下通学路の被害。
- ・外周道路の亀裂。
- ・隣接する道路の護岸ブロックの亀裂。
- ・通学路（橋）の変更。
- ・通用道路として使用している市道が崩落した。

【津波によるもの】：参考資料 p15

1-2 『地震』に対する各学校等（園）の対応等

(1)地震発生時の一次避難行動

問4 貴校(園)の児童生徒等は、地震発生時の一次避難(揺れが続いている間の避難)でどのような行動をとりましたか。(その他の回答)

【幼稚園】

- ・揺れが大きかったので、すぐに園庭に逃げた。(62件)
- ・午睡中のため、ふとんを覆った。(26件)
- ・午睡中だったので職員が抱き起して外に避難した。(13件)
- ・頭を手で覆い、担任の近くに寄り低い姿勢をとった。(17件)
- ・発車直前で全員バスの中にいた。(4件)
- ・ホールの中央に集まり、揺れが収まるのを待った。
- ・園児は降園したが、作業のため保護者と一緒に園に来ていた幼児のみ避難
- ・家族の迎えに応じるため全員が外に出て待機した。
- ・ロッカーに入った。
- ・教師の近くに集めてパニックにならぬよう保育を行った。
- ・保育室中央に集まり、揺れがおさまった時に外に避難。
- ・部屋の中心に集まって、ロッカー等の転倒から逃れた。
- ・体育館で行事があったので、全員体育館で一次避難。
- ・バス乗車中で出発を延期し、道路の安全確認後発車させた。
- ・コンビニの駐車場に移動した。(バスの中で停止した場所の道路の亀裂や差、窓の外の倉の壁の落下)

【小学校】

- ・校庭にすぐに逃げた。(59件)
- ・体育館で身を低くし、いすの下に頭を入れた。(9件)
- ・低学年は泣き子もいた。パニック状態にはならないが、泣き出した児童が数人いた。
- ・直接逃げ出した。一時待避の状況判断が恐怖だった。
- ・大きな戸が外れたのでガラスが割れるのを防ぐために支えた。(ガラスが割れると、避難に支障が出るため)
- ・出口付近に集合、避難に備えた。
- ・校内放送で集合場所(校地内)へ避難させた。
- ・教室やPC室に居た児童は机の下に頭を隠した。体育館や校庭に居た児童は中央に移動した。
- ・下校後だったので、校庭で物が倒れてこない場所に集め低い姿勢を取らせた。
- ・すぐ停電だったので、ストーブ等はすぐ消火した。
- ・棚などの転倒をさけて、教室の中央に集まった。(机を教室の後ろに寄せて授業を行っていたため)
- ・体育館内の一次避難として頭部を椅子に潜らせた。
- ・身を隠すところがなかったので、恐怖でその場に身を固くしていた。
- ・集団下校のため昇降口付近に集合していた。その場でうずくまり揺れが収まるのを待った。
- ・教師が手を引いたり抱いたりして戸外へ避難した。
- ・外にいた児童は、手で頭をおおい、しゃがんだ。
- ・下校途中の児童は校庭で姿勢を低くして安全を確保した。
- ・一斉下校の最中で、引率教員がその場で指示した。

【中学校】

- ・校庭にすぐに逃げた。(21件)
- ・体育館で身を低くし、いすの下に頭を入れた。(12件)
- ・校舎内に散らばっていたため、自主的に安全確保や避難した生徒が多かった。
- ・激しい揺れになったので教室前の駐車場に避難した。
- ・体育館では窓ガラスからはなれさせた。
- ・体育館で卒業式練習をしていたので、窓から離れてその場に待機した。
- ・揺れている中でも指定避難場所へ移動した。
- ・避難して待機中に泣き出す女子生徒がいた。
- ・長く強い揺れでその場にいることは危険なため、揺れの中だが外部に避難した。
- ・卓球台の下へ潜り、卓球台の脚をしっかり持った。
- ・下校しようとしているときであり、すぐ昇降口から校庭に避難した。
- ・校庭で部活動中、活動をやめ中央部に集まった。
- ・パニックにはなっていなかった。

【高等学校】

- ・校庭にすぐに逃げた。(17件)
- ・部活動中であつたので、場所や状況に応じた対応がとられた。(5件)
- ・入試業務中で部活生徒が活動していたが、各顧問の指示に従った。
- ・部活動の生徒が敷地内で活動中。揺れがおさまるまで活動場所で待機。
- ・部活動で登校の生徒は、体育館の壁側に寄るなどしていた。
- ・授業中だったので、そのままの状態の様子を見た。

【特別支援学校】

- ・状況を理解せず、呆然としていた。
- ・揺れが始まってから校庭に避難した。
- ・車いすで身を隠せなかったので頭部の保護のみを行った。
- ・車いすに乗ったまま揺れがおさまるのを確認した後、教師の誘導で校外に避難した。
- ・あまりに揺れが大きく長く続き建物が損壊し始めたため、揺れの中だったが駐車場に避難させた。

(2)二次避難行動**SQ5-1** どこへ二次避難行動をとりましたか。(その他の回答)**【共通】**

- ・駐車場。(105件)
- ・スクールバス等の中。(53件)
- ・広場、空き地等。(39件)
- ・校地外の駐車場、空き地等。(38件)
- ・昇降口、玄関。(343件)
- ・指定された避難場所。(8件)
- ・敷地内の安全と思われる場所。
- ・地域のコミュニティセンターが臨時の避難場所になったのでそこへ集まった。
- ・津波の危険があったので、マニュアル以外のより高台の学校へ避難。
- ・職員の自家用車内。

【幼稚園】

- ・一階建て(平屋)の屋内中央。
- ・園庭へすぐに避難できる保育室へ移動。
- ・ベランダ。
- ・預かり保育一箇所に集め、保護者の迎えを待つ。
- ・寒かったため、バスで校庭内に待機、余震はそこでやり過ごした。
- ・積雪があったので保育室の非常口からすぐ近くの外。
- ・それぞれ保護者がいたので任せた。
- ・近くの園長宅の2階へ。
- ・津波予報を聞き、高台へ避難。

【小学校】

- ・校地外のビニールハウス内。
- ・校舎から離れた、ロータリー。
- ・校舎外の道路や校舎前の公道。
- ・校地内にある学童クラブ施設。
- ・中庭。
- ・校舎2階。
- ・校地内の積雪のないところで、落下物のない安全な場所。

【中学校】

- ・昇降口前ロータリー、その後雪が降ってきたため2階へ避難。
- ・寄宿舎の指定した部屋(男女それぞれ)。
- ・大津波警報を受けて、校舎裏の高台。

【高等学校】

- ・寄宿舎の食堂。
- ・事務室管理棟前。

(3)二次避難行動の指示方法**SQ5-2** どんな指示方法で二次避難行動をとりましたか。(その他の回答)**【共通】**

- ・教職員が手分けをし、肉声(大声)で指示に回った。(約200件)
- ・その場にいた教師の判断。(15件)
- ・携帯電話、トランシーバー、メガフォン等の利用。

(4)二次避難行動をとらなかった理由

SQ5-3 どのような理由で、二次避難行動をとらなかったのですか。(その他の回答)

【共通】

- ・一次避難場所が二次避難場所であったため。(35件)
- ・外が寒かったため。(24件)
- ・保護者への引き渡しのため。(13件)
- ・自宅の安全確認があり帰宅したため。
- ・すでに最も安全と考えられる校庭中央に避難していたため。
- ・下校時だったので、そのまま下校させた。
- ・耐震工事が終わったばかりで安全であったため。

(5)危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、二次避難行動をとらなかった理由

SQ6-1 避難行動について、危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、あるいは、課題や反省点などがあればご記入下さい。

【功を奏した点】

- ・マニュアルを定めていたので、マニュアルに沿って円滑に行われた。
- ・定期的な避難訓練により、避難経路、避難場所の確認を徹底していた。これまでの避難訓練の成果がでた。
- ・子どもたちは主体的に行動することができた。
- ・避難場所が「体育館または校庭(駐車場)」とその時の状況によって柔軟に対応(判断)できるようにしていたことが功を奏した。固定的なマニュアルではなく、二次、三次避難場所の選択肢をもっていたので、状況分析をしながらよりよいと思われる方法を選択できた
- ・一次避難から二次避難の仕方や避難経路も避難訓練通りできたことで、マニュアルの有効性を再確認することができた。
- ・教職員の指示に従って、人的被害の確認、生徒及び施設、設備等の被害状況の的確な確認が速やかにできた。
- ・作成した危機管理マニュアルを基に1カ月おきに避難訓練を実施していたことが功を奏した。
- ・避難時の約束「お・は・し・も」の徹底ができた。<おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない>
<お(おさない)、か(かけない)、し(しゃべらない)、も(もどらない)>の約束の徹底
- ・避難経路を2系統設定しておき、状況に応じて選択できるようにしてあったこと。
- ・一次避難、二次避難、児童の保護者への引き渡しまで、きちんと危機管理マニュアルの手順に示されていたので混乱なく対処できた。
- ・職員がストーブを速やかに消火する等、火災の発生を防いだ。
- ・避難者誘導班と連絡調整班の区分けに従い、手際よく避難所の開設や避難住民の誘導に当たった。
- ・校長の指示で教員が役割分担に応じて行動できた。
- ・第一次措置の火気使用器具(ストーブ)を消すなどマニュアルどおりにできた。
- ・マニュアルというよりは、日々の避難訓練の流れが教師も児童にも自然に行動に表れた。
- ・点呼、整列の際にクラス名を書いた札を作成し、避難場所に置いておいた。(時間短縮)
- ・小学生をサポートし、避難した。
- ・持ち出しグッズ(児童名簿など)の準備していたので、児童の安全確認も円滑にできた。

【課題・反省点】

(1)マニュアル整備

- ・震度6強という巨大地震に対してのマニュアルは十分ではなかった。あまりにも巨大な地震であったため、マニュアルどおりの行動はできなかった。今回の地震の規模が大きく、マニュアルの範囲を超える対応が求められた。
- ・停電時の校内放送が使えない場合のマニュアルがなかった。停電時の連絡方法を構築しておくべきだった。
- ・停電のため校内及び保護者や関係機関との連絡方法が奪われてしまった。
- ・ポイントを絞り行動マニュアルを策定する必要があると感じている。
- ・マニュアル自体が細かな対応までは考えていなかった。
- ・津波まで考慮した三次避難のマニュアルが必要だった。
- ・様々な事態の想定が必要。マニュアルの準備が不十分だった。(見やすい、わかりやすい、迅速に使える、他)

- ・各自の判断で避難した。普段から集団ではなく個々の判断により対応することの大切さも指導しておく必要性を感じた。

(2)初期対応

- ・近くに教師がいなくても自分の判断で行動できるよう今後も指導を徹底したい。
- ・避難行動はできるだけ単純であること。(一番安全で近い場所から外に逃げ決めた場所に集合する。)
- ・非常用の持ち出し物、用具等の事前準備が大切。

・放送等が使えなくなった場合の規定がなかった。

(3)二次対応

・危機管理マニュアルで想定している危機以上の災害であり、当初の避難場所への移動が危険と感じ、急遽、避難場所を変更した。

・余震が多く、いつ二次避難をすべきかの判断基準が不明確であった。余震発生の際は、すみやかに二次避難すべきであったと反省している。

・津波警報後、保護者等を待たず学校独自で高台へ全校児童を速やかに避難させたことが、全員助かることにつながったと考える。

・屋外への避難の際の寒さ対策、防寒措置策が必要。

・二次避難場所や避難経路の安全確認が十分とはいえなかった。

・校庭に亀裂が走り、避難した場所が安全なのかどうか確認できなかった。

・避難場所と事務室や職員室との関係で連絡が取りづらいため、指示、命令、連絡をとりやすい避難場所の設定、あるいは臨時の対策本部とする事務室の設定が必要だった。

・避難経路に障害物がある場合には、引率者の判断で経路を変えることも必要である。

・避難後、校舎内に戻れることを想定していたが、校舎はたいへん危険であり、立ち入ることはできなかった。

・電源消失による放送設備が使用不能の場合の指示の仕方が課題である。

(4)学校管理下の状況別対応

・授業中の想定はしていたが、登下校時、部活動中の想定はしていなかった。

・様々な場面（登下校、授業中）で、生徒自身の行動の仕方等の確認が必要である。

・学年別に卒業式の準備など校舎内の各場所に生徒や職員がそれぞれの場所で活動していた。校内から校舎外の一次避難場所（駐車場）へ避難する際に、適切に自己判断し教員が廊下や階段の踊り場等の要所について、避難誘導するとともに、生徒の安否確認や声かけ（安全面、心理的な面）など避難行動の指導にあたった。

・生徒全員が教師の指導下になかったためにそれぞれの判断で、個々に避難しなければならなかった。休憩時間や昼休み時間等における避難の仕方についての規定がなかった。

(5)校内体制など

・管理職が不在の際の教職員の役割分担の明確化が必要である。管理職が出張中のため司令塔不在の状況であっても対応できるよう規定しておく必要がある。

・当日の教職員が少なかったため対応が難しかった。

・公的な支援体制（行政、地区の避難所）との連携手順の記載がなかった。

・停電時の情報収集手段がなかった。

(6)引き渡しと待機

・保護者らへの引渡しの規定がなかった。近所の人々が好意で自分の子と一緒に連れ帰り、親と一時行き違いになることがあった。「必ず保護者に引き渡す」というルールが必要であった。

・電話、携帯電話等が使えないため、避難連絡、保護者への引き渡し等に困難を極めた。

・保護者への引き渡し等について、決めていなかったため、下校に時間を要した。

・保護者への引き渡しについて津波を想定しての「安全確認」の具体的な内容や方法が明記されていなかった。

・大地震の時の児童の引き取り方についての家庭への周知が課題。

・スクールバスを運行させているが、正常に運行できるかの情報を得るシステムが必要。児童引き渡しをする際の保護者への連絡網の整備が必要。

・近隣学校等と連携して兄弟姉妹の安否確認や保護者との連絡方法について整えておくべきだった。

・保護者の引き渡しの場所とタイミングの見直しが必要。

(7)物品・備蓄など

・ハンドマイクは各クラスに常備しておく必要がある。

・校内伝達手段の確保（校内放送が使用不可でも使える伝達手段（拡声器やトランシーバー等）、メガホン）。

・情報を知るためのラジオ、携帯電話の常備。

・災害電話を設置したがほとんど機能しなかった。

・非常電源の確保。

・学校に避難後の生徒を守るための食料、毛布等の災害備蓄品があればと思った。

(8)日頃の点検

・下駄箱の転倒などがあった。その後転倒防止策をとったが、日頃の点検が必要。

・避難場所(校庭)まで移動する間の外部石階段に破損・崩壊等の恐れがあると感じた。(想定外の被害予測)

・保管場所等も普段より確認しておくことが大切である。

(9)教職員研修

・教師一人一人がその状況に応じて生徒の安全確保を図る判断力の養成が重要である。

・避難場所での児童を落ち着かせる担任の行動。

・耐震基準に合致していない校舎であるために、教職員が「実質的に」どの程度の地震で、どの程度の揺れや被害になるかそのイメージを持てていなかった。

(6)危機管理マニュアルに示された以外の避難行動とその理由や功を奏した点、課題・反省点

SQ6-2 避難行動について、危機管理マニュアルに示された以外の行動をした場合や、危機管理マニュアルに規定していなかった場合、その実際にとった行動とその理由、功を奏した点、あるいは課題や反省点をご記入下さい。

【実際の行動】

(1)初期対応

- ・校内の安全な場所に身を隠すことをせず、すぐ校庭に避難させた。
- ・建物や物品が壊れたり、倒れたりする物音が大きく、同じ教室にいた教員同士の声も聞こえなかった。

(2)二次対応

- ・避難場所の変更。
- ・校庭の端に避難するように規定されていたが、校庭の真ん中に避難した。
- ・二次避難指示を放送ではなく、担任外が各教室を回る形で行ったこと。
- ・寮生の避難について、地区の避難所を利用した。
- ・危機管理マニュアルで想定している危機以上の災害であり、当初の避難場所への移動が危険と感じ、急遽、避難場所を変更した。
- ・マニュアルでは、揺れがおさまってから校庭へ避難することになっていたが、揺れが大きく長かったため、揺れがおさまる前に校庭への避難開始を支持した。
- ・規定外の避難ルートの変更。
- ・校庭は津波浸水想定地域ではなかったが、さらに安全と思われる高台まで避難した。
- ・放送が使えなかったため、教頭と教務主任が校舎内を走って、肉声で全学級に二次避難を伝えた。
- ・避難させた場所が、2箇所に分かれてしまった。(校庭と駐車場)
- ・校庭避難後、三次避難場所として築造間もない町施設を緊急にお借りした。
- ・二次避難をしてグラウンドに集まったが、雪が激しくなり、やむを得ず体育館に入った。
- ・余震がひどいため戻ってきたスクールバスに乗せて、校庭中央で待機させた。
- ・校内放送等を待たずに、担任の判断で、避難場所へ集合した。
- ・揺れがおさまったら、児童は校庭に二次避難するという事になっていたが、そのまま教室に留まるように判断、指示をした。
- ・校庭に職員の車を入れ、体調の悪い子の救護場所とした。
- ・三次避難行動(体育館へ)、四次避難行動(校舎2階以上へ)。

(3)学校管理下の状況別対応

- ・学校外での活動中であったので、引率教員及び一緒に作業をしていたNPO法人(地域住民)の方々で協議し、津波等の被害に遭う恐れのない経路で避難した。
- ・下校途中の児童は教職員により学校へ連れ戻した。
- ・マニュアルではなく、その場にいた顧問の判断による避難であった。

(4)校内体制など

- ・行政が全く機能しなかったため、学校職員が負う部分がきわめて多かった。
- ・市教委や対策本部への連絡ができなかった。

(5)引き渡しと待機

- ・学校に迎えに来た親に生徒を手渡し、迎えに来ない親には教員が車で家まで直接送り届けた。
- ・児童を迎えに来た知人が連れて帰ると言ったが、家の人があるまで待たせた。
- ・全校児童を校庭に避難させた後、地区ごとに教師が引率し集団下校をさせた。
- ・生徒には帰宅方法を確認し、自力で帰る者、自宅近くまで教員が送る者、校内に残る者に分けて行動した。
- ・地区ごとに3年生をリーダーとして帰宅させた。

(6)物品・備蓄など

- ・テントの設営、ストーブの搬出。

【理由】

(1)初期対応

- ・揺れがひどく動けなかったから。
- ・ゆれが大きくなり、校舎の破損や倒壊が心配されたため。
- ・揺れが断続的に続き、おさまる様子が見られなかったため。

(2)二次対応

- ・停電で放送施設が利用できなかったため。
- ・停電し、情報がなかったため。
- ・あまり強い地震だったため地割れやがけ崩れが心配されたため。
- ・津波の心配があり、校庭からでは高台への移動、避難に時間がかかると思われたため。
- ・宮城県沖地震が発生した場合の津波到達の最短時間が3から5分といわれており、奥尻島の津波も5分程度で到達していた事実から、「地震の一次避難」を省略した。
- ・気温が低く、スクールバス内で暖をとらせる必要があったため。
- ・体育館では、身を守るものが何もなくあったため。
- ・ガラス損傷で危険だったため、大きな余震が頻繁に起こり、校舎内で待機することは危険と判断したから。
- ・校庭まで校舎周辺を通らなければならず危険だったため。
- ・指示、命令、連絡をとりやすくするため。体育館への出入りがしやすいため。
- ・想定外の大きな津波が押し寄せてきたため。

- ・校庭に地割れができたことや、雪が降っている状態での児童の体調や精神的パニックを考慮したため。
 - ・防火シャッターが閉まった上に停電になり、暗くて足下が危険なため。
 - ・地域の方がたくさん校庭に避難してきたため。
 - ・避難指示が聞こえなかったため。揺れが大きかったため。
 - ・雪が舞い始め、あまりの寒さにより屋内にした。
 - ・校庭が液状化したため、危険だったから。
 - ・校舎の耐震工事が終了していたため、損害もなく安全であったため。
 - ・生徒がパニックに陥ったため。
 - ・一次避難場所で、崖が崩れていたこと。二次避難場所では、津波が押し寄せるのが見えたこと。
 - ・避難所となった学校に、近隣住民も集まり、混乱が予想されたため。
 - ・保護者への引き渡しのため、教師の指示が行き届きやすい室内にした。
- (3)学校管理下の状況別対応
- ・残っていたのは放課後子どもクラブの30名くらいだったため校庭より近い駐車場に避難させた。
 - ・部活動中の避難は想定していなかったため。
- (4)校内体制など
- ・地元消防団の方々と体育館内と周辺を確認し、安全と判断したため。
 - ・教頭不在の場合の指示を誰が行うのか、明確になっていなかったため。
 - ・避難所では、緊急用の発電機と暖房機があり、行政等の公的機関との連絡体制が整っていたため。
- (5)引き渡しと待機
- ・交通機関が完全に麻痺していたため、教員が分担して送り届けざるを得なかった。
 - ・通信も麻痺しており、連絡の取れない生徒は校舎内にとどまるしか無かった。
 - ・学校周辺の道路状況を教員が車で四方に散り把握して、一部崩れているものの走行可能と判断。その後、親が心配し学校に集合してきたので帰宅を許した。
 - ・通信手段が停電及び断線で使用不能のため。
 - ・兄弟関係もいたので、地震が収まってから担任引率で下校させた。
 - ・停電、電話の不通により情報のやりとりもできないため、保護者への直接の引き渡しが最も安全と判断した。
 - ・家庭への連絡及び教職員と一緒に行動するため。
 - ・通学路の安全が確保されているか確認ができなかったため。保護者がいつ来るか見当がつかなかったため。
- (6)物品・備蓄など
- ・児童が寒さと恐怖で震えていたため。
 - ・ライフラインが断絶したため。
 - ・職員室が散乱し、非常用マイクへ近づけなかった。
 - ・校内にある自動販売機内の飲料の取り出しをした。
- 【功を奏した点、課題・反省点】
- 功を奏した点
- ・生徒職員全員が素早く避難ができた点。
 - ・日常の訓練通りの行動が冷静にできた。
 - ・津波に備えることが可能だった点。避難場所の校庭から、すばやく高台へ避難することができた。
 - ・家庭の安全な状況や道路の状況を聞き取りしながら、直接引き渡してきたこと。
 - ・大きな余震が続き恐怖心も大きい子どもたちだったが、保育者の温かく力強い声掛けにより、家族が迎えに来るまで泣かずに待つことができた。
 - ・生徒の不安定な精神状態を職員が随時確認し、励ますことができた。
 - ・瞬時の判断が生かされた（肉声で伝えたこと）。児童のパニックが起きなかった。全校児童が無事、帰宅できた。
 - ・一人のけが人も出さずに避難できた。特に大きな混乱もなく一次避難、二次避難が行われた。
 - ・児童の恐怖心をあおることはなかった。予測通り津波が襲来し、校地目前まで達した。
 - ・早い状況判断が功を奏した。
 - ・危機管理マニュアルは策定していなかったが、毎年実施していた避難訓練時の緊急時行動が取れた。
 - ・防災無線を活用したことにより連絡が行き渡ってよかった。今までに経験したことがない地震・津波であったが、日頃の訓練を真剣に行っていた。
 - ・日頃から、報告、連絡、相談等情報を共有していた。
 - ・避難した中学校の生徒が世話をしてくれた。
- (1)マニュアル整備
- ・震災以後の避難訓練から、避難場所を変更することになり、マニュアルの改善を図ることができた。
 - ・停電時の連絡方法を考えておくべきであった。危機管理要領の中に停電が発生した場合の対応を明示しておくことが必要である。
 - ・マニュアルにない状況判断の難しさ。様々な状況の中で、避難の在り方を職員も児童も考えておかなければならないと感じた。
 - ・時にはマニュアルにとらわれない臨機応変の対応が必要である。
 - ・危機管理マニュアルに、生徒が校舎内いた場合、登下校途中、自宅にいた場合の三通りで場合分けした対応マニュアルを小学校と合同で作成した
 - ・冬季間の避難のあり方について実体験できた。
- (2)初期対応
- ・耐震工事が終わったばかりで校舎内待機で良かった。

(3)二次対応

- ・これまでの「揺れがおさまってから二次避難をすること」や「放送によって避難指示を出すこと」が通用しない状況になったことが反省点である。
- ・避難場所の安全を早期に確認できたので、ルートを変更しても混乱はなかった。
- ・少しでも寒さを防ぐことができたこと。
- ・各教室にいた教職員の判断は的確であった。学年毎に避難したため、人数の把握がしやすかった。
- ・土砂崩れや天候（寒さ）による対応を想定していなかった。これほど大きい地震も想定していなかった。
- ・避難経路や避難場所の見直しが必要である。
- ・職員室のすぐ近くの部屋に避難できたため、児童の安全をすぐに確認でき児童への指示が通りやすかった。
- ・全児童、職員を一カ所に集めたことにより、安否確認や児童の心のケア、保護者への連絡、引き渡しが容易になった。

(4)学校管理下の状況別対応

- ・校舎内の各場所に生徒や職員がそれぞれの場所で活動していた。そのため、全校生徒及び職員の所在把握が困難であった。
- ・部活動時の避難誘導マニュアルを細部にわたり検討したい。
- ・部活動をしている少数の生徒であったため指示がスムーズに行われ、パニックを避けることができた。
- ・生徒が校地全体に散らばっていた場合の対応は今回のようにスムーズに行くとは限らず、避難訓練を数パターン用意した方がいいかもかもしれない。

(5)校内体制など

- ・公的避難所との連絡体制が不十分であった。
- ・様子を見にきた地域の消防分団の方が、屯所の使用を申し出てくださり、学校より暖かい場所で迎えを待つことができた。今後、共同訓練をはじめ、災害発生時の地域との協力体制を強化していきたい。
- ・行政の実際の動きは勿論のことだが、加えて地域との防災訓練や協定がしっかりしていないと学校や職員の負担はきわめて大きい。
- ・通常規定してある避難指示者が不在時の代理者を明確に。
- ・体育館に、地域の住民が多数避難所してきたため、児童の対応と避難住民の対応を教職員だけで行わなければならないかった。

(6)引き渡しと待機

- ・児童全員を保護者に引き渡すまでに長時間を要した。
- ・下校時刻後であったため、校庭に児童を避難させたことで下校した児童と校内に残ってまだ活動していた児童の数を把握できて良かった。
- ・自発的に親が学校へ集合してくれた。地区ごとに児童を避難させていたので、保護者や家族が迎えに来て対応が素早くできた。
- ・どの程度の災害において、保護者の送迎を依頼するか決めていなかった。
- ・保護者や地域の方々が心配し、児童の保護や避難、地域の情報提供を行ってくれた。
- ・道路状況が悪く、交通の混乱が予想以上で親に引き渡すまでかなりの時間を要した。
- ・どの段階で児童を帰宅させるかとまどった。
- ・下校中の場合の避難の仕方についての指導が十分でなかった。
- ・保護者以外の引受人は、保護者の代理として児童を託すことのできる方とする。
- ・校長室、職員室に近い場所なので、保護者からの連絡やその後の情報が得やすかったことがよかった。
- ・引き渡しカードを作成し確実に引き渡すようにしたい。保護者への引き渡しカードを作成していなかった。

(7)物品・備蓄など

- ・整理整頓と収納スペースの効率的使用を心がけていたが、キャビネット自が倒れて物が散乱することまで想定していなかった。
- ・電源を必要としないストーブがあつて助かった。
- ・暖房器具や灯油はあるものの電気が遮断していたので、発電機があるとよい。
- ・防寒着を着用することで、寒さ対策の一助となった。
- ・寒さ対策をもっと考えて備えておく必要を感じた。
- ・保護者引き渡しまで、長時間かかる場合を想定し、毛布等ある程度の装備があるとよかった。
- ・反射式ストーブ、毛布、懐中電灯等の常備が必要であった。
- ・非常食、暖房の設備があり、寒さ対策が出来た。一方、場所が移ったため、保護者からの電話連絡に対応できなかった。

(8)教職員研修

- ・校内で職員の共通理解を図るための会議と複数回の訓練の必要性。
- ・現場で指導に当たっていた教師の適切な判断があった。

(7)地震発生後の下校への対応

問7 地震発生後の児童生徒等の下校に対して貴校(園)ではどのような対応を行いましたか。その他の回答

【共通】

- ・教職員が自宅まで送っていった。(教職員の引率による集団下校、教職員の自動車による送迎など) (150件)
- ・保護者が引き取りにこなかった児童は学校に泊ませ待機させた。(46件)
- ・津波が来ると判断し、避難場所に待機させた。(13件)
- ・保護者の自宅、マンション等も倒壊の恐れがあったためバスで避難所へ届けた。

- ・隣接のコミュニティセンターに避難し、迎えに来た保護者に児童を引き渡した。
- ・余震が続き怖いと言って避難してきた保護者には、教室を開放した。
- ・入所施設に引き渡した、病棟まで送って行った。(特別支援学校)
- ・保護者への引き渡しのため。
- ・自宅の安全確認があり帰宅したため。
- ・すでに最も安全と考えられる校庭中央に避難していたため。
- ・下校時だったので、そのまま下校させた。

(8)児童生徒等の安否確認の手段

問 8 地震発生時に学校(園)にいなかった児童生徒等※の安否情報は、どのような手段で確認をしようとしたか。その他の回答

【共通】

- ・全員が学校等にいたので確認の必要がなかった。(280件)
- ・避難所を回って歩いた。(240件)
- ・内外に掲示板を設置し、安否情報を収集した。(150件)
- ・園バスで送っている際中だったので、保護者に引き渡した。
- ・近隣の方から情報を伝えてもらった。
- ・通信手段が回復するのを待った。
- ・3/11には確認はとれず、後日全員電話連絡で確認をした。既に親元には全員引き渡した。
- ・HPのブログで呼びかけ、園のメールへ安否情報を入れてもらった。
- ・掲示板を設置し、来園者に記名してもらい確認手段にした。
- ・確認することができなかった。3月11日時点では。
- ・緊急連絡網を活用した。
- ・父兄の知り合い、親戚等の情報をもとに確認した。
- ・連絡ノートを置き、保護者の分かる範囲で記入してもらった。
- ・各地区を小学校の連絡グループに分けて回覧板方式で伝達した。
- ・小学校の赤電話を利用した。
- ・消防団からの情報。
- ・震災後、休園に入ったので、手紙や荷物を取りに来る際に確認するようにした。
- ・保護者間のメール、保護者役員の協力を得た。
- ・近隣者宅に電話、又は訪問によって確認した。
- ・車で巡回し、乗車させ学校に集合させた。
- ・下校途中の児童に対しては教職員が追いかけた。
- ・地域住民からの情報、地域住民の聞き取り、地区PTA役員を通じて確認と報告をしてもらった。
- ・地区巡視、地区での聞き取り、下校途中の児童の学校への連れ戻しを行った。
- ・下校中の児童について、教職員が分担して確認した。
- ・地元消防団に広報を依頼し、地区内を回ってもらった
- ・報道機関を利用しての安否確認を行った。
- ・友人の情報や避難所まわりによって確認した。

(9)児童生徒等の安否が確認できた手段

問 9 地震発生時に学校(園)にいなかった児童生徒等の安否情報は、どのような手段で確認できましたか。その他の回答

【共通】

- ・避難所を回って歩いた。(208件)
- ・内外に掲示板を設置し、安否情報を収集した。(150件)
- ・友人、近隣の情報により確認できた。(140件)
- ・通信手段が回復するのを待って確認できた。
- ・3/11には確認はとれず、後日全員電話連絡で確認をした。既に親元には全員引き渡した。
- ・HPのブログで呼びかけ、園のメールへ安否情報を入れてもらった。
- ・掲示板を設置し、来園者に記名してもらい確認手段にした。
- ・確認することができなかった。3月11日時点では。
- ・緊急連絡網を活用して確認できた。
- ・父兄の知り合い、親戚等の情報をもとに確認できた。
- ・連絡ノートを置き、保護者の分かる範囲で記入してもらった。

- ・小学校の赤電話で確認できた。
- ・消防団からの情報。
- ・近隣者宅に電話、又は訪問によって確認できた。
- ・地域住民からの情報、地域住民の聞き取り、地区PTA役員を通じて確認と報告をしてもらう
- ・地区巡視、地区での聞き取り、下校途中の児童の学校への連れ戻し
- ・下校中の児童について、教職員が分担して確認した。
- ・地元消防団に広報を依頼し、地区内を回ってもらった

(10)危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、課題や反省点

SQ10-1 安否確認について、危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、あるいは、課題や反省点などがあればご記入下さい。

【功を奏した点】

- ・危機管理の対応や手順を校内で周知していたこと。
- ・家庭訪問によって、安否確認を確実に行うことができた。
- ・地域（町内会）と連携して、情報をいただけたことはよかった。
- ・クラス内で2～3人の生徒のキーパーソンを中継して連絡、確認ができて、大変有効であった。
- ・地震発生直後は電話利用制限のため、電話での確認が進まなかった。E-mailでの確認が中心であった。生徒間のe-mailによる伝達が非常に有効であった。学校HPにおける情報発信とその受信について運用を始めた。
- ・個人情報でもある生徒の携帯電話番号、メールアドレスを確認しておいてよかった。

【課題・反省点】

- ・広域停電と通信不能の状態が長期間続くという想定がなかった。「危機管理マニュアル」では、翌日には電気や通信が復旧しているという前提での行動を規定していた。
- ・停電による固定電話の不通や、携帯電話の不通を想定できていなかった。
- ・地震発生時に学校にいなかった児童の安否確認方法について、危機管理要領に定めていなかったこと。
- ・災害伝言ダイヤルでの対応を考えていたが、電話や携帯が通じず災害伝言ダイヤルを使用することができなかった。
- ・携帯電話や固定電話が使用できない場合、直接足を運んで確認しなければならないが、人員の配置や天候による影響を加味しなければならないと感じた。
- ・児童の半数が下校済み、半数がまだ学校にいる場合の職員の対応まではマニュアル化していなかった。
- ・自転車、発電機、ガソリンなど緊急時に備えておくことで、家庭訪問や電話連絡等に活用できる。
- ・電話の不通やガソリン不足の事態までは想定していなかったことが今後の課題である。
- ・電話での連絡網については不十分であるためメール、ツイッターの活用を進めている。
- ・町内会や自治会との連携のもと、安否が確認できるように明記する。
- ・町の有線放送電話が使えたので、それで確認した。
- ・「光電話」等の普及により、停電時に家庭電話が不通になるケースがあることも想定していなかった。
- ・保護者への児童の引渡しは比較的スムーズに進んだが、地域の安全が確認できるまで迎えを控えることが不徹底だったため、津波警報発令中にあっても保護者の迎えがあり、保護者を校舎に避難させるか児童を引き渡すかで混乱があった。
- ・学区が広く、担任が自分の学級の児童宅を訪問するのは効率が悪かったため、地区毎に担当を決めて家庭訪問を実施した。地区の担当者は前もって決めていたが、具体的な家庭訪問の順序等については決定しておらず、家庭訪問を実施する前に多少時間を要した。
- ・下校中の安否確認の方法を確認する必要がある。
- ・生徒への連絡など、避難所の対応で何もできなかった。
- ・引き渡しの場合のマニュアルがなかった。また、家庭への連絡方法がなく、確実な引き渡しが行えない面があった。

(11)危機管理マニュアルに示された以外の避難行動とその理由や功を奏した点、課題・反省点

SQ10-2 安否確認について、危機管理マニュアルに示された以外の行動をした場合や、危機管理マニュアルに規定していなかった場合、その実際にとった行動とその理由、功を奏した点、あるいは課題や反省点をご記入下さい。

【実際の行動】

- ・教職員が分担して、電話、メールにて安否確認をした。
- ・教職員が分担して、家庭訪問をして確認した。
- ・教職員が分担して、避難所訪問をして確認した。

- ・校舎生徒昇降口に連絡掲示を行った。
- ・各地区の公民館の玄関に学校からの連絡を掲示した。
- ・集会所に職員が出向いた。PTA 役員、保護者、生徒に職員が出会うたびに伝言して貰った。
- ・避難所入口（体育館）、市民センター、学区内中学校の玄関、学区内のコンビニエンスストアやスーパーの店舗入口に貼り紙をして、安否連絡の要請をした。
- ・電話連絡、家庭訪問等の確認以外に、PTA の地区委員長に協力依頼し、地区毎に安否の確認を行った。
- ・各地区のまとまりを活用し、地域の人の状況や児童の状況把握を行った。
- ・保護者からの聞き取り、友人からの聞き取り、避難したと思われる箇所への訪問（ただし、津波浸水地厳しく自衛隊の応援を得て対応）により対応した。
- ・安否確認ではないが、電話等の連絡手段が困難だったので、テレビ局やラジオ局に緊急の連絡事項などをテロップ等でながしてもらった。
- ・当日の安否確認はできなかった。
- ・携帯電話での確認、メールでの確認、保護者からの聞き取り、保護者のネットワークを活用した情報収集、遺体捜索、遺体安置所まわり、警察への捜索願などを行った。

【理由】

- ・停電等で電話回線、インターネット等通信回線が使えなかったため。
- ・津波被害が甚大で道路遮断、電話等の通信機器や防災無線が使えなかったため。
- ・通信機器の遮断。へき地のため人力、人海戦術でしか対応することができなかった。
- ・電話の不通、ガソリン不足等までの想定はしていなかったため、確認する方法がなかった。
- ・津波による被害が大きく、徒歩での家庭訪問になった。
- ・児童生徒の様子や学区内の状況把握と今後の避難方針を立てたかったため。
- ・半数以上の児童を引き渡した後に津波が学区を襲ったため。
- ・津波警報発令中は職員が危険であり、二次災害の可能性があったため。通信機器が使えなかったし、ガソリンが不足し、車も使えなかった。
- ・校舎の安全確認ができなかったため、担任から連絡をさせた。
- ・ガソリンが手に入りにくかったため、電話を活用した。

【功を奏した点、課題・反省点】

○功を奏した点

- ・学校近隣の生徒と保護者の安否が直接わかった点。
- ・電話等を使えない状況下では、各地区を回って直接児童の安否を確認することが有効であった。
- ・津波被害を受けた地区に自宅のある児童たちを、下校途中で連れ戻すことができ、被災しないで済んだ。
- ・児童の居住場所に行き行って被災状況を確認でき、どんな状況かを聞くことができたことがよかった。
- ・家庭訪問をしながら通学路の安全点検ができた。
- ・地域住民のネットワークがあるため、確認できていない子どもの情報を得ることができ、避難所訪問による確認に役立った。
- ・各避難場所や公民館等にお知らせの掲示は有効であるし、学区内でスピーカーをつけた車で回りながら連絡できたこともよかった。
- ・掲示により生徒へ連絡が伝わった。
- ・緊急時における地区内の連絡体制に不備があることが判明した。地区 PTA 役員とともに組織の在り方について再検討する契機となった。
- ・地区を巡視することにより、地域の消防団や町内会役員から様々な情報を提供してもらうことができた。
- ・学校への信頼が高まった。

○課題・反省点

- ・停電等のために通信機器が使えない時の連絡方法の確立が必要である。
- ・電話交換機にバッテリー設置が望ましい。
- ・電話に替わる連絡手段の必要性を強く感じた。
- ・児童生徒は、両親、祖父母等と同居しているが、必ずしも一緒にいるとは限らない。下校途中、帰宅後子どもだけの時の対処方法を押さえておかなければならない。
- ・情報が全く入ってこないため、職員の二次災害を考えると、どの段階で安否確認を行うかその判断が難しい。
- ・自宅訪問を職員の安全を考慮し単独の職員ではなくペアで行なう形になり、人員不足を感じた。
- ・緊急車両と燃料、自転車等があれば訪問も少しは楽になった。
- ・誰がどこに避難しているのかを把握することが難しかった。（特に、親戚などの避難所以外に避難している生徒の避難先が分からなかった）
- ・メールアドレスでの連絡網を作成する必要があった。
- ・人と人のネットワークを使って情報を入れることが一番速く情報がとれる。それには、普段の地域の状況が大きく関わっているように思う。地域が日常的にまとまっている学校では、そのことが安否確認の迅速さにも大きく関係していた。
- ・一斉送信でき、安否確認ができるシステムの導入が必要である。
- ・校内に電話回線が 1 本しかないため学年ごとに時間を区切って電話をした。回線の不足が課題である。
- ・津波襲来と引き続き発生した原発事故のため、町民全体が避難したため、確認作業が大幅に遅れた。
- ・携帯電話を持っていない家庭のお子さんの安否確認に苦労した。
- ・停電した時のラジオの電源確保。交通網や通信網が使えないときの対応の方法など。
- ・公的機関の掲示板の活用、及びラジオ、テレビの呼びかけなどが必要である。
- ・家庭訪問の際、自家用車のガソリンが足りなくなり、徒歩や自転車で広範囲の学区を回るようになった職員

もいた。

- ・災害時優先電話が通話可能であったのが幸いであった。電話が全く使用できないときの連絡方法について、twitter や facebook などパソコン機器、携帯電話などの活用も想定しておきたい。
- ・ワンセグ TV やラジオが有効な情報源であった。
- ・情報が正しく伝わらず、流言によって正しい安否確認の方法がとれない場合が数件あった。
- ・学区がとても広いので、地区ごとの P T A 役員が動いて下さり、とても助かった。それにより、教員は心配な家庭や役員に対する連絡ですんだ。最低限、各地区の P T A 役員に連絡を取る方法を確保しなければならない。
- ・危機管理マニュアルに在校時以外の状況把握、安否確認等の手段も盛り込まなければと反省した。

(12) 学校外にいた児童生徒等の避難行動

問 11 地震発生時に学校(園)にいなかった児童生徒等がどのような避難行動をとったか確認されていることがあればご記入下さい。

(1) 一次避難

- ・自宅でテーブルの下などにもぐり、落ち着いて地震がおさまるのを待った。
- ・その場にしゃがんで、揺れが収まるのを待った。
- ・バス停のところで、頭部を押さえ、身を低くしていた。
- ・ブロック塀や用水路の近くにいた児童は、それらの箇所から離れたところに移動し、しゃがんで地震がおさまるのを待った。
- ・各自の判断で避難行動をとった。
- ・避難訓練で練習していた通り、机の下に隠れた。
- ・保護者の在宅の有無にかかわらず自分で身体を守る行動をとれた。
- ・激しく、長時間にわたる揺れに動じない生徒がいた一方、パニックを起こし、固まって動けなくなったり、不安定になったりした生徒がいた。

(2) 二次避難

- ・保護者とともに自宅に避難した。
- ・保護者とともに近くの避難所に避難した。
- ・地域の方々と行動を共にし、地域の避難場所に避難した。
- ・交通機関(電車、路線バス)の方々の指示に従い行動した。
- ・ショッピングモールの中で安全な場所に避難した。
- ・公共の交通機関がストップし、J R などの指示で避難所に移動した。後から職員が付き添い、保護者に引き渡した。
- ・一度、帰宅したが自宅に誰もいなかったため、また学校に戻ってきた児童がいた。
- ・沿岸の学生は地震発生後すぐにマニュアルに従い、高台に避難したが、浸水の危険があると自ら判断し、家族を連れてより高い場所に避難し難を逃れた。
- ・防災無線、消防団の呼びかけにより近くの避難所に避難した。
- ・高学年の児童は、下学年の児童に声かけをした。
- ・高学年児童が、近くにいた下級生の世話をしてくれた。
- ・体調不良による欠席で家族とともに在宅していたので、地震がおさまるのを待ち、家族の指示で避難した。
- ・家族と連絡を取り、保護者の車で市外に避難した。
- ・自宅にいて、地震が収まったら、外に出て保護者の帰宅を待った。
- ・地震後に津波を想定した訓練をしていたので、学校に戻り校舎の3階へ避難することができた。また、下校途中の上級生が下級生を連れて学校に引き返したり、近くの中学校など高い所に避難し無事であった。
- ・地震直後、高台へ避難した。各地域避難場所で生活して、家族の捜索行動、地域ボランティアを行った。
- ・親等が不在の児童は、近所の大人のいる家に避難した。また、近所の大人が声をかけ、保護してくれた。

1-3 各学校等における情報収集・発信の状況について

(1)災害情報の収集手段

問 12 貴校(園)では、震災当日、地震や津波などに関する災害情報などはどのような手段で収集しましたか。その他回答

- ・カーナビケーション、ワンセグ。(240件)
- ・携帯電話のテレビ機能や電子辞書にあるテレビなど。(156件)
- ・携帯電話(PHS)。(86件)
- ・固定電話(有線電話)。(56件)
- ・新聞。
- ・避難場所で学校関係者より教えられた。
- ・保護者からの情報。
- ・教育委員会が被害状況の聞き取りに来た際に情報を得た。
- ・教育委員会や各地区本部につめ、その中で情報を得た。
- ・法人職員が車でかけつけ、最新情報を収集した。
- ・近所の人からの伝達、近隣住民との情報交換。
- ・広報車(役所)。
- ・新聞社。
- ・津波の場合、上空からヘリコプターからの情報確認。
- ・海外からの国際通話。
- ・外出していた知人が報告に寄ってくれ、園バス運転手等から状況を聞いた。
- ・消防署の警ら、消防団の方が町を巡回し情報(避難するよう)を発信していた。
- ・地域の避難してきた方からの話。
- ・町内会区長さんが配布した市作成のチラシ。
- ・駐在所員が来校し、道路状況を教えて頂いた。
- ・自衛隊のヘリからの緊急避難指示。
- ・通信機能が全て絶たれ、情報収集が不可能だった。
- ・何も分からなかった。情報が入ってこなかった。
- ・避難場所から直接見た情報のみで、それ以外、情報は入らなかった。

(2)関係機関との連絡手段

問 13 貴校(園)では、震災当日、関係機関との連絡は、どのような手段で行いましたか。その他回答

- ・役所へ教職員の派遣。(154件)
- ・関係機関が学校訪問。(134件)
- ・教育委員会が来校、教育委員会からの派遣。(56件)
- ・市の職員が被害や児童などの安否について調査に来た。
- ・避難所を経由しての連絡。
- ・ほとんどできなかったが、巡回していた市職員と出会うことができ、無線で対策本部に連絡した。
- ・校長、教頭が直接、教育委員会等に行って連絡、調整、指示を受けた。
- ・関係機関との連絡はとれなかった。まったく連絡が取れず、孤立状態となった。(35件)
- ・校外に出ることができず、連絡を取ることはできなかった。
- ・4日目に市役所職員が来校するまで何もなかった。

(3)通信手段が使えなくなった理由

問 14 貴校(園)では、震災当日、どのような理由で通信手段が使えなくなった状況が発生しましたか。その他回答

- ・電話、ネットメールが全て不通になった。(45件)
- ・中継基地が流出した。津波による電柱、アンテナ塔の倒壊、流失。
- ・通信機器が流された。
- ・電話の基地局が津波で被災したため、災害時優先の固定電話も使用不能となった。
- ・電話機が故障状態になり、しばらく使用不能であった。
- ・道路が遮断された。
- ・ネットワークサーバのダウン、電話回線の混雑。
- ・津波被害により建物自体が被災。
- ・通信機器、防災無線のバッテリーが切れた。

(4)通信手段が使えなくなった際の対応

SQ14-1 通信手段が使えなくなった時、どのように対応しましたか。その他回答

- ・車のラジオやテレビ。(137件)
- ・関係機関への道路等が復旧してから教職員が関係機関まで行って情報を入手した。(86件)
- ・ショートメールでやりとりしていた。
- ・近所の無線局より無事であることをラジオ局に連絡してもらった。
- ・一方通行であったがラジオで知らせた。
- ・関係機関の職員が本校を訪問。
- ・市役所職員が巡回してきたので、そこから情報を入手した。
- ・教育委員会から派遣があった。
- ・現地でできる対応を考えて行動した。
- ・校長の判断により学校できる事、やるべき事を確実に行った。
- ・災害時優先電話で連絡が取れた。
- ・町の有線電話を利用した。
- ・粘り強く電話をかけ続けた。
- ・非常用電話。
- ・生徒及び教職員、校舎の状況等の現状把握をし、復旧できるものから作業を始めた。また、断水の恐れがあることから水の確保を行った。
- ・体育館が避難所に指定されたので、避難所に詰めていた市職員から情報を得た。
- ・直接、教育委員会と連絡をとりあった。
- ・避難所対応を優先させるべきと判断し、あえて通信はしなかった。生徒の安全確保の確信があり、市や市教委の機能も麻痺している状況で通信の意味はなかった。
- ・歩ける範囲、対応できる範囲(避難者への対応もあったため)で情報を入手した。
- ・駐在所の警察無線を利用した。
- ・限られた情報を元に現場で判断した。
- ・防災無線のバッテリーが切れるまで使用。
- ・家庭用発電機の利用。

1-4 帰宅困難な状況の発生状況

(1)児童生徒等の帰宅困難な状況の発生要因

SQ30-1 帰宅困難な状況はどのような要因で発生しましたか。その他回答

- ・保護者との連絡はついたが、仕事の関係ですぐには迎えが不可能な状況であったため。
- ・保護者も被災し迎えに来られなかったため。
- ・両親が教員、市役所や病院勤務のため児童を引き取りに来られなかったため。
- ・家に家族が誰もいないため、学校で待機した生徒がいた。
- ・大津波警報が発令されていたため。
- ・宅地周辺の津波被害のため。
- ・地震後の津波により各浜が被災し、学校が孤立したため。
- ・保護者が遠隔地に出掛けていて引き渡しまでかなりの時間を要したため。
- ・保護者が被災し職場等で足止めされ引き渡しに応ずることが出来なかったため。
- ・保護者の仕事(教員)の関係で迎えにくることができなかったため。
- ・保護者の指示で、避難所となった体育館に戻ってきたため。
- ・一人で下宿している女子生徒なので学校待機とした。
- ・遠距離からの学生寮在籍生徒のため。
- ・街が全てなくなったため。
- ・学校が浸水し、外部に避難することが出来なかったため。
- ・津波により半ば孤立状態となったため。
- ・周辺は海になり、40名程度の生徒が帰宅できなかったため。
- ・生徒の中には自宅が原発事故による避難区域に含まれる者もいたため。
- ・停電による学校内外(地域全体)の照明不足(明かりが全く無く完全な暗闇)のため行動困難になったため。
- ・入寮生がいて保護者への引き渡しができなかったため。
- ・余震、がれき等により徒歩通行も困難だったため。

(2) 帰宅困難な児童生徒等の待機の方法

SQ30-2 帰宅出来なかった児童生徒等はどこで待機しましたか。その他回答

- ・避難所で待機。(76件)
- ・避難場所の校庭で待機した。(55件)
- ・避難先(周辺の民家等)。(44件)
- ・保護者が迎えに来るまで昇降口で待機していた。
- ・隣接する学童クラブで職員と共に待機した。
- ・カーペットの敷かれた音楽室と6年生教室に分散して待機した。
- ・避難所(体育館)で、職員とともに待機した(2名)。
- ・引き渡しができない児童は数名だったので、教員と特別教室で待機した。
- ・教職員とともに校長室で待機。
- ・校舎屋上の屋根裏倉庫内。
- ・児童生徒等が全員集まって校庭で待機した。
- ・1日目は神社の境内で野宿、2日目は学区で1階が被災した中学校で、3日目からは隣の中学校で。
- ・県道の脇の高い山の中と学校裏山の神社の社。
- ・校庭にテントを張り、たき火をして『仮避難本部』を設定した。迎えに来た車で夜を明かした。
- ・校庭脇にある自転車置き場をシートで覆って待機していた。
- ・第4次避難先となった高校の一室を借用し職員、地域住民等と一緒に待機させた。
- ・職員宅で待機。

(3) 備蓄品の使用状況

SQ31-1 学校(園)で準備していた備蓄品は使えましたか。その他回答

- ・防寒具として、カーテン、教室のジャージなどあらゆるもので防寒した。
- ・ストーブ等の暖房器具等。
- ・一部使うことができた。
- ・備蓄倉庫があったが、津波による火災によって焼失し、物品が使用できなかった。
- ・個別に預かっていた薬品、医薬物品を使用した
- ・高等部の調理実習用の食材が使えた。
- ・新品の発電機が使えなかった。(修理後使用できた)
- ・備蓄品が火を使うレトルト食品、のどの乾きやすいビスケット、使用不可能であった
- ・備蓄品ではないが、合宿用の毛布は重宝した。
- ・毛布は真空パックされていたため、浸水後も使うことができた。

(4) 帰宅困難な児童生徒等が発生した際に必要となる対応や備品など

問32 今後、帰宅困難な児童生徒等が発生した際に必要と考えられる対応や備蓄品などがあればご記入下さい。

- ・水、飲み物、食糧(非常食)、乾パン、インスタント食品、缶詰、おやつ、塩、みそ、梅干し等。(573件)
- ・暖房器具(石油等電気によらないストーブ、だるまストーブ等)、燃料(灯油等)(347件)
- ・毛布、防寒衣料等の防寒用品。(202件)
- ・乾電池、懐中電灯、発電機、発電用ガソリン等。(175件)
- ・寝具、紙コップ、紙食器、洗面用具、タオル、衛生用品などに日用品。(89件)
- ・水洗トイレ用の水、使い捨てトイレ、トイレトペーパー等。(54件)
- ・ガスコンロ、簡易コンロ用ガスボンベ。
- ・非常時に使える通信手段(衛星電話、無線等)、携帯電話の充電器。
- ・ラジオ。
- ・照明器具、投光機、ろうそく、マッチ、電子ライター。
- ・風雨や寒さを凌ぐための建物。
- ・防寒に必要なテント類、シュラフ、毛布、布団。
- ・衣類、着替えの下着、靴下、運動着。
- ・医薬品、応急処置用薬品セット、包帯、さらし、マスク等。
- ・非常用の倉庫。
- ・ハンドマイク、トランシーバー。
- ・ヘルメット、担架。
- ・ビニールシート、ロープ、ブルーシート、ござ、段ボール、古新聞紙。
- ・雨具。

2 津波による被害状況と対応について

2-1 東日本大震災における津波による被害について

(1)津波による人的被害

SQ35-1 児童生徒等はそのような状況で被害を受けましたか。死傷、行方不明になった場所や原因など把握されていることがあれば、主な被害についての場所や原因などについてご記入下さい。

注：津波被害については、学校管理外での被災も含めている。

【幼稚園】

- ・当日卒園式だったため、年少中は休園だったため、自宅にいた園児1名が波にさらわれ死亡した。
- ・自宅で被災した幼児が祖母と共に行方不明。
- ・降園中に園児バスが津波に巻き込まれ園児5名、添乗員が死亡した。
- ・降園後、伯母宅に向かった（途中買い物の後）伯母の運転する乗用車が津波に巻き込まれた。
- ・園に残っていた園児は園バスで待機している時に、津波に巻き込まれ流されてしまった園児がいた。
- ・保護者と共に帰宅後や園バスで送り届けた後、家で津波に巻き込まれ、流されてしまった園児がいた。
- ・降園後、保護者と共に自宅へ向かう途中、津波に巻き込まれ車中で溺死した。
- ・降園後自宅にて津波により死亡した。
- ・園バスで自宅近くまで送り、迎えに出ていた祖母に手渡した（2時25分頃）。その後、祖母と共に行方不明。現在も発見されていない年長児がいるが、地震の揺れの為か、津波の為か分かりません。

【小学校】

- ・自宅から避難中に津波にさらわれて死亡した。
- ・保護者と共に自家用車で下校中に津波に巻き込まれ死亡した。
- ・保護者と共に下校後避難している際に、津波に巻き込まれ死亡した。（7件）
- ・保護者とともに下校中、国道の渋滞により津波に巻き込まれ死亡した。
- ・祖母とともに下校途中に津波に巻き込まれ、溺死した。
- ・帰宅後、車で避難、移動中に津波に流されて死亡した。
- ・帰宅後、津波で住宅ごと流され死亡した。
- ・保護者に引き渡された後、隣接市の親族の安否を心配し、向かう途中で津波に遭遇し死亡した。
- ・児童2名死亡。2名とも保護者に引き渡し後、保護者と共に別の場所に移動しようとして津波に巻き込まれ、死亡した。（日本スポーツ振興センターの特別弔慰金の支給対象と認定されたため、下校後ではあったが、「学校管理下」として回答。）
- ・下校後、まだ学校にいた弟を迎えに、両親、祖母と一緒に車で走行中、津波に飲まれて全員死亡した。
- ・避難するため、自宅から出ようとしたとき、津波に流されて死亡。
- ・地震後、児童が保護者（父）に引き取られた後、父の実家に行き、そこで母や祖父母とともに津波に遭い死亡した。
- ・保護者と該当児童は自家用車で親戚を迎えに行くために、往路か復路かは不明であるが、車を運転中に津波に巻き込まれたようである。死因は「津波による溺死」であった。
- ・祖母と一緒に避難所に避難した。
- ・いったん下校後、家族と一緒に避難しようとして津波被害にあった。
- ・（学校の管理下であったかどうか不明であるが）保護者と共に下校中、あるいは避難の途中、既に帰宅している等の状況下で、津波に巻き込まれた。
- ・地震後に保護者に引き渡した。（生き残った父親の話によると）母親が、児童とその弟（1歳）、父親を車に乗せ、父親の勤め先まで父親を送った。父親を車から降ろした後、児童と母親だけで車で避難した。その後、行方不明になり、約1か月後に見つかった（状況から避難中に津波に巻き込まれたものとされる）。
- ・近くの小高い国道への避難途中、学校を出てすぐのところまで津波に呑まれた。学校近辺での死者が多いが、外洋まで流された児童もいる。不明者もいる。
- ・帰宅後父の乗用車で避難する途中に被災した。
- ・帰宅後、引き渡し後に津波に巻き込まれ、死亡、行方不明になった。
- ・学校での引き渡し後に支所に避難し津波に巻き込まれたりして死亡したと思われる。
- ・保護者（祖母）に地震の後引き渡し、祖母の家に帰宅後津波で祖母と児童2名が死亡。
- ・父親に引き渡した後、車で母親を迎えに行くため勤務先に向かう途中、津波に遭遇し巻き込まれ死亡した。
- ・いつも、下校の際には、祖父の家に帰ることになっており、祖父の家に向かう途中で震災にあう。一人で歩いていたが、地震が大きかったため、一人で指定避難場所の高台へ避難した。その場で、心配して探しに来た叔母と会い、寒かったことから高台にとめた乗用車の車内に入っていた。叔母も自動車に乗っていたが、外の動きがあわただしくなり、何事かと車を降りて海が見える方へ歩いていくと、津波がすぐそこにせまっていた。あわてて自家用車にもどり、児童をおろして逃げようとしたが間に合わず、津波に巻き込まれた。
- ・身を寄せていた施設から避難中に津波に襲われ死亡した。
- ・津波到達前に保護者に児童を引き渡しした後、自宅に帰ってから避難中に、津波に遭遇した。死因は溺死である。
- ・下校後、自宅に居て津波に巻き込まれ、死亡した。
- ・欠席をして、自宅にいて津波に巻き込まれ、死亡した。
- ・保護者が迎えに来て、そのまま自宅へ戻り、津波被害にあい行方不明となった。2名死亡。

- ・下校途中、地震発生のため近くの祖母宅へ避難する。その後大津波により、逃げ遅れたために死亡。
- ・保護者に引き渡された後、隣接市の親族の安否を心配し向かう途中で津波に遭遇し、死亡した。
- ・地震発生時、祖母宅に下校していて津波から逃げる際に全身に打撲を負った。
- ・保護者が迎えに来校。児童を引き渡した後、すでに下校していた妹を探しに学校を親子で離れた。自宅方面で妹を探索中に津波に巻き込まれたものと推測される。(後日、遺体で発見。妹は知人に連れられ学校へ避難したために無事。)
- ・地震発生時、祖母宅に下校していて、津波から逃げる際に全身に打撲を負った。

【中学校】

- ・自宅前の路上で避難しようと車内待機中に津波に襲われ死亡。
- ・午前中に卒業式を行い、帰宅後自宅が津波の被害にあい、生徒とその父と姉が死亡した。
- ・保護者とともに下校中などで津波に巻き込まれ、保護者とも死亡した。
- ・当日は、体調不良で学校を欠席し、自宅の自分の部屋にいたところを津波にのまれて行方不明となった。
- ・下校後、友人と外出していて、津波のあと帰宅し、自宅付近で避難途中で津波に巻き込まれたり、同級生とともに幼稚園の妹を迎えに向かっている途中で津波に巻き込まれるなどして死亡・行方不明となった。
- ・保護者と共に下校中に津波に巻き込まれ行方不明になった。
- ・翌日の卒業式準備のために1,2年生よりも早く下校して自宅にいた2名が津波にさらわれた。1名が死亡、1名がいまだに行方不明である。
- ・当日は午前中に卒業式を行い、1,2年生は帰宅させていた。本校では2名の生徒が死亡したが1人は自宅で津波に巻き込まれた。また、1名は避難所に一時退避したが、保護者と家族の安否を確認するために避難所から離れ、津波の第2波に巻き込まれたと思われる。
- ・3月11日は、卒業式の前日で1,2年生が午後から卒業式の会場準備を体育館でしていた。3年生は、午前授業で下校した。A男は、通院中であった。大津波警報を聞き、自宅にいた母親を気遣い自宅に戻った。そこに大津波が襲来した。B子は、自宅で大津波警報を聞き、市が指定した避難所に避難した。そこに大津波が襲来した。C子は、大津波警報を聞き、自宅にいた犬を気遣い、母親の運転する自家用車で自宅に戻った。そこに大津波が襲来した。
- ・帰宅した生徒が、自宅や逃げる途中で津波に巻き込まれ死亡した。
- ・高校入試の時期で生徒は自宅学習中であった。海岸近くの生徒の家に遊びに行った生徒がともに津波に巻き込まれて死亡した。

【高等学校】

- ・保護者と共に車で下校中に、津波に巻き込まれ死亡した。
- ・下校後、身体の不自由な父親と一緒に、自宅もしくは避難途中で、津波に巻き込まれなくなったと思われる生徒がいる。登下校中に被害にあった可能性は低いと思われるが、その時どのような状況だったのかは、確認のしようがない。なお、通信制の生徒は在籍期間が長いため、普段登校していない生徒については、現在も消息を確認中である。
- ・午前授業。午後、校外の施設で部活動準備中に地震、指定避難所に避難したが、そこが津波にのみ込まれた。
- ・下校中に津波被災。
- ・卒業して在宅時に被災。
- ・保護者に引き渡した生徒が帰宅途中、保護者とともに津波に巻き込まれ、死亡する。
- ・保護者は引き渡しの際、生徒とともに生徒の同級生も同乗させ、自宅を目指したが、帰宅途中で同級生が帰宅方向と反対方向にある自宅へ戻ることを訴えたため、う回路を回って同級生を自宅に送り届ける。その後、生徒と保護者は再び本校前の道路を通過して自宅に戻る途中、学校付近で津波に遭遇した。
- ・下校途中に駅のホームで地震にあい、曾祖母と祖母の安否確認のため自宅へ向かい津波に巻き込まれ死亡した。
- ・卒業式前日だったため、生徒は全員下校しておりました。したがって、生徒は自宅または外出先から避難しました。死亡した生徒は2名おります。1名は祖母とともに避難しようとして逃げ遅れました。もう1名は、母親と車で祖母を迎えに行き、流されました。

【特別支援学校】

- ・児童デイサービスを行っている法人の車で自宅に向かっていた途中で、津波に巻き込まれ死亡した

(2)浸水被害の範囲

SQ37-1 貴校(園)に到達した津波によりどこまで浸水被害を受けましたか。その他回答

- ・津波による流出。損壊建物自体の津波による崩壊津波による甚大な被害。
- ・体育館流失、校舎屋上まで浸水で流木等が突き刺さった状態。
- ・地震や津波により、校舎、体育館等全てが浸水、破損。
- ・校庭、駐車場、その他校地での液状化、亀裂、浸水など。(8件)
- ・園舎の物置、敷地の遊具及び倉庫等、すべて流出。
- ・園舎流出。
 - ・園舎一階部分流出
 - ・駐車場の一部浸水。
- ・校庭の浸水と体育館の半分まで浸水。
 - ・3階まで浸水した。
- ・被害はなかったが、学校周辺の道路が浸水した。
- ・津波は校舎の4階にあたる屋上付近まで達し、校舎と体育館は全壊した。
- ・体育館、校舎は全壊し最終避難の場である高さ20m以上の県道まで津波が到達した。
- ・校舎の屋上を超えていた。
 - ・校舎の3階まで浸水し、1,2階は全壊した

- ・校舎が全壊した。
- ・学校の校庭の下の田まで、津波が到達した。
- ・がれきや乗用車等、様々なものが校舎1階や体育館を破壊した。
- ・3階屋上の給水タンクも水没した。(推定25m)
- ・1階が水没した。
- ・屋上まで達し、全壊した。
- ・北校舎2階以外は津波の直撃を受け、壊滅状態となった。
- ・津波は屋上を超え、校舎3階の備品もすべて流出した。体育館も流出。
- ・体育館、新校舎1階(技術室)が浸水。それより高い位置にある本校舎の玄関まで到達。
- ・校庭下の法面まで津波が到達した。
- ・運動場脇まで到達した。
- ・最上階(3階)まで浸水。
- ・校舎4階床面まで浸水した(全壊)。
- ・校地周辺の道路。
- ・川の逆流による敷地内への汚泥の侵入。
- ・地震の後、津波に襲われたので、物的被害の原因が地震のみの被害と特定できない。
- ・校舎1階天井まで損壊、2階床上約20cm浸水。
- ・校庭のフェンスが倒され、駐車場の一部が浸水した
- ・3階建て校舎と体育館が全壊
- ・校舎1F水没流失、体育館ギャラリーの高さまで水没流失。
- ・校舎1階の天井付近まで浸水した。
- ・周辺一帯が浸水。
- ・校舎1階及び体育館は壊滅状態。一部校舎は2階床上まで浸水。
- ・校舎1階、各実習棟、体育館等浸水。・船具庫の倒壊、流失。

2 『津波』に対する各学校等の対応について

(1)津波からの避難場所

問39 貴校(園)では、津波からどこへ避難しましたか。その他回答

- ・近隣中学校体育館。
 - ・本校が指定避難場所だったため、そのまま待機させた。
 - ・指定場所からさらに高台に避難した。
 - ・高台の中学校へ避難した。
 - ・講堂。
 - ・指定避難場所の高台へ避難したものの、そこにも津波がせまり、より高い神社への道をかけあがった。
 - ・学校体育館が避難所となっているため体育館に避難した。
 - ・校庭から体育館へ移動。
 - ・校舎の最上階及びその下の階に避難した。※
 - ・海から遠い校舎の3階に避難した。※
 - ・屋上がないため、校舎上階に避難。※
 - ・みぞれが降っていた。屋上ではなく校舎の2,3階に避難した。※
 - ・校舎の3階教室へ避難した。※
 - ・校舎の2-3階に避難した。※
 - ・校舎の3-4階へ避難した。※
 - ・校舎内の2階、3階または学校屋上に避難した。※
 - ・津波に対する避難意識が無かったため避難しなかった。
- 注：※の回答については、「校舎の上階や屋上に避難した」としてまとめて集計した。

(2)危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、課題や反省点

SQ40-1 津波に対する避難行動について、危機管理マニュアルの手順や方法で功を奏した点、あるいは、課題や反省点などがあればご記入下さい。

【功を奏した点】

- ・海岸から離れる。河川から離れる。高台へ避難するについては徹底されていた。
- ・訓練や過去の実際の避難行動によりマニュアル通り避難できた。
- ・生徒の避難がスムーズであった
- ・危機管理マニュアル通り、防寒具を着て、ランドセルを背負い3階に避難した。(津波を想定した行動)は功を奏した。しかし、保護者が地震後すぐに迎えに来た。マニュアルでは引き渡しになっているが、大津波警報が発令されているし、防災無線ではその高さが徐々に高くなっていった。迎えに来る保護者が増え混乱を避けるためにやむを得ず引き渡した。結果、学区中心に津波が浸水した。幸いにも津波に巻き込まれた児童、保護者はいなかったが、間一髪で学校に避難してきた。
- ・ほとんどの生徒がすでに帰宅し自宅等にいたが、それぞれの判断で高台に避難する等安全の確保に努めた状況が後に確認された。
- ・警報が解除鳴るまで学校で待機した。地域の住民を受け入れた。
- ・平成22年12月に危機管理マニュアルを作成していた。マニュアルに従って避難行動を取り、校地内にいた

生徒達には怪我等の被害はなかった。

・登校後、津波警報発令中（今回、実際の津波被害に遭遇）は、学校に待機させることを家庭に知らせていたので、二次被害もなかった。

【課題・反省点】

・大津波警報発令中であっても保護者の迎えがあり、保護者を校舎に避難させるか児童を引き渡すかで混乱があった。

・今回のような1、2年生は学校、3年生は帰宅している状況での対応で3年生が後回しになってしまった現状に課題が残る。

・登下校中に発生した場合の対処方法を再検討した。

・保護者が迎えにきたら、生徒を帰らせることになっていた。今回のように何回も津波がくる場合は、十分に時間をかけ、安全確認をしてから帰す必要があった。

・水、食料の備蓄、連絡手段の確保が課題である。

(3)危機管理マニュアルに示された以外の避難行動とその理由や功を奏した点、課題・反省点

SQ40- 2 津波に対する避難行動について、危機管理マニュアルに示された以外の行動をした場合や、危機管理マニュアルに規定していなかった場合、その実際にとった行動とその理由、功を奏した点、あるいは課題や反省点をご記入下さい。

【実際の行動】

・地震に対する対応のみであった。

・学校より高台の場所にそれぞれ避難したこと。

・所定の避難場所から明文化されていない裏山にさらに避難した。

・当初部活動で登校していた約100名の生徒を2階普通教室に避難させたが、大津波警報に変わった時点で3階に避難させた。

・すでに帰宅していた2名の生徒が津波により犠牲になったが、具体的な行動については不明である。

・学校で待機させたこと。

・避難場所学校グラウンドで無く、駐車場に避難、点呼した。

・避難していた校庭から、校舎3階に移動した。

・生徒を保護者に引き渡すことなく、学校から移動させないようにした。

・沿岸部から遠いので、津波に対して特段の避難行動はとる必要がなかった。

【理由】

・津波の心配のない海岸段丘の上に校舎が位置しているため。

・本校は津波の想定区域外にある指定避難場所であり、津波の襲来を想定していなかったため。

・校舎の被害がかなりあることで揺れ等がおさまっても、校庭に避難しつつ保護者の迎えを待つようにした。

・予想を超える高さの津波が押し寄せたため生徒の生命の安全を確保するため。

・地震当初は津波警報で約3mという情報だった。そのため2階普通教室に生徒を避難させた。その後大津波警報で6mという情報に変わり安全確保の観点からさらに上階の3階に避難させた。

・学校グラウンドは地割れのため危険であった。グラウンドへ行く道路が高架橋の下を通る事になり危険であった。津波の心配もあり、少しでも高い駐車場に指示した。

・防災無線から大津波の情報が入り、校舎の被害状況も安全が確保されていると判断できる状況にあったため。

・余震も考えられるので、高台に住居のある生徒においても移動中事故が起こる可能性があるため、全員帰宅させなかった。

【功を奏した点、課題・反省点】

・保護者の職場や生徒の自宅の一部が津波想定区域内にあるため、保護者への連絡方法や手順を明確にした。

・避難した児童は全員無事であったが、避難した場所が多岐であったため、児童やその家族の状況の把握に多くの時間を要することになった。

・保護者が自主的に迎えに来てくれて、全児童を安全に帰宅させることができた。

・第1次避難場所にとどまっていれば浸水を受けて危険な状況になっていた。海を望める場所であったために状況を把握しながら行動することができた。

・地震が起こってからの初期の安全対策はマニュアルどおり教職員の適切な対応で進められていたが、その後テレビ、ラジオ等の情報をもとにさらに対策がとれたのは、良かった点である。

・地域の住民の受け入れもすぐにできてよかった。

・避難指示がスムーズに行われた。平成23年度の避難訓練は駐車場で行われた。

・校庭下の田まで押し寄せた津波を児童に見せなくて済んだ。

3 安全管理・防災教育などの実施状況について

3-1 各学校等での避難訓練の実施状況について

(1)避難訓練の種類

問 15 貴校(園)では、どのような災害を想定して避難訓練を行っていましたか。その他回答

- ・地震、火災などの複合訓練。
- ・火山対策訓練。(7件)
- ・原発事故対策訓練。(4件)
- ・保護者への引き渡し訓練。
- ・不審者対策訓練、防犯訓練。(492件)

(2)地震に対する避難訓練での重点内容

SQ15-1 貴校(園)では、地震に対する避難訓練において、震災前にどのような訓練内容に重点をおいて実施していましたか。

- ・揺れに対する一次避難指導。初期避難行動の重視。
- ・落下物への対応として、机の下に入る。
- ・安全確保を第一に、一次、二次避難経路、場所、注意点に重点を置いて実施。
- ・落下物の回避、落ちて安全な避難。
- ・身を守る。校庭に安全に避難する。
- ・情報を良く聞き教員の指示に従って安全に、しかも速やかに避難することに重点を置いて実施した。
- ・あわてないで、自分の身を守る。(机の下などに隠れる)
- ・避難訓練の放送や担任の指示を絶対に聞き逃さない。
- ・「お・か・し・も」(押さない・駆けない・静かに・戻らない)の約束のもと、机の下等への一次避難から戸外避難の二次避難を実施していたので、円滑な誘導につながっている。
- ・地震により火災が発生した場合の安全で迅速な避難について。
- ・保護者への確実な引渡し、緊急時における保護者との連絡。
- ・避難経路の安全の確認、児童生徒の落ち着いた行動、冷静な判断。
- ・教職員の動き(避難誘導、施設設備の点検、生徒の安否確認、点呼の仕方等)。
- ・生徒の集団行動(整列、点呼、担任への連絡の仕方)。
- ・火災発生時の対応方法。
- ・停電で放送が使えないときの避難の方法。
- ・被害状況によって変わる避難ルートの確認。

(3)津波に対する避難訓練での重点内容

SQ15-2 貴校(園)では、津波に対する避難訓練において、震災前にどのような訓練内容に重点をおいて実施していましたか。

- ・津波の怖さを知らせるとともに、より高い場所に迅速に避難すること。
- ・学校は高台にあり、津波襲来が予想される場所がないことから、各家庭での津波からの避難、休日及び休業中の遊泳中の避難の仕方等々、地震による避難訓練の講話や指導において行っていた。
- ・避難経路を使った避難場所(校庭)への児童の誘導。
- ・市指定第一避難場所への迅速な避難、登下校中を想定しての避難。
- ・過去の津波被害様子から、海のそばから素早く高台に逃げることなどの自宅や地域にいたときの避難の仕方(津波でんでこ)に重点をおいて実施した。
- ・登下校時に津波警報、注意報が出た場合に、近くの安全な高台へ避難することを重点に実施している。
- ・訓練内容は、地震とセットで様々な場合に対応できるように考えていた。訓練以外の実際の地震とその際の津波注意報などでも、実際に避難していた。
- ・地震から津波注意報が出るまでの時間や一次避難から二次避難までの時間を計測したり、持ち物で必要な物をみんなで作ったりした。その中で、ラジオや児童名簿、USB、防寒着などの持ち物を決めていった。
- ・幼稚園、校、中学校が合同で避難計画や訓練を行い、波に備えてきた。小中共有している校庭に避難し、より高い場所として公民館前の高台まで避難する計画であった。
- ・下校後に、を渡る前に地震が来た場合は学校に戻る。橋を渡った後に地震が来た場合は、から離れた道路(通常の下校コースより内陸側)を通ること。また、万が一の場合に避難できることになっている公民館の屋上等に上ること(実際に訓練の中で、体験している)等に重点を置いて指導していた。
- ・津波警報が出された場合、どこに逃げるができるか一人一人に考えさせていた。
- ・災害弱者への支援。
- ・指定避難所並びにルートの確認に重点を置いて実施した。
- ・地域との連携による学校独自の避難場所の設定と高台の民有地への避難訓練(15分以内を想定)。

- ・地震の揺れが収まった後、新校舎3階に円滑に避難誘導することを中心に実施した。
- ・地域ごとに集団下校し、津波の際の避難方法、避難場所を確認した。

(4)避難訓練の参加団体

問16 貴校(園)の地震に対する避難訓練では、どのような人や団体が参加していましたか。その他回答

- ・町役場、県など(20件)
- ・併設する学校等。(15件)
- ・隣接する施設の職員、利用者。
- ・NHK職員(「緊急地震速報」を用いて訓練するため)。
- ・NTT、日本赤十字社。
- ・PTA会員、交通指導員。
- ・学童保育所、児童館。
- ・消防設備点検業者、防災関連事業者。(8件)
- ・スクールサポーター。
- ・近隣の教育施設(図書館児童館)、近隣施設職員。
- ・町内会。

(5)地震に対する避難訓練において地域の住民や組織・団体と連携したことによる効果

SQ16-1 事前の地震に対する避難訓練において地域の住民や組織・団体と連携していたことにより、具体的に効果が発揮された点などがあればご記入下さい。

- ・避難における具体的かつ専門的な立場(消防署)からの説明は、生徒の防災に対する関心が高まった。
- ・避難時における教職員の誘導のしかたや具体的な避難のしかたについて専門的な助言を頂けた。
- ・煙体験を消防職員が行ってくれたことにより、煙の恐ろしさを体験できた。
- ・二次避難時に、パニックに陥らずにスムーズに避難場所に避難することができた。
- ・行動訓練の問題点の指摘を受け、改善に努めてきたことが良かった。
- ・地区の保護者で協力できる方にも参加してもらっている。(PTA校外指導部等)
- ・避難経路の見直しと安全な避難誘導について指導を受けている
- ・消防署から地震発生時の対応について指導を受けた。例えば、避難経路確保のための窓や扉の開閉について。
- ・消防署に参加してもらうことで、緊迫感が生じる。
- ・幼稚園、小学校、中学校との合同訓練を行っていたため、中学生が小学生や幼稚園児をかばってくれた。
- ・体育館を避難所として開設した時には、中学生を中心とした助け合いが見られた。
- ・避難訓練の中に保護者への児童の引き渡し訓練も加えていたことで、全保護者が時を置かず児童の迎えに来校した。また、職員の児童の引き渡しへの対応も円滑に行うことができた。
- ・児童引き渡しについての規定と方法が周知されていたため、混乱なく引き渡すことができた。
- ・職員の対応や連携について、専門的な立場から助言等を受けられたことにより、避難誘導の改善を図ることができた。
- ・火災発生を想定し、煙道体験を入れた。受入れをしている小学校と共に訓練ができた。
- ・病院と併設しているため、合同の避難訓練毎年行っている。
- ・火災想定での避難訓練では、消火器等の操作や適切な避難の仕方を学ぶことができた。
- ・避難行動の在り方や緊急避難の仕方等を具体的に理解することができ、その後の訓練や日常の指導に役立った。
- ・専門的な見地からの助言を頂くことができた。
- ・町内会主導で避難所立ち上げ訓練を行ったことは、震災当日の避難所運営に大変有効であった。
- ・避難所に開設する仮設トイレを設置できた。発電機を持ってきていただき、避難所での夜間の安全が確保できた。
- ・中学生が、小学生、保育園児、老人福祉施設入居者への支援活動をしながら避難した。
- ・地域住民の命を救うことができた。地域に1000枚配っていた「安否札」で避難行動を喚起できた。また、玄関先に「安否札」が掲げられていたことにより、家に入らず避難した方の命を間接的にはあるが救うことができた。
- ・訓練と同様に、学童保育の指導員も保護者への引き渡しの確認と待機児童の保護にあたることができた。
- ・外部から指導をいただくことにより、訓練に対する意識が強まり緊張感を持って取り組むことができる。
- ・第一次避難場所として近所の高台にある民有地を設定していた。そのため、地震発生から15分以内に公園等で遊んでいたにもかかわらず自ら避難した児童が多くいた。また、地域の方々が児童に声をかけ、共に避難場所まで誘導し避難してくれた。
- ・本地域の津波被害の歴史や地形の特徴など、地域の方でなければわからないことまで教えていただいた。
- ・生徒が地域住民の一員としての防災意識が高まり、災害時に生徒が地域の高齢者の避難を補助するなどの行動をとった。
- ・避難所の開設にあたり町内会長のリーダー性が発揮された。
- ・生徒が避難物資運搬やプールからのトイレ用の水くみなど自主的に活動した。
- ・町内会の代表や地域の方々、関係機関の方々と顔見知りであったために、避難場所の移動(津波警報により

体育館から校舎 2.3 階へ) や避難所運営が円滑に行えた。

- ・防災に関する取組(講演会, レスキュー訓練, 避難訓練)を町内会と連携して行ってきてことで、避難所の運営に当たっては大きな協力をいただくことができた。
- ・一方で、今回の震災に際しては効果がほとんど無かったという意見もあり。

(6)避難訓練が今回の震災に活かされた点

問 17 事前の避難訓練は、今回の震災において、どのような点で活かされたと考えますか。その他回答

- ・教職員の適切な判断。
- ・練の結果、避難の手順などがうろたえずにできたこと。
- ・下校中の高台への避難。
- ・下校途中の小学生を本校生徒が、本校校庭に誘導した。
- ・家庭や学校外の場所での避難行動。
- ・学校外での生徒の自主的な安全確保。
- ・避難行動の基本が徹底されていたため、全体への指示がなくても各教員が適切に判断し対応できた。
- ・避難所開設や運営は、地域の方がいち早く取りかかり、共同運営体制がとれた。
- ・前回の地震の教訓は、地域の人にしっかりと受け継がれている。
- ・二次避難場所の体育館は避難してきた地域住民と重なったが、住民の皆さんも協力してあまり混乱はなかった。

(7)事前の訓練が今回の震災において活かされなかった点

問 18 事前の避難訓練が今回の震災において活かされなかった点などがあればご記入下さい。

(1)マニュアル整備

- ・大きな地震は、心の動揺が大きく平静に行動することが困難であると思われる。
- ・雪が降った場合の対応。
- ・揺れの強さによっては、マニュアルどおりに室内待機が必ずしも安全とは限らない。もし生徒が校舎にいたら、どのように避難指示を出すか、非常に難しかったと思う。
- ・状況を冷静に把握し適切な判断をすることが重要であることを教えられた。
- ・想定外のことが多すぎて、訓練に組み込まれない内容だった。
- ・避難訓練は在校時の想定であり、今回のような生徒が帰宅した後についてマニュアルの確認だけである。
- ・訓練ではどうしても特定の状況のみの訓練になってしまっていた。震災当日はその場で考えて行動しなければならないことが多かった。
- ・避難訓練が津波対応になっていなかったこと。
- ・今までの訓練していた内容は児童の行動に反映されていたが、今回の地震は訓練の想定をはるかに超えており、パニック行動を起こした児童も何名か見受けられた。

(2)初期対応

- ・机の下に身を隠す行動を指導をしていたが、揺れが激しすぎて身を隠すことができなかった。
- ・教師、生徒ともに、大きな地震がいつでも起こりうることの意識を高め、落ち着いた対応をすること。

(3)二次対応

- ・大津波到達時刻や地震規模や余震に関する情報が届かなかったため、更に高台に避難するかどうかの判断に困った点。
- ・長時間の避難となり、トイレや寒さ対策がなかった。停電により校内放送が使用できず、第二次避難指示は校舎内を職員が回って行った。
- ・一次避難は効果を発揮した。二次避難については放送が使えず、人の手を借りて指示せざるを得なかった。
- ・二次避難については時間がかかった。
- ・教師、生徒ともに、大きな地震がいつでも起こりうることの意識を高め、落ち着いた対応をすること。
- ・本校が地域の避難場所であったため、さらに高台へ避難することは想定していなかった。
- ・三次避難場所については想定していなかった。

(4)学校管理下の状況別対応

- ・生徒が在校中の避難訓練のみだったために、下校後の安否確認に混乱が生じた。
- ・避難訓練の大前提が「生徒が校地内で活動している」ことであったため、電話連絡等の安否確認の訓練を実施することがなかった。今後、避難訓練を立案する際は考慮していきたい。
- ・地震発生時の児童生徒の安全確保に関しては、部活動ごと各エリアでの活動であったため、統一した指示ができず、各エリア事の対応となった。
- ・余震が収まり始めたころからの情報収集及び伝達的手段が失われたこと。

(5)校内体制など

- ・児童への対応を中心に考えておいたが、大津波警報が発令され地域住民が自家用車等で校庭に避難してきたため、児童への対応と重なって職員が超多忙となった。
- ・地域住民との連携、避難所の開設などが課題。
- ・関係機関との情報の連絡。
- ・検索などの役割分担も決めていたが、実際には休暇を取って不在の教師がいたり、教室外の場所にいたりし

て予定通りに機能することはできなかった。

・学校周辺が水没したこと、学校に600人を超える避難者への対応に追われたこと、市からの応援も無く対応に追われたこと。毎年、地域防災会議を地域と行政と共に行っていたが、残念なことに避難所運営の意識がかなり低く、学校が運営しなければいけない状態が続いた。町内会ごとの運営もあり、念頭になかったことも考えられるが、結局のところ、学校がマニュアルを作成し、説明し、地域は常に受け身になっていたために、意識がかなり低かったものと考えられる。更に、地域町内会等は高齢化も問題に入れる必要がある。行政自体は災害時の研修もなく、その人の判断によってかなり対応の差が見られた。

・関係機関（消防、教育委員会、児童館）との連絡、連携学校に避難してきた地域住民への対応は訓練していなかった。次年度は、その点を配慮した地域と共同での訓練を実施したい。

(6)引き渡しと待機

・一部の保護者が引き渡しを強く要望したが、事前に警報発令中は引き渡ししないなどと年度当初に保護者に伝えておくべきであったと思う。

・通信手段が使えなくなった時の保護者への連絡のあり方。通信手段が混乱し、安否確認、帰宅確認に時間がかかった。

・メール、携帯電話、固定電話が使用不能なり、児童の引き渡しにおいて保護者と連絡のとりようがなかった。

・保護者への引き渡しでは実効できでなかった。改善していきたい。

・余震が続く緊急した状況の中、地域住民への対応と大人数での混乱のため避難訓練で行っていたとおりの引渡しができなかった。

・保護者の安否が確認できず、生徒が不安になった。

・児童の二次避難後の保護者等への引き渡しと、学校に避難してきた地域住民や帰宅困難者等が予想を超えて押し寄せたので、その後の避難所開設等の対応策に追われた。

・関係機関との情報のやり取りができず、避難所の円滑な解説や運営が初期の段階でできなかった。

・児童の引渡しが学校に避難してきた地域住民への対応と重なり混乱した。下校した児童に対する児童の安否確認、保護者への児童の引き渡しの仕方などについては、実施していなかったため、円滑に行うことができなかった。二次避難後から保護者へ引き渡すまでの手順が明確になっていなかったため、引き渡すタイミングの判断に躊躇した。

(7)物品・備蓄など

・停電や余震の発生による対応。

・停電時の連絡方法全般が困難である。

・防災無線などが使えず、関係機関への連絡と正確な情報の収集に時間がかかった。

・ガソリンの枯渇による巡回範囲、回数、人数の縮小は予想していなかった。

・食料、毛布等不足していた。

・避難所開設についての具体的な訓練は行っていなかった。

(8)教職員研修

・パニックにより教職員による指示が不徹底となってしまった。

・持ち物の準備や靴の履き替えなど、訓練では見られなかった判断により、避難に若干の遅れが生じた。

3-2 各学校等での防災教育の実施状況について

(1)防災教育の内容

問 20 貴校(園)では、防災教育として震災前まではどのような内容の指導を行ってききましたか。その他回答

- ・「おかしもすき」の周知。
- ・「地学Ⅰ」の授業にてごく簡単に触れているが、対象は生徒の一部である。
- ・保健体育の授業
- ・建築士による耐震診断授業。
- ・小4年生の社会科学習で隣の町の防災センターを見学し、防災のしくみを学んだ。
- ・AEDの使い方講習（指導）。応急処置や救命救急法。
- ・絵本、紙芝居、DVDなどを見せた。
- ・サバイバル飯の調理実習。
- ・火災及び地震の際の避難の仕方（相違点を含み）
- ・外国での津波被害の様子。
- ・災害ポスター、習字の作品作りをした。
- ・市教委発行の防災授業資料を活用しての授業。
- ・着衣泳の指導を長年実施してきた。
- ・中学生ができる地域防災活動（プチレスキュー講座）
- ・日本の国土の特徴と災害の種類、日本の防災文化
- ・被災地への励ましのメッセージ郵送
- ・避難所の設営と運営

(2)防災教育が活かされた具体的な児童生徒等の行動

SQ21-1 事前の防災教育が活かされた具体的な児童生徒等の行動で確認されていることがあればご記入下さい。

(1)初期対応

- ・地震の際は、落下物があることを認識し、机の下にもぐるなどして、自らの身を守った。
- ・地震の際の素早い行動（机の下に潜り頭部を保護することや無言で二次避難場所への移動等）。
- ・児童は、各家庭で自分の身を守る行動をすることができた。
- ・地震の際には窓際、転倒物、落下物を避け、安全な場所に身をおいて頭を守り地震動がおさまるのを待った。
- ・避難が速やかに行われたこと混乱することなく、回りの人々と協調して行動した。
- ・自ら判断し、安全に避難した。自主的に避難できた。
- ・ドアの開放による避難通路の確保。パニックにならずに、冷静に指示に沿った行動ができた。
- ・避難の際、慌てず指示に従い迅速に行動していた。

(2)二次対応

- ・担任の指示に従い、整然と校地外の避難場所に避難できた。
- ・津波から避難することを把握していたことから、自宅等においても高台や地域の避難場所に避難する児童生徒が多かった。
- ・地震発生後、津波発生を想定し、迅速に避難した。
- ・避難中に過去に当地方を襲った津波の被害について静かに話し合っている生徒がいた。
- ・上学年(中2,3)の男子生徒が地震の大きさを実感して下級生や女子児童生徒を守ろうとした。大津波警報の発生時には多くの生徒が高台や鉄筋などの丈夫な建物、学校などに避難した。お年寄りと共に高台や学校に避難したこと。
- ・素早く安全を確保し、二次避難も円滑に行えた。
- ・高学年児童が低学年児童をいたわっていた。
- ・集団になったときに静かにして全体の指示をしっかりと聞き取ろうとしていた。

(3)学校管理下の状況別対応

- ・下校中であったが、落下物をさけ道路の端にしゃがみ、身を守った。
- ・部活動中、顧問が離席していた際に地震発生、生徒は顧問より従前より指導されていたとおり自主的に判断し避難集合した。

(4)校内体制など

- ・震災後、生徒会役員や部活動毎に海岸被災地へのボランティア支援、募金活動、避難所生活者支援など自発的に行うことができた。
- ・中学生は各避難所で、水くみやトイレ清掃など自分たちができることを率先して行った姿が見られた。
- ・地域と共同での訓練を実施したい。

(5)引き渡しと待機

- ・保護者と連絡を取ること。
- ・保護者が迎えに来るまで、混乱せずに待つことができた。

(6)物品・備蓄など

- ・停電や余震の発生による対応
- ・ガソリンが不足し、車で移動できない状況だった。

3-3 各学校等での安全管理の実施状況について

(1)安全管理についての協議内容

SQ22-1 貴校(園)では、防災についてどのような内容の協議を行っていましたか。その他回答

- ・学校が臨時避難所になった場合の対応。(18件)
- ・危険箇所の確認。災害を想定しての避難ルートの確認。
- ・一斉下校訓練の計画と実施。緊急時の集団下校の仕方の確認
- ・学区内の危険箇所の把握と点検。定期巡回。
- ・学校の鍵の管理について。
- ・関係機関と連携した防災計画の推進。
- ・緊急時の保護者への引き渡し方について。
- ・主に、暖房用ストーブ等の火気取扱いについての対応を確認。
- ・地域、関係機関、専門機関、保護者等との合同練習。
- ・地域との連携による津波想定防災マニュアルの検討と避難場所の設定
- ・地域防災委員会との協力体制の確認。
- ・避難マニュアルの妥当性の検討と見直し。
- ・防災チャレンジプランに応募し取組んだ。
- ・管理カメラ設置。
- ・防災研修会の実施。
- ・防災無線の使用法の職員への周知。緊急備蓄物資の確認。

(2)震災当日の校内組織の職員の配置

SQ23-1 震災当日、貴校(園)では災害対策の校内組織の職員の配置はどのような状況にありましたか。その他回答

- ・校長など管理職員のみで対応した。
- ・教職員の健康上の理由や、教職員の動揺、教職員の家族のことなども考慮しながら、一部職員で対応した。
- ・小規模なので在園した全職員で対応。
- ・各部主任等で構成する運営委員会が対策本部の役割を担った。
- ・学院全体の中の組織で職員が配置された。
- ・管理職、学年主任、担任等全職員が一体となって対応した。
- ・市町村職員も加わった。
- ・避難所に泊まれる一部の職員で組織した。
- ・地域防災対策本部と共同運営を行った。
- ・その場にいる職員に対して、その場で必要な業務を直接指示した。
- ・マニュアルに記載された配置以外の役割分担で活動した。
- ・校長が出張により不在であった。
- ・全職員で児童の安全と健康管理にあたった。
- ・明確に「学校災害対策本部」という特別名称で組織はしなかったが、事務係長を含む学年主任をメンバーする会を組織、そこでの検討、協議を通して全教職員に伝達した。
- ・ほとんどの職員が宿泊し、その後の対応に備えた。
- ・教職員も一緒に被災しており、全員がそろって対応することはできなかった。
- ・組織はできていたが、職員の具体的な配置がなされていなかった
- ・連合町内会の動きが早かったため校長、教頭を中心に対応した。
- ・校長が午後から年次休暇で不在だったが、震災発生後に学校に戻って指揮をとった。
- ・自宅が被災の可能性のある職員については、対応から外した。
- ・市からの要請により校長を先頭に学校に待機していた。

(3)校内組織が有効に機能しなかった点とその理由

SQ23-3 災害対策の校内組織が有効に機能しなかったのはどのような点ですか。また、それはどのような理由からと考えられますか。

- ・情報通信網が通じなくなり、状況に応じた対策が立てられなくなった。(325件)
- ・情報通信網が通じなくなり、災害の全体像をとらえられなかった。(145件)
- ・情報通信網の遮断や原発事故による住民避難で、被害や生徒の安否確認が遅くなった。(132件)。
- ・停電のために、電話やメールでの保護者への引き渡しの連絡等が行えなかった。
- ・停電のために、情報が入らず、対策がとれなかった。
- ・教職員が、ガソリン、水、食料等を確保するため勤務できない状況があった。
- ・市役所自体が浸水したり、情報通信網が通じなくなったため、市当局や教育委員会と連絡をとることができず、連携しながら対応することができなかった。
- ・職員の自宅の被災状況にもより、全職員が同じ体制では動くことができなかったのも、できる範囲で無理のないように対応した。
- ・町内会の代表者が在宅避難者であったために、当初は避難者のリーダー不在で避難者との連絡等が困難であり、教職員が全部を代行する形になった。
- ・避難者が700名を超え、また多くの児童も学校に残った。また、停電によって照明が取れず、ストーブも使えなくなるなど、混乱状態にあった。
- ・災害対策本部が法人本部にあり、現場とは地域差、被災の状況も異なることから、温度差があり、現場対策が遅れ気味になっていた。
- ・ほぼすべてのライフラインが寸断されたため、マニュアルにない対応を迫られた。特に、各家庭との連絡網が機能せず、足を運んでの連絡となったため、すばやい対応ができなくなってしまった。教職員の中には、自宅が被害に遭い、そちらの対応をせざるをえない人もいた。ガソリンがないために、出勤できない教員がいた。
- ・校庭に二次避難してから、津波に対する情報収集や高台避難など状況に応じた対策、判断が迅速にできなかった。
- ・情報収集が難しく、学校再開に向けての対策が遅れた。
- ・水やガソリン、食料が著しく不足した上に、原発事故による被曝から身を守る必要があったため何もできなかった。
- ・学校付近の被害が甚大であり、通信網や道路交通網も遮断されたため対策が立てられず、地域の火災とともに当日夕方には避難勧告を受け闇夜の中での集団避難となった。

(4)危機管理マニュアルの独自の内容

SQ24-1 貴校(園)が作成した危機管理マニュアルには、独自の内容としてどのようなものが記載されていますか。

(1)マニュアル

- ・危機管理の必要性、目的、プロセス、体制の確立、事項別危機管理の要点、組織図、緊急事態発生時の連絡先一覧。

- ・津波想定防災マニュアル(緊急時の職員対応、緊急避難場所、連絡網等)災害用伝言ダイヤルについて記述。
- ・熊などの動物が出没した場合や雷が発生した場合の対処の仕方。

(2)学校管理下の状況別対応

- ・地震における、登下校、校外活動、クラブ、スポ少活動中、勤務時間外の教職員や児童の対応について。

(3)校内体制など

- ・災害発生時の役割分担及び連絡体制、関係機関の連絡先などを記述。

- ・関係機関の連絡先などを記述。

- ・発生場面ごと(出校途中、授業時間中、帰宅途上)に行動基準を記述。

- ・日常的な学校の防災活動、学校災害対策本部の組織、教職員在校時と在校時外の災害対応マニュアル。

- ・避難所開設、運営の支援マニュアル、授業再開に向けた対応マニュアル。

- ・情報連絡体制、教職員非常配備計画、資料(家庭生活調査票、学校施設の利用計画、緊急時の対応について保護者用)など。

- ・職員連絡網、災害救援物資の備蓄状況、情報連絡体制、学区地図など。

- ・教職員在校時の対応、学校外活動中の対応、登下校時の対応、教職員在校時間外の対応、教職員非常配備計画、避難所開設、運営について

- ・授業再開に向けて。

- ・避難所支援班の設置、避難所施設開放区分の明示、初期ライフラインの確保。

- ・病院との連携について。

- ・自衛消防隊の任務、勤務時、勤務外における職員の動向、関係機関への連絡先、事故発生時のマニュアル他。

- ・町内会長等の地域における連絡先、学校開設のための鍵の貸与。

(4)引き渡しと待機

- ・保護者への児童の引き渡しの手順。(本校は高台にあり、学校そのものが地域の避難場所ともなっているため、一時避難の後の対応も検討されている。)

- ・スクールバス乗車中の安全な乗り方(スクールバスを待っている時、降りる時の行動も含めて)。

(5)物品・備蓄など

- ・施設、設備トラブルの際の対処法と関連機関への連絡方法を明記。

(5)危機管理マニュアルが今回の震災において有効であった点

問 26 貴校(園)で準備している危機管理マニュアルが、今回の震災において有効であった点などがあればご記入下さい。(避難行動、安否確認以外のことについて)

(1)学校管理下の状況別対応

- ・校外活動中であったが、緊急時の連絡体制一覧をもとに状況を把握することができた。

(2)校内体制など

- ・校長の判断のもとに、全職員意思疎通を行い、的確に行動できた。

- ・役割分担に従い、校長のリーダーシップのもと、混乱なく行動できた。

- ・組織図と業務分担表があったため、一部職員が不在しても混乱はなかった。

- ・災害対策本部設置、運営のマニュアルとして活用した。

- ・教職員の役割分担が示してあったので、運営組織を立ち上げ、混乱なく児童の安否確認やその後の避難所運営に生かすことができた。

- ・不在の職員の役割を他の職員で分担できたこと(マニュアルにより共通理解をもっていた)。

- ・学校外被災者に対し、救護活動が迅速に行われた。

- ・心のケアについて初期の段階から計画的に対応することができた。

(3)引き渡しと待機

- ・状況把握や児童の下校処置などについて規定してあったこと。

- ・保護者に引き渡す際の児童確認が徹底された。

- ・児童の保護者への安全な引き渡しによる下校。迎えに来られない家庭への職員による送迎。

- ・家庭への連絡のために学校連絡網を使ったため、連絡がしやすかったし、早く伝えることができた。

- ・震災後何をするかについて共通理解ができていたので、引渡しや学区の安全確認などで混乱しなかった。

(4)物品・備蓄など

- ・停電により放送機器の使用ができなかったが、職員一人一人が危機管理マニュアルを念頭に行動することで混乱がなかった。

- ・避難所運営の指針になった。避難場所にスムーズに避難することができた。

- ・地域のライフラインが寸断されたが、早い段階から水道、電気が学内で確保できた。

- ・市民センターに備蓄していた炊飯装置、投光機付発電機、燃料、ラジオ付ライト等をすぐに借りることができた。

- ・地域の小規模避難所や炊き出しができない避難所との連携ができた。
- ・在宅避難のための支援物資提供避難所としての運営ができた。

(6)危機管理マニュアルが今回の震災において活かされなかった点

問 27 貴校(園)で準備している危機管理マニュアルが、今回の震災において活かされなかった点などがあればご記入下さい。(避難行動、安否確認以外のことについて)

- (1)学校管理下の状況別対応
 - ・校外活動時の災害状況の把握のありかたに問題があった。
- (2)校内体制など
 - ・遠距離通勤者の通勤の困難。
 - ・学校が地域の避難場所となったが、そのような場合の想定がなかったため、避難者のお世話をする役割について混乱が出た。
 - ・地域住民が体育館だけでなく、校舎内全部まで避難してくることまで想定していなかったため、対応に困った。本来の教育活動に大きな影響が出た。
 - ・市の職員が非常時の際に学校に駆けつけて、支援をする体制になっていたが、それができなかった。防災無線は混乱して使えないし、停電のために電話連絡も使えなかったため、市の中心から離れた学校と教育委員会との連絡のとり方には課題が残った。
- (3)引き渡しと待機
 - ・児童生徒の保護者への引き渡し方法や残った児童生徒への対応方法など明確にされていなかった。
 - ・通信機関が全て絶たれ、関係機関や保護者との連絡が取れなかった。
 - ・普段、児童の保護者への引き渡しについては保護者まで徹底していなかったため、保護者への引き渡しについて「保護者が近くにいるのになぜすぐに引き渡さないのか」等の不満が発生した。
- (4)物品・備蓄など
 - ・停電等が続き、連絡が取れないなどの対応に混乱を生じた。
 - ・暖房施設等の破損、設備の落下まで想定されていなかった。
 - ・停電やガソリン供給不足等の事態まで、想定していなかったこと
 - ・通信網が機能しなかったために、外部との連絡、連携が全くできなかった。
 - ・ライフラインの確保に対する具体的な方法がない。
 - ・情報入手ができなかった。また連絡手段が使用できなかった。
 - ・アレルギー対応者や高齢者への対応や薬品、食料についても示されていなかったため、物品等の調達に時間がかかった。
 - ・受水槽及び高架水槽が破損し、水道設備が十分で無かったため、飲料水や手洗い等で不具合があった。いずれもマニュアルで規定、想定した範囲をこえていたために状況ごとに対応した。
 - ・トイレ用水の不足。

(7)教職員の防災にかかわる研修方法

問 28 貴校(園)では教職員の防災にかかわる研修をどのように実施していましたか。その他回答

- ・校内研修、職員会議等での研修。(224 件)
- ・危機管理マニュアルの読み合わせ。(143 件)
- ・消防署などの指導。地域の消防署職員との情報交換、訓練計画の作成等(85 件)
- ・避難訓練後の反省会。
- ・地域の防災ネットワークへの研修会参加。
- ・防火管理者講習会への参加。
- ・大学や関係機関と連携した本校独自の研修会を実施。
- ・心のケアに関する校内研修会を実施。
- ・教育計画に基づく校内研修。

(8)教職員が防災にかかわる研修に参加したことによる具体的効果

SQ28-1 教職員が防災にかかわる研修に参加したことにより、これまでの防災教育や安全管理、災害当日の行動などに具体的に効果が発揮された点があればご記入下さい。

- (1)マニュアル
 - ・研修に参加した職員の意見も取り入れ、実践的な危機管理マニュアルを見直して作成した。
 - ・文科省の参考資料や各研修に参加した職員からの情報により、危機管理マニュアルの修正、改善にあたることができた。
- (2)避難行動
 - ・避難訓練を実施していたため、当日の避難行動がスムーズにできた。
 - ・避難、誘導が慌てることなく、スムーズにできた。
 - ・臨機応変な対応、一次避難の仕方、児童の安全確保などはスムーズに実施できた。指揮系統の分かりやすさ

と行動の正確さを生んだ。

(3)校内体制など

- ・教職員の災害時の命を守ることを強く意識できる意識の高揚。様々な場合に、臨機応変に対処することや的確な判断力を育成することにつながる。教職員の地震、津波に関する危機管理意識が高くなった。
- ・研修会に参加した職員から生徒への震災後の心のケア等の指導について共有した。
- ・校長の指示により、教頭が中心になり組織的に対応することができた。
- ・全職員が共通理解のもとに、安全に避難することができた。
- ・危機意識は高まっているので、日常的に起こっている地震に対して状況に応じた行動ができる。
- ・危機意識の共有が一層進んだ。

(4)引き渡しと待機

- ・保護者への周知、協力要請の仕方が明確になった。

(5)物品、備蓄など

- ・施設設備の日常点検方法の確認や危機管理マニュアル検討時に有効に機能した。
- ・受水槽及び高架水槽が破損し、水道設備が十分で無かったため、飲料水や手洗い等で不具合があった。いずれもマニュアルで規定、想定した範囲をこえていたために状況ごとに対応した。

(9)連携している研究機関、連携の内容、及び効果

SQ29-1 連携している研究機関はどこですか。また、防災に関してどのような連携を図り、その結果、今回の震災において具体的に効果が発揮された点などがあればご記入下さい。

【連携機関】

- ・独立行政法人建築研究所
- ・地域の消防署
- ・地域の国土交通省事務所、県土木事務所
- ・地域の教育委員会、教育センター
- ・大学：
 - ・東北大学工学部災害制御センター
 - ・山形大学
 - ・郡山女子大学
 - ・東北工業大学工学部
 - ・兵庫教育大学
 - ・宮城教育大学
 - ・東北福祉大学
 - ・群馬大学大学院
 - など
- ・建築士会
- ・宮城県沖地震災害対策協議会
- ・防災教育チャレンジプラン実行委員会、内閣府（防災担当）
- ・日本赤十字
- ・リアルタイム地震情報利用協議会
- ・日本防火協会
- ・人と未来防災センター

【連携内容】

- ・研修を受けて防災教育に生かしている。
- ・地震や大雨による土砂災害の学習及び危険地域の調査活動。
- ・避難経路の点検、クロスロードゲームの体験。
- ・防災教育に関する実践活動を行う。
- ・地震のメカニズム、過去の災害について、防災知識の学習、避難誘導、講演、避難所設営と運営等。
- ・避難訓練の際の指導を頂く。
- ・率先避難者の育成、教育課程に位置付けた防災教育の学習内容。
- ・津波防災講座（高学年対象）の開催。
- ・日常の防災教育のあり方や危機管理マニュアルの考え方等をご指導頂いている。
- ・釜石市地域防災計画を主に、群馬大学防災社会工学研究室と協力して作成した「釜石市津波防災教育のための手引き」を活用した防災教育の実施。
- ・2010年度は、宮城県沖地震想定しての対応、津波被害防止、貞観地震津波被害について。
- ・危機管理マニュアル作成、更新時の申請及び指導の要請。
- ・避難訓練時の実地指導。

【具体的効果】

- ・特になかった。
- ・実際に活動する前に震災になってしまった。
- ・具体的に述べることは難しいが、職員・生徒一人一人に心の備えができていたように思う。震災後に、学校移転を余儀なくされたが、ほぼ平常の教育活動を行うことができている大きな要因にもなっていると感じる。
- ・地震が起きた際の避難行動の仕方、約束を守り行動することが徹底できた。
- ・学校にいた生徒たちの命を守ることができた。
- ・迅速に避難し自ら命を守ること。
- ・防災教育の実践により、児童に高台避難の意識が根付いていた。
- ・適切な対処行動を行うことが出来た
- ・津波が町の半分を流失させたが、人的被害については0であった。
- ・組織的な防災体制の発揮。

4 避難所の運営状況について

(1)避難所として利用された施設

SQ43-1 避難所として利用した施設はどこですか。その他回答

- | | | |
|-----------------|----------------|------------------|
| ・ 2階遊戯室 | ・ 校庭、園庭 | ・ 同窓会館 |
| ・ ホール | ・ 保健室 | ・ 格技場 |
| ・ 寄宿舎の一部 | ・ 記念館 | ・ 給食用配膳室 |
| ・ 更衣室 | ・ 校舎内にある生涯学習施設 | ・ 校舎内にある地域交流センター |
| ・ 校地内にある学童クラブ施設 | ・ 柔剣道場 | ・ 多目的ホール |
| ・ 武道館 | | |

(2)避難所の運営主体

問 45 避難所を運営する主体は誰でしたか。その他回答

- ・ 一晩限りの一時避難所となった。校長が教職員に指示を出して対応した。
- ・ 市職員なので、それぞれの場所の責任者として配置された。
- ・ 11日一日のみ。その後は他の避難所手伝いにまわった。
- ・ 2日間だけ、お隣の方々がお出でになっただけです。その後、避難所 or 自宅に戻られた。
- ・ 3/11は教職員が主体的に受け入れ準備を行い、その後、市当局と連絡した。
- ・ 市の避難所職員と校内の避難所職員。
- ・ 保護者。
- ・ 一時的に体育館に避難者がいたが、その日のうちに地域の公民館に移動となった。
- ・ 教職員と市職員が共同して運営した。
- ・ 午後7時頃には解除された。
- ・ 最初、住民自治組織と教職員が運営したが、その後市職員が運営した
- ・ 市職員と教職員が協力し合い最後まで運営した。
- ・ 市職員を本部長とし、市職員に教職員が協力する形で運営した。
- ・ 実働（準備や避難者への対応）は本校職員であったが、設置者である大学の役員（理事）が常駐し、その指示で動いた。
- ・ 住民と職員とが共同で運営委員会を組織し避難所運営に当たった。
- ・ 震災当日の午後9時頃までで、近くの市の施設に全員移動した。
- ・ 体育館の避難所は町職員が運営したが、校舎教室の避難所は学校職員が運営した
- ・ 津波から逃れることのできた地域住民や職員。
- ・ 当初から教職員と市職員。
- ・ 当初は学校長（教職員）と町内会長を中心に動き、その後市町村長職員と住民自治組織が中心で動いた。
- ・ 当初は教職員が主体的に運営したが、その後県職員、住民自治組織と協力して運営した

(3)教職員が従事した避難所の業務

問 46 貴校（園）の教職員が主体となって従事した避難所の運営に関する業務には、どのようなものがありましたか。その他回答

- ・ ゴミの処理(焼却)、トイレ用の水の運搬（水のくみ置き。プールからトイレ用の水汲み）。(24件)
- ・ 環境整備（テレビ、ストーブ、給油、テーブル、マットの貸与）。(13件)
- ・ 安否確認、マスコミ、NPO、議員等への対応。(7件)
- ・ ボランティアとの連絡調整、避難者の問い合わせ対応。(5件)
- ・ 駐車場の誘導と整理、避難所への誘導。
- ・ 病人の病院搬送。高齢者介護。(4件)
- ・ 自治組織との協体制の確立、外部からの安否確認への対応。
- ・ 飲み物やお菓子の配布、子供たちの預かり（小学校へ行く親のために）。
- ・ ペット相談。
- ・ (ガソリン) 購入等。
- ・ 学習支援、避難所設備の維持管理。
- ・ 高齢者及び特別支援学校児童の看護。
- ・ 使える備品の準備。
- ・ 子どもたちの遊び場の確保と運営。
- ・ 食料や燃料等の物資の確保。
- ・ 避難所内の児童生徒の指導と支援。
- ・ 避難物資の保管。

(4)避難所運営に従事した教職員数

問 47 避難所の運営業務に貴校(園)の教職員数のどれくらいの人数が従事しましたか。その他回答

- ・管理職のみ。(9件)
- ・7～8名の班編制を行い、ローテーションを組んで対応した。
- ・一部の教職員を除く全教員。
- ・運営は町で、学校の施設を利用しているため、教頭が施設管理でかかわった。
- ・原発事故により、避難指示が出たので、土・日のみの避難所であったため、校長と教頭が従事した。
- ・恒常的には従事せず、臨時的に数名が従事。
- ・市町村の職員が運営業務にあたった。

(5)教職員が避難所運営に従事したことによる問題・課題

SQ47-1 教職員が避難所の運営に従事することによって生じた問題・課題等があればご記入下さい。

- ・苦情処理。(59件)
- ・教職員の健康問題。(47件)
- ・避難所運営による安否確認の遅れ。(36件)
- ・避難所運営が全て学校に任されていたため、学校再開に向けての業務が重なり、かなり過重な負担を強いられた。
- ・避難所内及び関係機関との連絡調整にあたることにより学校業務に支障がでた。
- ・避難所運営により入試業務をはじめとする校務に支障をきたした
- ・24時間体制の維持のため、職員の勤務体制を整える必要があった。
- ・避難所の指定ではなかったが、体調不良、食事、暖房、トイレなどの問題が出た。
- ・避難所の運営を優先したために本来の業務が後回しになった。教職員も被災者であったが、家庭のことは後回しになった。
- ・教職員に対する心のケアが十分でなかった。
- ・避難所として運営することと学校施設を管理することでは、多少ずれる部分がある。設置者としての市当局と直接の学校管理者である校長(教頭)との、意思統一するのは大変なことである。
- ・少人数で交代での夜間のみは、精神的にも肉体的も負担が大きかった。
- ・当初、ガソリンや食料などが入手困難であったため、教職員が避難所運営にかかわったことにより、自分の生活に支障をきたすことがあった。
- ・職員が実際に従事する内容など事前に分かっていたほうがよい。
- ・避難所の運営主体が市であることが避難住民に徹底されず、学校側に要求されることも多かった。
- ・勤務時間外の対応。
- ・教職員の移動手段の確保。
- ・教職員が避難所を運営することにより、児童への指導や連絡する時間と場が少なくなった。
- ・全教職員が出勤できる環境ではなく、出勤できる教職員の負担が大きかった。
- ・教職員が避難所を運営することにより教職員の自宅の片付けや食料、飲料水の確保が困難だった。
- ・教職員が避難所を運営することにより、学年末の校務整理に遅れが生じた。
- ・週休日の出勤とその手当。時間外勤務とその手当。
- ・夜間勤務による健康の問題、夜間の避難所管理の問題

(6)避難所運営を規定したとおり行わなかった理由

SQ49-1 避難所の開設や運営を規定していたとおりに実施しなかったのは何故ですか。また、その時、どのような対応を図りましたか。

- ・本来、避難所を運営する主体である市の職員との連絡が取れなかったため。
- ・断水や食料困難により、少ない人数で運営せざるを得なかったため。
- ・施設設備の損傷により、設定していたとおりの運営が難しかったため。
- ・想定をはるかに超える事態だったため、交通、通信手段がなくなった。市職員が到着せず、学校と地域代表の方で協議し、その都度対応をした。
- ・想定外の浸水による混乱、災害時に使用する物品が配置されていなかったこと、避難所運営主体の市職員と連絡が取れず孤立したことなどにより身動きのとれないただただ「待ち」の状況であった。孤立3日目にボートで避難者約230名が他の避難所等へ移動させられるまでじっと耐えている以外に方策がなかった。
- ・津波や原子力発電所事故により、あまりにも急を要する対応が必要になりマニュアルどおりにできなかった。
- ・原発事故による避難所になったため、放射線について対応する方法が分からなかったため。
- ・避難人数が多く、教職員の手が足りなかったため。

(7)学校が避難所として利用されたことによる課題

問 50 学校（園）が避難所として利用されたことにより、どのような問題が生じましたか。その他回答

- ・ 備蓄品以外にもカーテンや児童用運動着等を使用した。緊急時につきやむを得ない判断と考える。
- ・ いろいろな面での苦情があった。（水、食料等）
- ・ 衛生面の不安
- ・ 体育の授業や部活動に支障が出た。
- ・ 次の手順も分からず困った
- ・ トイレの数が少なく、仮設トイレが来ても臭い等がとれなかった。
- ・ 避難所運営と学校再建に向けての作業を並行して行い多忙であった。
- ・ 会議などの開催が制約された。
- ・ 開設直後に津波が到達したため問題が生じる段階まで至らなかった。
- ・ 教職員が多忙を極めた。
- ・ 教職員の家庭での震災対応が後回しになった。
- ・ 緊急だったため、土足での利用となってしまった。
- ・ 施設管理上、宿泊を伴い、健康面で不安を感じた。
- ・ 持ち主不明の品物が残った。
- ・ 授業再開後も避難所として利用され、学校行事等様々な制限を受けた。
- ・ 職員が学校から離れられなかったため、体調を崩す職員や職員の家族が多くなった。
- ・ 職員自身の家族の安否確認が遅れた
- ・ 超過勤務手当の不平等
- ・ 通常敷地内は禁煙だが、避難者にそこまで求めることはできず、喫煙所を作った。
- ・ 卒業式、入学式を体育館で実施できなかった。
- ・ 入試業務と年度末、年度初めの業務負担増
- ・ 避難者の苦情等への対応に苦慮した。
- ・ 避難者同士のトラブルや苦情などすべて学校職員に持ちこまれた。
- ・ 避難所に予定していた体育館が被害を受け、特別教室を開放し職員も対応に当たった。
- ・ 不特定多数の人が出入りするために学校の治安維持が難しい。
- ・ 避難者同士のトラブルが生じた。
- ・ 報道機関の理不尽な対応に苦慮した。
- ・ ボランティアとのトラブルが生じた。"
- ・ 物資が何も配置されていなかったため困った
- ・ 本校の職員が他校の避難所を運営することになったので、渉外が大変だった。

(8)避難所運営に関して、不足・不具合となった施設・設備

問 51 避難所の運営に関して、不足・不具合等問題となった施設・設備等がありましたか。その他回答

- ・ 物資の不足(食料品、水、毛布、ガソリン等)。(26件)
- ・ ガソリン。(7件)
- ・ テレビ、電子レンジ、照明器具。
- ・ 車いす、車いす対応のトイレ、ベッド。
- ・ 救護室。
- ・ 動物等を預かる場所の確保。
- ・ 喫煙場所。
- ・ 電気の容量(ブレーカーが落ちた)。
- ・ 入浴施設。

(9)避難所運営に関して、不足・不具合となった施設・設備の状況

SQ51-1 避難所の運営に関して不足・不具合等問題となった、施設・設備・備品・物資等に関して、その状況等についてご記入下さい。

- ・ 断水、停電、ライフラインの停止。(84件)
- ・ 水、食糧の不足。(68件)
- ・ トイレ（水を運ぶ必要が出た、下水道が壊れた、仮設トイレ設置の必要が生じた、トレットペーパー)。(220件)
- ・ 電気が使えなかった（暖房器具、通信器具等)。(160件)
- ・ ガソリン、灯油の不足。(43件)
- ・ 毛布等の不足。(50件)
- ・ ペットの問題。(15件)
- ・ 発電機の不足、発電機が使えなかった。(12件)
- ・ 車いす、車いす利用の方のトイレ。
- ・ 放送設備。

(10)避難所運営に関して、日頃から連携していた関係機関

SQ52-1 どのような関係機関と連携していましたか。その他回答

- ・PTA 会長を中心とした組織の緊急連絡網
- ・市役所（総合支所、こども課など）。
- ・私立幼稚園協会
- ・行政センター、住民センター、市民センター、地域包括支援センター、地区長。
- ・児童生徒の入所施設。
- ・指定動員職員。
- ・防災連合会。
- ・社会福祉協議会、婦人防火クラブ、連合町内会。 など

(11)日頃からの関係機関との連携による具体的な効果

SQ52-2 日頃から関係機関と連携していたことにより、具体的に効果が発揮された点などがあればご記入ください。

- ・教育委員会と共に避難所開設や被災者への対応に迅速に対応できた。
- ・避難所の運営にあたる市職員が主体的に行動し、トラブルもなく進めることができた。
- ・各学校の避難所開設においては、ストーブ等の必要物品の貸し借りがスムーズに行えた。
- ・教育委員会と情報交換をし、障害を持った児童、生徒の安否確認や避難状況等についてできるだけ相互協力、連携体制を取ることができた。
- ・連合町内会が中心となって避難所が運営された。
- ・区長さんと連絡を密にしていたことにより、避難所としての開設や閉鎖が円滑に進んだ。
- ・地域の方から支援物資(毛布、寝具、飲料水)、炊き出しを受け、対応することができた。
- ・防災用品や非常食の提供をいただき、生徒たちは避難所を立ち上げるに当たって意欲的に取り組むことができた。
- ・避難児童の学習支援に当たることができた。
- ・避難所の運営について最初は校長、教頭が指示をしてリードをしたが、教室ごとに自治を図ったことで地域からの協力体制が得られた。
- ・近くの水産施設から食料などを頂くことができた。
- ・地域が他市の地区と防災協定を締結していたことにより、水や米等必要物資が手に入った。

(12)関係機関と必要な連携内容

問 53 避難所の運営に関して、関係機関とは、日頃どのような連携が必要だと考えますか。その他回答

- ・避難所開設に伴うマニュアルの周知、施設の確認。(76 件)
- ・避難所運営に関わる備蓄品の準備、定期的な補充。(54 件)
- ・町内会との連絡。
- ・連絡先の確認。電話が通じない場合もあるので、専用電話の設置。
- ・行政区長（代表）等を加えた会議として、指示系統を明確にする。
- ・災害時要援護者施設になっているので、防災訓練、避難所運営の訓練が必要。
- ・災害担当部局からの、物資一覧等の情報提供。情報の共有。
- ・市当局の避難所開設、運営説明会の開催
- ・自治体が主に動ける体制づくり。
- ・水、食料、毛布等の備蓄。
- ・設置者が異なっても地域の避難所として機能する学校づくり検討会などがあればよい
- ・誰が避難所運営の主体かを明確にし、教職員に過剰な要求をしない。
- ・避難所としての備蓄品（発電機、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、薬品、衛生用品等、災害時緊急救護用品(軍手、ヘルメット)、防寒具、燃料(ガソリン、石油、固形)、薪、プロパンガス、コンロ等復旧用品)の常備、点検等の管理。

5 自由意見

(1)地震災害への避難訓練や防災教育における大切な取り組み内容

問 33 地震災害への対策として、事前の避難訓練や防災教育においてどのような取組が大切とお考えになりますか。ご意見等があればご記入下さい。

(1)避難訓練内容

- ・様々な状況に応じた避難訓練。
- ・停電時の通信手段が絶たれた時の対応訓練。
- ・季節、時間、場所等を変えた多様な避難訓練。
- ・定期的な避難訓練。
- ・日常的な関係機関との情報交換や連携した訓練。
- ・地域連携：学校、保護者、市教委等行政、地元消防、地元警察、行政区住民等と共同した総合防災避難訓練が必要かと思われる。特に学校(生徒、教職員、保護者)と市教委、地域住民との共同避難、連絡、通信の手段と内容等具体的な行動訓練の必要性を痛感した。
- ・地域住民と連携して実施する総合防災訓練。
- ・避難訓練においては、自分で自立して避難する能力をそだてるために、遊び時間に訓練を実施したり、理科の時間や特別活動の時間を利用して、災害に対する学年に応じた科学的な知識を身に付けさせることが大切。
- ・想定外の地震を想定した地震に対する訓練。
- ・保護者への引渡し訓練、下校途中における避難訓練、下校後の避難訓練。
- ・地震は起こりうるものという認識の元、できるだけ具体的なシミュレーションを行うなどして、生徒一人一人、教職員一人一人の意識を高めておく必要がある。
- ・マニュアル通り動くことも大切だが、児童自身が危険を回避する方法を獲得することだと考える。そのためにはより実践的な避難訓練について状況を変えて多く設定し、児童自身で考え、判断する機会を増やすことであると考える。
- ・緊急時の連絡方法の確認(緊急連絡)訓練しておく必要がある。
- ・教職員の一部が不在の場合でも対応できる体制の整備、及び訓練。
- ・大地震が起きたときの二次避難態勢、帰宅のさせ方、保護者との連絡の仕方、休日に起きたときの対応の仕方(児童の安否、被害等の確認)等、防災計画の再検討が必要である。
- ・いざというときのために避難訓練は不可欠であり、職場、地域、家庭における防災意識の高揚、協力、協働が大切だと思う。避難訓練は、より具体的に計画され、実施されるものでなければならない。避難経路の確認、安全性を定期的に把握しておく必要がある。

(2)防災教育

- ・学校の施設等の状況に応じた具体的な防災教育が必要である。
- ・日常のいかなる場面で地震が起きても「自分の身を守る行動」がとれるように、場面ごとに避難行動について考え、自身の行動計画を作成する必要がある。
- ・保護者に対しても、災害時の家族間の連絡方法や避難場所等について、日頃から話し合う場を持つような働きかけが必要である。
- ・マニュアルにすべてのことを想定して位置づけることは難しい。災害が起きたときに、その状況に応じて自分の身を守るためにはどうすればよいかを考え、行動できるような児童を育てる指導が必要である。
- ・学校管理下の震災に重点を置きがちになるが、いついかなる状況下でも自己の生命を守るために、自身で適切な状況把握と判断が出来るような指導をしなければならないと考えている。
- ・学校管理下外での対応において、自分の身は自分で守るという自覚を徹底する。
- ・防災教育のための研修を広く実施すること。
- ・命の大切さを一番に考えながら教育をしていきたい。避難訓練は、どのような災害にも対応できるように「想定外」という状況をできるだけなくしていきたい。生徒をパニック状況に陥らないようにさせるためには、教師の組織をしっかりと作っておくことが必要で、校長の判断を職員に徹底できるようにし、職員個々の判断がバラバラにならないようにすることが大切である。
- ・防災教育を教育課程に位置づけること。
- ・生徒自身が自ら安全な行動をとることができるような「判断力」をはぐくんでいく必要がある。
- ・自分の身は自分で守る。ことを常に頭に入れて行動すること。
- ・多様なシチュエーションでそれぞれの取る最善の行動がとれるような指導。
- ・教育計画に、避難訓練や防災教育をきちんと位置づけ実践する。
- ・危機管理マニュアルの内容を日常的に教職員で確認し、教職員の危機管理意識を高めておくことが大切である。結果として、生徒の防災に対する意識が高まることにつながる。幼児には常日頃から教職員が守ってくれるという安心感を持たせることと、その実践が大切である。
- ・今回は、想定外という言葉がよく聞かれたが、天災、自然の威力はいつも人知を遙かに超える。いつ災害がくるかわからないのだから過信せず、常に心の準備をしておかなくてはならない。地震のメカニズムや基礎的な知識を身につける学習も必要だと思う。さらに地形や歴史など地域の特徴を学ぶことも大切である。もっとも大事なことは、今回のような大災害を忘れずにいつまでも記憶にとどめることである。
- ・地震災害から自他の生命を守るために、どのような場所で地震に遭遇したとしても、生徒が自ら状況を正しく判断し安全な避難行動がとれるように防災意識を高めると共に、災害発生後のサバイバルの知識や技能を身につけられるような避難訓練、体験学習が必要である。

(2)防災教育、安全管理についての自由意見

問 34 今後の防災教育、安全管理についてのご意見や教訓（生徒の言葉等、地域での言葉など）があればご自由にお書きください。

- ・マニュアルがしっかり完備されていることは必要であるが、マニュアルだけでは対応しきれないことが多々あることを実感させられたのが、今回の震災であった。マニュアルに規定されていないことについて、どのように判断しそのように対応していくかは、その場で判断していかなければならないと感じる。臨機応変に対応できる力を、管理職が、そして教職員一人一人が身につけていかなければならないと思う。
- ・関係機関との日常的な連携、協力。関係機関の連携を密にして、防災教育や安全管理に取り組むこと。
- ・常に「想定」を越えた災害は起きることを覚悟し、ひとたび起きれば、校長のリーダーシップのもとに、教職員、生徒、保護者が一丸となって事に処することが大切だと痛感しています。本校の防災教育が不足していたことは感じていますが、それでも何とか乗り切れたのは、学校の一体感でした。
- ・人と人とのつながりを重視しつつ、柔軟で臨機応変に対応することのできる児童を育成する防災教育や安全管理の考え方が必要だと感じた。
- ・防災教育の目的として、自分の命を守る自助の力や災害後の対応に協力する共助の力を育む必要がある。そのためには、各教科、道徳等の年間指導計画に、平時における防災意識の育成と非常時における災害対応能力の育成を内容として位置付け、防災教育計画全体を工夫し、実践科を図る必要がある。
- ・児童は日ごろの訓練により、大きなトラブルもなく避難し、職員もマニュアルに従って行動することができた。日ごろの訓練の大切さを痛感した。
- ・危機管理マニュアルはあくまでも一つの指針であり万全なものではない。しかし、実際の災害の状況を教訓に、災害から命を守り、連携して対処できる術をイメージすることや、いざというときに備え、日々点検や見直しをして施設環境を整備していくことは重要であると考えた。
- ・全教職員がマニュアルを叩き込んでおくこと。児童の安全を確保するための取るべき行動マニュアルがもし10個あれば、その全てを叩き込んでおき、自分の分担とかではなく、状況に応じてその優先順位をすばやく判断し、今なすべきことを誰でもできるようにしておくことが大切だと実感した。
- ・中学校をはじめ、地域の方々から下校途中の児童の安全を確保していただき、日頃からの地域とのコミュニケーション作りが重要であると感じた。
- ・マニュアルの共通理解と、柔軟性のある考え方が必要。団体生活では、統一ある行動も必要なのでその兼ね合いをどうするか。常に、災害時の対応を細かな部分まで想定したうえで、その災害状況に応じて、その場でできる最大限の安全確保を判断していくことが重要。災害は、すべて同じとは限らない。
- ・災害に想定外はない。
- ・「津波でんでんこ」（防災教訓として解釈すると、それぞれ「津波が来たら、取る物も取り敢えず、肉親にも構わずに、各自で避難しなさい」「自分の命は自分で守れ」となる。）
- ・常に原点に戻って、継続的、日常的な指導を積み重ねていくことが大切である。
- ・設置者の異なる学校間では、緊急時の指示が異なる場合があり、同一地域の学校間での連携体制の整備が必要である。
- ・避難訓練や防災教育の充実などのソフト面とともに、校舎等の耐震改修工事の推進や学校周辺の道路を拡張するなど、ハード面での安全対策も計画的に推進していく必要がある。
- ・震災で困難な状況の時、情報収集や管理職の判断、職員相互の協力が重要だと感じた。とても現実としては受け入れられないような状況であったが、本当に多くの支援と温かい激励をいただき、少しずつ前向きになることができた。
- ・今回の震災では教員の力が避難所運営に大いに発揮された。地域住民からは「ありがとう」の言葉が出ている。しかし、本来の教員の業務をおろそかにしないためにも、行政による支援が早期の段階で目に見える形で行われることが望まれる。
- ・今後の防災教育では、指示どおりに冷静に行動し避難する訓練はもちろん、子供たちが危険を予知し、自分で判断して身を守ることができるような能力を育てられるように様々なシミュレーションをしていくことが大切であると考えた。
- ・災害の際には、地域住民の方々などから、「学校が頼りにされる」ということを身をもって再確認できた。日頃から地域とのかかわりを密にし、子どもたちの教育をとおして、互いに助け合い協力し合いながら、学校経営をしていく必要性を感じた。
- ・中学生は、災害などのいざというときには、学校にとっても地域にとっても大きな力になり得る。地域に根ざしたボランティア活動などに積極的に参加させ、日頃から地域とのかかわりをつくっておくことが必要であると思う。
- ・福島では、放射線対策、放射線教育が、必要である。今後、これに関しては、福島だけでなく、全国の児童生徒、保護者にも教育すべき大切なことである。
- ・今回の大津波では、避難の際、隣人同士の声かけ、弱者に対して援助の手をさしのべる等の行動も目立ち多くの命が助かっているという現実もある。
- ・今回の大災害の体験を後世に活かし、風化させないよう、語り伝えたり、防災教育に取り入れていきたい。生徒たちは、避難所などでの経験をとおして「自分の命は自分で守らなければならない。家族の大切さ、そして、互いに手をさしのべ、励ましあうことで生きている、生きていけること」を知った。「自助」と「共助」の大切さを身をもって知った。
- ・時間が過ぎると風化してしまう傾向（特に直接的に被害が大きくなかった地域）があると思われるので、学校教育の中で、どのように位置づけて、伝えていくのか課題と考えられる。

(3)津波災害への対策として大切な取り組み内容

問 41 津波被害への対策として、事前の避難訓練や防災教育においてどのような取組が大切とお考えになりますか。ご意見等があればご記入下さい。

- ・「地震があったら津波が来る」という認識はこれまでの訓練や教育から培われてきたが、今後は被害想定を信用してはならず、そのときの最善を尽くすべきだという認識をもたせることが大切だと感じた。
- ・これまでの取り組みに加え、最終的には、身の危険を回避するための判断力を身に付けるため、生徒自身に自然災害及びその後の危険について考えさせ、その判断について意見交換等を実施する取組が大切である。
- ・津波被害を想定した保護者への引き渡しマニュアルを用意していなかった。本校独自に警報、注意報発令時のマニュアルを用意したが、冬季の避難等で困難な状況にどう対応していくかが課題となる。
- ・過去の状況にとらわれることなく、その時点での状況や情報で判断しようとする強い意思を持つことが大切であるとする。
- ・学校を避難所として指定しているが、今回のように孤立した場面を想定してさらに安全な高台で、無事に到着できる避難道路の新設を至急実施することが重要である。
- ・学校以外の場所で、児童が津波等に遭遇した場合の最善の避難方法について一人一人に考えさせ、常に意識しながら生活、行動するように努めさせること。
- ・学校内だけでなく地域住民とともに避難所開設、運営までを見通した訓練を行政主導で実施する必要がある。
- ・食料、水、常備薬等を常にリュックサックに保管し、津波警報発令とともに迷わず高いところへ避難する。
- ・「備えあれば憂い無し」で、ことが起こった際に、安心できる訓練をしておくことが大切かと考えます。
- ・在校時に限らず、登下校時その他いかなる場合でも、津波が発生したら直ちに安全な場所に避難することを徹底する必要があると思います。
- ・津波警報が出て避難する場合、避難所にこだわらず、なるべく高い所へ急いで逃げる、一人ででも逃げるという意識づけをしておく。
- ・「自分の命を自分で守れる子ども」の育成を第1の目標と考える。そのために、津波による過去の被害や人々の取り組み、津波の原因と特徴など津波についての理解を深めると共に、避難の大切さや避難方法を身に付けていくことが大切と考える。様々な場合の避難方法について、子ども達自身にも考えさせ、訓練や調査など体験を通して身に付けていくことが重要と思う。
- ・災害マニュアルは一通りではなく、さまざまな被災の可能性に対応した備えを日頃から用意しておく。
- ・地域の地理状況等に詳しい人たちと連携を図り、避難場所や避難経路等について検討し、避難計画を立案し、年度の早い段階でシミュレーションや訓練を実施する。
- ・津波から逃れた後に必要になるラジオ等の情報入手手段、飲物等の物資などを整備しておくとともに、実際に使用するなど模擬体験し、津波から逃れた後の見通しを持つことで、津波に対する意識を高める。
- ・津波や自然災害で河川の堤防が決壊したことを想定した、防災訓練が必要である。
- ・地震、津波発生メカニズムを学年段階に応じて系統的に理解させる。
- ・災害発生の時間が不確定なことから、地区単位での情報共有、連携訓練を行い、地域、学校、行政もそれぞれの役割を担っていく。
- ・身を守るために、自ら考え判断する力を育成する避難訓練を含めた防災教育となるよう取組むことが大切。
- ・地震発生後は津波が来るのですぐ避難することを、訓練や教育を継続する中で一人一人に認識させたい。
- ・津波から避難するときの注意点（少しでも高いところに移動する、低い水位でも流される、水位が上昇する速さが早い、海側から来るとは限らない、第2波第3波の方が大きいことがある、道路の渋滞が起きやすい等）について理解させる。
- ・津波では川の逆流遡上による大きな被害が出ることを知らせること。
- ・校舎のマスターキーを必ず持参すること。
- ・いつ、どこで起きるとも知れない津波対しては、日ごろより生徒はもとより地域住民すべてが意識を同じものにして行かなければならない。二次避難までの想定で避難訓練を実施しているがさらに三次避難までを想定した訓練の実施、更には地域住民を挙げての総合的な防災訓練の必要性を強く感じる。
- ・「想定にとらわれない避難」の指導。「津波でんでんこ」意識の醸成。
- ・教職員の管理下にいない『登下校途中に遭遇した場合』『休日等に一人で在宅している時に遭遇した場合』の対応が難しい。(学校は何ができ、どこまでしなければならないのか。)隣接する岩手県南には、昔から『津波でんでんこ』という言葉が言い伝えられているが、まずもって『自分の身は自分で守る』(自助)の考えや対応が何より大切であるとする。そのことを具体的にどこへ避難すればよいかまで、保護者と対応の仕方について共通理解しあう必要が早急に必要であるとする。
- ・地域との連携を図りながら避難訓練を実施するなどの工夫が必要。
- ・津波警報が出た場合は、引き渡しを行わないこと。校舎が多少損壊していても校舎に戻すようなマニュアル作りが必要と考える。学校近辺の施設、設備(工場、店舗、鉄道)などによっては避難者が多くなるのが予想されるので、屋上を含め児童以外の避難者をどこに避難させるかを考えておく必要がある。
- ・同じ沿岸部でも場所によって津波の高さが異なる。地形や海底の形によって変わってくるものと思われるが、そのメカニズムを学び、その土地の状況に応じた避難を心がけたい。
- ・今自分の置かれている状況や自分を取り巻く状況のうち、必要なものを取得し、場に応じて主体的に判断し、実践し、自らの安全を自らが守る知恵、知識、体力、心情を育てていきたいと思っている。こんな大きな災害に街が見舞われた今だからこそ、現実としてこの街をどうデザインし、どんな未来を目指し、自分がどんな役割を担えるか、担いたいのかを考えようとする心情、知恵、知識、技能、実践する気力、知力、体力につなげていく教育、すなわち『復興教育』に取り組む具体を考えなければならないと思っている。

(4)避難所運営に関して大切なこと、功を奏した点、反省点

問 54 その他、避難所運営に関して大切なこと（物資、人、情報）や事前の対策が功を奏した点、反省点などがあれば記入下さい。

- ・電話が不通だったこともあり、行政との連絡調整が難しかった。固定電話も携帯電話も不通となり、災害対策本部との連絡に著しく支障をきたした。
- ・学校が避難所になった場合、地域、関係機関との連携が大切である。
- ・学校なので、できれば全職員で児童の引き渡しや安否確認を最優先させたい。そのためには、市の担当の方が早い段階で避難所に配置されることが望ましいと考える。
- ・学校の立地上、学校を避難所とすることに問題があり、行政と相談していく必要がある。
- ・実際に学校を避難所として開設する場合の手続きや連絡の仕方、運営の仕方等が平常時のうちに示され、学校の職員が理解している必要があると思う。
- ・震災時に学校独自の判断で開設できるようにすること。
- ・備蓄体制を整備すること。災害時の連絡のため防災無線を整備すること。
- ・早い段階で自治組織を立ち上げられるようにするため、避難所運営マニュアルを整備しておく。
- ・行政職員が避難所運営では何をどのようにするかなどを研修しておくことが必要である。
- ・大地震、原発事故等の最悪を想定した行政の綿密なマニュアルを基に、それがいざという時に機能するよう、定期的な行政主体の連絡会議を開催し日常化を図る。
- ・町として、全体を見据えた上での、実効性のあるマニュアルを整備することと、物資を常時更新しながら備蓄しておく必要がある。また、放射線から身を守る安定ヨウ素剤等の備蓄と使用法の理解と訓練が必要である。
- ・足の不自由な高齢者が多く、一般のトイレでは対応できなかったため、簡易トイレの設置訓練が必要。
- ・避難者への心のケア、病気のケア、物資のケアなど多くの支援を必要としている。それらのケアを専門知識のない人が行うのではなく、専門家による適切な支援が入ることで、安心した避難生活を送ることができる。
- ・避難所開設に関しては、宿直班、物資班、駐車場班、受付案内班をもうけて、全職員の希望を考慮しながら割り振りを行った。校長を中心に各班の班長と教頭、事務長とで避難所運営委員会を設置。運営に関する打合せを行ったことで、スムーズな運営を行うことができた。
- ・避難所では、公民館や近隣小学校、幼稚園との日頃からの連携や関係づくりが災害対応の面でもうまく働いた。また、地域コミュニティのまとまりの強さが避難所生活にも生かされていた。そこで、関係機関との連携や豊かな地域づくりが今後の防災には重要であると感じる。
- ・防災は学校だけでなく、社会全体の問題である。地域社会全体での防災への取組が必要である。
- ・避難所としてもっと多くの避難者用物品が必要だった。
- ・避難所となった学校の報道や情報にもとづいて考えると、学校教育の場を確保し、早期の授業再開のためにも、体育館以外の場所を避難所として提供しないことが必要であると感じた。
- ・今回、被害の少ない地域の学校の教員については、他の学校の避難所の連絡係や宿直の勤務が行われたが、教職員については主に同地域の他の学校再開の支援など、学校教育再開のための業務に特化して活用することが望ましいと感じた。
- ・避難所になった体育館に支援物資（食料等）が届いたが、宿泊していた学校関係者は避難者でないため物資は届かなかった。避難者のために学校を空けることもできず、食料を調達するのに難しい面があった。
- ・学校が避難所になる場合は、中学校の場合、生徒がその運営の手助け（手となり足となるように）となりうる意識付と訓練が必要である。当校の「避難所生活体験学習」はその意味で意義あるものであると考える。中学生が秩序を保つことができれば、地域住民の避難者もおちついた生活を送ることができるものと実感した。
- ・さまざまな災害を想定した詳細なシミュレーションが必要だと感じた。
- ・教職員や地域の役員などは避難所運営のノウハウを理解している必要があると感じた。また、日ごろから学校と地域と連携して、定期的に訓練等もしていかなければならないと思った。
- ・災害対策本部と避難所との連絡が当初上手く行かなかった。
- ・避難者数の調査などは、複数のルートから間断なく問い合わせが来るなどしたため混乱した。
- ・NPOの応援が来るまで、十分な自治組織ができなかった。またNPOの応援で温かい食事のできる仮設調理場や夜間LED照明など設備が充実した。大変頼もしく、感謝したい。
- ・外部との連絡手段が当初1台の公衆電話のみであったため、仮設の公衆電話等の手段が早急に必要であった。
- ・学校医が自主的に避難所となった学校を訪問し、避難していた方の健康状況を診察してくださった。
- ・震災当初、被害状況の詳細が分からず、市や委員会とも連絡が取れない状況の中、生徒や地域住民が大変協力的に動いてくれた。特に、地域の方々には、炊き出しから避難者のお世話まで親身になって対応して頂いたことは大変助かった。ただ、避難生活（集団生活）するうえで、生活スペースやトイレの利用、暖房機具の利用等、自分本位に振る舞う人たちがいたことも事実である。その場合、リーダーとなる人たちが絶対に必要になるし、自助、共助という気持ちは大切だとつくづく感じた。もちろん、公助としても日頃から非常時の対応について準備が必要なのは当然と感じる。
- ・避難所の運営が長期に及ぶことが見込まれるようになると、学校の本来の目的との間に微妙な緊張関係が生ずるようになる。この場合において大切なことは、全員を納得させる中心的価値が何であるかを見定めることである。人間としての尊厳か、学校の本来の目的実現か。このことは決して二律背反なことではなく、学校の管理者と避難所の運営者は、互いの役割や使命を確認し合い、役目柄の重みを共感し合いながら相互の理解を重ねていくことが肝要である。大切なことは、衝突させることではなく、共に現況を切り拓いていくこと。
- ・学校に避難した地域の方々との共生は、生徒たちにとって貴重な経験になったと思う。互いに気を遣いながらも、思いやりや助け合うことの大切さを身にしみて感じ、中学生の自分たちもできることをしなければ…という前向きな姿が見られた。

(4)避難所運営に関する自由意見

問 55 避難所の運営に関して、ご意見等があればご記入下さい。

- ・避難所開設のマニュアルをよく理解しておくとともに、想定外の事態発生に臨機応変に対応できるよう、多くの事例に触れておくことが大事と感じている。
- ・3月で気温も低く、暖房設備も体育館には設置できない状況下で、教室を避難場所として使用した。机や椅子等の移動も必要であり、避難した地域住民が宿泊できる環境は十分確保できなかった。
- ・運営主体者の初動体制のさらなる迅速化を望む。津波被害のため、たった2日間の開設であったが、運営はすべて学校で対応した。
- ・学校本来の業務である教育活動に支障が出るような避難所運営には疑問がある（体育の授業ができないなど）。すべての避難所運営、被災者の避難所間移動などを統括する部署が必要であると感じた。
- ・県の災害対策本部には指揮系統の整備をお願いしたい。当初、現場に連絡をよこす災害対策本部が何種類もあり（市や県）、何回も同じ内容を繰り返さざるをえず、そのあげくに一向に要求はかなえられなかった。それぞれの災害対策本部が連携もせず、ばらばらに活動していたという印象が強く残った。また、混乱の中、度々調査報告を求められたが、その内容が他の部署に提供されておらず、何のための調査だったかと憤りを覚える場面もあった。
- ・現場としては県教育委員会の明確な指示を期待する。学校を避難所にする場合、学校の通常の教育活動にできるだけ支障のないようにすることも必要である。
- ・避難所に指定されているところには、防災無線等非常時に使える通信手段を確保しておくことが必要。また、食料、水、毛布など避難者が少しでも楽になれるような物資を確保しておくことも大事であると感じる。
- ・日頃の地域との連携が避難所の運営にとって重要である。そのためには学校支援地域本部事業を活性化し、学校、地域、行政と一体になって進めていくことが大切である。
- ・今後も災害発生時には学校が避難所指定の有無にかかわらず避難所として使用される可能性が大きい。そのため、今後学校の施設設備の防災機能の見直し、強化を図っていくことが必要と思われる。また、水、毛布、食料等の物資についての備蓄倉庫も設置の必要がある。
- ・避難してくる方の中には、多くの高齢者がいることや障害のある方もいることを考えた避難所運営や備蓄品を考えなければならない。
- ・避難所の運営に関しては、地域の防災計画に基づいて、学校と市町村の防災担当者との連携が普段から必要である。避難所を運営する教職員も被災者であることにはかわりなく、自宅には家族もいる。どこまでを教職員が関わるか、どこまでを行政が行うかについて事前に確認しておきたい。
- ・「必要物品の備蓄や管理の場所及び方法、規程」「避難所での体制と教職員の配置」について計画にどのように盛り込み、教職員に周知するかを検討していく必要がある。中でも、避難所に教職員がかかわることで本来の学校の機能、特に児童生徒への指導に携わる時に、教職員の肉体的精神的な疲労が心配され、学校が避難所として活用される施設であること、避難所となった場合は避難した人々へ対応する必要があること等について、日常から教職員の意識を高めていくことが大切であると考えます。
- ・現状では、学校が避難所に指定された際の学校職員の行動が定められていない。避難所の設営、運営は、学校職員の職務ではないが、実際には職員は精一杯の対応をすると予想される。行政当局等の運営主体者との分担や責任の所在が明確でないと、スタート時の精一杯の行動がそのまま学校職員の分担として固定し、職員の負担が過重となり、ひいては避難所の機能に支障をきたす結果となりかねない。非常事態なので、学校職員が働くのは当然だが、予め分担等を決めておくことで円滑だと考える。
- ・避難所が撤退するというようになった時に、その後の学校施設の後片付けが職員のみで行うことになった。
- ・学校が避難所として指定される場合、学校職員がその対応にあたることが求められる。しかし学校職員が児童の指導や安全確保、安否確認を最優先にできるよう、市当局や地域との連携を確認していくことが大切。
- ・避難所の代表者を早急に選出してもらい、運営等についてのルールづくり（特に食料の分配、使用施設の清掃、健康管理等について）を行い、自治管理組織が機能するようにしていく必要がある。
- ・今後、避難所での必要な役割や物、施設のどこを開放してどこは出入りを制限するか、避難者のメンタル面に対する配慮等、専門家による避難所開設訓練は非常に役に立つと思われる。
- ・病気の人や幼い子ども、妊婦などが休める特別の区画が必要である。交通の便や病院や商店などの近隣などに避難所を開設する必要がある。
- ・避難所により待遇がことなるとの話も聞かれたので、差のない対応が必要ではないか。
- ・行政がすみやかにマニュアルに記載されている避難所、避難場所と連絡を取りあい、受け入れや支援がきちんとなされるべきだと思う。
- ・避難所として使用するためには建物の安全性の確保が必要。このために施設の整備の充実を図っていくこと、費用等の補助の必要がある。
- ・教職員が避難民の世話をするのは、公務員としては当たり前のことであるが、日常の業務と異なり精神的、肉体的にストレスが溜まりやすくなるのでケアをすることが必要になってくるのではないかと。
- ・今回の避難所運営に関しては、福島第一原発の事故の問題が大きく、重く影響している。国や県、警察や消防、自衛隊、町役場など、放射線量のデータについて、もっと迅速な情報提供がなされていたら、放射線に対する対応も、もう少し安全に考慮した対応ができたのではないかとと思われる。水素爆発やメルトダウンが発生したとき、あるいはその後の放射線が外部に放出されたときに、外気に触れながら駐車場を担当したり、物資の運搬に携わったりした職員がいたのは、今になってみると心が痛む出来事である。
- ・今回の東日本大震災で多くの教訓を語りつがねばならないと思います。具体的なお話やあり方などについて研修会など必ず実施して今後に生かしていただきたい。また、いつ起こるか、そして他所でも猶予はないと思いますので。